

「綾部市人権教育・啓発推進計画」に関する市民調査

報 告 書

令和6年(2024年)10月

綾 部 市

目 次

I	調査の概要	1
1.	調査の目的	1
2.	調査項目	1
3.	調査設計	2
4.	回収結果	2
5.	報告書の見方	2
6.	2018年度実施の「綾部市人権教育・啓発推進計画」に関する市民調査の概要	3
7.	京都府・全国調査の概要	3
8.	調査の精度	4
II	回答者の属性	5
(1)	性別	5
(2)	年齢	5
(3)	居住地域	6
(4)	職業	7
III	調査結果	9
1.	人権に関する一般的な考え方や認識について	9
(1)	人権尊重の感じ方	9
(2)	人権課題への関心度	12
(3)	人権に関する法律、条例、制度の認知度	18
(4)	さまざまな人権に関する考え方	25
2.	人権侵害などに関する考え方や認識について	32
(1)	身近な人権問題に関する考え方	32
(2)	性的少数者（LGBT等）という言葉の認知度	65
(3)	性的少数者の人権侵害に対する考え方	67
(4)	ヘイトスピーチの存在の認知度	72
(5)	ヘイトスピーチの存在の知ったきっかけ	74
(6)	ヘイトスピーチの存在に関する考え方	80
3.	人権侵害に関する行為を受けたり見聞きした経験について	86
(1)	人権侵害の経験の有無	86
(2)	人権侵害された経験の内容	88
(3)	人権侵害を受けたときの対応	93
(4)	インターネットにおいて発生していると思う人権問題	98
(5)	就職や結婚などで身元調査をする人がいると聞いた経験の有無	103
(6)	就職や結婚の際の聞き合わせや身元調査に対する意見	105

4. 被差別部落（同和地区）について……………	108
（1）被差別部落（同和地区）や同和問題を初めて知ったきっかけ……………	108
（2）過去5年間で同和地区の人を忌避する発言を聞いた経験の有無……………	113
（3）同和地区の人を忌避する発言した相手……………	117
（4）子どもの結婚問題について……………	121
（5）住宅を選ぶ際の特定地域への忌避意識……………	125
5. 人権に関する相談や学習などについて……………	130
（1）綾部市の人権に関わる相談窓口の認知度……………	130
（2）人権問題について学校の授業等で学んだ経験……………	136
（3）学校の授業等で学んだことがある人権問題……………	139
（4）人権問題に関する研修会等の参加経験……………	140
（5）研修等への参加による人権や人権問題に対する理解・認識……………	142
（6）人権問題に関する情報入手方法や学習で利用するもの……………	143
6. 自由意見……………	147
資料編（調査票）……………	149

I 調査の概要

I 調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、令和2年(2020年)に策定した「第3次綾部市人権教育・啓発推進計画」(「第3次計画」という。)に基づいた取組の状況を踏まえ、様々な人権問題に対する市民の意識の状況や変化などを把握し、第3次計画の改定及び今後の本市の人権施策をより総合的、効果的に推進するための基礎資料を得ることを目的に実施した。

2. 調査項目

調査項目	質問項目
1. 人権に関する一般的な考え方や認識について	問1 人権尊重の感じ方 問2 個別の人権問題への関心度 問3 人権に関する法律、条例、制度の認知度 問4 さまざまな人権に関する考え方
2. 人権侵害などに関する考え方や認識について	問5 身近な人権問題に関する考え方 問6 性的少数者(LGBT等)という言葉の認知度 問6-1 性的少数者の人権侵害に対する考え方 問7 ヘイトスピーチの存在の認知度 問7-1 ヘイトスピーチの存在の知ったきっかけ 問7-2 ヘイトスピーチの存在に関する考え方
3. 人権侵害に関する行為を受けたり見聞きした経験について	問8 人権侵害の経験の有無 問8-1 人権侵害された経験の内容 問8-2 人権侵害を受けたときの対応 問9 インターネットにおいて発生していると思う人権問題 問10 就職や結婚の際の身元調査についての見聞き経験の有無 問11 就職や結婚の際の聞き合わせや身元調査に対する意見
4. 被差別部落(同和地区)について	問12 被差別部落(同和地区)や同和問題を初めて知ったきっかけ 問13 過去5年間で同和地区の人を忌避する発言を聞いた経験の有無 問13-1 同和地区の人を忌避する発言した相手 問14 子どもの結婚問題について 問15 住宅を選ぶ際の特定期域への忌避意識
5. 人権に関する相談や学習などについて	問16 綾部市の人権に関わる相談窓口の認知度 問17 人権問題について学校の授業等で学んだ経験 問17-1 学校の授業等で学んだことがある人権問題 問18 人権問題に関する研修会等の参加経験 問18-1 研修等への参加による人権や人権問題に対する理解・認識 問19 人権問題に関する情報入手方法や学習で利用するもの
回答者の属性	問20 性別 問21 年齢 問22 居住地区 問23 職業
	問24 自由意見

3. 調査設計

- (1) 調査地域 綾部市全域
- (2) 調査対象者 市内在住の満18歳以上の市民
- (3) 調査対象者数 1,000人
- (4) 標本抽出法 無作為抽出法
- (5) 抽出台帳 住民基本台帳
- (6) 調査方法 郵送及びWEBによる無記名アンケート
- (7) 調査時期 令和6年7月26日(金)～8月23日(金)

4. 回収結果

発 送 数	1,000件
回 収 数	435件
無 効 票	3件
有効回答数	432件
有効回答率	43.2%

5. 報告書の見方

- (1) 図表中のn (Number of case) は、設問に対する回答者数のことである。
- (2) 回答比率(%)は回答者数(n)を100%として算出し、小数点以下第2位を四捨五入して表示した。四捨五入の結果、内訳の合計が計に一致しないことがある。また、一人の回答者に複数の回答を求める設問では、回答比率(%)の計は100.0%を超える。
- (3) 図表中の「MA%(Multiple Answer)」の表示は、複数回答を依頼した質問である。

6. 2018年度実施の「綾部市人権教育・啓発推進計画」に関する市民調査の概要

本調査の分析にあたり、前回調査である2018年度「綾部市人権教育・啓発推進計画」に関する市民調査との比較を参考データとして掲載している。2018年度「綾部市人権教育・啓発推進計画」に関する市民調査の実施概要は次のとおりである。

なお、本文の図表中の記載は、「2018年度」（本年度は「2024年度」）としている。

	2018年度市民調査
調査地域	綾部市全域
調査対象者	市内在住の満20歳以上の市民
調査方法	郵送配布・郵送回収
発 送 数	1, 0 0 0 件
有効回答数	4 3 1 件
有効回答率	4 3 . 1 %

7. 京都府・全国調査の概要

本調査の分析にあたり、京都府の調査および全国の調査との比較を参考データとして掲載している。京都府および全国の調査の概要は以下のとおりである。

	京都府 「京都府人権教育・啓発推進計画 （第2次）に関する府民調査」	全国 「人権擁護に関する世論調査」 （内閣府）
調査対象	18歳以上の京都府在住の者（外国籍府民含む）3,100人	全国18歳以上の日本国籍を有する者 3,000人
調査方法	郵送による配布・回収、またはWEBによる回答	郵送による配布・回収、またはWEBによる回答
調査時期	令和2年(2020年)11月～12月	令和4年(2022年)8月
有効回答数	1, 5 3 1 件	1, 5 5 6 件
有効回答率	4 9 . 4 %	5 1 . 9 %

8. 調査の精度

本調査は、標本調査（層化無作為抽出）であり、調査結果の誤差の計算は下記の計算式によって計算できる。

≪信頼度95%の場合≫

$$\text{標本誤差} = \pm 2 \times \sqrt{\frac{p(100-p)}{n}} \dots\dots\dots \textcircled{1}$$

n = 有効回答者数（432人）、p = 回答比率

①によって計算された総数および主な属性別の標本誤差は『図表1』のとおりである。

【図表1 信頼度95%における主要な%の信頼区間 1 / 2 幅】

	p(%) n	5 95	10 90	15 85	20 80	25 75	30 70	35 65	40 60	45 55	50 50
総 数	432	2.1	2.9	3.4	3.8	4.2	4.4	4.6	4.7	4.8	4.8
<性別>											
男性	191	3.2	4.3	5.2	5.8	6.3	6.6	6.9	7.1	7.2	7.2
女性	221	2.9	4.0	4.8	5.4	5.8	6.2	6.4	6.6	6.7	6.7
選択しない	15	11.3	15.5	18.4	20.7	22.4	23.7	24.6	25.3	25.7	25.8
<年齢別>											
10・20歳代	26	8.5	11.8	14.0	15.7	17.0	18.0	18.7	19.2	19.5	19.6
30・40歳代	78	4.9	6.8	8.1	9.1	9.8	10.4	10.8	11.1	11.3	11.3
50・60歳代	162	3.4	4.7	5.6	6.3	6.8	7.2	7.5	7.7	7.8	7.9
70歳以上	160	3.4	4.7	5.6	6.3	6.8	7.2	7.5	7.7	7.9	7.9

※属性別の「無回答」は数表から除いているため、合計は総数と一致しない。

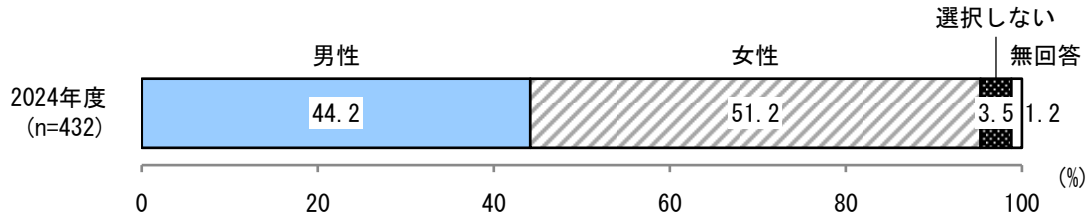
標本誤差の利用法について例示すると、『問8 人権侵害の経験の有無』（86ページ）において「ある」と回答した人は、総数の20.1%である。そこで、“図表1”の信頼区間の%欄で、20.1%に最も近い「20（または80）」の列と「総数」の行が交差する欄をみると“3.8”となっている。このことから「ある」と答える人の母集団値は20.1%±3.8%、すなわち16.3%から23.9%の間であることが信頼度95%（この種の調査を100回行えば95回はこの範囲に収まるという精度）と推定できる。

Ⅱ 回答者の属性

Ⅱ 回答者の属性

(1) 性別

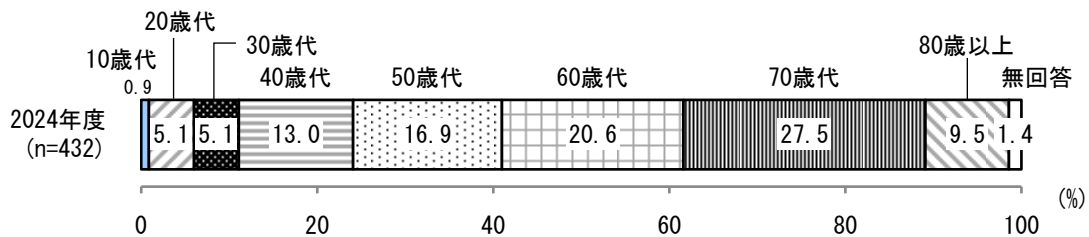
【図表1-1 性別】



回答者の性別は、「男性」が44.2%、「女性」が51.2%、「選択しない」が3.5%となっている。
(図表1-1)

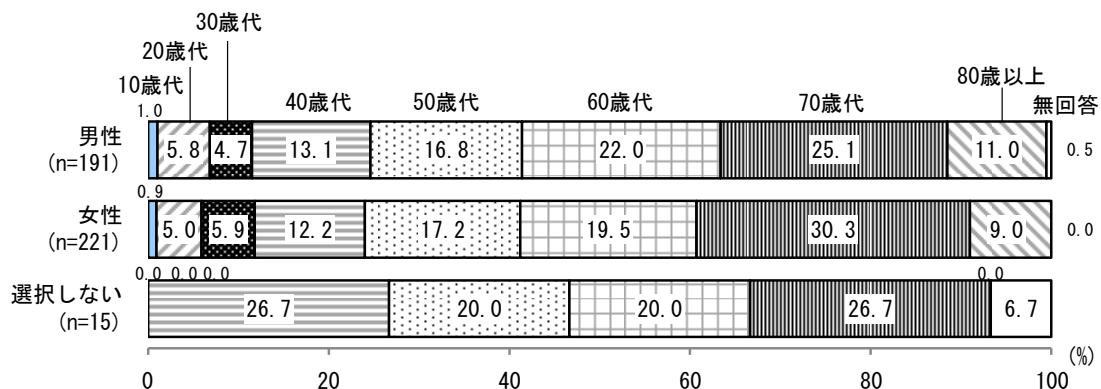
(2) 年齢

【図表1-2 年齢】



回答者の年齢は、「70歳代」が27.5%で最も多く、次いで「60歳代」が20.6%、「50歳代」が16.9%となっている。70歳以上の年代層が全体の37.0%を占める。(図表1-2)

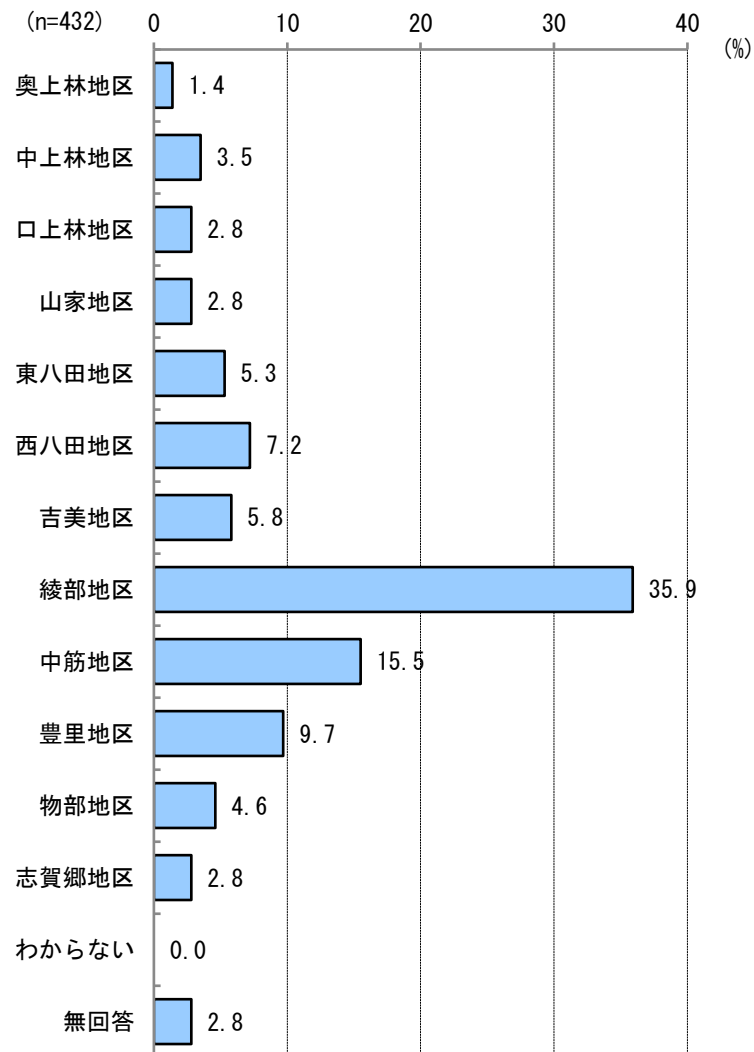
【図表1-2-1 性別 年齢】



性別でみると、男女とも「70歳代」が最も多く、男性25.1%、女性30.3%となっている。(図表1-2-1)

(3) 居住地域

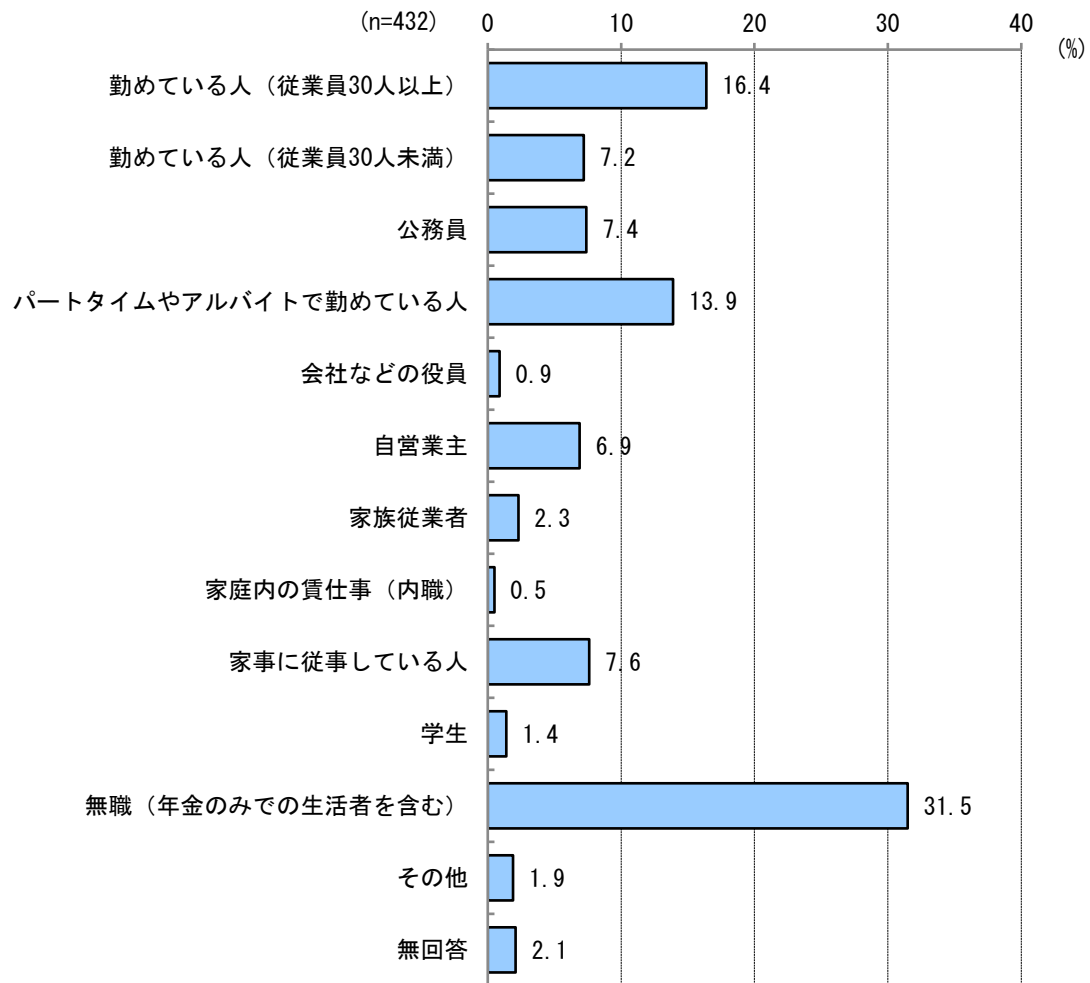
【図表1-3 居住地域】



居住地域は、「綾部地区」が35.9%で最も多く、次いで「中筋地区」が15.5%、「豊里地区」が9.7%となっている。(図表1-3)

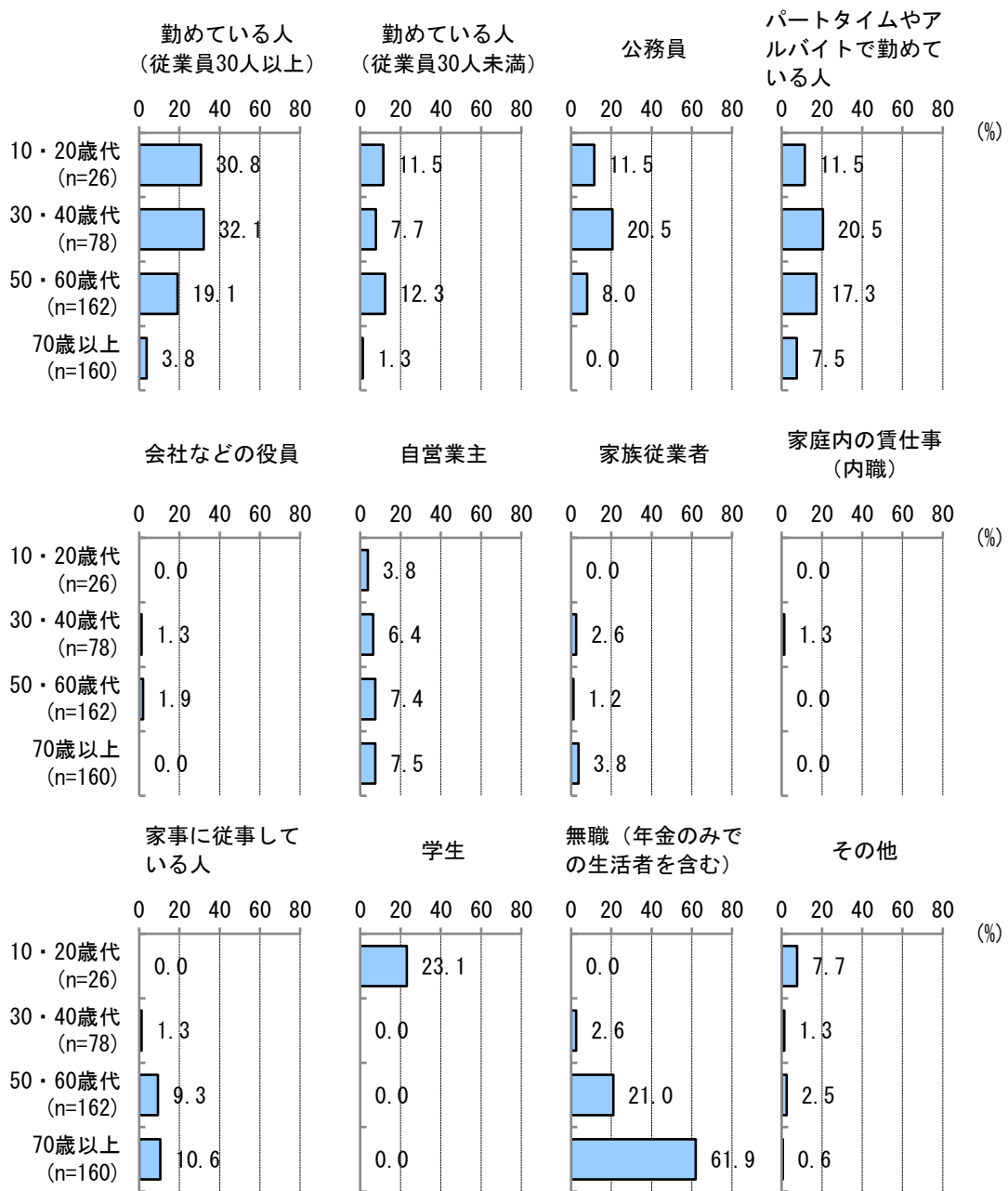
(4) 職業

【図表1-4 職業】



回答者の職業は、「無職（年金のみでの生活者を含む）」が31.5%で最も多く、次いで「勤めている人（従業員30人以上）」が16.4%、「パートタイムやアルバイトで勤めている人」が13.9%となっている。（図表1-4）

【図表1-4-1 年齢別 職業】



年齢別でみると、「勤めている人（従業員30人以上）」、「公務員」、「パートタイムやアルバイトで勤めている人」は30・40歳代が最も高くなっている。（図表1-4-1）

Ⅲ 調査結果

Ⅲ 調査結果

1. 人権に関する一般的な考え方や認識について

(1) 人権尊重の感じ方

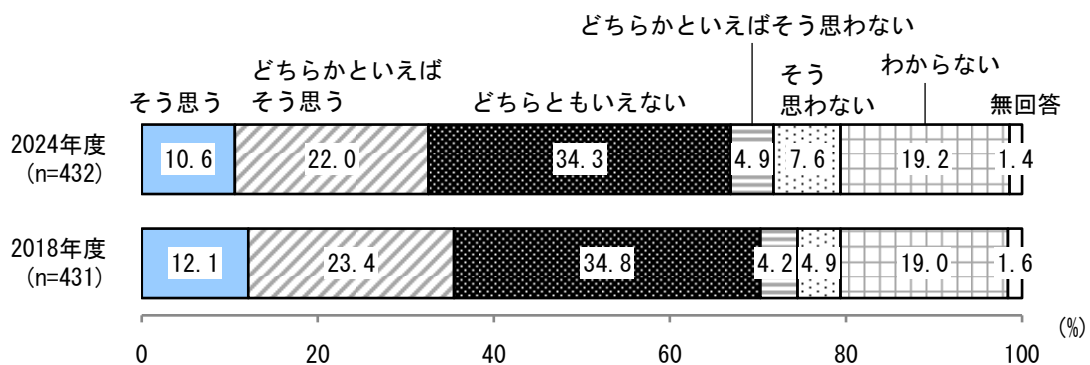
■単純集計結果

問1 人権を取り巻く社会の状況について、あなたはどのように思いますか。次の事項ごとにあてはまる番号を1つずつ選んで○をつけてください。

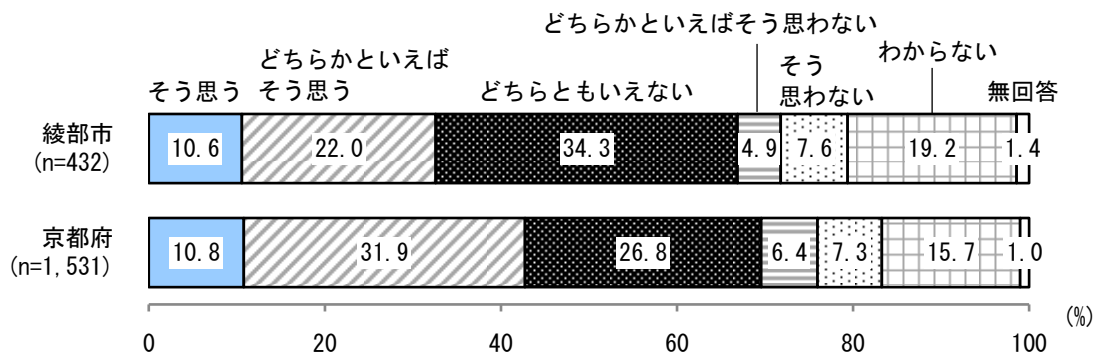
ア 市民一人ひとりの人権意識は、5年前と比べて高くなっている

(京都府：府民一人ひとりの人権意識は、10年前と比べて高くなっている)

【図表1-1① 人権尊重の感じ方（経年比較）】



【図表1-1② 人権尊重の感じ方（京都府との比較）】



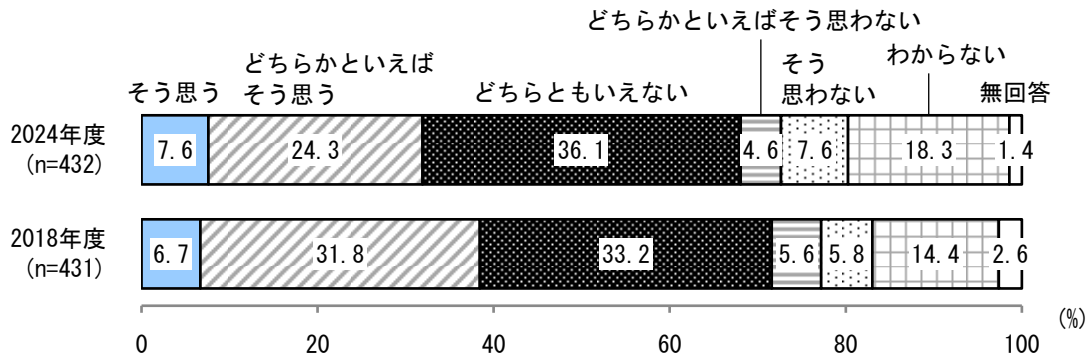
『ア 市民一人ひとりの人権意識は、5年前と比べて高くなっている』について、“そう思う”（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の計。以下同様）は32.6%で、2018年度（35.5%）より2.9ポイント低くなっている。一方、“そう思わない”（「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の計。以下同様）は12.5%で、2018年度（9.1%）より3.4ポイント高くなっている。（図表1-1①）

京都府と比較すると、“そう思う”は京都府の42.7%より10.1ポイント低くなっている。（図表1-1②）

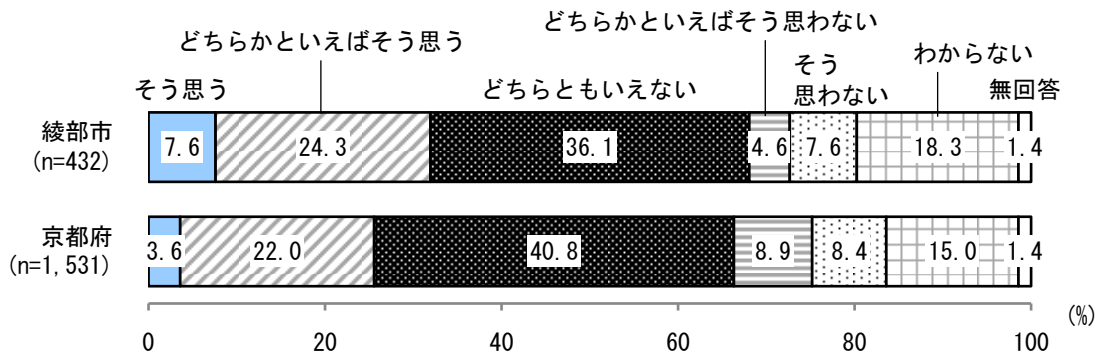
イ 綾部市は、人権が尊重された豊かなまちになっている

(京都府：京都府は、人権が尊重された豊かな社会になっている)

【図表1-1③ 人権尊重の感じ方（経年比較）】



【図表1-1④ 人権尊重の感じ方（京都府との比較）】



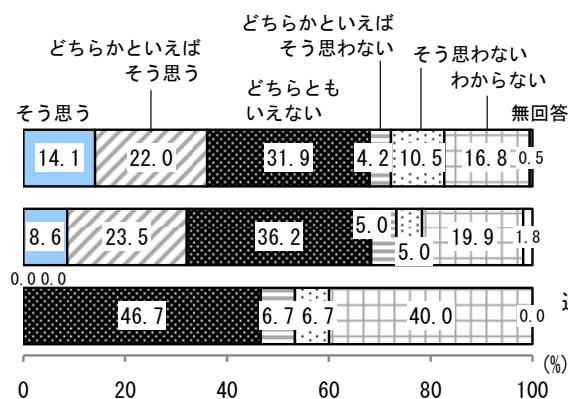
『イ 綾部市は、人権が尊重された豊かなまちになっている』について、“そう思う”は31.9%で、2018年度（38.5%）より6.6ポイント低くなっている。一方、“そう思わない”は12.2%で、2018年度（11.4%）と比べても大きな差はみられない。（図表1-1③）

京都府と比較すると、“そう思う”は京都府（25.6%）より6.3ポイント高く、一方で“そう思わない”は京都府（17.3%）より5.1ポイント低くなっている。（図表1-1④）

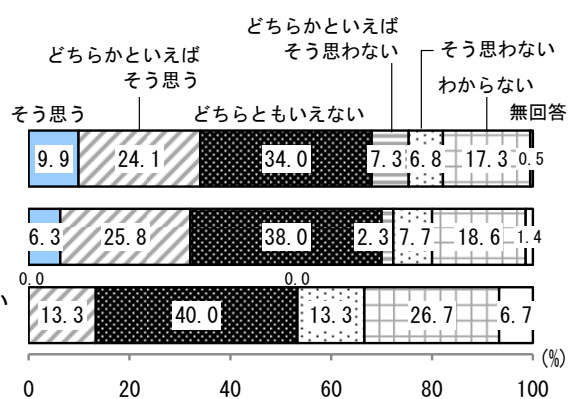
■クロス集計結果

【図表1-1-1 性別 人権尊重の感じ方】

ア 市民一人ひとりの人権意識は、5年前と比べて高くなっている



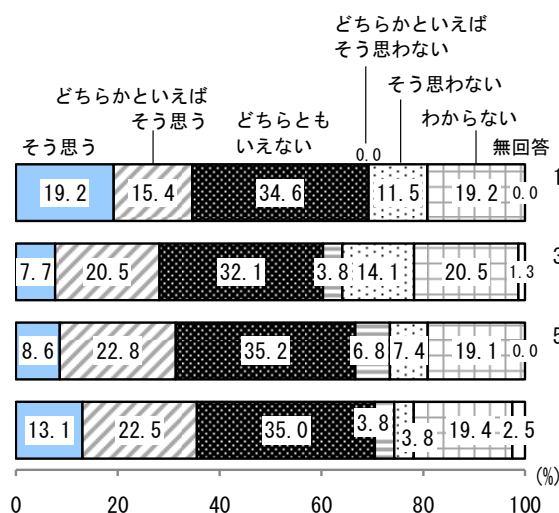
イ 綾部市は、人権が尊重された豊かなまちになっている



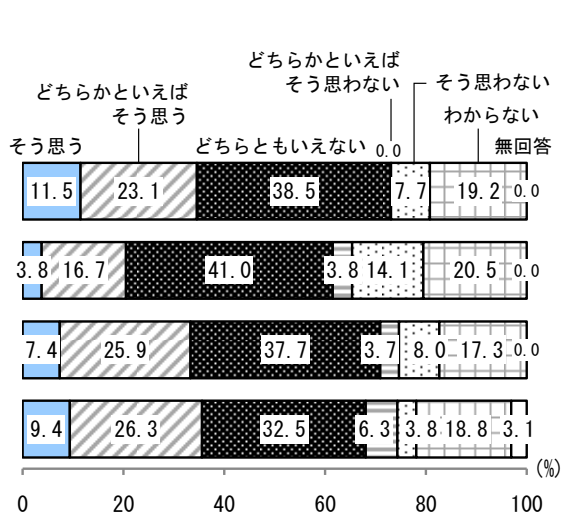
性別でみると、“そう思う”は『ア 市民一人ひとりの人権意識は、5年前と比べて高くなっている』、『イ 綾部市は、人権が尊重された豊かなまちになっている』とも男性が高くなっている。

【図表1-1-2 年齢別 人権尊重の感じ方】

ア 市民一人ひとりの人権意識は、5年前と比べて高くなっている



イ 綾部市は、人権が尊重された豊かなまちになっている



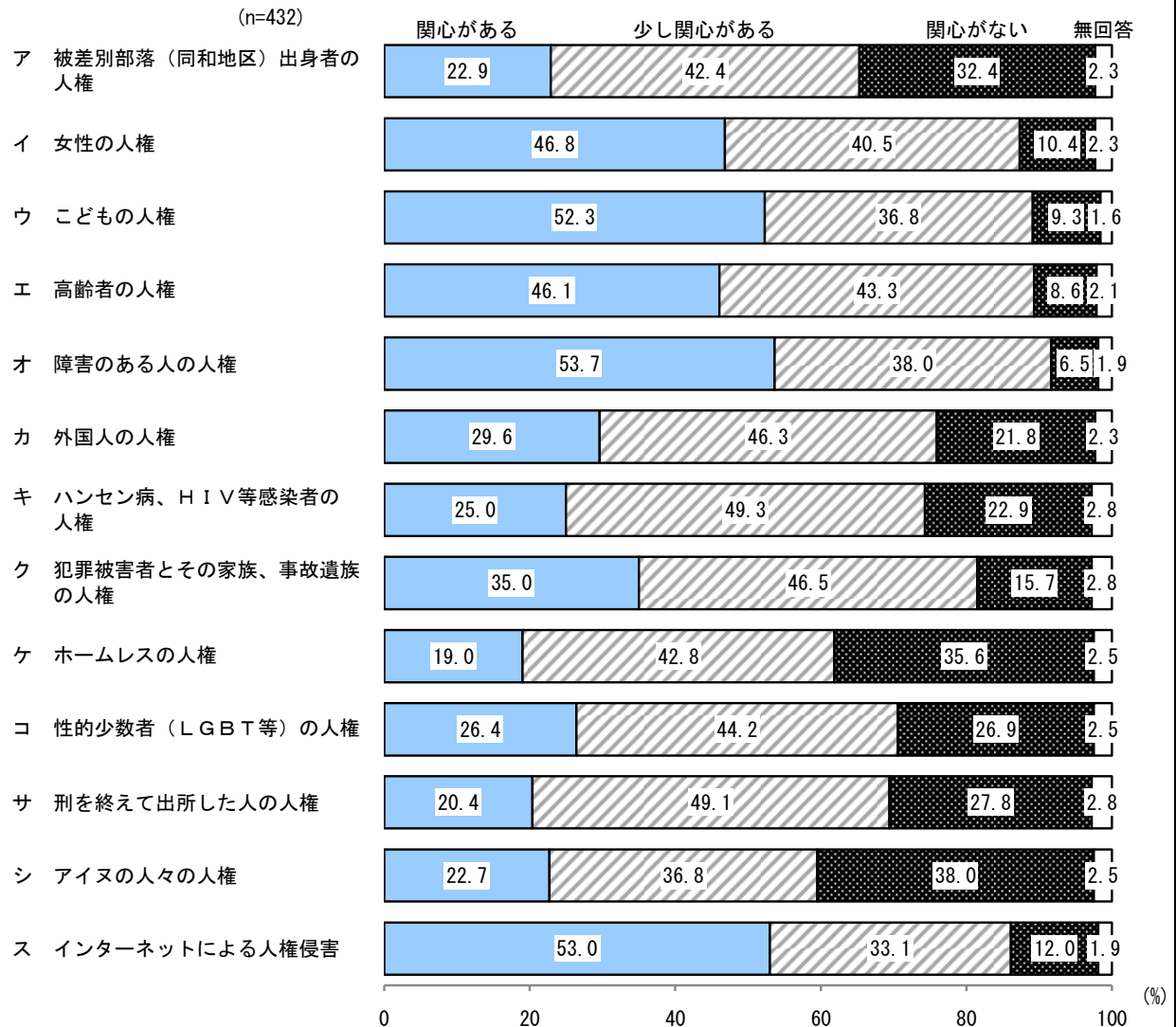
年齢別でみると、“そう思う”は『ア 市民一人ひとりの人権意識は、5年前と比べて高くなっている』、『イ 綾部市は、人権が尊重された豊かなまちになっている』とも70歳以上が最も高くなっている。

(2) 人権課題への関心度

■単純集計結果

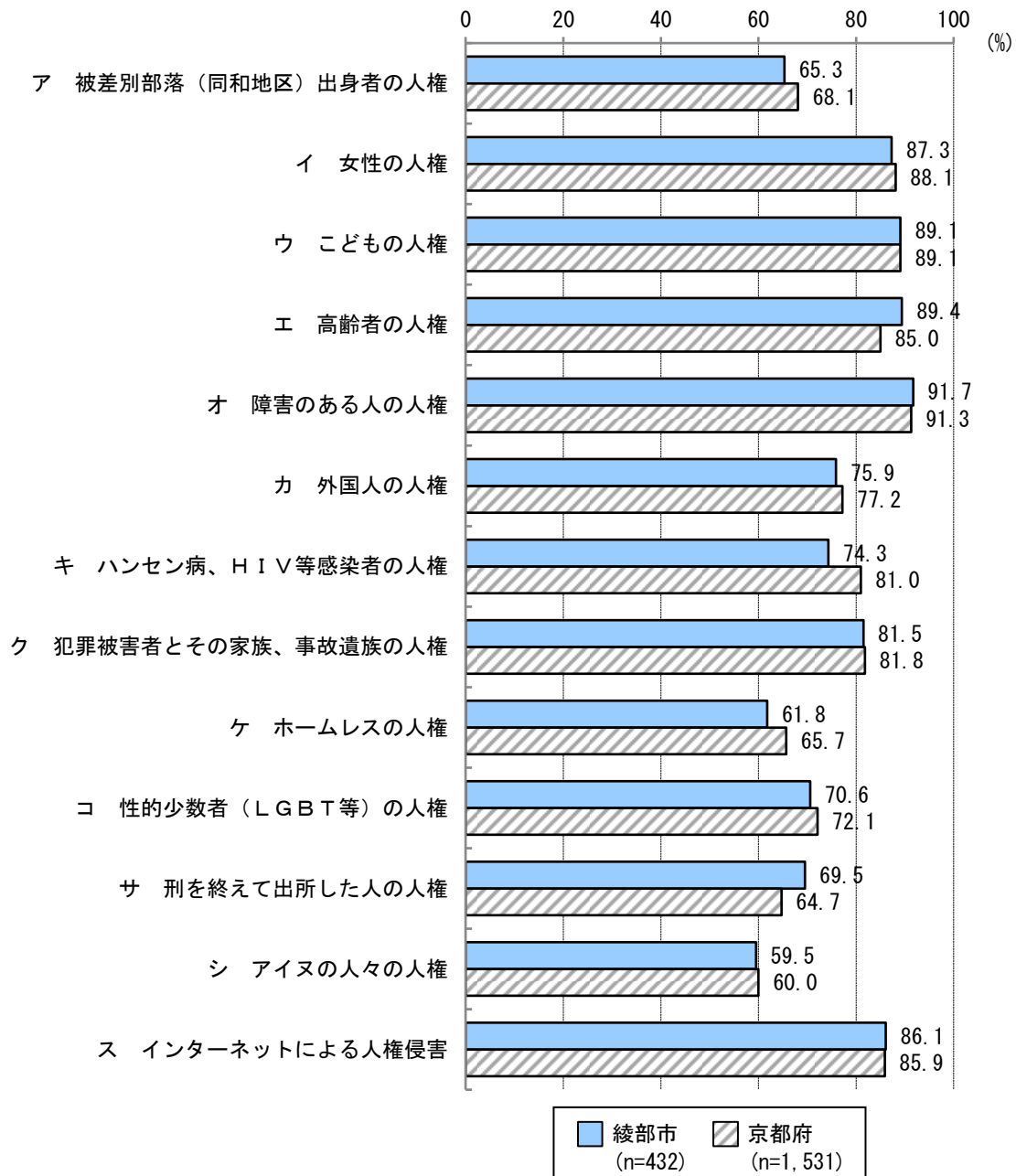
問2 あなたは、次にあげた人権課題について、どの程度関心がありますか。
ア～スの事項ごとにあてはまる番号を1つずつ選んで○をつけてください。

【図表1-2① 人権課題への関心度】



人権課題への関心度については、“関心がある”（「関心がある」と「少し関心がある」の計）は『オ 障害のある人の人権』が91.7%で最も割合が高く、次いで『エ 高齢者の人権』が89.4%、『ウ こどもの人権』が89.1%となっている。（図表1-2①）

【図表1-2② 人権課題への関心度（関心がある割合）（京都府との比較）】

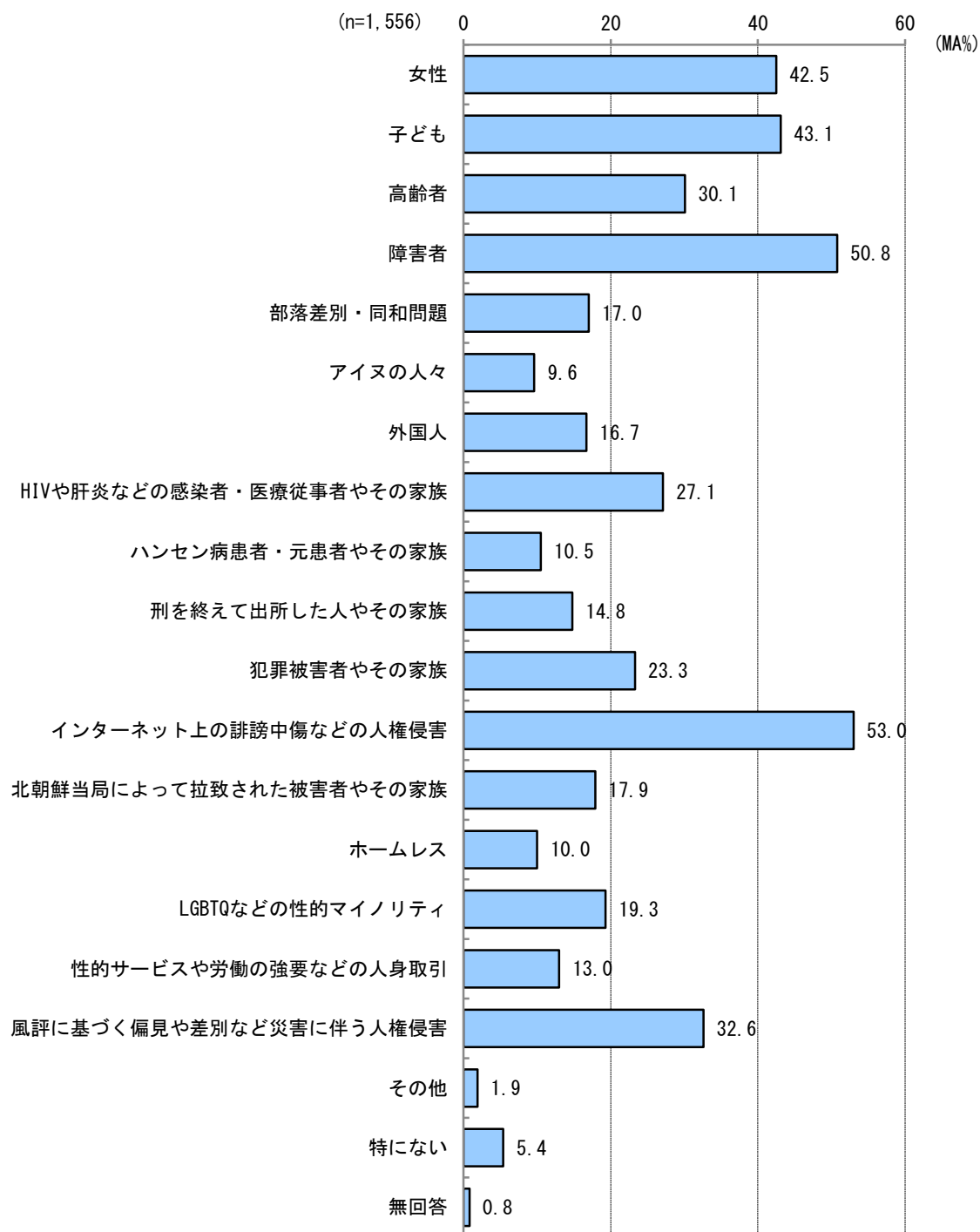


※関心がある割合：「関心がある」＋「少し関心がある」

“関心がある”割合を京都府と比較すると、『サ 刑を終えて出所した人の人権』（69.5%）が京都府（64.7%）より4.8ポイント、『エ 高齢者の人権』（89.4%）が京都府（85.0%）より4.4ポイント、それぞれ高くなっている。（図表1-2②）

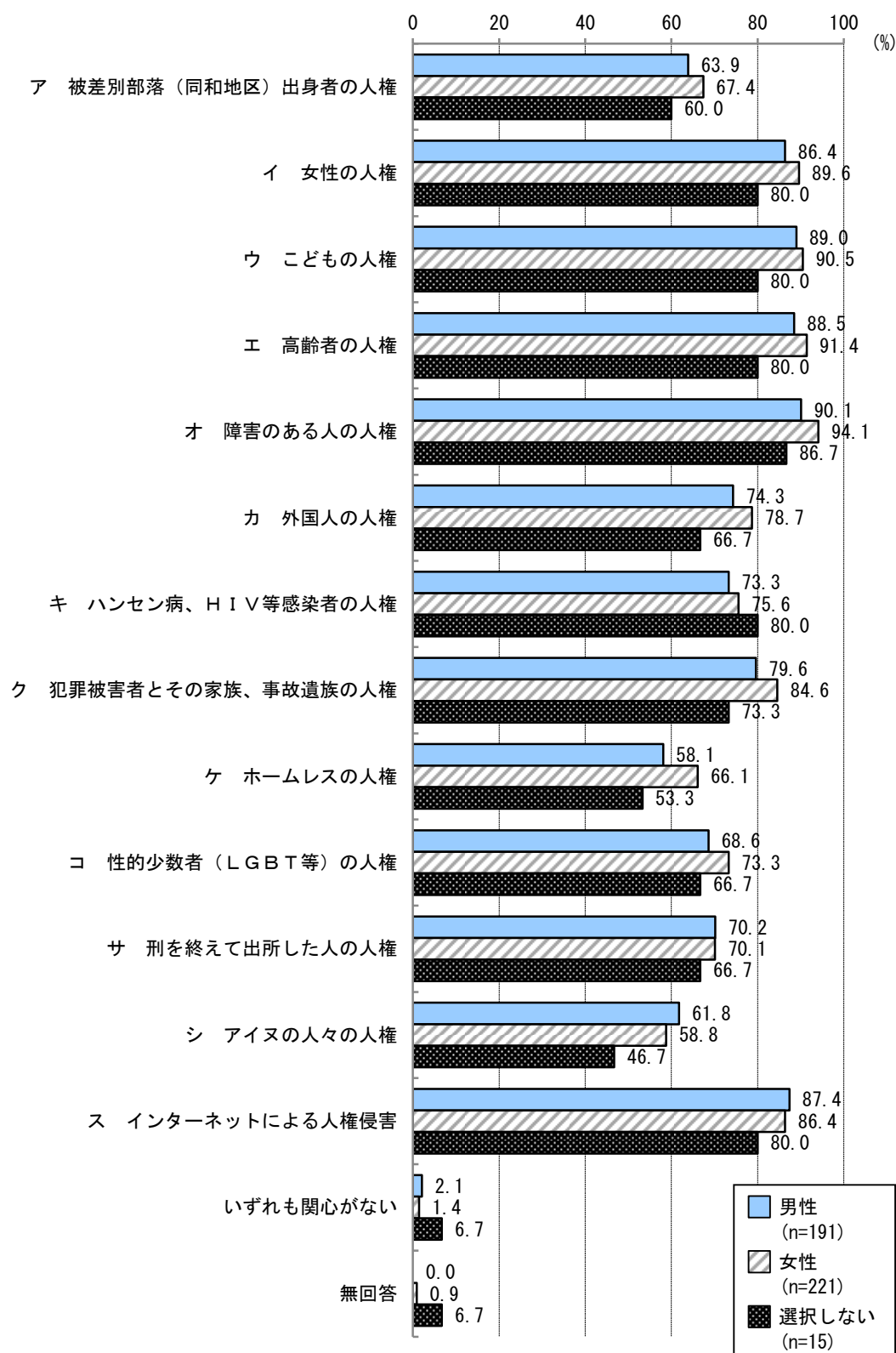
参考 全国調査

問 あなたが、日本における人権問題について、関心があるのはどのようなことですか。



■クロス集計結果

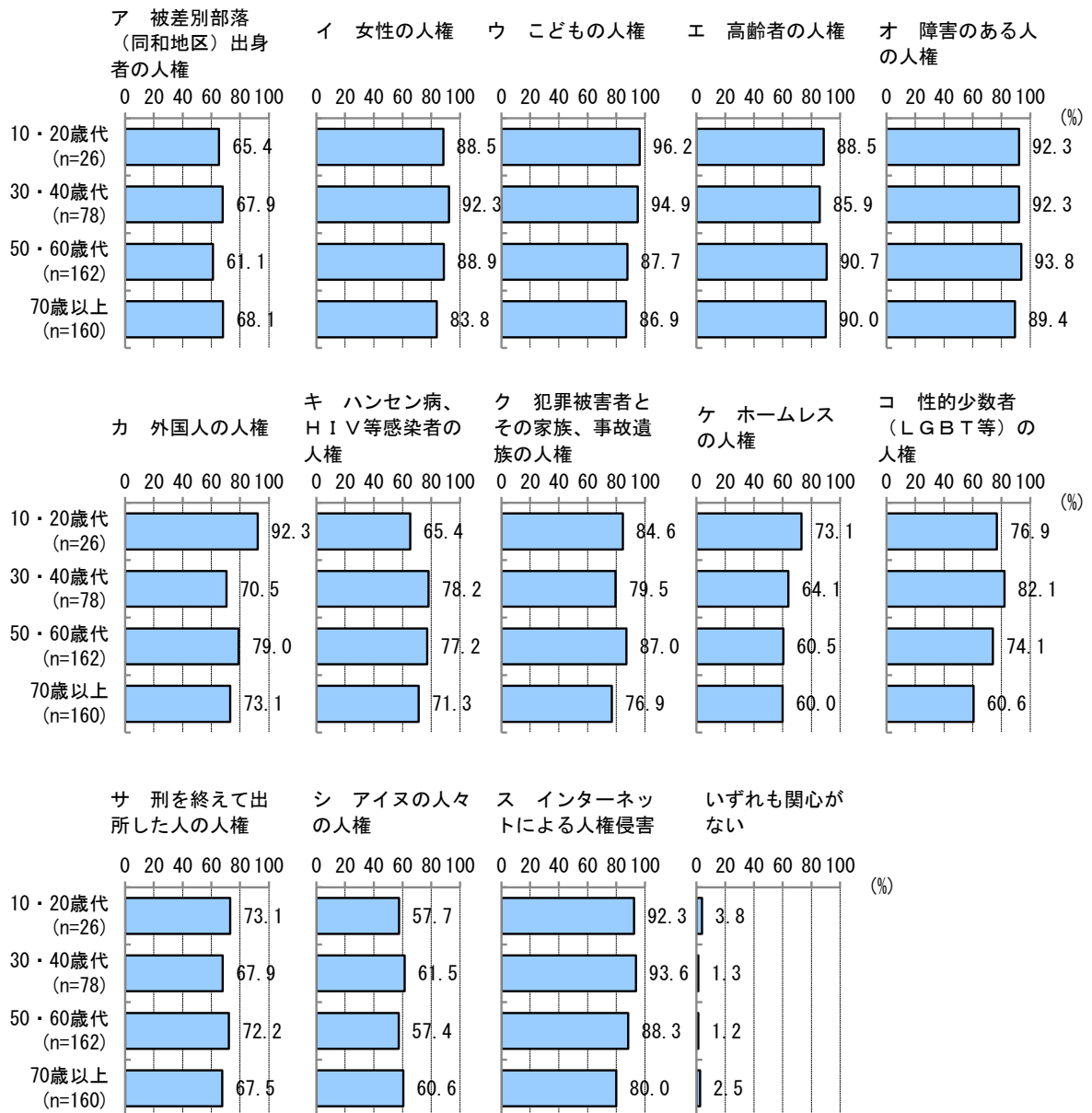
【図表1-2-1 性別 人権課題への関心度（関心がある割合）】



※関心がある割合：「関心がある」＋「少し関心がある」

“関心がある”割合は、男女とも『オ 障害のある人の人権』（男性90.1%、女性94.1%）が最も多く、次いで男性は『ウ こどもの人権』（89.0%）、女性は『エ 高齢者の人権』（91.4%）となっている。（図表1-2-1）

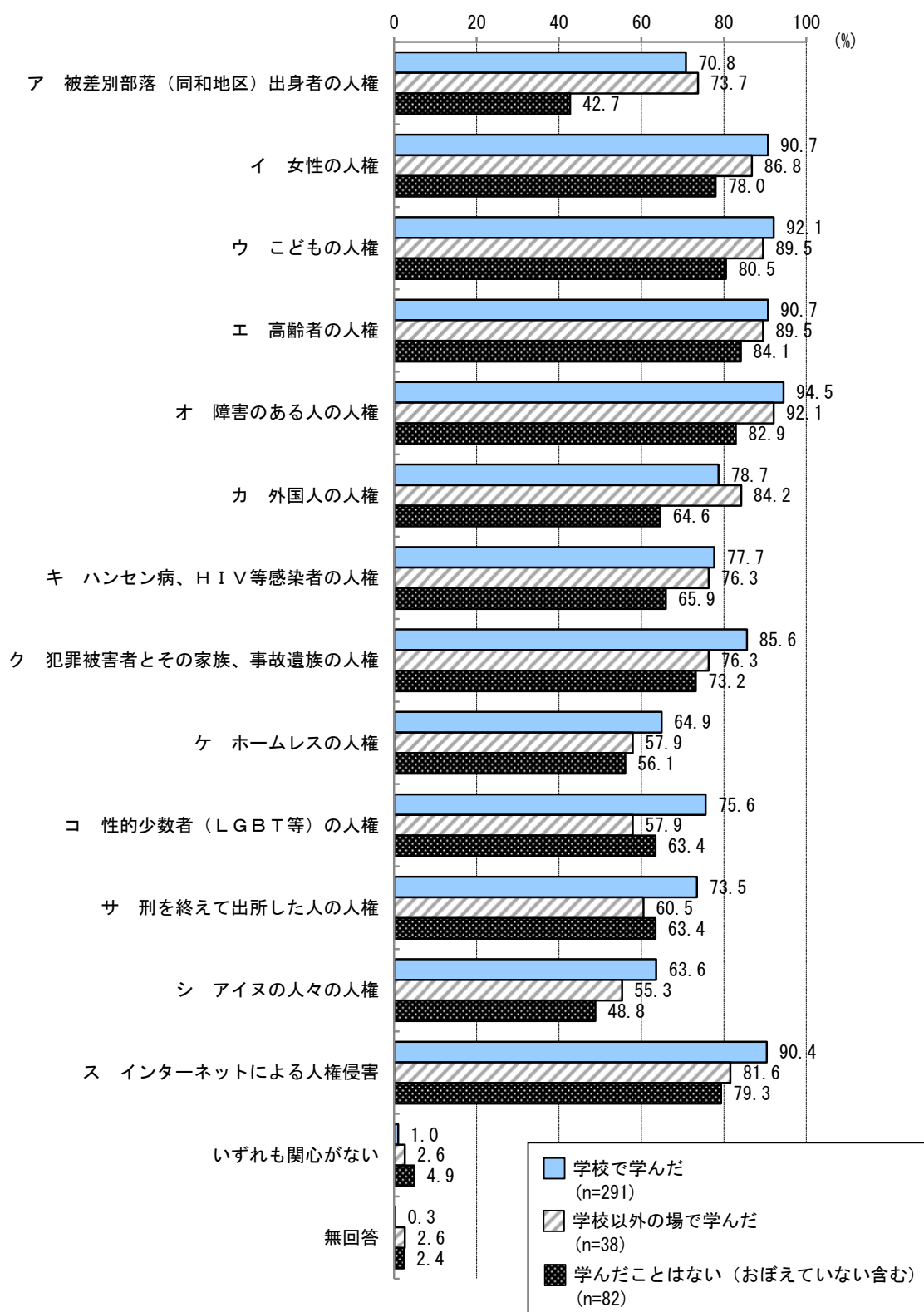
【図表1-2-2 年齢別 人権課題への関心度（関心がある割合）】



※関心がある割合：「関心がある」＋「少し関心がある」

年齢別でみると、“関心がある”割合は、『イ 女性の人権』、『ウ こどもの人権』、『オ 障害のある人の人権』、『ク 犯罪被害者とその家族、事故遺族の人権』、『ケ ホームレスの人権』、『コ 性的少数者（LGBT等）の人権』、『サ 刑を終えて出所した人の人権』、『ス インターネットによる人権侵害』では70歳以上で最も低くなっている。（図表1-2-2）

【図表1-2-3 人権問題について学んだ機会別 人権課題への関心度（関心がある割合）】



※関心がある割合：「関心がある」＋「少し関心がある」

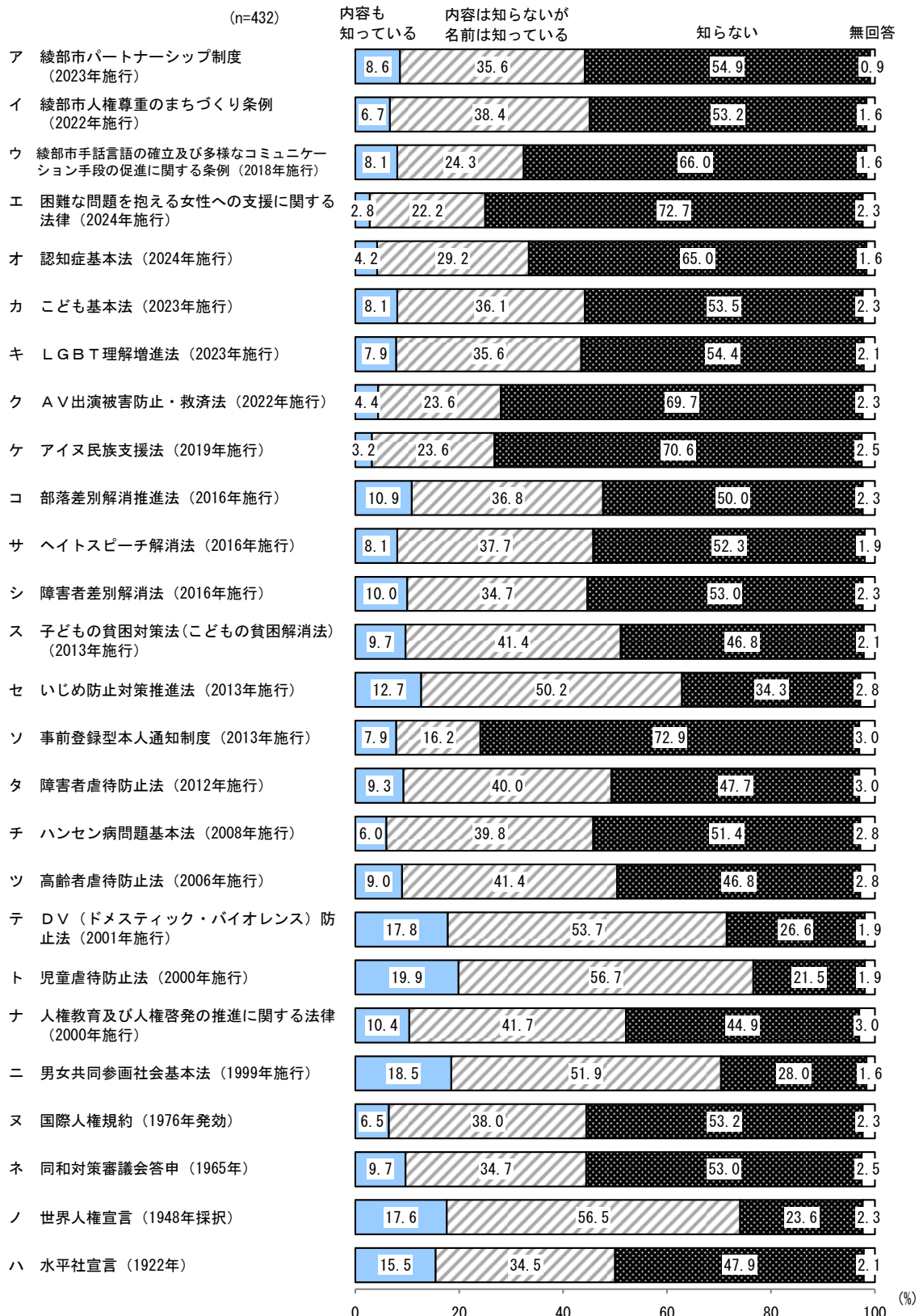
人権問題について学んだ機会別でみると、学校で学んだ、学校以外で学んだでは『オ 障害のある人の人権』がそれぞれ94.5%、92.1%で最も多く、学んだことはないでは『エ 高齢者の人権』（84.1%）が最も多くなっている。（図表1-2-3）

(3) 人権に関する法律、条例、制度の認知度

■単純集計結果

問3 あなたは、最近施行された人権に関する法律、条例、制度等をどの程度知っていますか。ア～ハの事項ごとにあてはまる番号を1つずつ選んで○をつけてください。

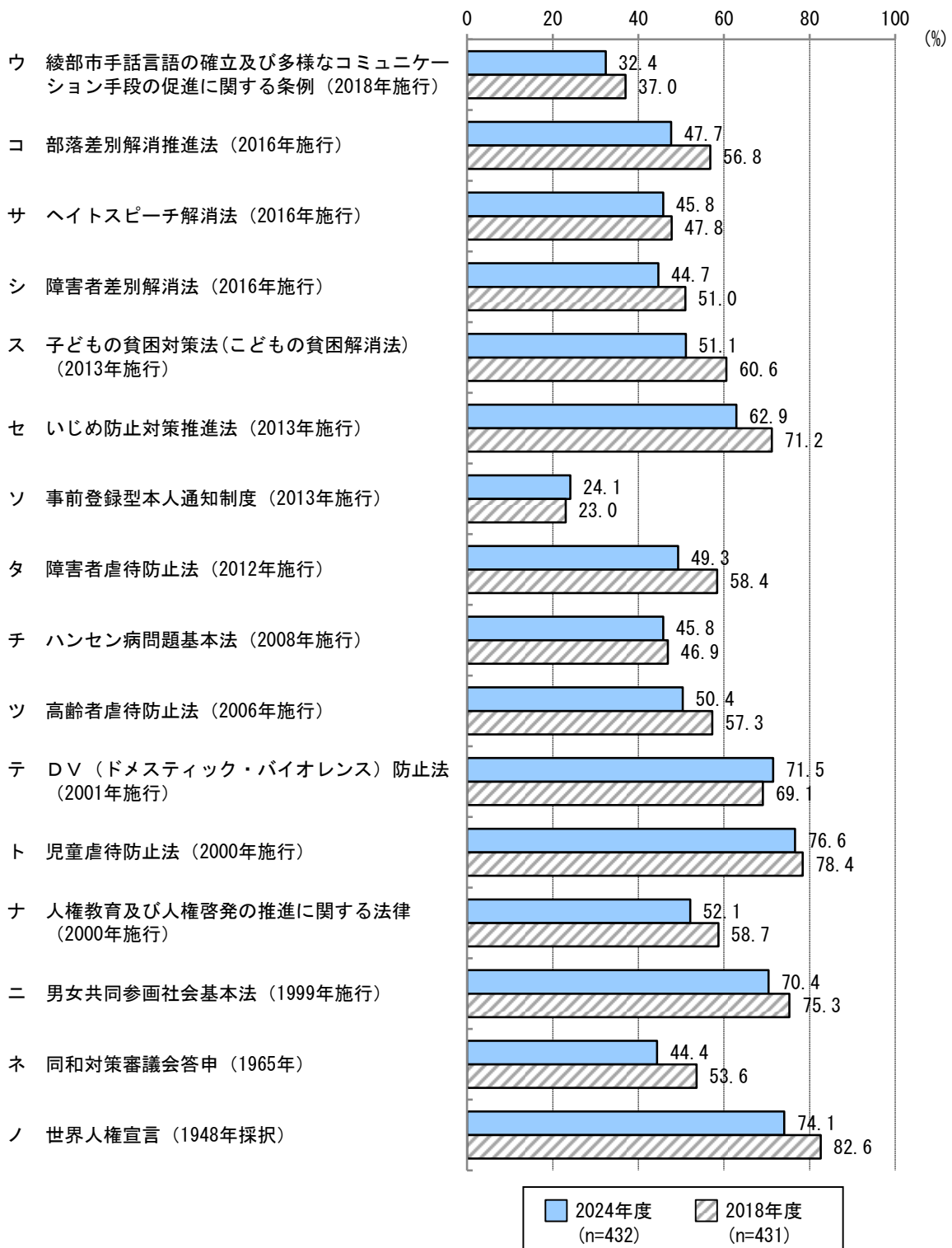
【図表1-3① 人権に関する法律、条例、制度の認知度】



人権に関する法律、条例、制度の認知度について、「内容も知っている」の割合は、『ト 児童虐待防止法(2000年施行)』が19.9%で最も高く、次いで『ニ 男女共同参画社会基本法(1999年施行)』が18.5%、『テ DV(ドメスティック・バイオレンス)防止法(2001年施行)』が17.8%となっている。

“知っている”(「内容も知っている」と「内容は知らないが名前は知っている」の計)は、『ト 児童虐待防止法(2000年施行)』が76.6%で最も高く、次いで『ノ 世界人権宣言(1948年採択)』が74.1%、『テ DV(ドメスティック・バイオレンス)防止法(2001年施行)』が71.5%となっている。(図表1-3①)

【図表1-3② 人権に関する法律、条例、制度の認知度（知っている割合）（経年比較）】

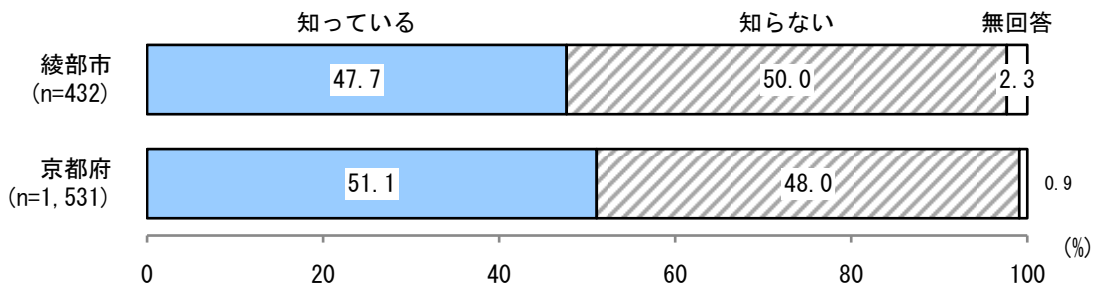


※知っている割合：「内容も知っている」＋「内容は知らないが名前は知っている」

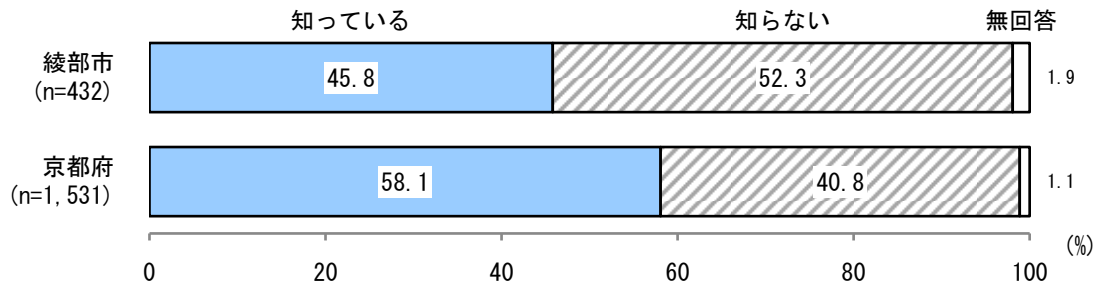
“知っている”について、2018年度と比較すると、『ス 子どもの貧困対策法(こどもの貧困解消法)（2013年施行）』は2018年度（60.6%）より9.5ポイント、『ネ 同和対策審議会答申（1965年）』は2018年度（53.6%）より9.2ポイント、それぞれ低くなっている。（図表1-3②）

【図表1-3③ 人権に関する法律、条例、制度の認知度（知っている・知らない別）（京都府との比較）】

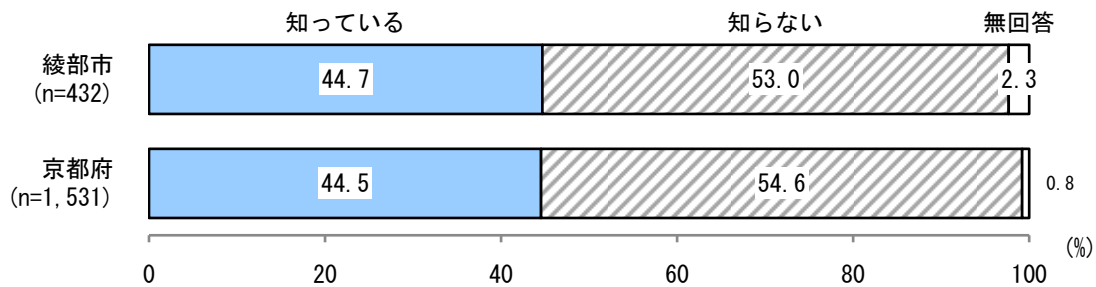
コ 部落差別解消推進法（2016年施行）



サ ヘイトスピーチ解消法（2016年施行）



シ 障害者差別解消法（2016年施行）

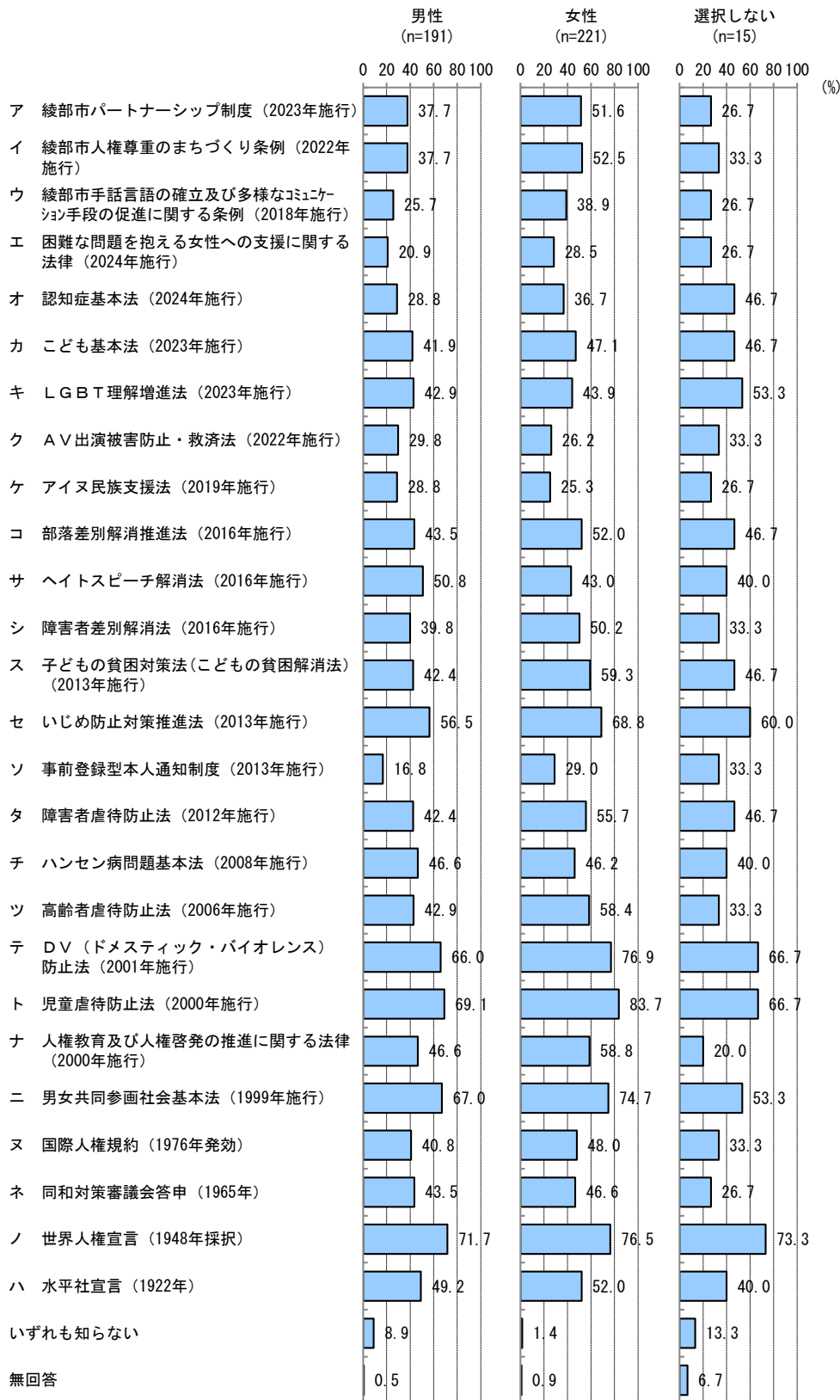


※知っている割合：「内容も知っている」＋「内容は知らないが名前は知っている」

京都府と比較すると、“知っている”は、『コ 部落差別解消推進法（2016年施行）』、『サ ヘイトスピーチ解消法（2016年施行）』では京都府より割合が低いですが、『シ 障害者差別解消法（2016年施行）』は京都府よりやや高くなっている。（図表1-3③）

■クロス集計結果

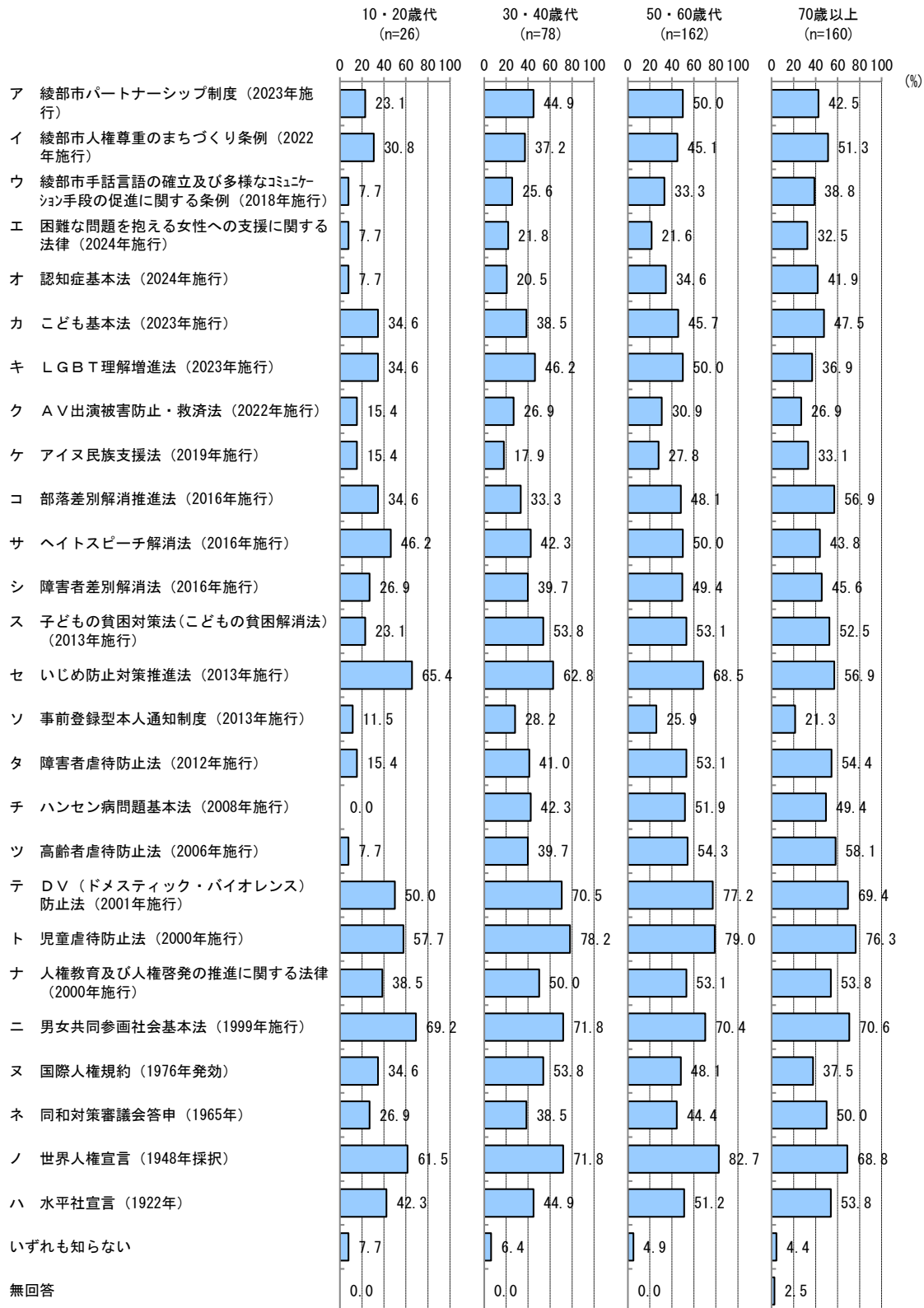
【図表1-3-1 性別 人権に関する法律、条例、制度の認知度（知っている割合）】



※知っている割合：「内容も知っている」＋「内容は知らないが名前は知っている」

性別でみると、男性では『ノ 世界人権宣言（1948年採択）』（71.7%）が最も多く、次いで『ト 児童虐待防止法（2000年施行）』（69.1%）、女性では『ト 児童虐待防止法（2000年施行）』（83.7%）が最も多く、次いで『テ D V（ドメスティック・バイオレンス）防止法（2001年施行）』（76.9%）となっている。（図表1-3-1）

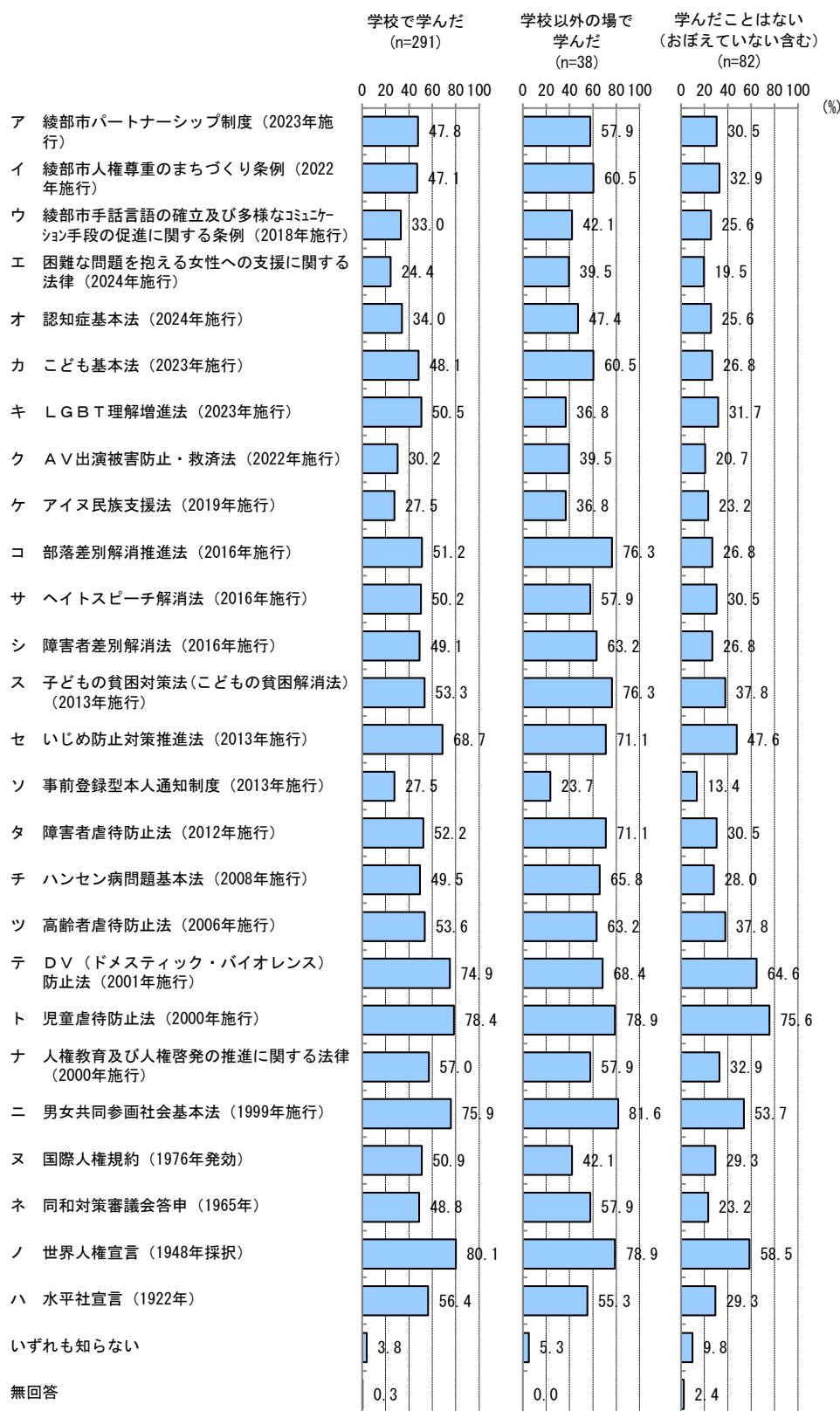
【図表1-3-2 年齢別 人権に関する法律、条例、制度の認知度（知っている割合）】



※知っている割合：「内容も知っている」＋「内容は知らないが名前は知っている」

年齢別でみると、10・20歳代では『ニ 男女共同参画社会基本法（1999年施行）』（69.2%）が最も多く、30・40歳代と70歳以上では『ト 児童虐待防止法（2000年施行）』（30・40歳代78.2%、70歳以上76.3%）、50・60歳代では『ノ 世界人権宣言（1948年採択）』（82.7%）が最も多くなっている。（図表1-3-2）

【図表1-3-3 人権問題について学んだ機会別 人権に関する法律、条例、制度の認知度（知っている割合）】



※知っている割合：「内容も知っている」＋「内容は知らないが名前は知っている」

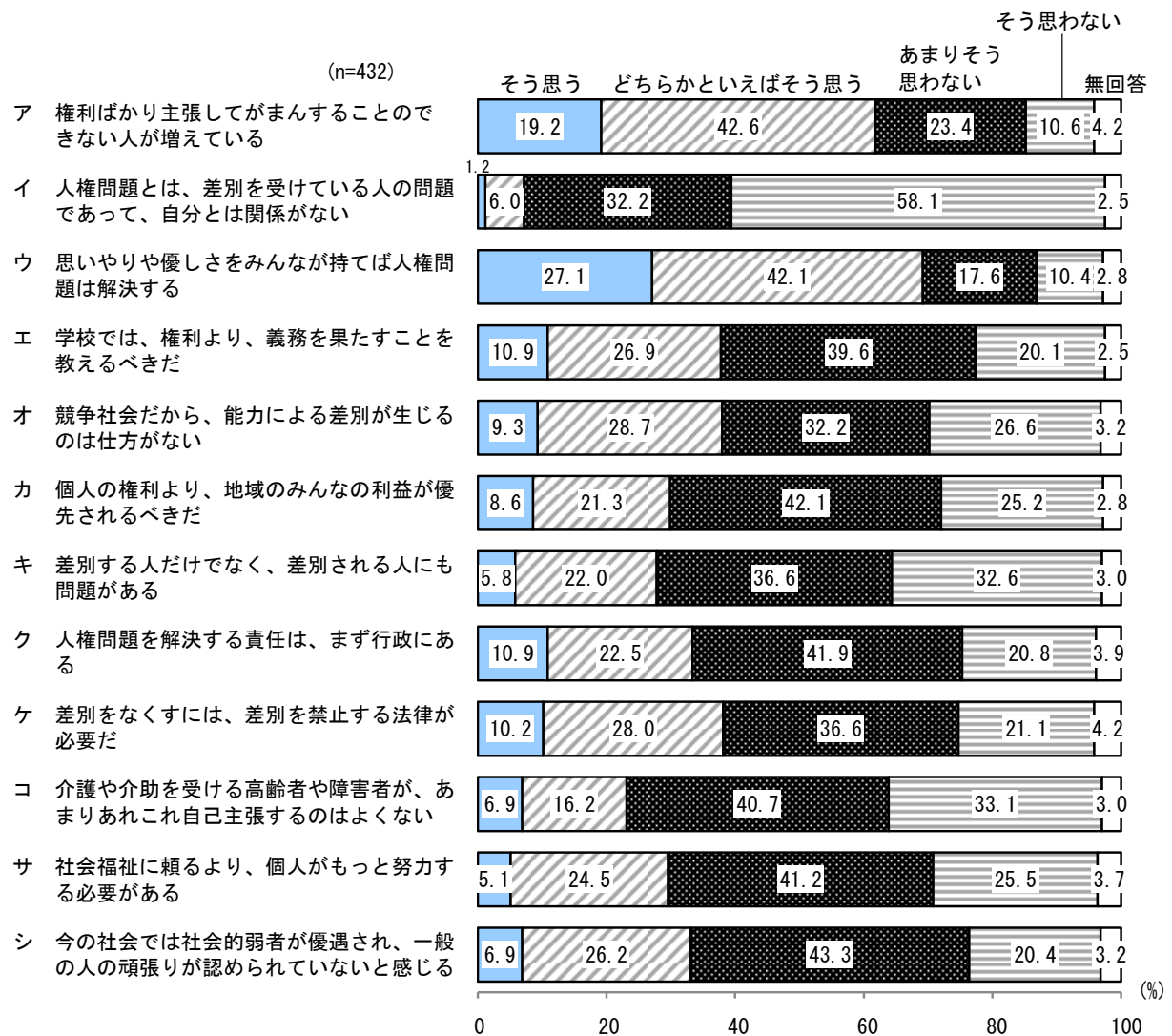
人権問題について学んだ機会別でみると、学校で学んだは『ノ 世界人権宣言（1948年採択）』（80.1%）が最も多く、学校以外で学んだは『ニ 男女共同参画社会基本法（1999年施行）』（81.6%）、学んだことはないは『ト 児童虐待防止法（2000年施行）』（75.6%）が最も多くなっている。（図表1-3-3）

(4) さまざまな人権に関する考え方

■単純集計結果

問4 人権について、いろいろな考え方がありますが、あなたはどのように思われますか。次のア～シの事項ごとに、あなたの考えにもっとも近い番号を1つずつ選んで○をつけてください。

【図表1-4 さまざまな人権に関する考え方】

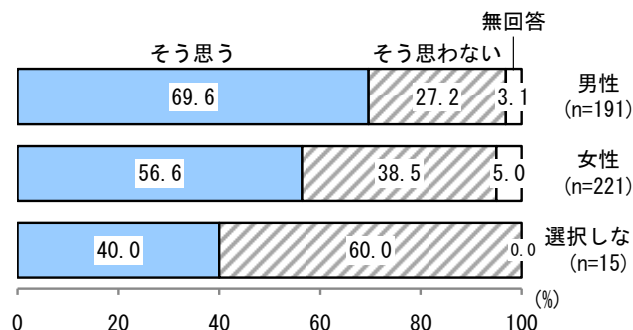


さまざまな人権に関する考え方については、“そう思う”（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の計）は、『ウ 思いやりや優しさをみんなが持てば人権問題は解決する』が69.2%で最も高く、次いで『ア 権利ばかり主張してがまんすることのできない人が増えている』が61.8%、『ケ 差別をなくすには、差別を禁止する法律が必要だ』が38.2%となっている。一方で、“そう思わない”（「あまりそう思わない」と「そう思わない」の計）は、『イ 人権問題とは、差別を受けている人の問題であって、自分とは関係がない』が90.3%で最も高く、次いで『コ 介護や介助を受ける高齢者や障害者が、あまりあれこれ自己主張するのはよくない』が73.8%、『キ 差別する人だけでなく、差別される人にも問題がある』が69.2%となっている。（図表1-4）

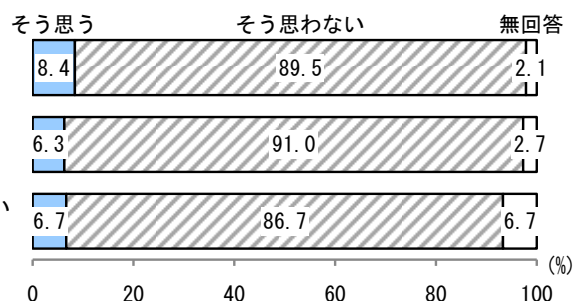
■クロス集計結果

【図表1-4-1 性別 さまざまな人権に関する考え方】

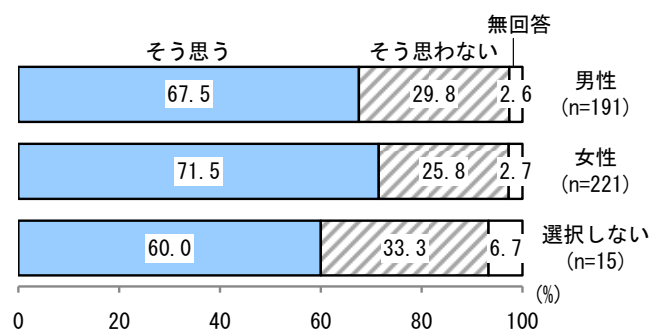
ア 権利ばかり主張してがまんすることの
できない人が増えている



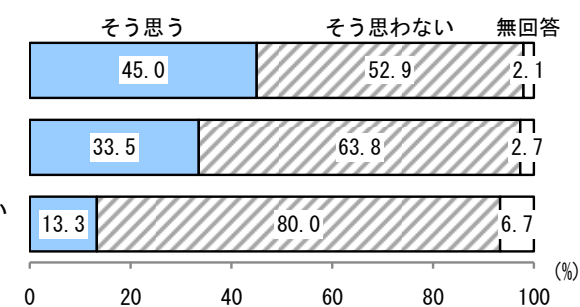
イ 人権問題とは、差別を受けている人の
問題であって、自分とは関係がない



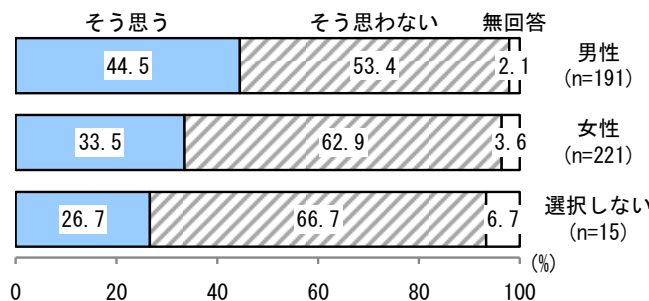
ウ 思いやりや優しさをみんなが持てば人
権問題は解決する



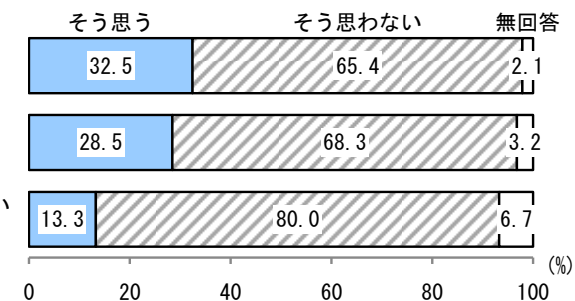
エ 学校では、権利より、義務を果たすこと
を教えるべきだ



オ 競争社会だから、能力による差別が生
じるのは仕方がない



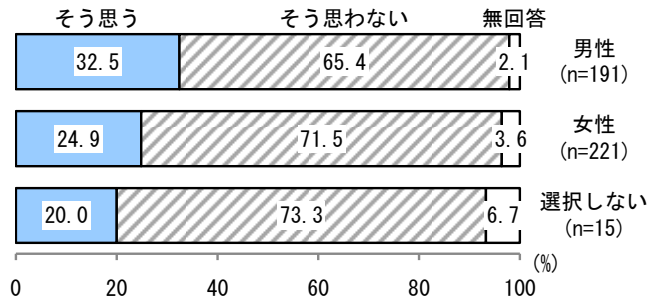
カ 個人の権利より、地域のみんなの利益
が優先されるべきだ



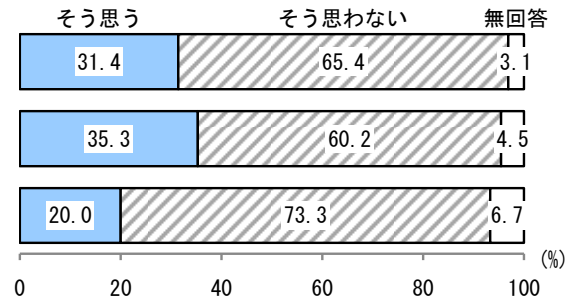
※ “そう思う” は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の計、“そう思わない” は「あまりそう思わない」と「そう思わない」の計。(以下同様)

【図表1-4-1 性別 さまざまな人権に関する考え方】

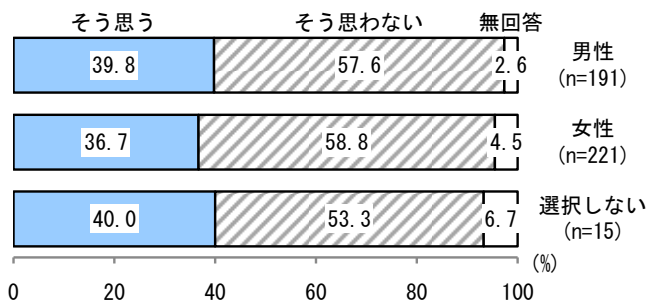
キ 差別する人だけでなく、差別される人にも問題がある



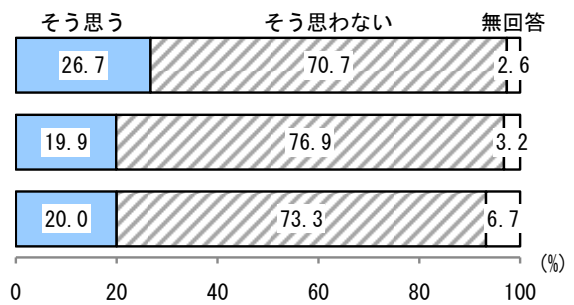
ク 人権問題を解決する責任は、まず行政にある



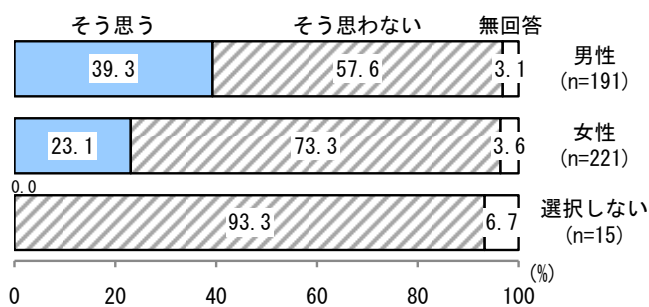
ケ 差別をなくすには、差別を禁止する法律が必要だ



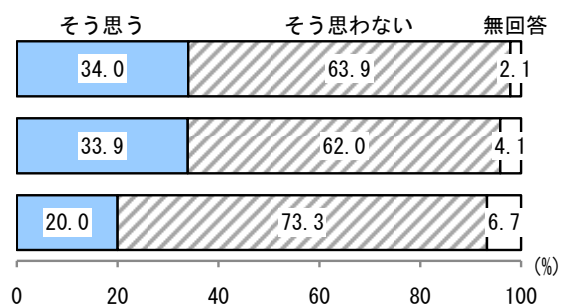
コ 介護や介助を受ける高齢者や障害者が、あまりあれこれ自己主張するのはよくない



サ 社会福祉に頼るより、個人がもっと努力する必要がある



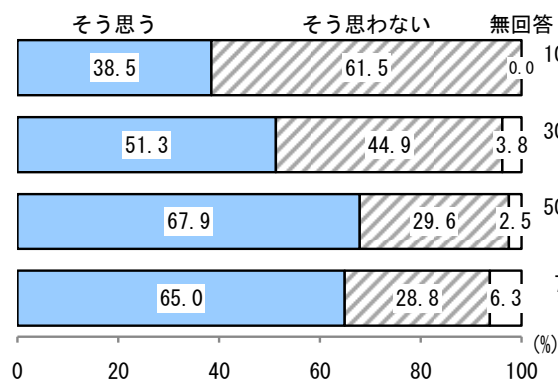
シ 今の社会では社会的弱者が優遇され、一般の人の頑張りが認められていないと感じる



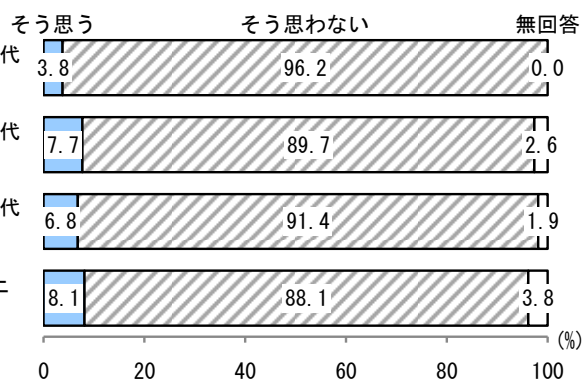
性別でみると、“そう思う”は『ウ 思いやりや優しさをみんなが持てば人権問題は解決する』と『ク 人権問題を解決する責任は、まず行政にある』は男性より女性のほうが高くなっている。(図表1-4-1)

【図表1-4-2 年齢別 さまざまな人権に関する考え方】

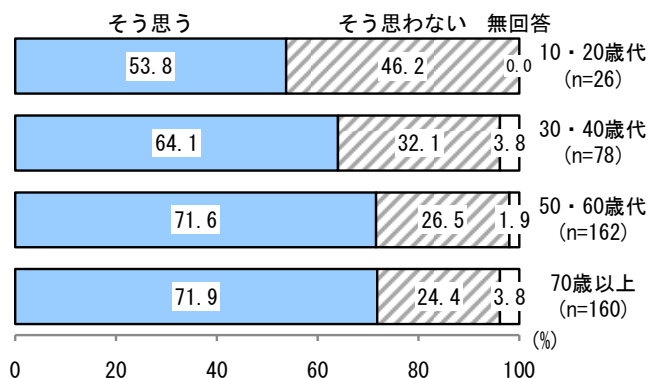
**ア 権利ばかり主張してがまんすることの
できない人が増えている**



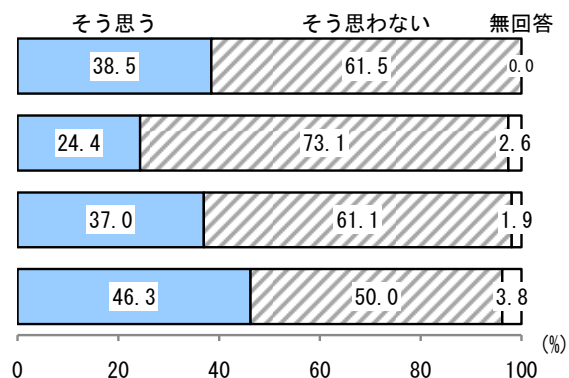
**イ 人権問題とは、差別を受けている人の
問題であって、自分とは関係がない**



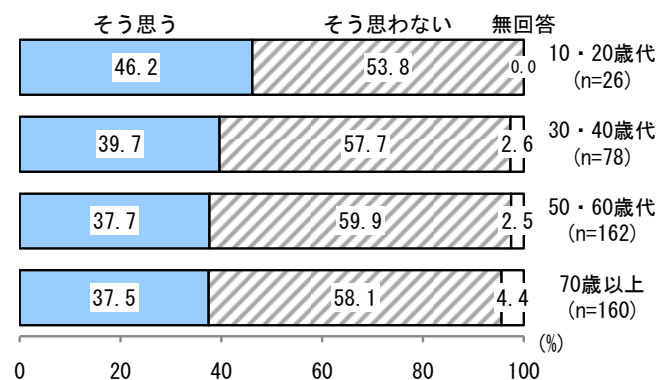
**ウ 思いやりや優しさをみんなが持てば人
権問題は解決する**



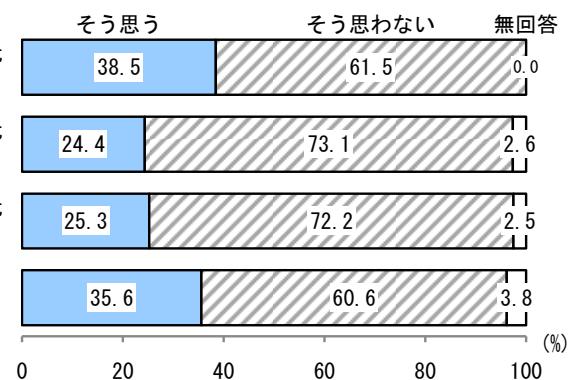
**エ 学校では、権利より、義務を果たすこと
を教えるべきだ**



**オ 競争社会だから、能力による差別が生
じるのは仕方がない**

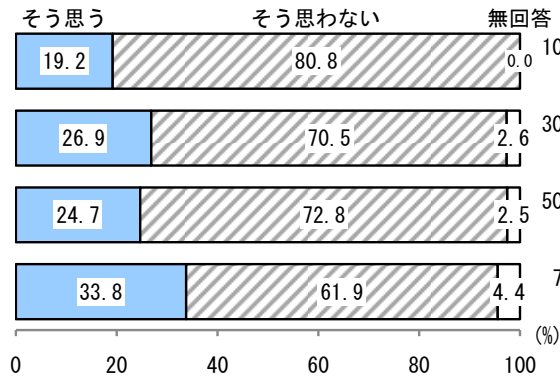


**カ 個人の権利より、地域みんなの利益
が優先されるべきだ**

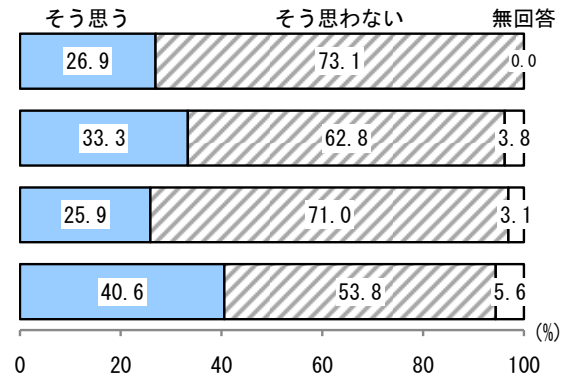


【図表1-4-2 年齢別 さまざまな人権に関する考え方】

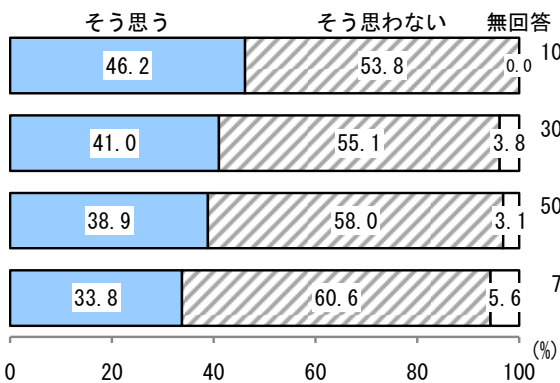
キ 差別する人だけでなく、差別される人にも問題がある



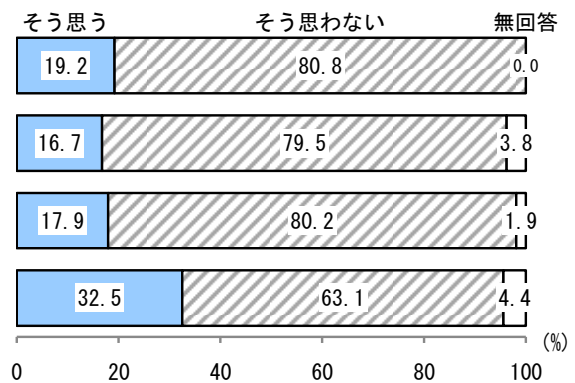
ク 人権問題を解決する責任は、まず行政にある



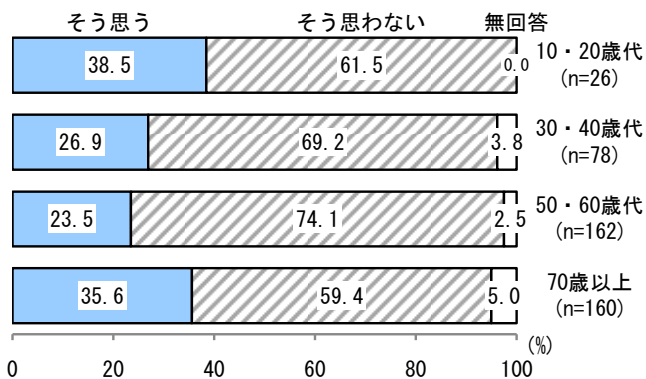
ケ 差別をなくすには、差別を禁止する法律が必要だ



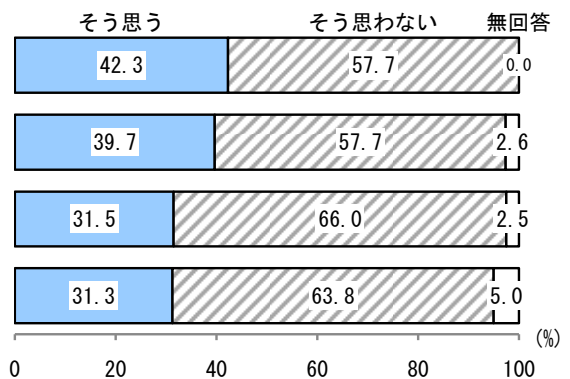
コ 介護や介助を受ける高齢者や障害者が、あまりあれこれ自己主張するのはよくない



サ 社会福祉に頼るより、個人がもっと努力する必要がある



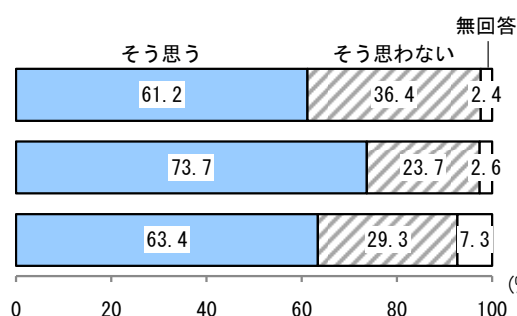
シ 今の社会では社会的弱者が優遇され、一般の人の頑張りが認められていないと感じる



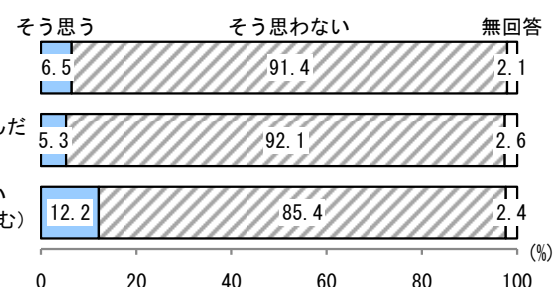
年齢別でみると、“そう思う”は『オ 競争社会だから、能力による差別が生じるのは仕方がない』、『ケ 差別をなくすには、差別を禁止する法律が必要だ』、『シ 今の社会では社会的弱者が優遇され、一般の人の頑張りが認められていないと感じる』は高齢になるほど割合が低くなっている。(図表1-4-2)

【図表1-4-3 人権問題について学んだ機会別 さまざまな人権に関する考え方】

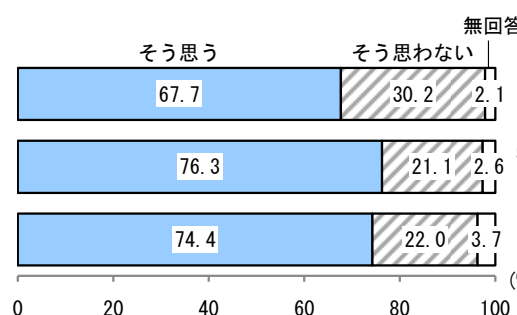
**ア 権利ばかり主張してがまんすることの
できない人が増えている**



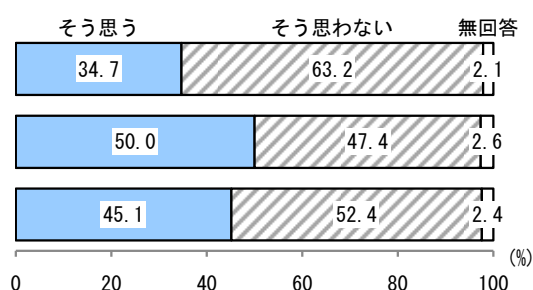
**イ 人権問題とは、差別を受けている人の
問題であって、自分とは関係がない**



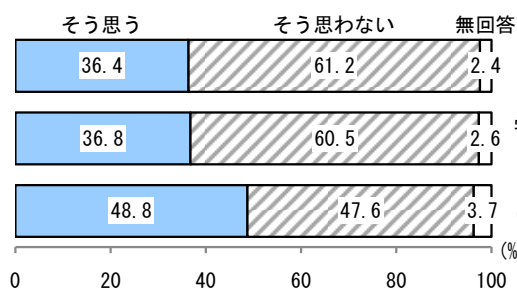
**ウ 思いやりや優しさをみんなが持てば人
権問題は解決する**



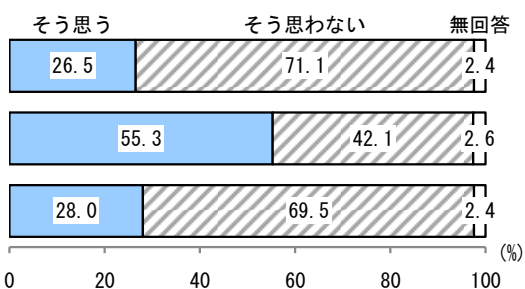
**エ 学校では、権利より、義務を果たすこと
を教えるべきだ**



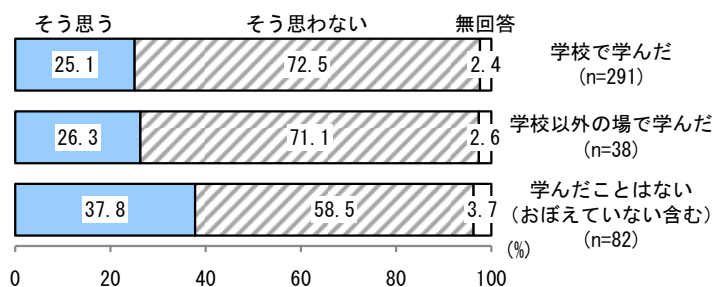
**オ 競争社会だから、能力による差別が生
じるのは仕方がない**



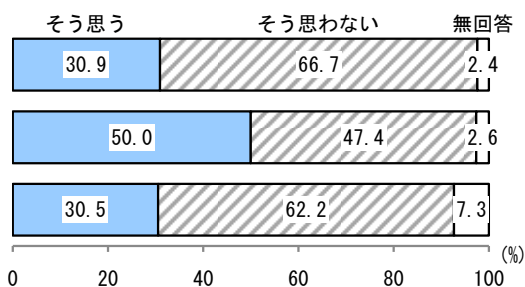
**カ 個人の権利より、地域みんなの利益
が優先されるべきだ**



**キ 差別する人だけでなく、差別される人
にも問題がある**

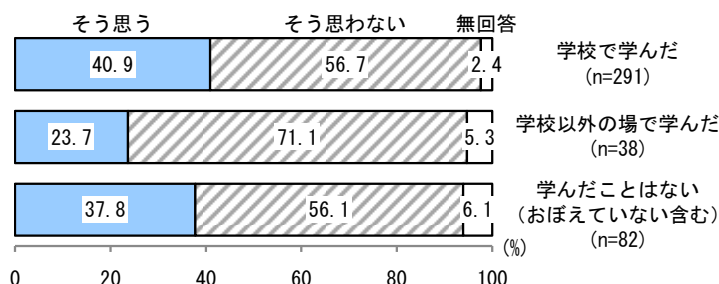


**ク 人権問題を解決する責任は、まず行政
にある**

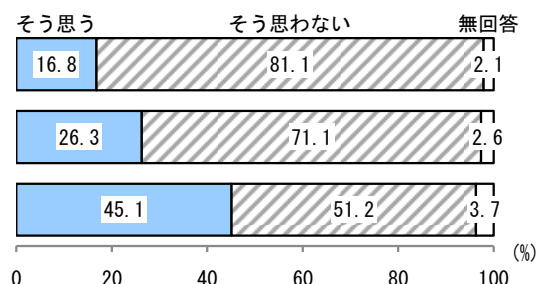


【図表1-4-3 人権問題について学んだ機会別 さまざまな人権に関する考え方】

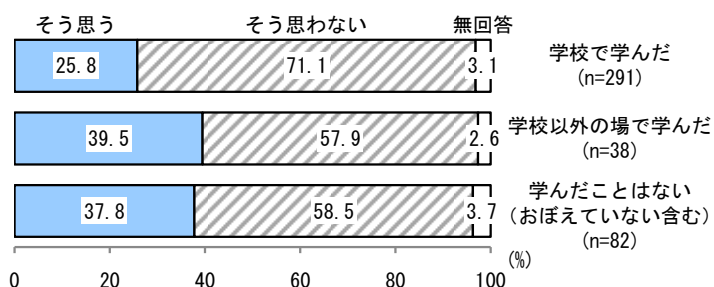
ケ 差別をなくすには、差別を禁止する法律が必要だ



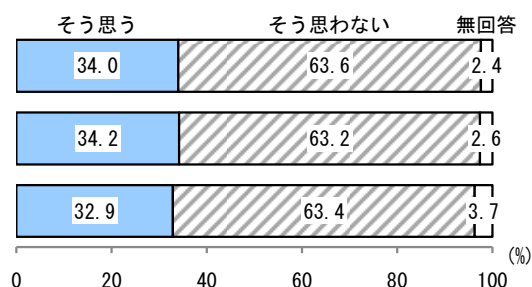
コ 介護や介助を受ける高齢者や障害者が、あまりあれこれ自己主張するのはよくない



サ 社会福祉に頼るより、個人がもっと努力する必要がある



シ 今の社会では社会的弱者が優遇され、一般の人の頑張りが認められていないと感じる



人権問題について学んだ機会別でみると、“そう思う”は、『イ 人権問題とは、差別を受けている人の問題であって、自分とは関係がない』、『オ 競争社会だから、能力による差別が生じるのは仕方がない』、『キ 差別する人だけでなく、差別される人にも問題がある』、『コ 介護や介助を受ける高齢者や障害者が、あまりあれこれ自己主張するのはよくない』で学んだことはないが最も高くなっている。(図表1-4-3)

2. 人権侵害などに関する考え方や認識について

(1) 身近な人権問題に関する考え方

■単純集計結果

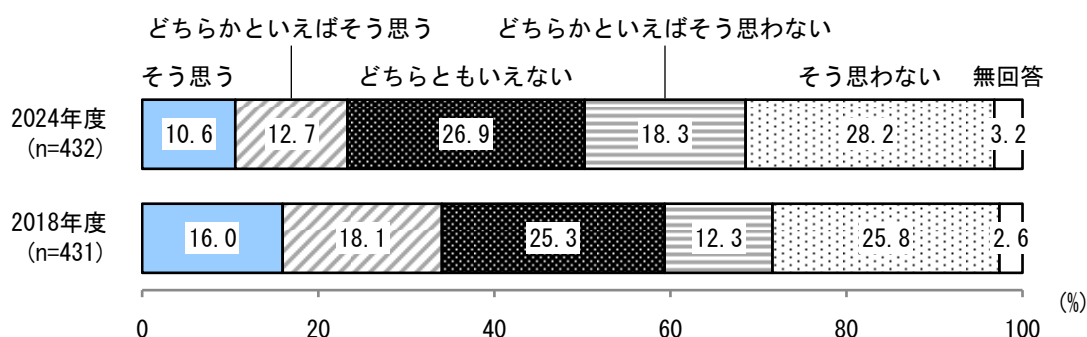
問5 人権の尊重や侵害について、人によっていろいろと考え方の違いがあります。次にあげる事項ごとにあなたの考えにもっとも近い番号を1つずつ選んで○をつけてください。

【図表2-1-1 身近な人権問題に関する考え方（同和问题（部落差別）について）】

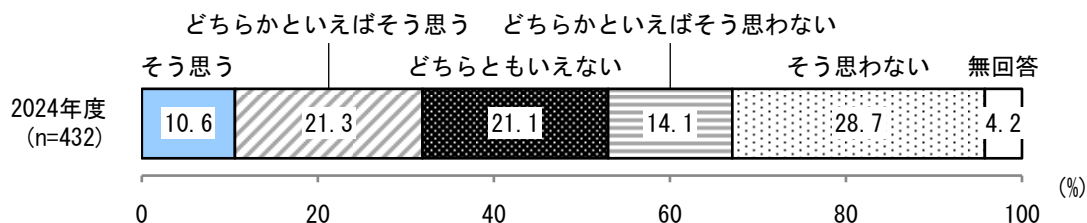
【同和问题（部落差別）について】

ア 同和问题（部落差別）は、口に出さずそっとしておけば自然になくと思うので、学校や職場で積極的に学習や研修を行わなくてもよい

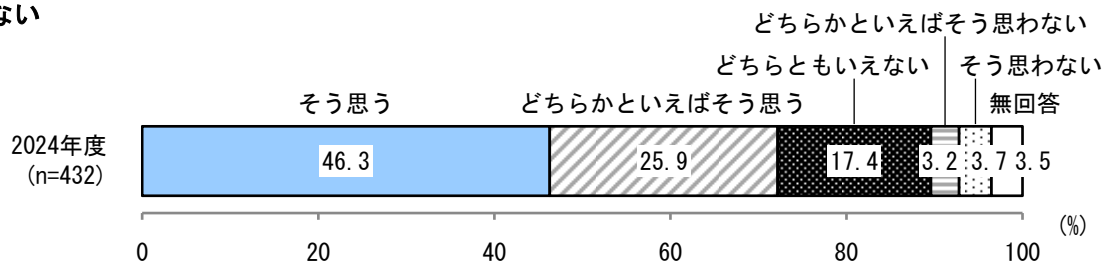
【経年比較】



イ 被差別部落（同和地区）や被差別部落（同和地区）の人のことを気にしたことはないし、部落差別は私には関係がない



ウ 本人同士が決めたことだから、身内が被差別部落（同和地区）の人と結婚することには反対しない



同和问题（部落差別）についての考え方や認識については、“そう思う”（「そう思う」と「ど

ちらかといえはそう思う」の計）は、『ウ 本人同士が決めたことだから、身内が被差別部落（同和地区）の人と結婚することには反対しない』が72.2%で最も高くなっている。一方で、“そう思わない”（「あまりそう思わない」と「そう思わない」の計）は、『ア 同和問題（部落差別）は、口に出さずそっとしておけば自然になくなくなると思うので、学校や職場で積極的に学習や研修を行わなくてもよい』が46.5%で最も高くなっている。

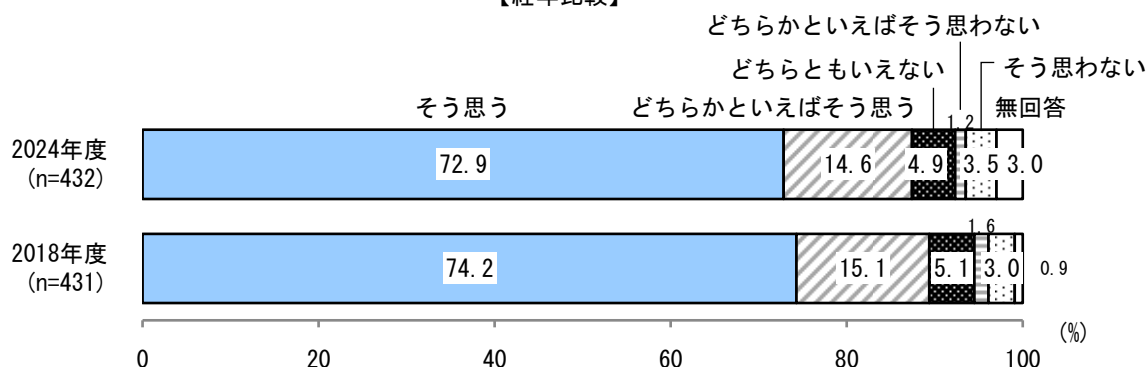
『ア 同和問題（部落差別）は、口に出さずそっとしておけば自然になくなくなると思うので、学校や職場で積極的に学習や研修を行わなくてもよい』について2018年度と比較すると、“そう思わない”が2018年度（38.1%）より8.4ポイント高くなっている。（図表2-1-1）

【図表2-1-2 身近な人権問題に関する考え方（女性の人権について）】

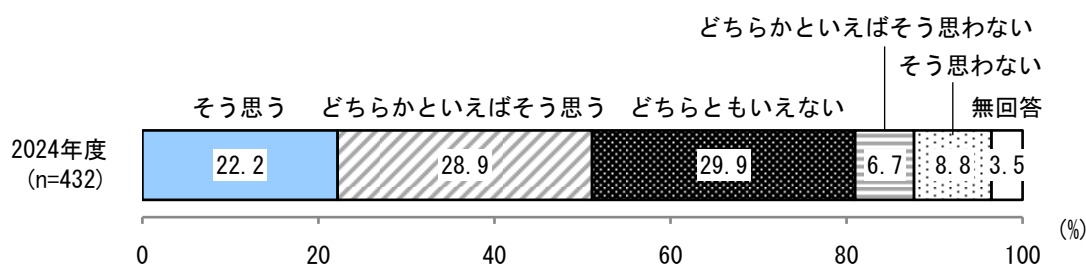
【女性の人権について】

エ 親の介護は、女性の役割だと決めつけるのはよくない

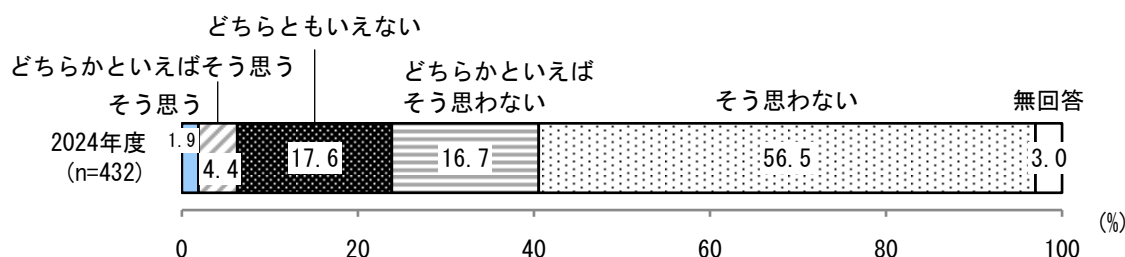
【経年比較】



オ 女性の社会参加を進めるため、自治体の管理職などの一定数を女性に割り当てる方法を取り入れるべきだ



カ 男性は外で働き、女性は家庭を中心に家事・育児を担うのがよい



女性の人権についての考え方や認識については、“そう思う”は、『エ 親の介護は、女性の役割だと決めつけるのはよくない』が87.5%で最も高く、次いで『オ 女性の社会参加を進めるため、自治体の管理職などの一定数を女性に割り当てる方法を取り入れるべきだ』が51.1%となっている。一方で、“そう思わない”は、『カ 男性は外で働き、女性は家庭を中心に家事・育児を担うのがよい』が73.2%で最も高くなっている。

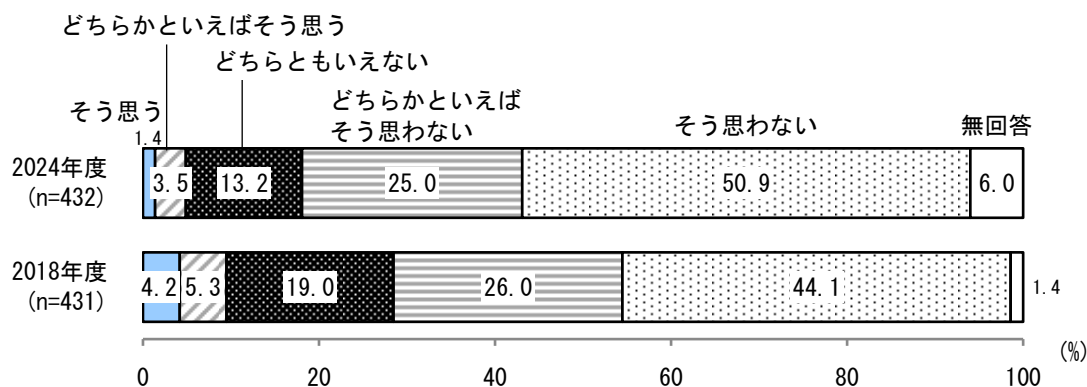
『エ 親の介護は、女性の役割だと決めつけるのはよくない』について2018年度と比較すると、大きな差はみられない。(図表2-1-2)

【図表2-1-3 身近な人権問題に関する考え方（こどもの人権について）】

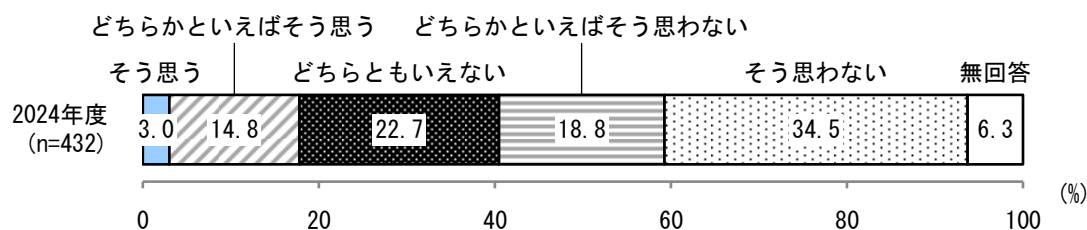
【こどもの人権について】

キ こどもが参加する地域行事を決める際に、大人だけで決めて、こどもの意見表明の場がなくてもよい

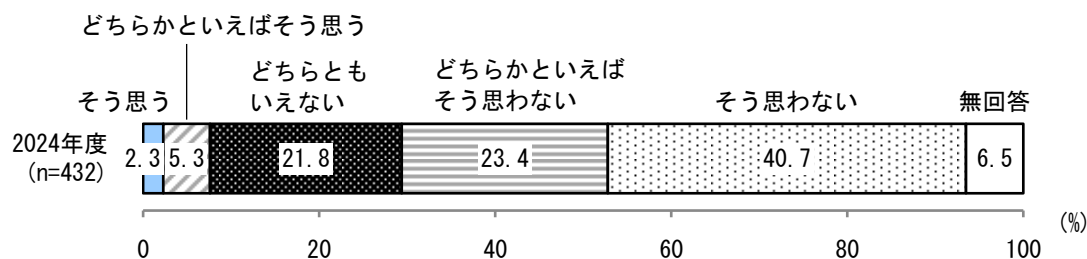
【経年比較】



ク 病気や障がいなど、ケアを要する家族がいる場合、こどもでも家事や家族の世話、介護などを日常的に担わなければならないのは、しかたのないことだ



ケ 子育てに問題がある親でも、そのもとで育つことが、こどもの最善の利益になる



こどもの人権についての考え方や認識については、いずれも“そう思う”より“そう思わない”のほうが割合が高く、“そう思う”は、『ク 病気や障がいなど、ケアを要する家族がいる場合、こどもでも家事や家族の世話、介護などを日常的に担わなければならないのは、しかたのないことだ』が17.8%で最も高くなっている。一方で、“そう思わない”は『キ こどもが参加する地域行事を決める際に、大人だけで決めて、こどもの意見表明の場がなくてもよい』が75.9%で最も高くなっている。

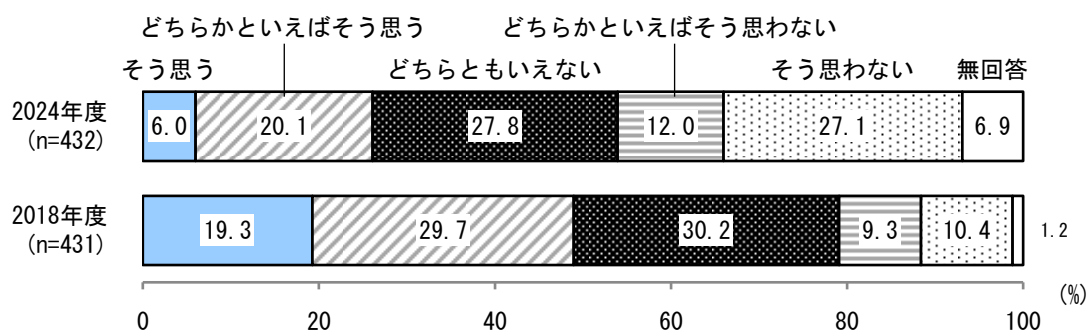
『キ こどもが参加する地域行事を決める際に、大人だけで決めて、こどもの意見表明の場がなくてもよい』について2018年度と比較すると、“そう思わない”が2018年度（70.1%）より5.8ポイント高くなっている。（図表2-1-3）

【図表2-1-4 身近な人権問題に関する考え方（高齢者の人権について）】

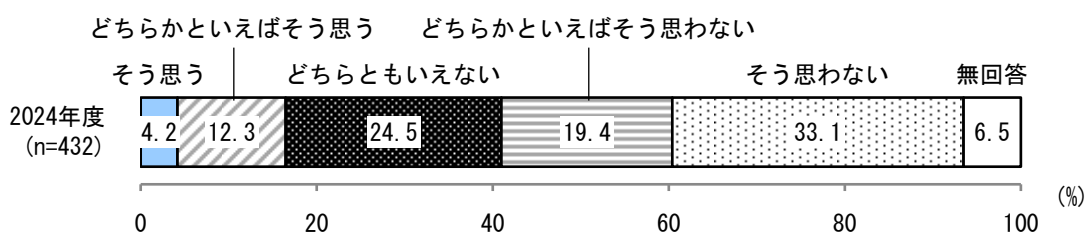
【高齢者の人権について】

コ 認知症の高齢者は迷惑をかけるから、介護者が側にいない場合、家に鍵をかけておくことはやむを得ない

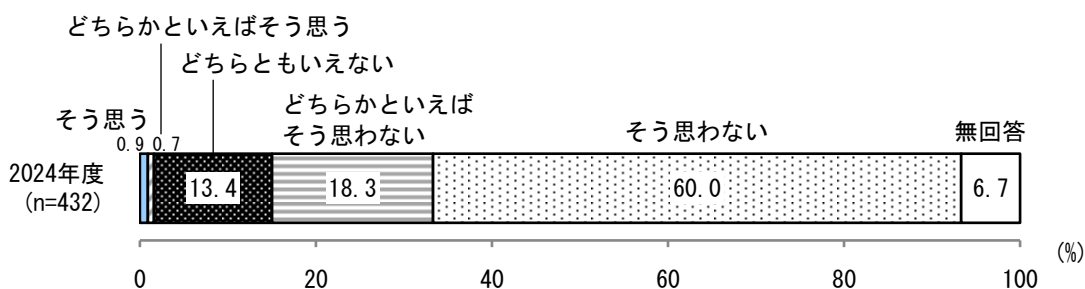
【経年比較】



サ 高齢者はあまり自己主張せず、家族やまわりの人の言うことを聞いたほうがよい



シ 自宅近くに建設される施設が高齢者のグループホームであると聞いた場合、その建設には反対する



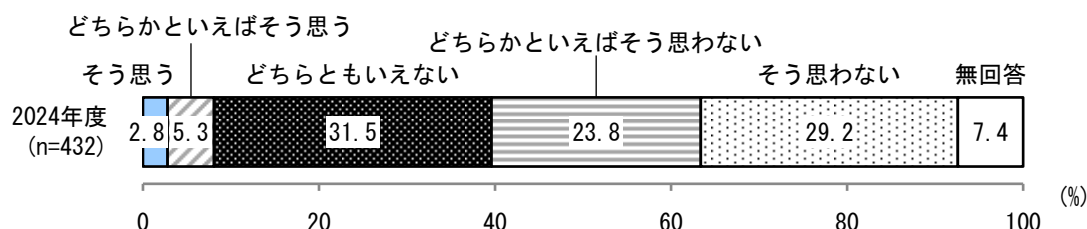
高齢者の人権についての考え方や認識については、いずれも“そう思う”より“そう思わない”のほうが割合が高く、“そう思う”は、『コ 認知症の高齢者は迷惑をかけるから、介護者が側にいない場合、家に鍵をかけておくことはやむを得ない』が26.1%で最も高くなっている。一方で、“そう思わない”は『シ 自宅近くに建設される施設が高齢者のグループホームであると聞いた場合、その建設には反対する』が78.3%で最も高くなっている。

『コ 認知症の高齢者は迷惑をかけるから、介護者が側にいない場合、家に鍵をかけておくことはやむを得ない』について2018年度と比較すると、“そう思う”は2018年度（49.0%）より22.9ポイント低くなっている。（図表2-1-4）

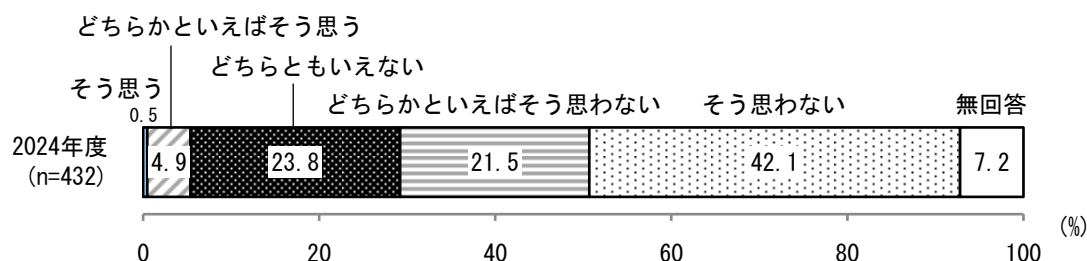
【図表2-1-5 身近な人権問題に関する考え方（障害のある人の人権について）】

【障害のある人の人権について】

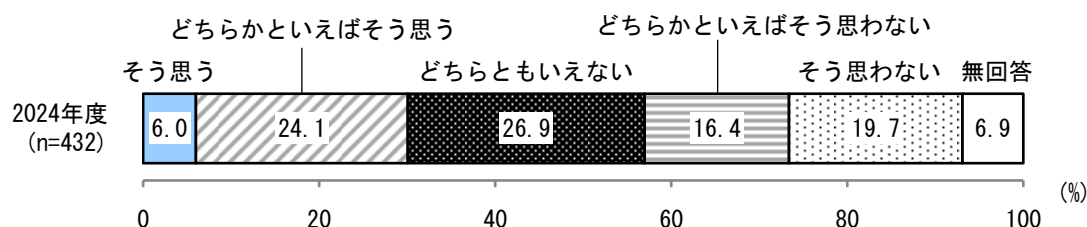
ス 雇用者には職場のバリアを取り除く義務があるが、障害のある人多数に共通するバリアを取り除けばよいのであって、一人ひとりの申し出に対応するのはやりすぎだ



セ 多動のこどもは、じっとしていることができるようにしつけないといけない



ソ 精神に障害のある人は、なんとなく怖いというイメージがあり不安を感じる



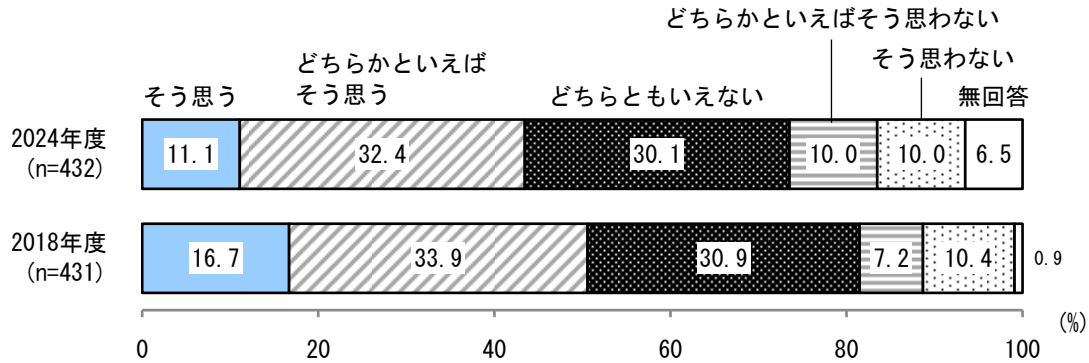
障害のある人の人権についての考え方や認識については、“そう思う”は、『ソ 精神に障害のある人は、なんとなく怖いというイメージがあり不安を感じる』が30.1%で最も高くなっている。一方で、“そう思わない”は、『セ 多動のこどもは、じっとしていることができるようにしつけないといけない』が63.6%で最も高くなっている。（図表2-1-5）

【図表2-1-6 身近な人権問題に関する考え方（外国人の人権について）】

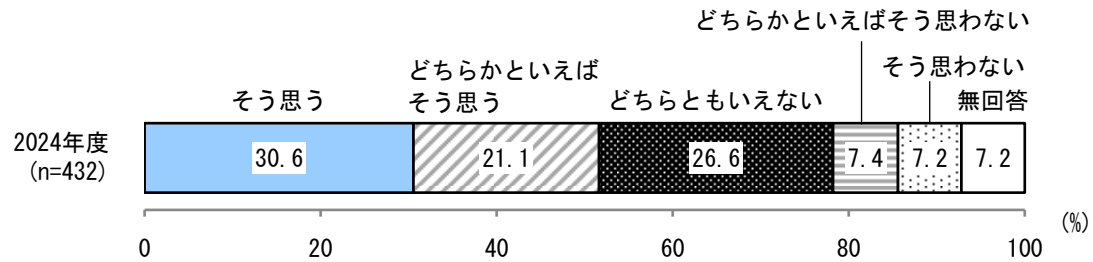
【外国人の人権について】

タ 日本に住む外国人は、できるだけ日本の文化や慣習に合わせる努力をすべきである

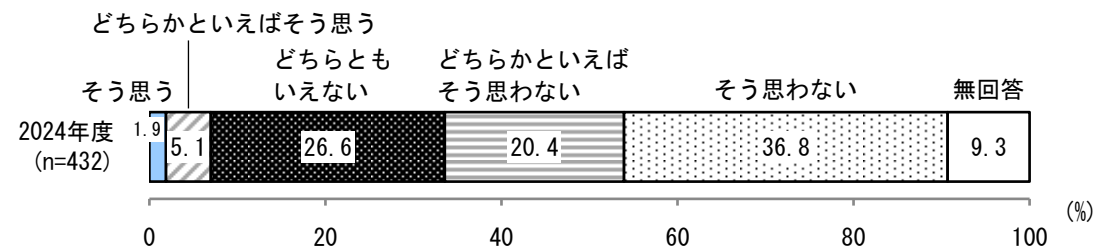
【経年比較】



チ 働いている外国人に、雇用者が職場で通称名（日本名）の使用を求めるのは問題だ



ツ 外国人に対するヘイトスピーチは、表現の自由の範囲内のことであり許されることだ



外国人の人権についての考え方や認識については、“そう思う”は、『チ 働いている外国人に、雇用者が職場で通称名（日本名）の使用を求めるのは問題だ』が51.7%で最も高く、次いで『タ 日本に住む外国人は、できるだけ日本の文化や慣習に合わせる努力をすべきである』が43.5%となっている。一方で、“そう思わない”は『ツ 外国人に対するヘイトスピーチは、表現の自由の範囲内のことであり許されることだ』が57.2%で最も高くなっている。

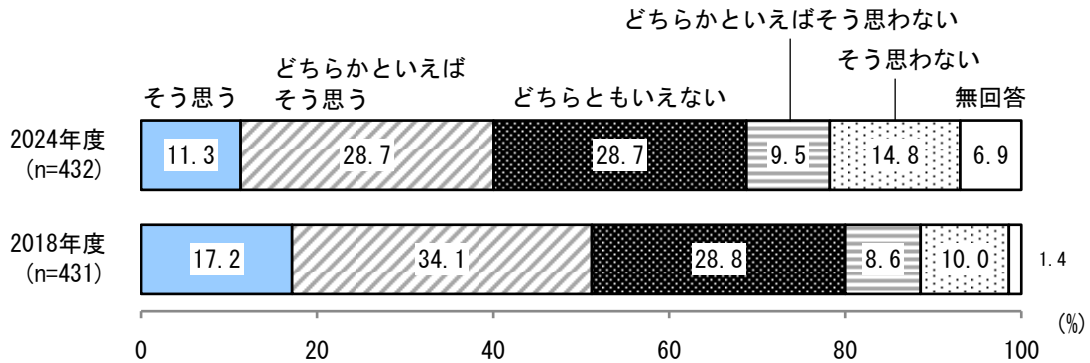
『タ 日本に住む外国人は、できるだけ日本の文化や慣習に合わせる努力をすべきである』について2018年度と比較すると、“そう思う”は2018年度（50.6%）より7.1ポイント低くなっている。（図表2-1-6）

【図表2-1-7 身近な人権問題に関する考え方（感染症患者等の人権について）】

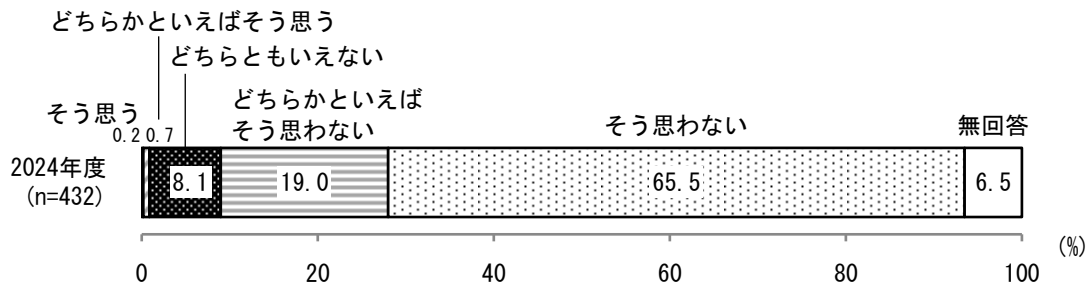
【感染症患者等の人権について】

テ 感染症患者については、感染拡大防止のため、プライバシーの保護などが制限される場合があってもやむを得ない

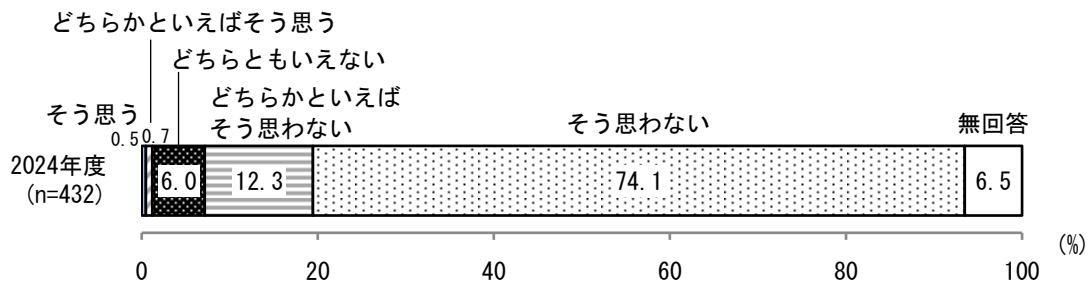
【経年比較】



ト 感染症に一度かかった人やその家族とは、たとえ回復していても付き合いたくない



ナ 就職試験の成績や面接結果が他の人よりも良かったにもかかわらず、感染症患者またはその回復者ということを理由に不採用とされても仕方がない



感染症患者等の人権についての考え方や認識については、“そう思う”は、『テ 感染症患者については、感染拡大防止のため、プライバシーの保護などが制限される場合があってもやむを得ない』が40.0%で最も高くなっている。一方で、“そう思わない”は『ナ 就職試験の成績や面接結果が他の人よりも良かったにもかかわらず、感染症患者またはその回復者ということを理由に不採用とされても仕方がない』が86.4%で最も高く、次いで『ト 感染症に一度かかった人やその家族とは、たとえ回復していても付き合いたくない』が84.5%となってお

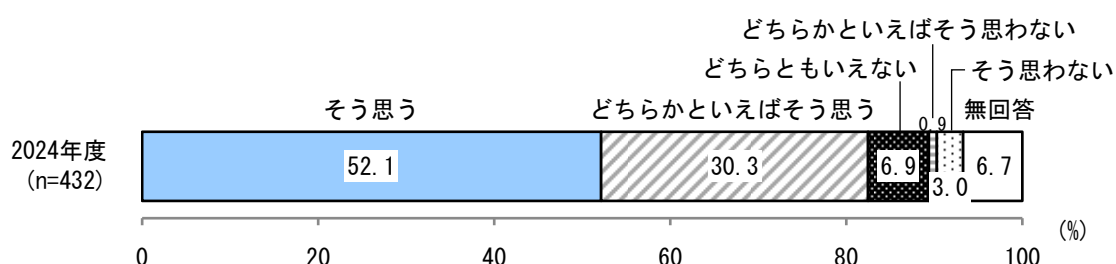
り、両者とも“そう思う”は2%に満たない。

『テ 感染者患者については、感染拡大防止のため、プライバシーの保護などが制限される場合があってもやむを得ない』について2018年度と比較すると、“そう思う”は2018年度(51.3%)より11.3ポイント低くなっている。(図表2-1-7)

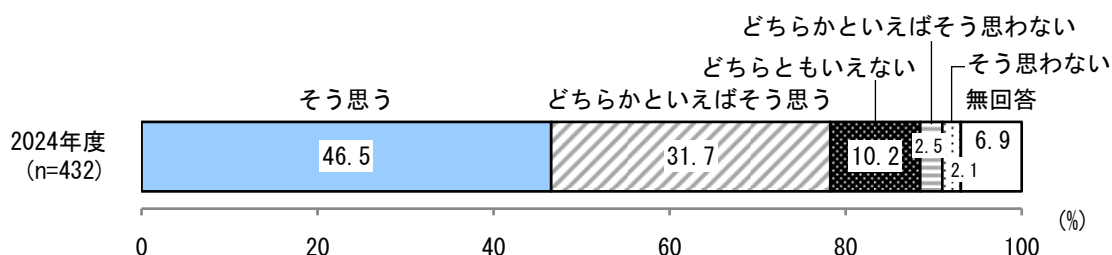
【図表2-1-8 身近な人権問題に関する考え方（インターネット上での人権について）】

【インターネット上での人権について】

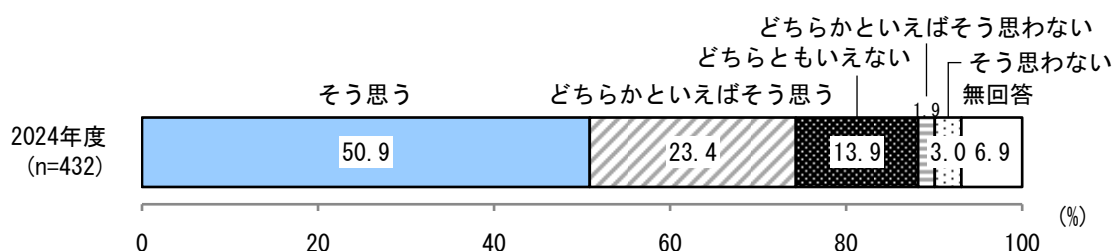
ニ 差別をあおるような書き込みをした人に対し、処罰する法整備が必要だ



ヌ インターネット上の差別的書き込みを行政が把握し、プロバイダーへの情報停止・削除を求める取り組みが大切だ



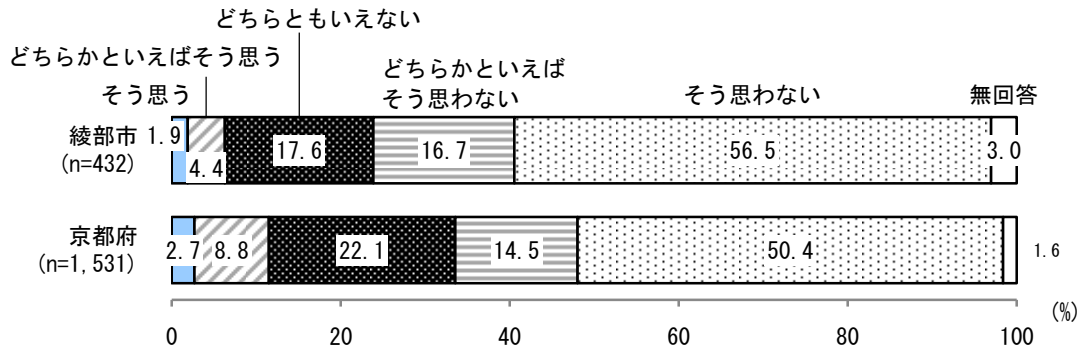
ネ インターネット上に被差別部落（同和地区）の所在地を載せることは部落差別を助長する深刻な問題行為だ



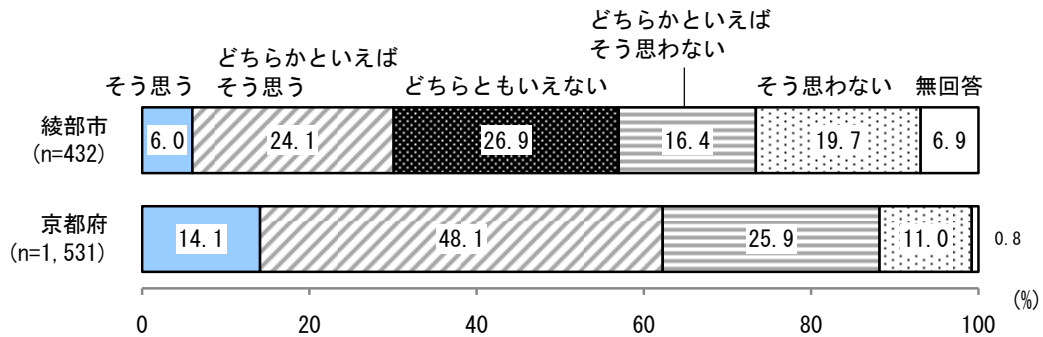
インターネット上での人権についての考え方や認識については、“そう思う”は、いずれも7割以上と高く、『ニ 差別をあおるような書き込みをした人に対し、処罰する法整備が必要だ』が82.4%で最も高く、次いで『ヌ インターネット上の差別的書き込みを行政が把握し、プロバイダーへの情報停止・削除を求める取り組みが大切だ』が78.2%となっている。(図表2-1-8)

【図表2-1-9 身近な人権問題に関する考え方（京都府との比較）】

カ 男性は外で働き、女性は家庭を中心に家事・育児を担うのがよい

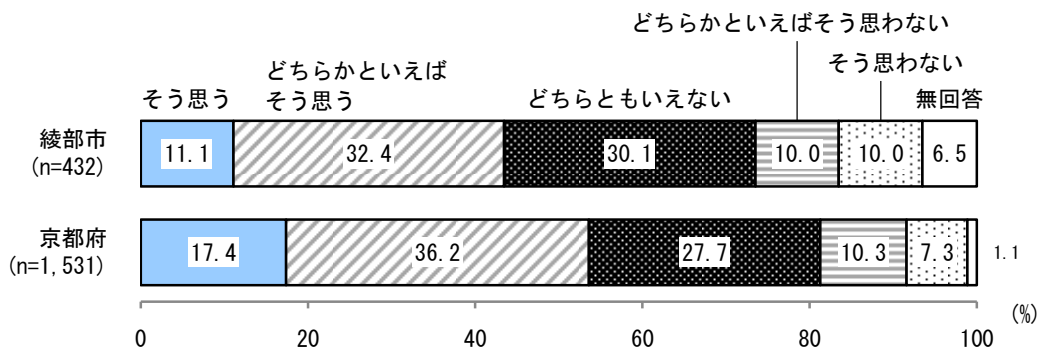


ソ 精神に障害のある人は、なんとなく怖いというイメージがあり不安を感じる



※京都府調査は、選択肢に「どちらともいえない」がなく、「どちらかといえばそう思わない」は「あまりそう思わない」であった。

タ 日本に住む外国人は、できるだけ日本の文化や慣習に合わせる努力をすべきである

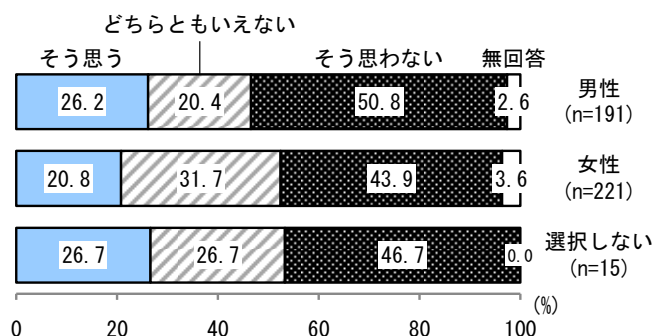


京都府と比較すると、『カ 男性は外で働き、女性は家庭を中心に家事・育児を担うのがよい』は“そう思わない”が京都府（64.9%）より8.3ポイント高くなっている。『ソ 精神に障害のある人は、なんとなく怖いというイメージがあり不安を感じる』は選択肢が違うため一概にはいえないが、“そう思う”は京都府（62.2%）より32.1ポイント低くなっている。『タ 日本に住む外国人は、できるだけ日本の文化や慣習に合わせる努力をすべきである』は“そう思う”が京都府（53.6%）より10.1ポイント低くなっている。（図表2-1-9）

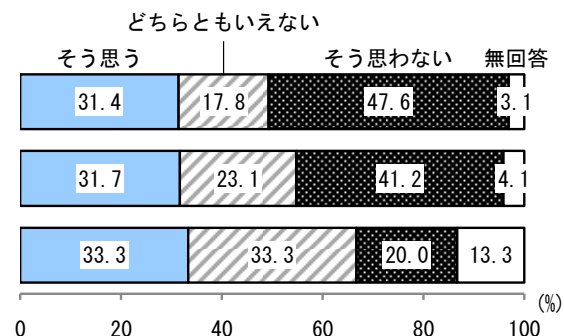
■クロス集計結果

【図表2-1-1-1 性別 身近な人権問題に関する考え方（同和問題（部落差別）について）】

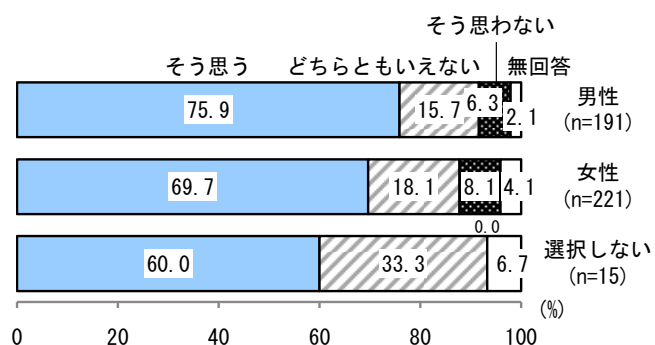
ア 同和問題（部落差別）は、口に出さずそっとしておけば自然になくなると思うので、学校や職場で積極的に学習や研修を行わなくてもよい



イ 被差別部落（同和地区）や被差別部落（同和地区）の人のことを気にしたことはないし、部落差別は私には関係がない



ウ 本人同士が決めたことだから、身内が被差別部落（同和地区）の人と結婚することには反対しない

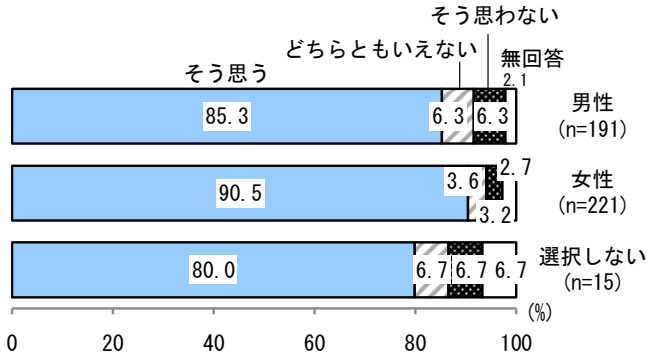


※“そう思う”は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の計、“そう思わない”は「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の計。（以下同様）

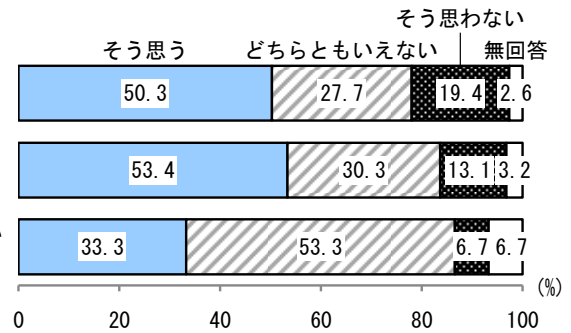
同和問題（部落差別）について、性別でみると、“そう思う”は『ア 同和問題（部落差別）は、口に出さずそっとしておけば自然になくなると思うので、学校や職場で積極的に学習や研修を行わなくてもよい』と『ウ 本人同士が決めたことだから、身内が被差別部落（同和地区）の人と結婚することには反対しない』では女性より男性のほうが高くなっている。（図表2-1-1）

【図表2-1-2-1 性別 身近な人権問題に関する考え方（女性の人権について）】

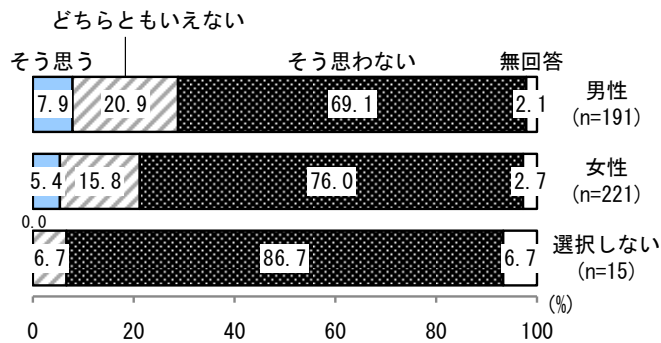
エ 親の介護は、女性の役割だと決めつけるのはよくない



オ 女性の社会参加を進めるため、自治体の管理職などの一定数を女性に割り当てる方法を取り入れるべきだ



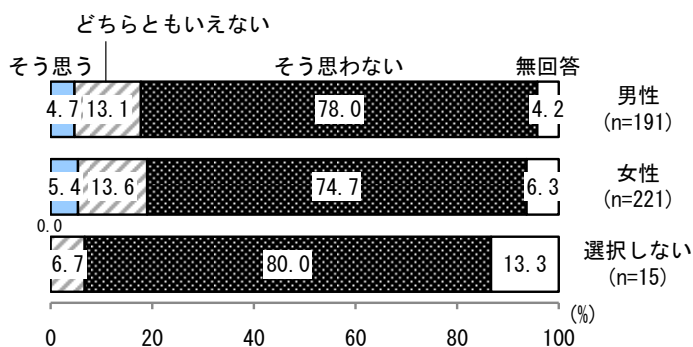
カ 男性は外で働き、女性は家庭を中心に家事・育児を担うのがよい



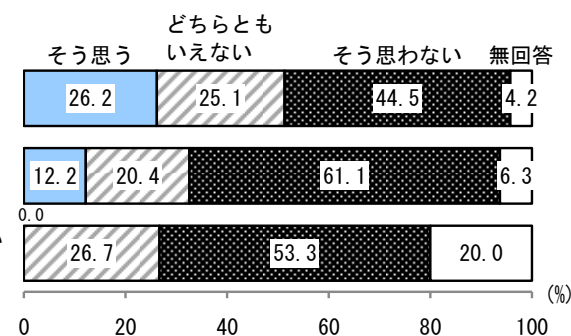
女性の人権について、性別でみると、“そう思う”は『エ 親の介護は、女性の役割だと決めつけるのはよくない』と『オ 女性の社会参加を進めるため、自治体の管理職などの一定数を女性に割り当てる方法を取り入れるべきだ』では男性より女性のほうが高くなっている。『カ 男性は外で働き、女性は家庭を中心に家事・育児を担うのがよい』では“そう思わない”がいずれも過半数を占めており、男性より女性のほうが高くなっている。（図表2-1-2-1）

【図表2-1-3-1 性別 身近な人権問題に関する考え方（こどもの人権について）】

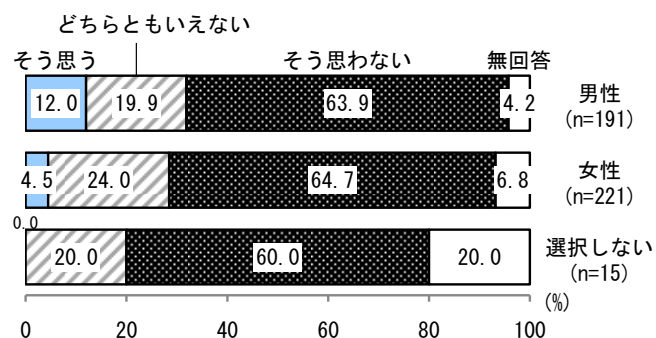
キ こどもが参加する地域行事を決める際に、大人だけで決めて、こどもの意見表明の場がなくてもよい



ク 病気や障がいなど、ケアを要する家族がいる場合、こどもでも家事や家族の世話、介護などを日常的に担わなければならないのは、しかたのないことだ



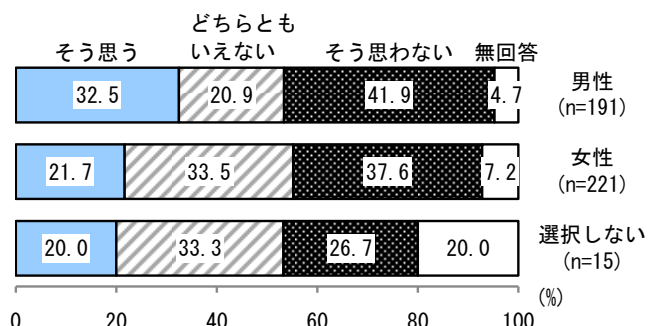
ケ 子育てに問題がある親でも、そのもとで育つことが、こどもの最善の利益になる



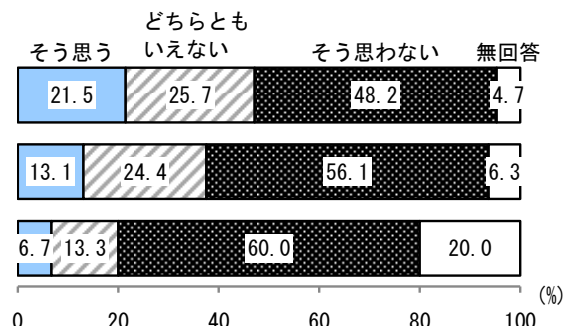
こどもの人権について、性別でみると、「そう思わない」は『ク 病気や障がいなど、ケアを要する家族がいる場合、こどもでも家事や家族の世話、介護などを日常的に担わなければならないのは、しかたのないことだ』と『ケ 子育てに問題がある親でも、そのもとで育つことが、こどもの最善の利益になる』では男性より女性のほうが高くなっている。（図表2-1-3-1）

【図表2-1-4-1 性別 身近な人権問題に関する考え方（高齢者の人権について）】

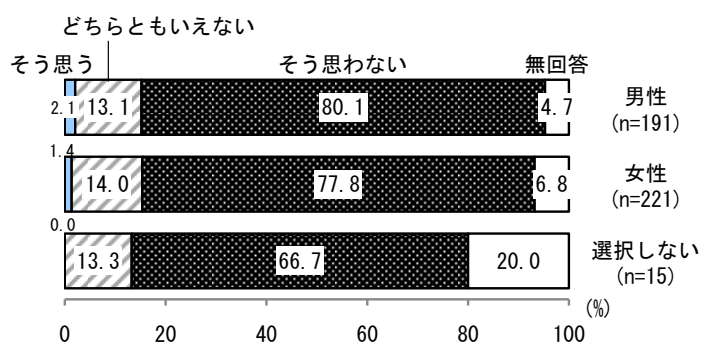
コ 認知症の高齢者は迷惑をかけるから、
介護者が側にいない場合、家に鍵を
かけておくことはやむを得ない



サ 高齢者はあまり自己主張せず、家族や
まわりの人の言うことを聞いたほうが
よい



シ 自宅近くに建設される施設が高齢者の
グループホームであると聞いた場合、
その建設には反対する

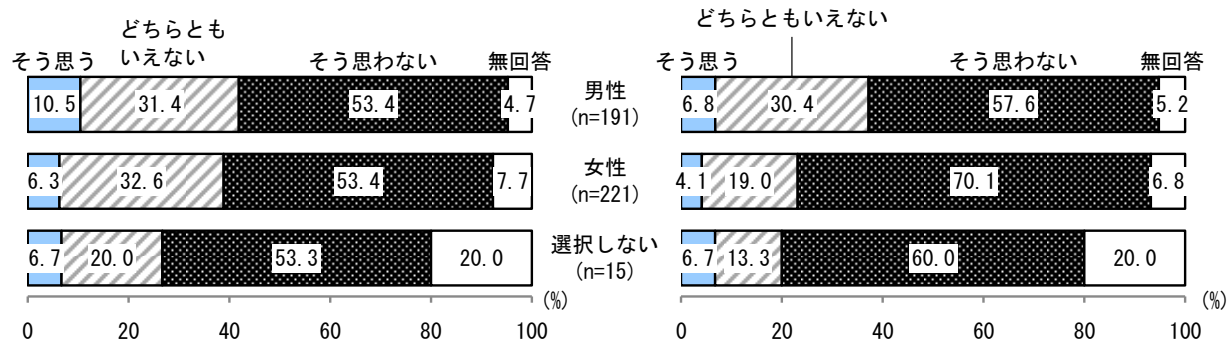


高齢者の人権について、性別でみると、“そう思わない”は『コ 認知症の高齢者は迷惑をかけるから、介護者が側にいない場合、家に鍵をかけておくことはやむを得ない』と『シ 自宅近くに建設される施設が高齢者のグループホームであると聞いた場合、その建設には反対する』では女性より男性のほうが高くなっている。（図表2-1-4-1）

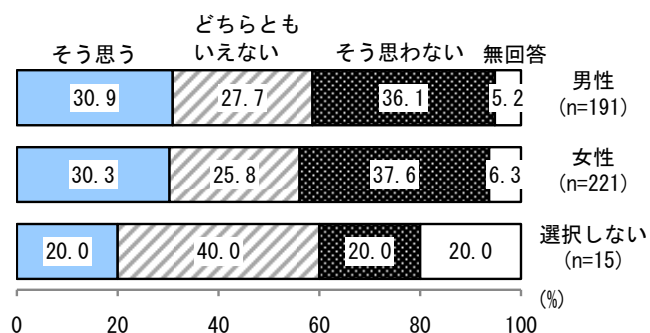
【図表2-1-5-1 性別 身近な人権問題に関する考え方（障害のある人の人権について）】

ス 雇用者には職場のバリアを取り除く義務があるが、障害のある人多数に共通するバリアを取り除けばよいのであって、一人ひとりの申し出に対応するのはやりすぎだ

セ 多動のこどもは、じっとしていることができるようにしつけないといけない



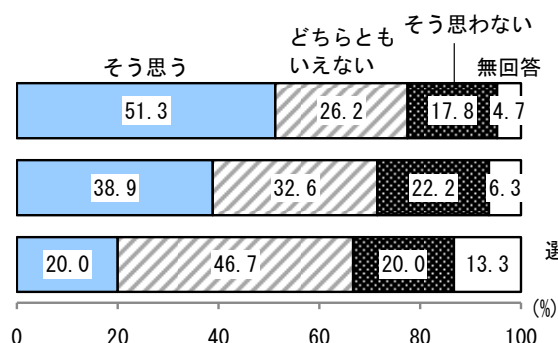
ソ 精神に障害のある人は、なんとなく怖いというイメージがあり不安を感じる



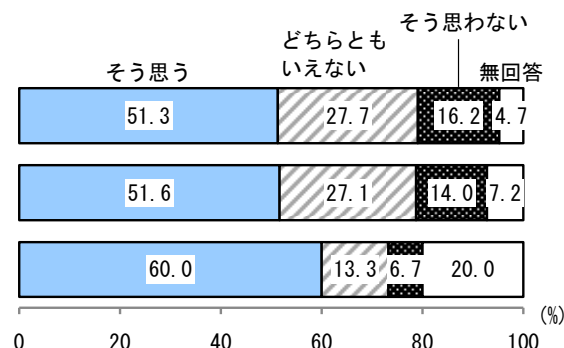
障害のある人の人権について、性別でみると、“そう思わない”は『セ 多動のこどもは、じっとしていることができるようにしつけないといけない』と『ソ 精神に障害のある人は、なんとなく怖いというイメージがあり不安を感じる』では男性より女性のほうが高くなっている。（図表2-1-5-1）

【図表2-1-6-1 性別 身近な人権問題に関する考え方（外国人の人権について）】

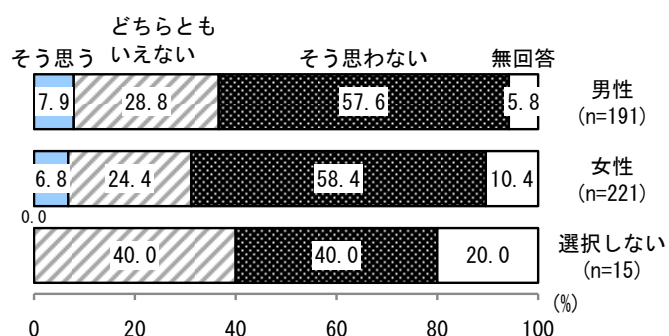
タ 日本に住む外国人は、できるだけ日本の文化や慣習に合わせる努力をすべきである



チ 働いている外国人に、雇用者が職場で通称名（日本名）の使用を求めるのは問題だ



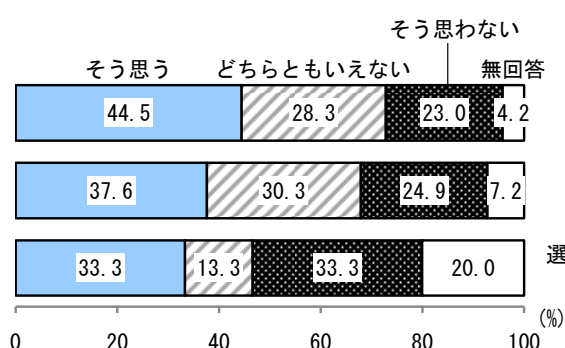
ツ 外国人に対するヘイトスピーチは、表現の自由の範囲内のことであり許されることだ



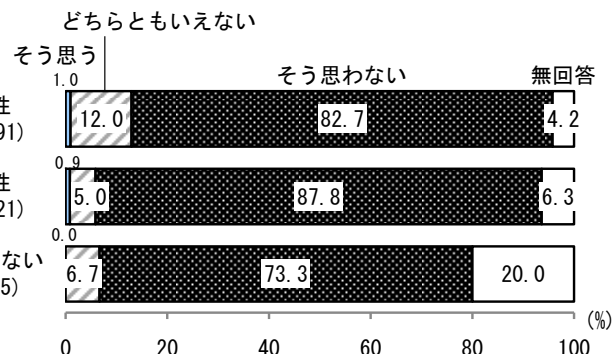
外国人の人権について、性別でみると、“そう思う”は『タ 日本に住む外国人は、できるだけ日本の文化や慣習に合わせる努力をすべきである』と『ツ 外国人に対するヘイトスピーチは、表現の自由の範囲内のことであり許されることだ』は女性より男性のほうが高くなっている。（図表2-1-6-1）

【図表2-1-7-1 性別 身近な人権問題に関する考え方（感染症患者等の人権について）】

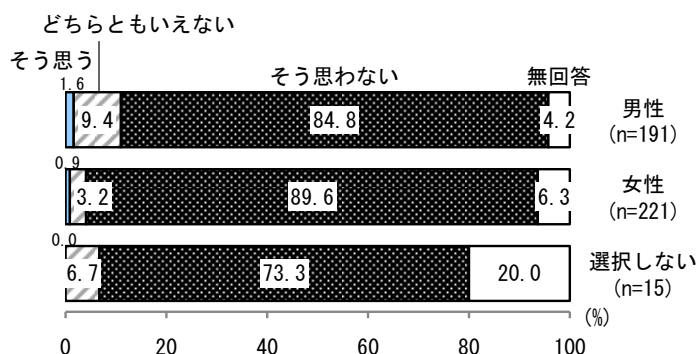
テ 感染症患者については、感染拡大防止のため、プライバシーの保護などが制限される場合があってもやむを得ない



ト 感染症に一度かかった人やその家族とは、たとえ回復していても付き合いたくない



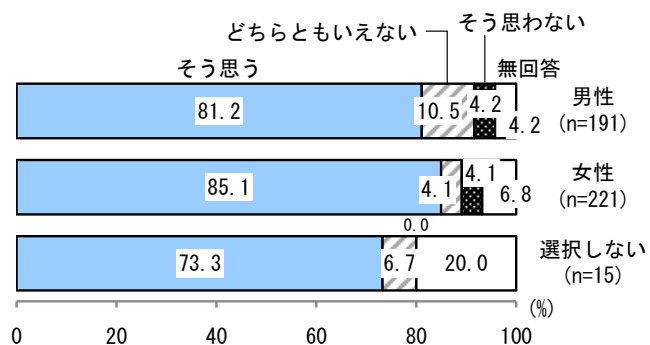
ナ 就職試験の成績や面接結果が他の人よりも良かったにもかかわらず、感染症患者またはその回復者ということを理由に不採用とされても仕方がない



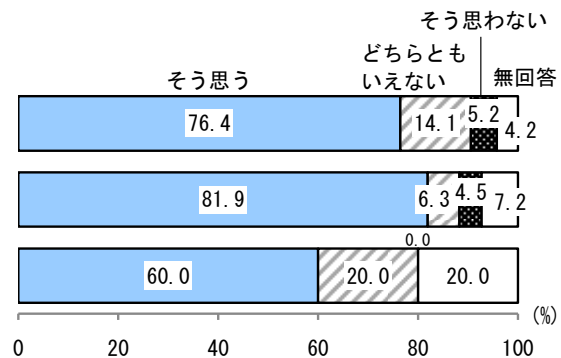
感染症患者等の人権について、性別でみると、“そう思わない” はいずれも男性より女性のほうが高くなっている。(図表2-1-7-1)

【図表2-1-8-1 性別 身近な人権問題に関する考え方（インターネット上での人権について）】

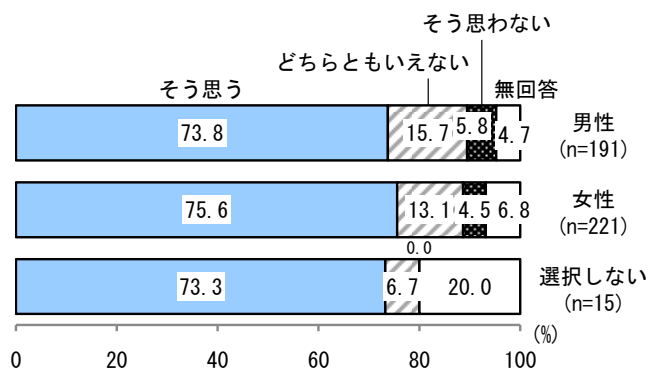
ニ 差別をあおるような書き込みをした人
に対し、処罰する法整備が必要だ



ヌ インターネット上の差別的書き込みを
行政が把握し、プロバイダーへの情報
停止・削除を求める取り組みが大切だ



ネ インターネット上に被差別部落（同和
地区）の所在地を載せることは部落差
別を助長する深刻な問題行為だ

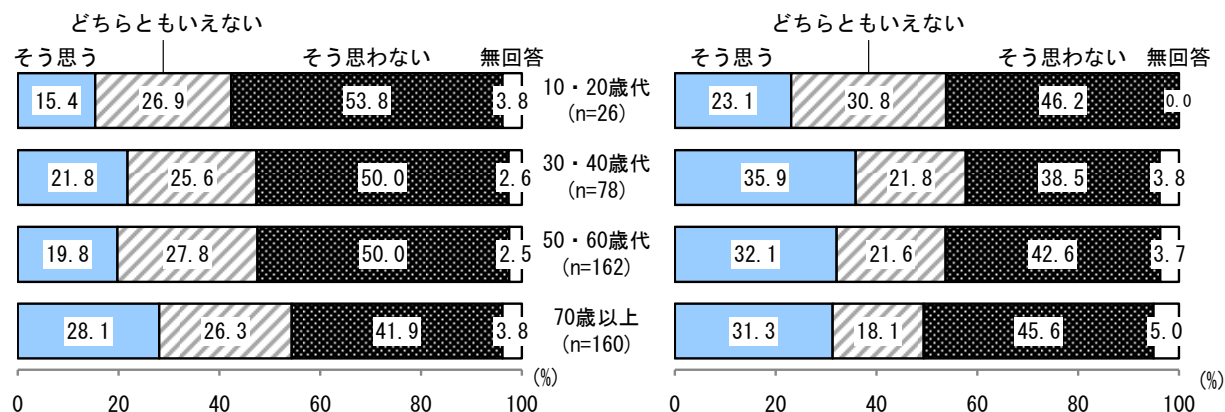


インターネット上での人権について、性別でみると、“思う” はいずれも男性より女性のほうが高くなっている。（図表2-1-8-1）

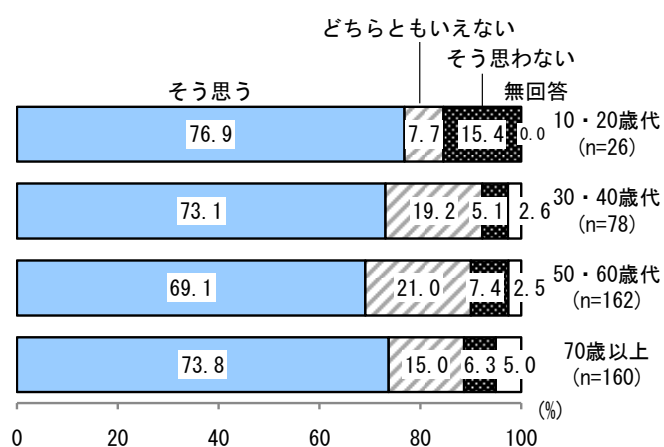
【図表2-1-1-2 年齢別 身近な人権問題に関する考え方（同和問題（部落差別）について）】

ア 同和問題（部落差別）は、口に出さず
そっとしておけば自然になくなると思
うので、学校や職場で積極的に学習や
研修を行わなくてもよい

イ 被差別部落（同和地区）や被差別部落
（同和地区）の人のことを気にしたこ
とはないし、部落差別は私には関係が
ない



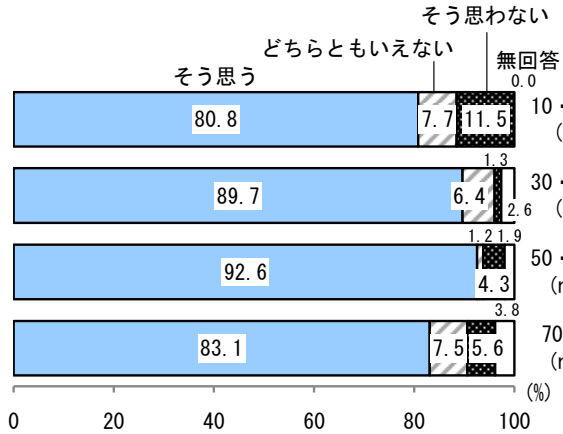
ウ 本人同士が決めたことだから、身内が
被差別部落（同和地区）の人と結婚する
ことには反対しない



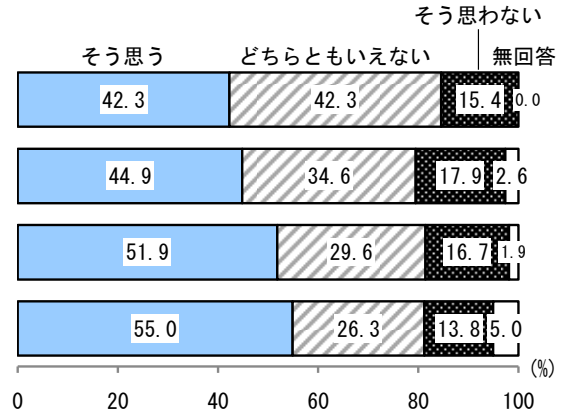
同和問題（部落差別）について、年齢別でみると、“そう思わない”はいずれも10・20歳代が最も高くなっている。（図表2-1-1-2）

【図表2-1-2-2 年齢別 身近な人権問題に関する考え方（女性の人権について）】

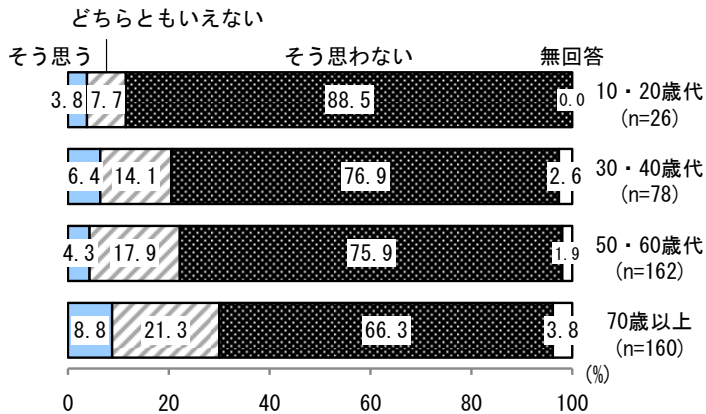
エ 親の介護は、女性の役割だと決めつけるのはよくない



オ 女性の社会参加を進めるため、自治体の管理職などの一定数を女性に割り当てる方法を取り入れるべきだ



カ 男性は外で働き、女性は家庭を中心に家事・育児を担うのがよい

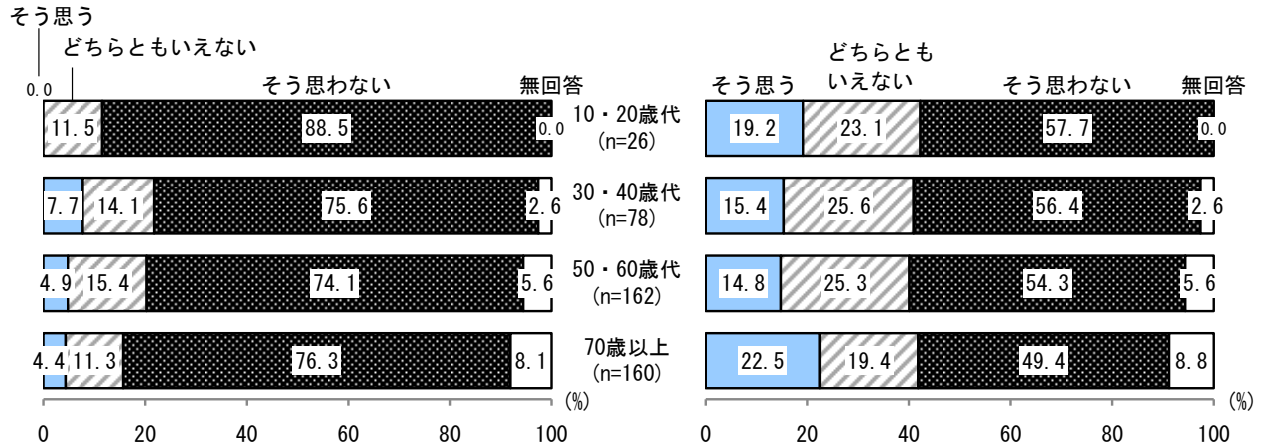


女性の人権について、年齢別でみると、“そう思う”は『エ 親の介護は、女性の役割だと決めつけるのはよくない』では50・60歳代が最も高く、『オ 女性の社会参加を進めるため、自治体の管理職などの一定数を女性に割り当てる方法を取り入れるべきだ』では高齢になるほど割合が高く、70歳以上が最も高くなっている。『カ 男性は外で働き、女性は家庭を中心に家事・育児を担うのがよい』では“そう思わない”が高齢になるほど割合が低く、70歳以上が最も低くなっている。（図表2-1-2-2）

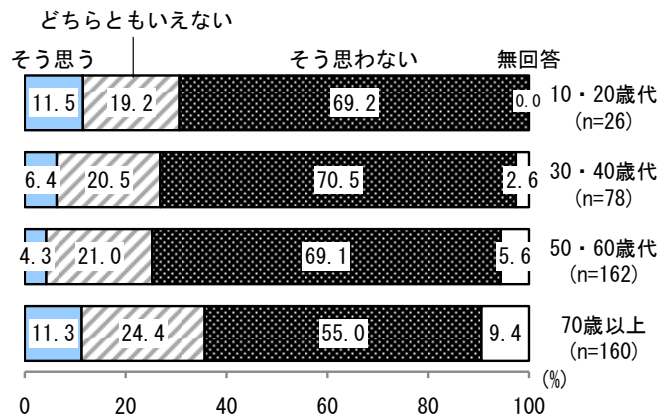
【図表2-1-3-2 年齢別 身近な人権問題に関する考え方（こどもの人権について）】

キ こどもが参加する地域行事を決める際に、大人だけで決めて、こどもの意見表明の場がなくてもよい

ク 病気や障がいなど、ケアを要する家族がいる場合、こどもでも家事や家族の世話、介護などを日常的に担わなければならないのは、しかたのないことだ



ケ 子育てに問題がある親でも、そのもとで育つことが、こどもの最善の利益になる

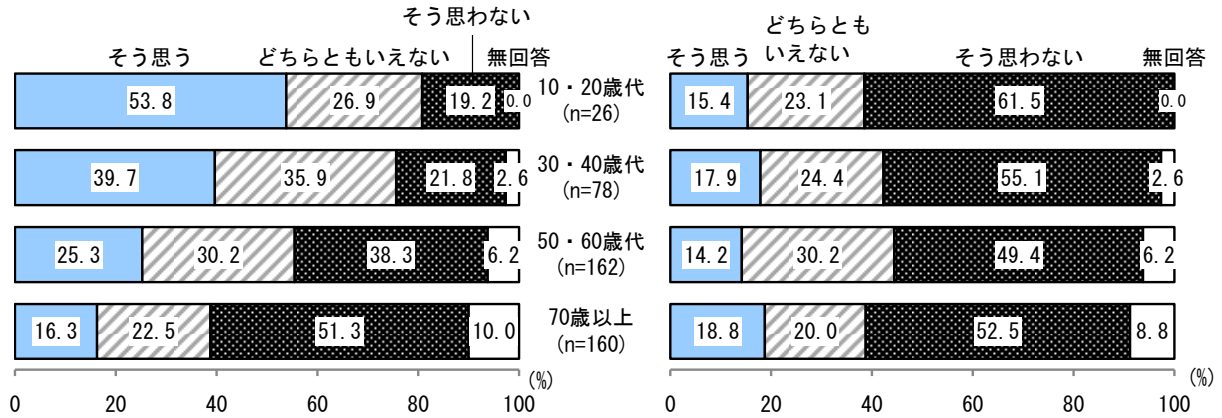


こどもの人権について、年齢別でみると、“そう思わない”は『キ こどもが参加する地域行事を決める際に、大人だけで決めて、こどもの意見表明の場がなくてもよい』と『ク 病気や障がいなど、ケアを要する家族がいる場合、こどもでも家事や家族の世話、介護などを日常的に担わなければならないのは、しかたのないことだ』では10・20歳代が最も高く、『ケ 子育てに問題がある親でも、そのもとで育つことが、こどもの最善の利益になる』では30・40歳代が最も高くなっている。（図表2-1-3-2）

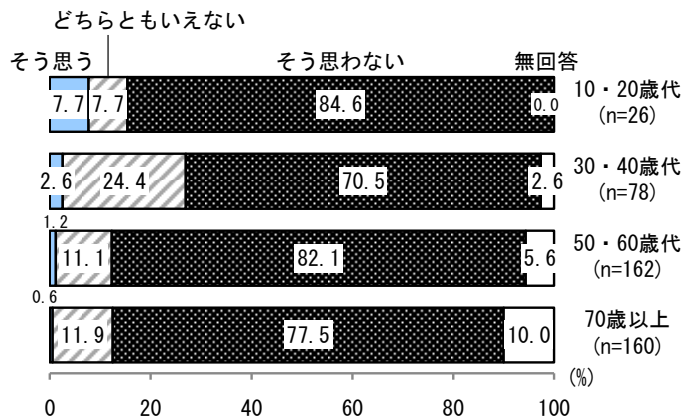
【図表2-1-4-2 年齢別 身近な人権問題に関する考え方（高齢者の人権について）】

コ 認知症の高齢者は迷惑をかけるから、
介護者が側にいない場合、家に鍵を
かけておくことはやむを得ない

サ 高齢者はあまり自己主張せず、家族や
まわりの人の言うことを聞いたほうが
よい



シ 自宅近くに建設される施設が高齢者の
グループホームであると聞いた場合、
その建設には反対する

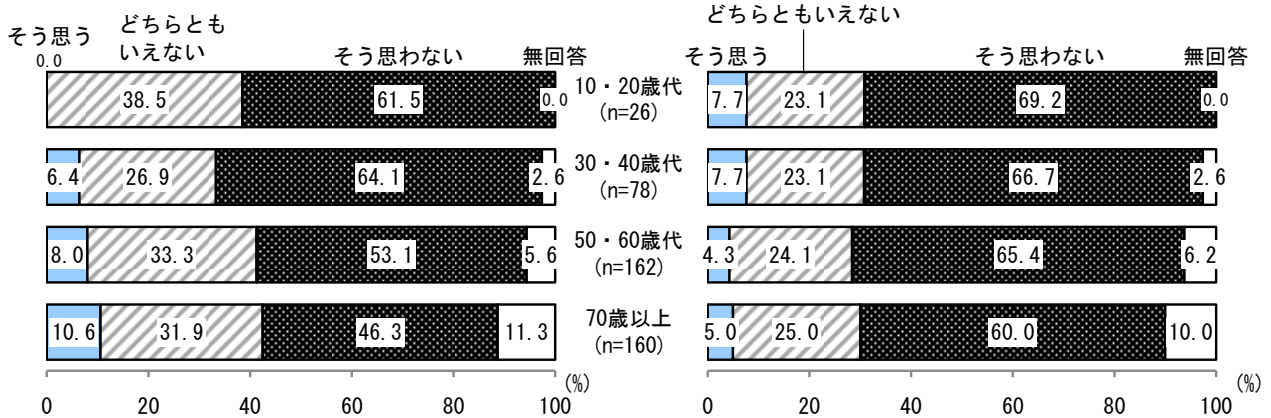


高齢者の人権について、年齢別でみると、“そう思わない”は『コ 認知症の高齢者は迷惑をかけるから、介護者が側にいない場合、家に鍵をかけておくことはやむを得ない』では高齢になるほど割合が高く、70歳以上が最も高いが、『サ 高齢者はあまり自己主張せず、家族やまわりの人の言うことを聞いたほうがよい』と『シ 自宅近くに建設される施設が高齢者のグループホームであると聞いた場合、その建設には反対する』では10・20歳代が最も高くなっている。（図表2-1-4-2）

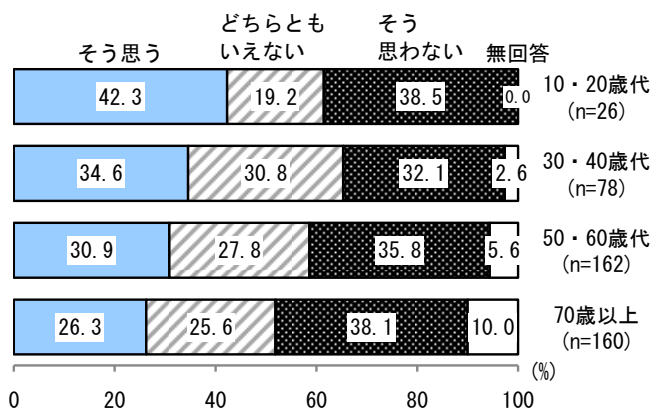
【図表2-1-5-2 年齢別 身近な人権問題に関する考え方（障害のある人の人権について）】

ス 雇用者には職場のバリアを取り除く義務があるが、障害のある人多数に共通するバリアを取り除けばよいのであって、一人ひとりの申し出に対応するのはやりすぎだ

セ 多動のこどもは、じっとしていることができるようにしつけないといけない



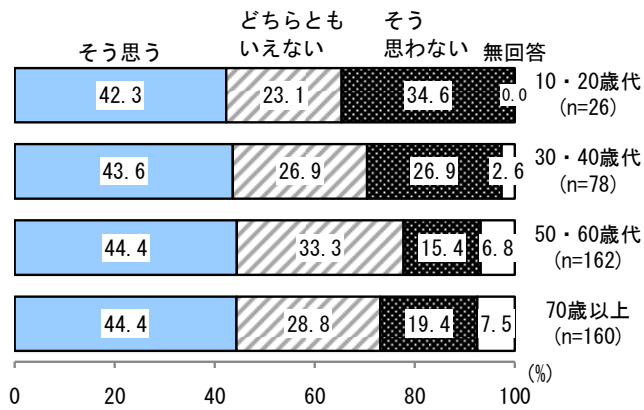
ソ 精神に障害のある人は、なんとなく怖いというイメージがあり不安を感じる



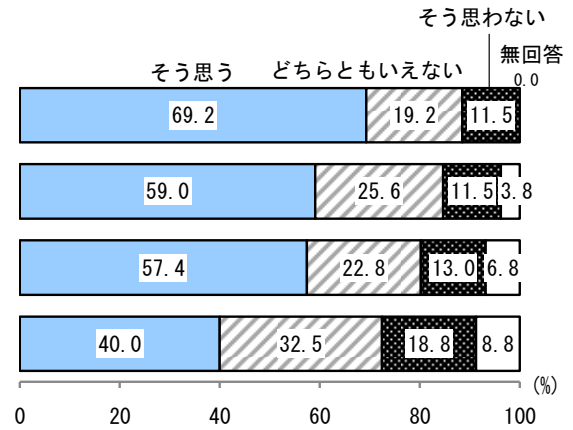
障害のある人の人権について、年齢別でみると、“そう思う”は『ス 雇用者には職場のバリアを取り除く義務があるが、障害のある人多数に共通するバリアを取り除けばよいのであって、一人ひとりの申し出に対応するのはやりすぎだ』では高齢になるほど割合が高くなっているが、『ソ 精神に障害のある人は、なんとなく怖いというイメージがあり不安を感じる』では高齢になるほど割合が低くなっている。“そう思わない”は『セ 多動のこどもは、じっとしていることができるようにしつけないといけない』と『ソ 精神に障害のある人は、なんとなく怖いというイメージがあり不安を感じる』では10・20歳代が最も高く、『ス 雇用者には職場のバリアを取り除く義務があるが、障害のある人多数に共通するバリアを取り除けばよいのであって、一人ひとりの申し出に対応するのはやりすぎだ』では30・40歳代が最も高くなっている。(図表2-1-5-2)

【図表2-1-6-2 年齢別 身近な人権問題に関する考え方（外国人の人権について）】

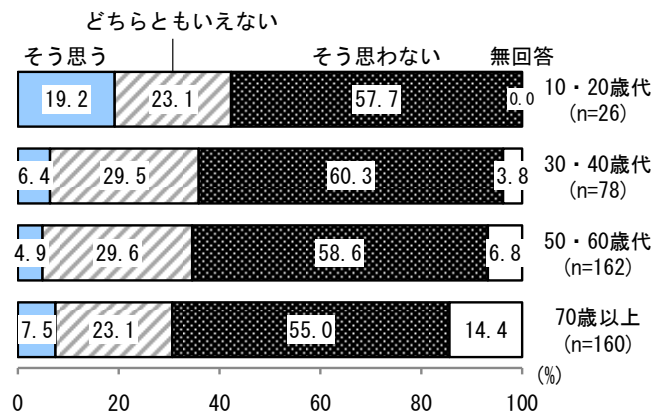
タ 日本に住む外国人は、できるだけ日本の文化や慣習に合わせる努力をすべきである



チ 働いている外国人に、雇用者が職場で通称名（日本名）の使用を求めるのは問題だ



ツ 外国人に対するヘイトスピーチは、表現の自由の範囲内のことであり許されることだ

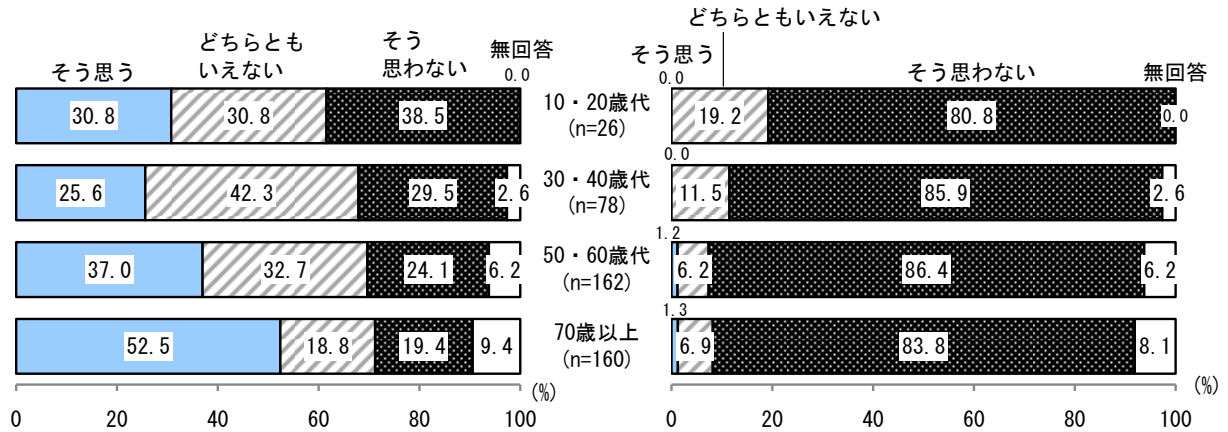


外国人の人権について、年齢別でみると、“そう思う”は『チ 働いている外国人に、雇用者が職場で通称名（日本名）の使用を求めるのは問題だ』と『ツ 外国人に対するヘイトスピーチは、表現の自由の範囲内のことであり許されることだ』では10・20歳代が最も高く、『タ 日本に住む外国人は、できるだけ日本の文化や慣習に合わせる努力をすべきである』では50・60歳代と70歳以上が同率で最も高くなっている。（図表2-1-6-2）

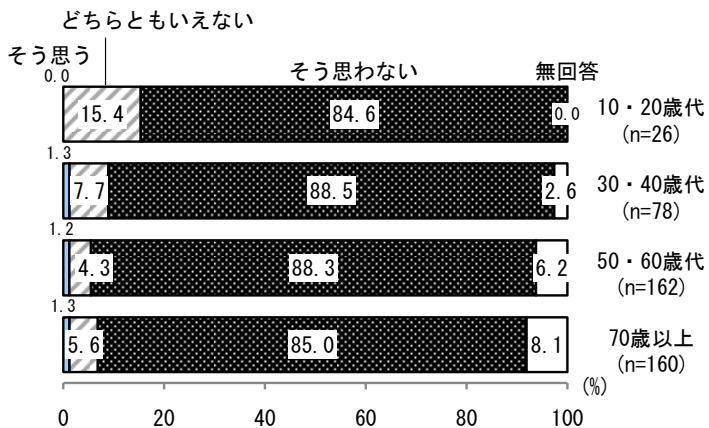
【図表2-1-7-2 年齢別 身近な人権問題に関する考え方（感染症患者等の人権について）】

テ 感染症患者については、感染拡大防止のため、プライバシーの保護などが制限される場合があってもやむを得ない

ト 感染症に一度かかった人やその家族とは、たとえ回復していても付き合いたくない



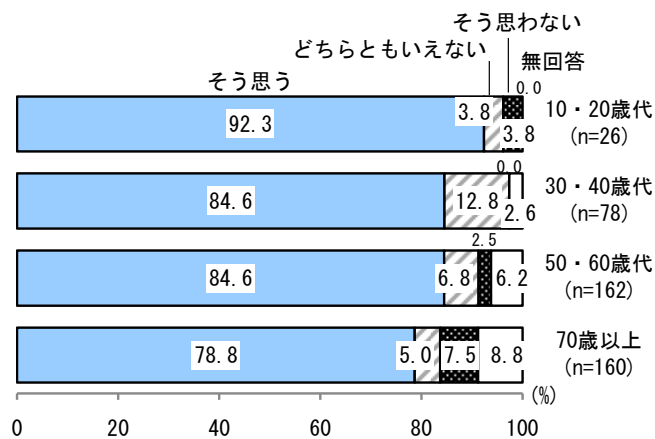
ナ 就職試験の成績や面接結果が他の人よりも良かったにもかかわらず、感染症患者またはその回復者ということを理由に不採用とされても仕方がない



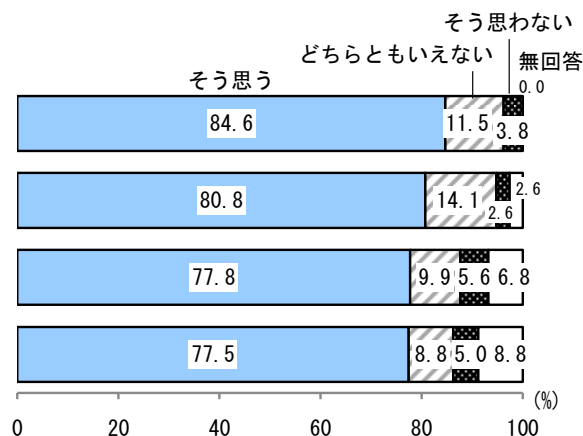
感染症患者等の人権について、年齢別でみると、“そう思わない”は『テ 感染症患者については、感染拡大防止のため、プライバシーの保護などが制限される場合があってもやむを得ない』では10・20歳代が最も高く、高齢になるほど割合が低くなっており、『ト 感染症に一度かかった人やその家族とは、たとえ回復していても付き合いたくない』では50・60歳代が最も高く、『ナ 就職試験の成績や面接結果が他の人よりも良かったにもかかわらず、感染症患者またはその回復者ということを理由に不採用とされても仕方がない』では30・40歳代が最も高くなっている。（図表2-1-7-2）

【図表2-1-8-2 年齢別 身近な人権問題に関する考え方（インターネット上での人権について）】

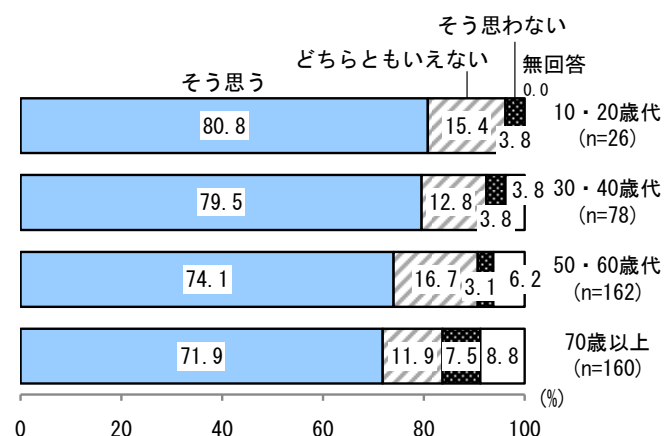
ニ 差別をあおるような書き込みをした人
に対し、処罰する法整備が必要だ



ヌ インターネット上の差別的書き込みを
行政が把握し、プロバイダーへの情報
停止・削除を求める取り組みが大切だ



ネ インターネット上に被差別部落（同和
地区）の所在地を載せることは部落差
別を助長する深刻な問題行為だ

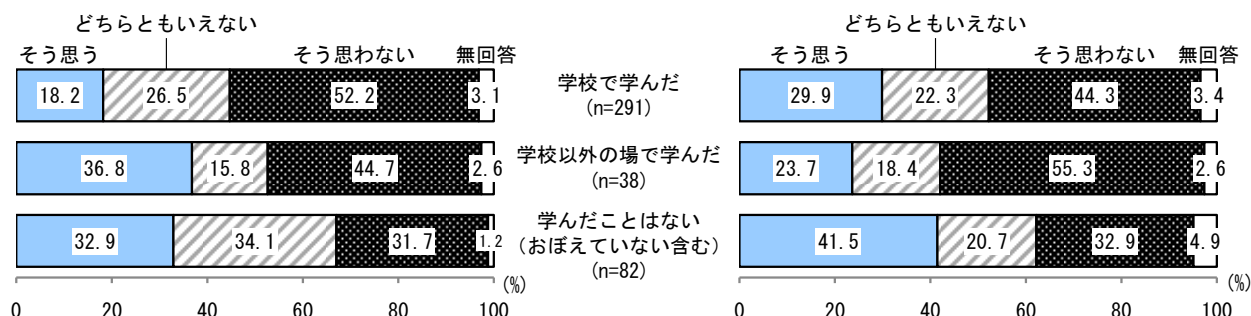


インターネット上での人権について、年齢別でみると、“そう思う” はいずれも10・20歳代が最も高く、高齢になるほど割合が低くなっている。（図表2-1-8-2）

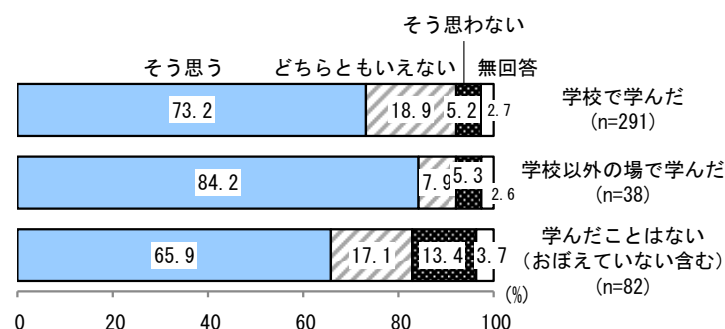
【図表2-1-1-3 人権問題について学んだ機会別 身近な人権問題に関する考え方（同和問題（部落差別）について）】

ア 同和問題（部落差別）は、口に出さずそっとしておけば自然になくなると思うので、学校や職場で積極的に学習や研修を行わなくてもよい

イ 被差別部落（同和地区）や被差別部落（同和地区）の人のことを気にしたことはないし、部落差別は私には関係がない



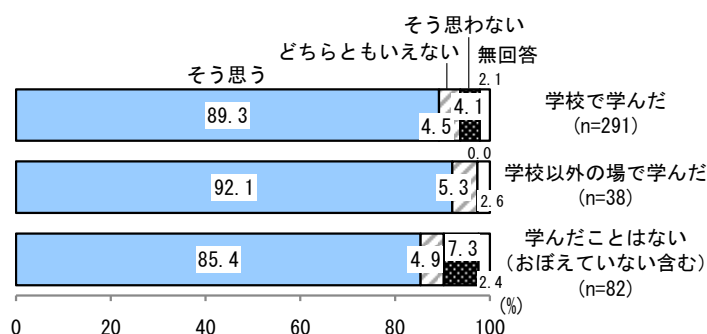
ウ 本人同士が決めたことだから、身内が被差別部落（同和地区）の人と結婚することには反対しない



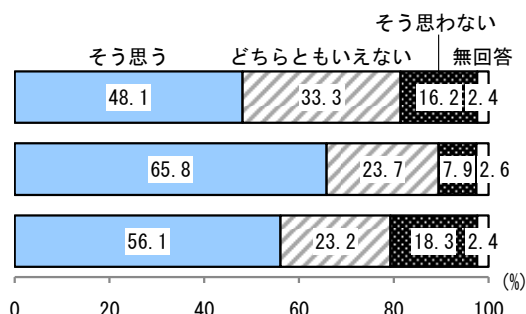
同和問題（部落差別）について、人権問題について学んだ機会別でみると、“そう思わない”は『ア 同和問題（部落差別）は、口に出さずそっとしておけば自然になくなると思うので、学校や職場で積極的に学習や研修を行わなくてもよい』では学校で学んだが最も高いが、『イ 被差別部落（同和地区）や被差別部落（同和地区）の人のことを気にしたことはないし、部落差別は私には関係がない』では学校以外で学んだが最も高くなっている。“そう思う”は『ウ 本人同士が決めたことだから、身内が被差別部落（同和地区）の人と結婚することには反対しない』では学校以外で学んだが最も高くなっている。（図表2-1-1-3）

【図表2-1-2-3 人権問題について学んだ機会別 身近な人権問題に関する考え方（女性の人権について）】

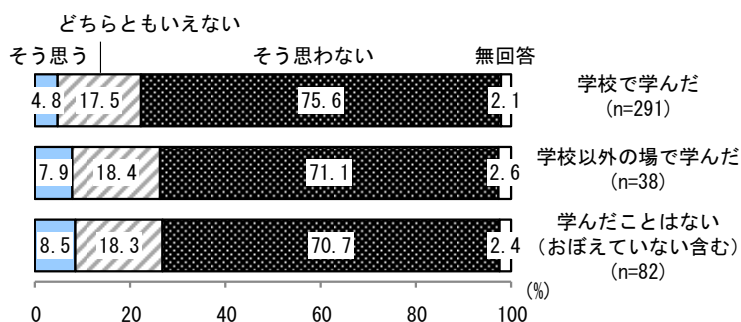
エ 親の介護は、女性の役割だと決めつけるのはよくない



オ 女性の社会参加を進めるため、自治体の管理職などの一定数を女性に割り当てる方法を取り入れるべきだ



カ 男性は外で働き、女性は家庭を中心に家事・育児を担うのがよい

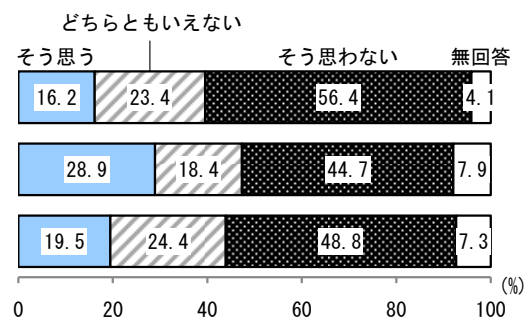
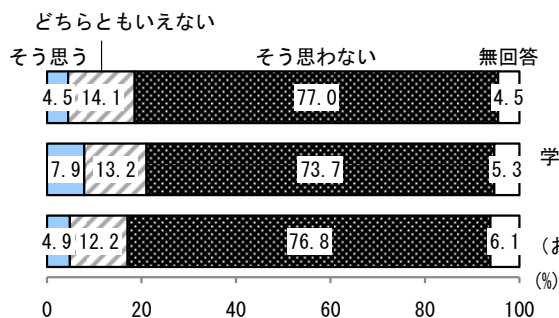


女性の人権について、人権問題について学んだ機会別でみると、“そう思う”は『エ 親の介護は、女性の役割だと決めつけるのはよくない』と『オ 女性の社会参加を進めるため、自治体の管理職などの一定数を女性に割り当てる方法を取り入れるべきだ』では学校以外で学んだが最も高くなっている。“そう思わない”は『カ 男性は外で働き、女性は家庭を中心に家事・育児を担うのがよい』では学校で学んだが最も高くなっている。(図表2-1-2-3)

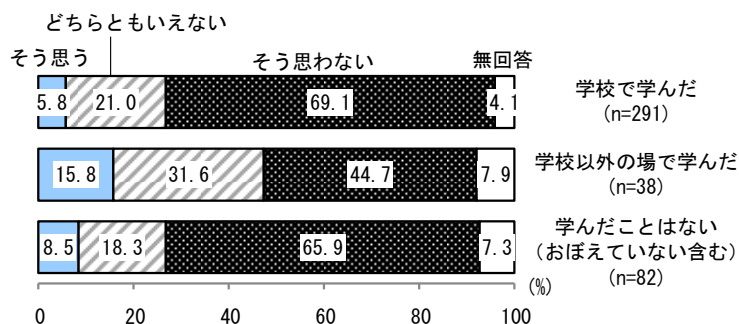
【図表2-1-3-3 人権問題について学んだ機会別 身近な人権問題に関する考え方（こどもの人権について）】

キ こどもが参加する地域行事を決める際に、大人だけで決めて、こどもの意見表明の場がなくてもよい

ク 病気や障がいなど、ケアを要する家族がいる場合、こどもでも家事や家族の世話、介護などを日常的に担わなければならないのは、しかたのないことだ



ケ 子育てに問題がある親でも、そのもとで育つことが、こどもの最善の利益になる

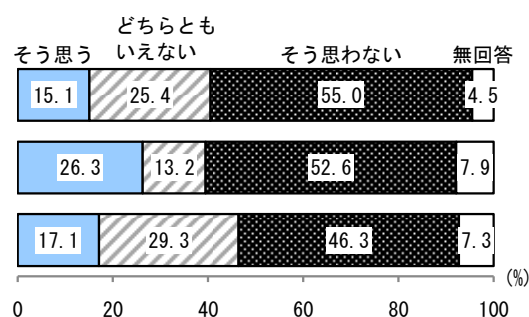
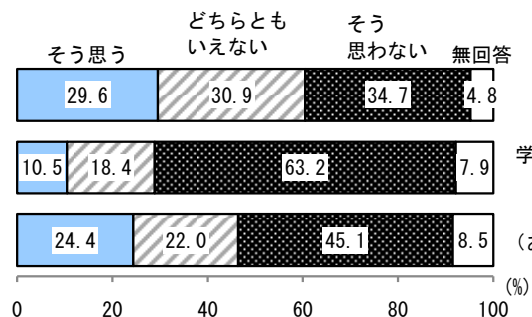


こどもの人権について、人権問題について学んだ機会別でみると、“そう思わない”はいずれも学校で学んだが最も高くなっている。(図表2-1-3-3)

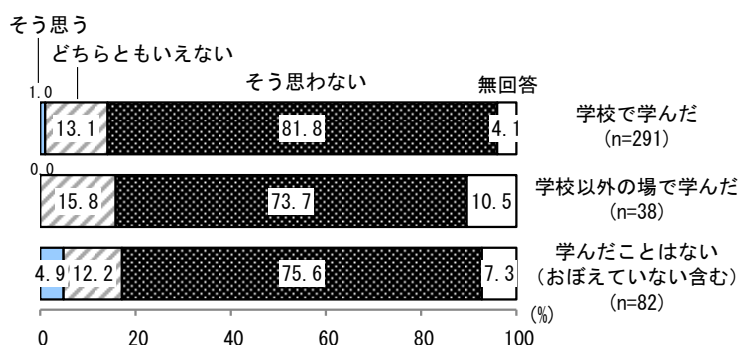
【図表2-1-4-3 人権問題について学んだ機会別 身近な人権問題に関する考え方（高齢者の人権について）】

コ 認知症の高齢者は迷惑をかけるから、介護者が側にいない場合、家に鍵をかけておくことはやむを得ない

サ 高齢者はあまり自己主張せず、家族やまわりの人の言うことを聞いたほうがよい



シ 自宅近くに建設される施設が高齢者のグループホームであると聞いた場合、その建設には反対する

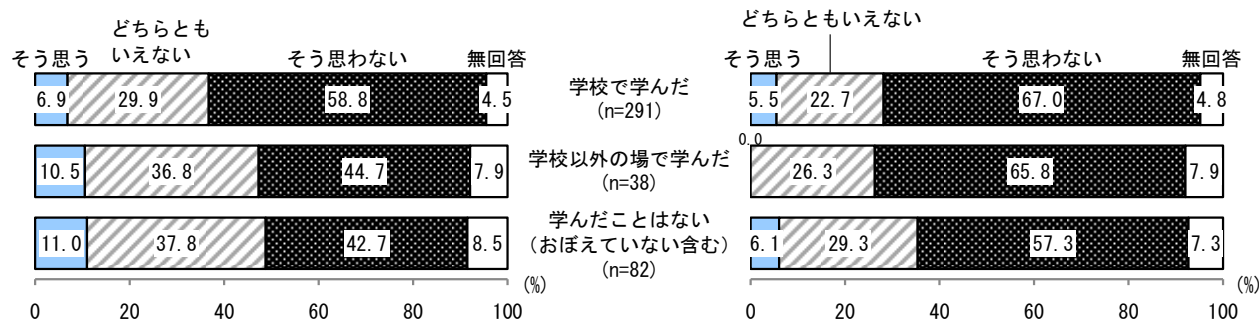


高齢者の人権について、人権問題について学んだ機会別でみると、“そう思わない”は『コ 認知症の高齢者は迷惑をかけるから、介護者が側にいない場合、家に鍵をかけておくことはやむを得ない』では学校以外で学んだが最も高く、『サ 高齢者はあまり自己主張せず、家族やまわりの人の言うことを聞いたほうがよい』と『シ 自宅近くに建設される施設が高齢者のグループホームであると聞いた場合、その建設には反対する』では学校で学んだが最も高くなっている。(図表2-1-4-3)

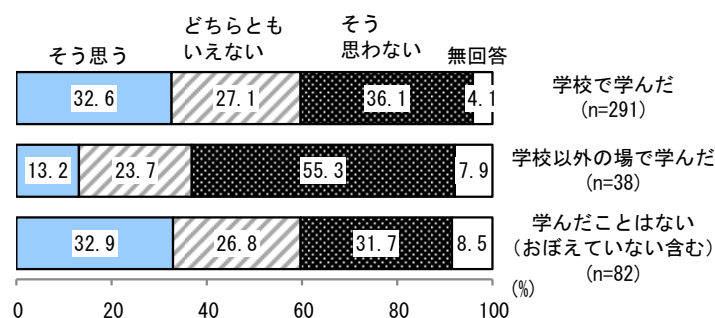
【図表2-1-5-3 人権問題について学んだ機会別 身近な人権問題に関する考え方（障害のある人の人権について）】

ス 雇用者には職場のバリアを取り除く義務があるが、障害のある人多数に共通するバリアを取り除けばよいのであって、一人ひとりの申し出に対応するのはやりすぎだ

セ 多動のこどもは、じっとしていることができるようにしつけないといけない



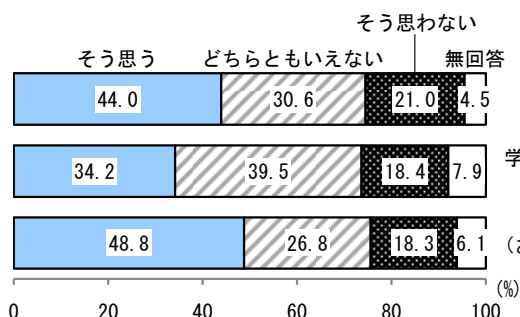
ソ 精神に障害のある人は、なんとなく怖いというイメージがあり不安を感じる



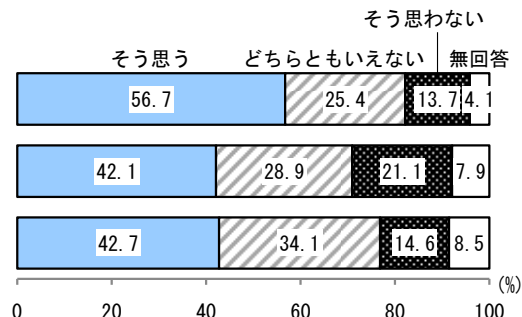
障害のある人の人権について、人権問題について学んだ機会別でみると、“そう思わない”は『ス 雇用者には職場のバリアを取り除く義務があるが、障害のある人多数に共通するバリアを取り除けばよいのであって、一人ひとりの申し出に対応するのはやりすぎだ』と『セ 多動のこどもは、じっとしていることができるようにしつけないといけない』では学校で学んだが最も高く、『ソ 精神に障害のある人は、なんとなく怖いというイメージがあり不安を感じる』では学校以外で学んだが最も高くなっている。(図表2-1-5-3)

【図表2-1-6-3 人権問題について学んだ機会別 身近な人権問題に関する考え方（外国人の人権について）】

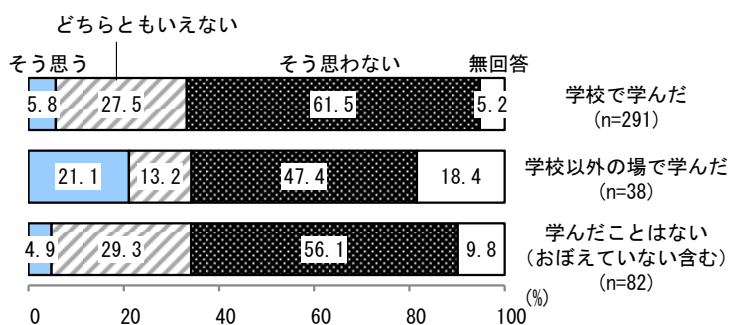
タ 日本に住む外国人は、できるだけ日本の文化や慣習に合わせる努力をすべきである



チ 働いている外国人に、雇用者が職場で通称名（日本名）の使用を求めるのは問題だ



ツ 外国人に対するヘイトスピーチは、表現の自由の範囲内のことであり許されることだ

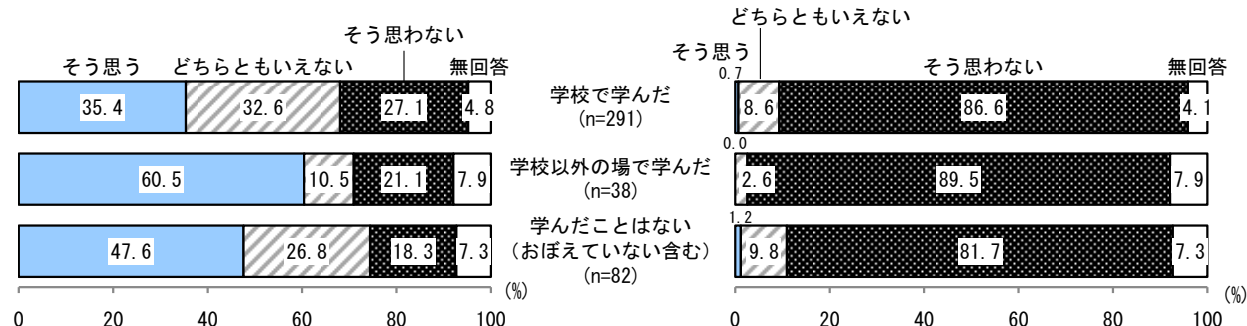


外国人の人権について、人権問題について学んだ機会別でみると、“そう思う”は『タ 日本に住む外国人は、できるだけ日本の文化や慣習に合わせる努力をすべきである』では学んだことはないが最も高く、『チ 働いている外国人に、雇用者が職場で通称名（日本名）の使用を求めるのは問題だ』は学校で学んだ、『ツ 外国人に対するヘイトスピーチは、表現の自由の範囲内のことであり許されることだ』は学校以外で学んだが最も高くなっている。（図表2-1-6-3）

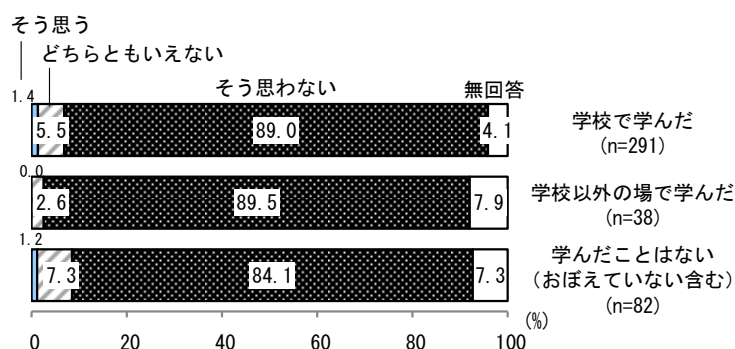
【図表2-1-7-3 人権問題について学んだ機会別 身近な人権問題に関する考え方（感染症患者等の人権について）】

テ 感染症患者については、感染拡大防止のため、プライバシーの保護などが制限される場合があってもやむを得ない

ト 感染症に一度かかった人やその家族とは、たとえ回復していても付き合いたくない



ナ 就職試験の成績や面接結果が他の人よりも良かったにもかかわらず、感染症患者またはその回復者ということを理由に不採用とされても仕方がない

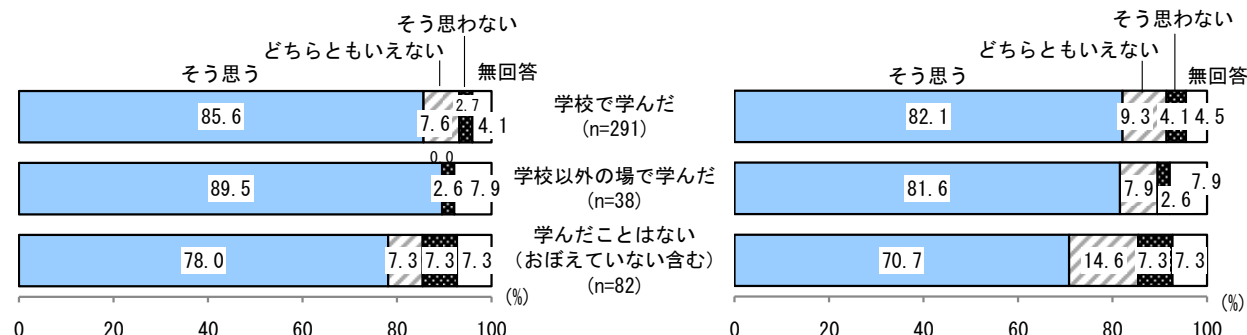


感染症患者等の人権について、人権問題について学んだ機会別でみると、“そう思う”は『テ 感染症患者については、感染拡大防止のため、プライバシーの保護などが制限される場合があってもやむを得ない』では学校以外で学んだが最も高くなっている。“そう思わない”は『ト 感染症に一度かかった人やその家族とは、たとえ回復していても付き合いたくない』と『ナ 就職試験の成績や面接結果が他の人よりも良かったにもかかわらず、感染症患者またはその回復者ということを理由に不採用とされても仕方がない』では学校以外で学んだが最も高くなっている。(図表2-1-7-3)

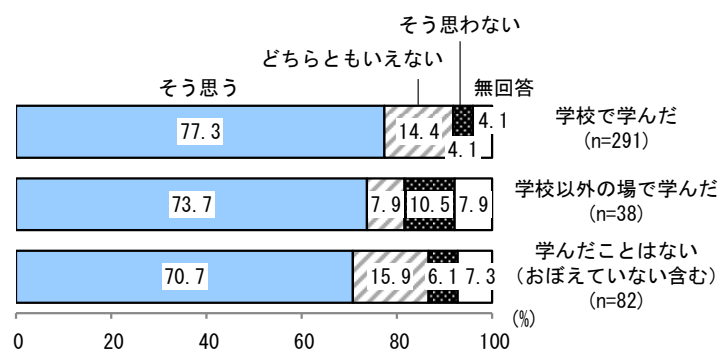
【図表2-1-8-3 人権問題について学んだ機会別 身近な人権問題に関する考え方（インターネット上での人権について）】

ニ 差別をあおるような書き込みをした人
に対し、処罰する法整備が必要だ

ヌ インターネット上の差別的書き込みを
行政が把握し、プロバイダーへの情報
停止・削除を求める取り組みが大切だ



ネ インターネット上に被差別部落（同和
地区）の所在地を載せることは部落差
別を助長する深刻な問題行為だ



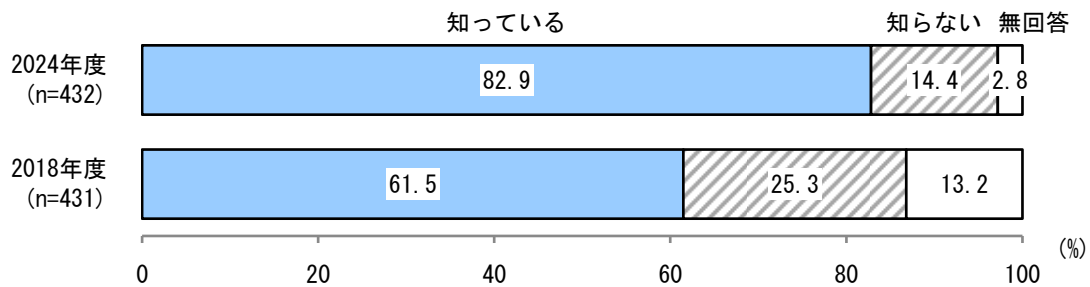
インターネット上での人権について、人権問題について学んだ機会別でみると、“そう思う”は『ニ 差別をあおるような書き込みをした人に対し、処罰する法整備が必要だ』では学校以外で学んだが最も高いが、『ヌ インターネット上の差別的書き込みを行政が把握し、プロバイダーへの情報停止・削除を求める取り組みが大切だ』と『ネ インターネット上に被差別部落（同和地区）の所在地を載せることは部落差別を助長する深刻な問題行為だ』は学校で学んだが最も高くなっている。（図表2-1-8-3）

(2) 性的少数者（LGBT等）という言葉の認知度

■単純集計結果

問6 あなたは、性的少数者（LGBT等）という言葉を知っていますか。あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

【図表2-2 性的少数者（LGBT等）という言葉の認知度（経年比較）】

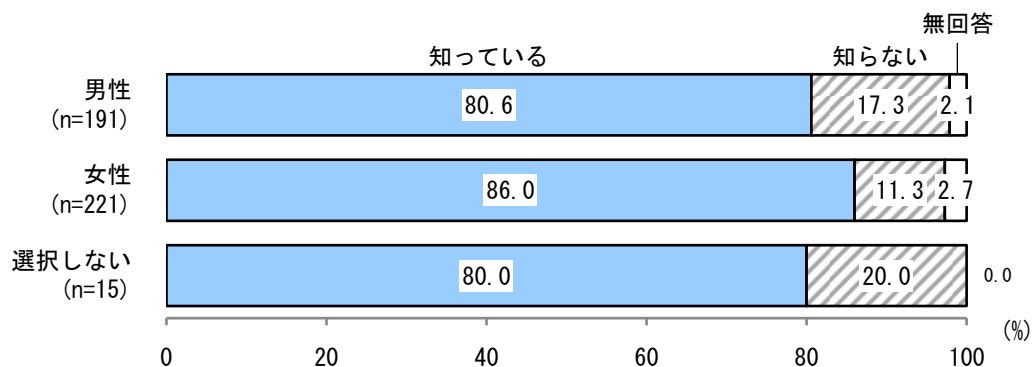


性的少数者（LGBT等）という言葉の認知度については、「知っている」が82.9%、「知らない」が14.4%となっている。

2018年度と比較すると、「知っている」は2018年度（61.5%）より21.4ポイント高くなっている。（図表2-2）

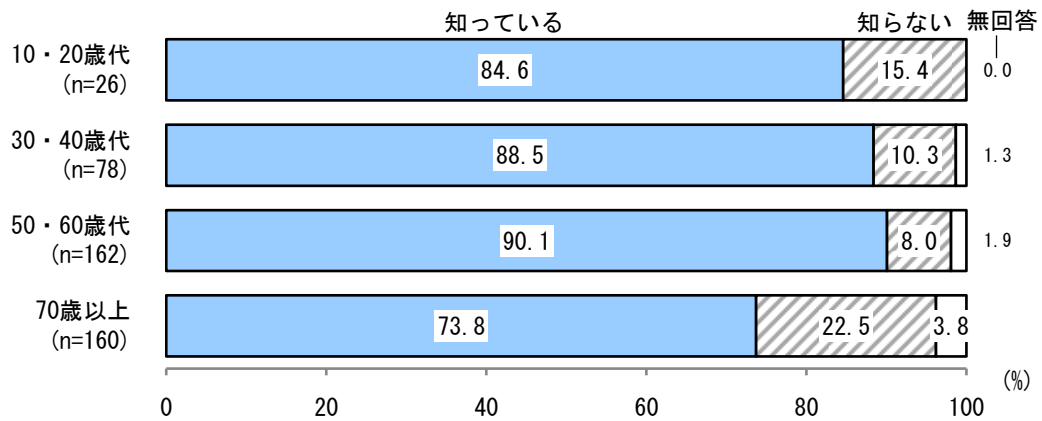
■クロス集計結果

【図表2-2-1 性別 性的少数者（LGBT等）という言葉の認知度】



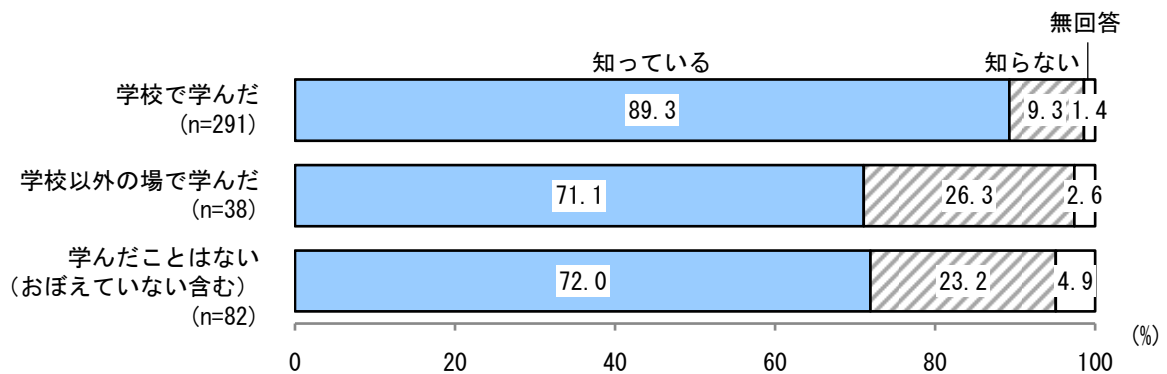
性別でみると、「知っている」は男性（80.6%）より女性（86.0%）のほうが高くなっている。（図表2-2-1）

【図表2-2-2 年齢別 性的少数者（LGBT等）という言葉の認知度】



年齢別でみると、「知っている」は50・60歳代（90.1％）で最も高く、「知らない」は70歳以上（22.5％）で最も高くなっている。（図表2-2-2）

【図表2-2-3 人権問題について学んだ機会別 性的少数者（LGBT等）という言葉の認知度】



人権問題について学んだ機会別でみると、「知っている」は学校で学んだ（89.3％）で最も高く、「知らない」は学校以外で学んだ（26.3％）が最も高くなっている。（図表2-2-3）

(3) 性的少数者の人権侵害に対する考え方

■単純集計結果

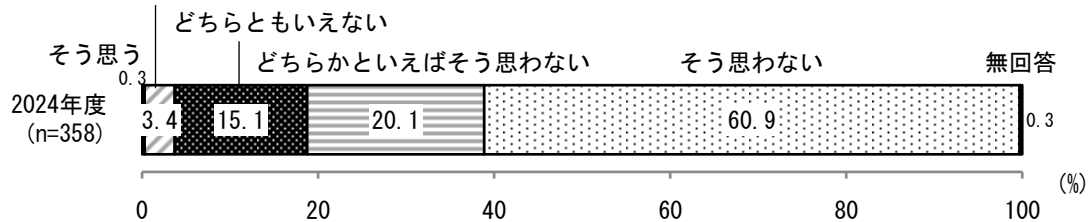
問6で「1 知っている」と回答した方にお聞きします。

問6-1 性的少数者（LGBT等）の人権に関して次のような考え方がありますが、あなたはどのように思われますか。次の事項ごとにあなたの考えにもっとも近い番号を1つずつ選んで○をつけてください。

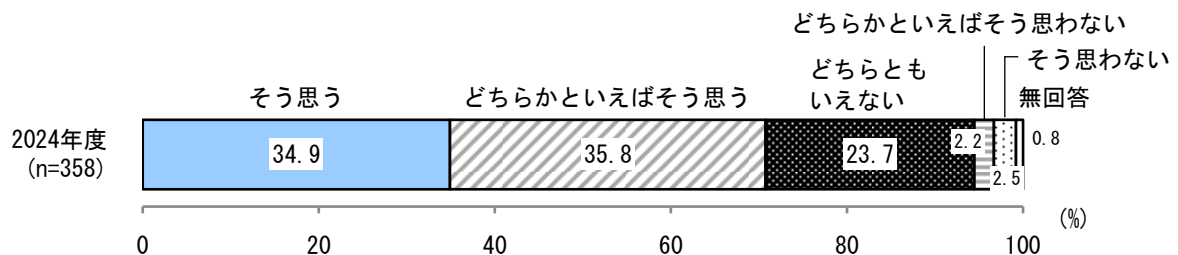
【図表2-3 性的少数者の人権侵害に対する考え方】

ア 同僚に同性愛者や性別違和のある人がいる職場では働きたくない

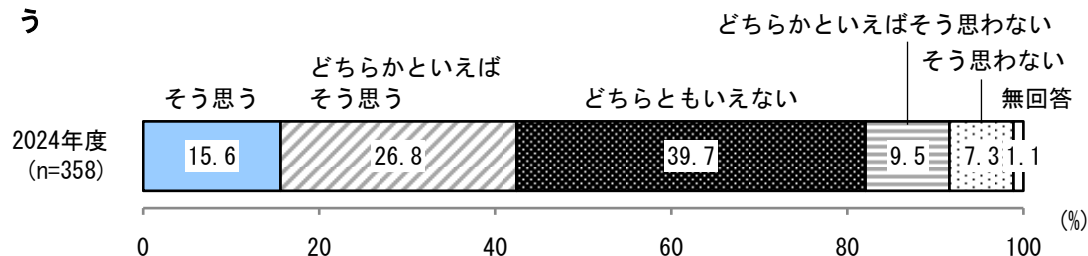
どちらかといえばそう思う



イ もし、自分の子どもが同性愛者であった場合、親として子どもの側に立ち、力になる

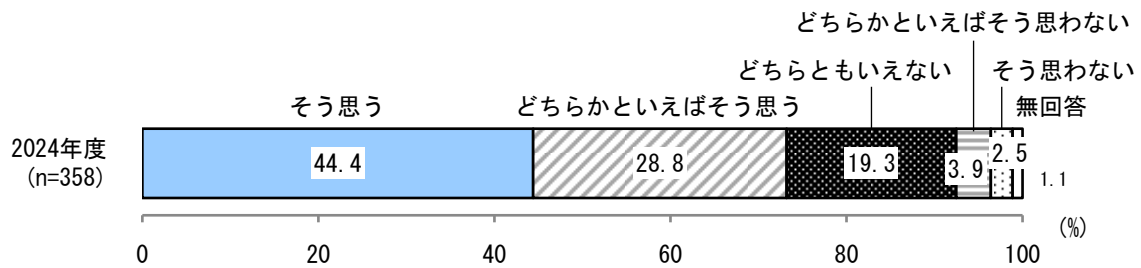


ウ 「トランスジェンダーの権利を認めると、男性が女性のふりをして女性トイレに入ってくる」などという意見は、トランスジェンダーの人びとを丸ごと排除の対象にする主張で問題だと思う

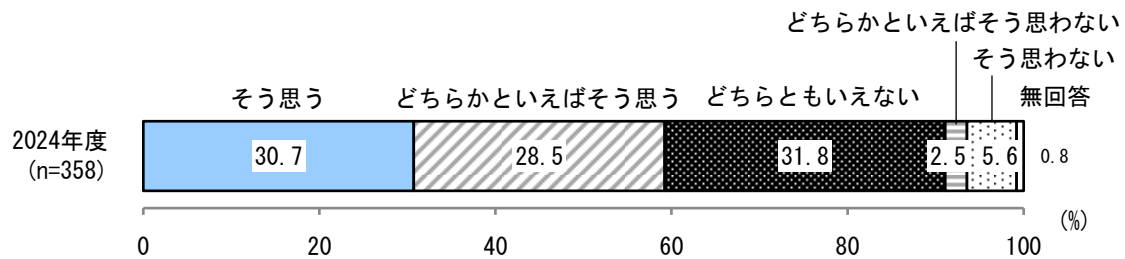


【図表2-3 性的少数者の人権侵害に対する考え方】

エ 人の性的指向や性自認を第三者が勝手に話題にすることは許されない



オ 同性同士の結婚も認められるべきだ

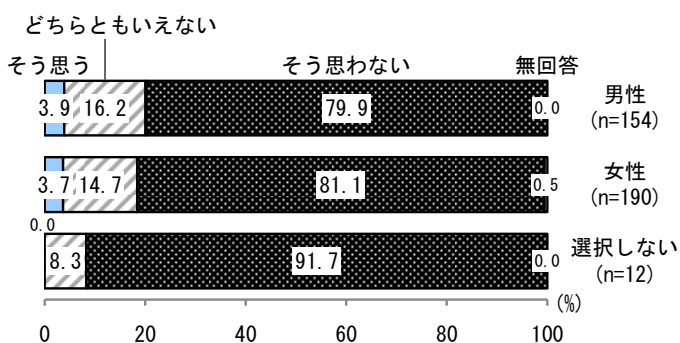


性的少数者（LGBT等）という言葉を知っていると回答した人に、性的少数者（LGBT等）の人権に関する考え方についてたずねると、『ア 同僚に同性愛者や性別違和のある人がいる職場では働きたくない』では“そう思わない”（「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の計）は81.0%となっている。『イ もし、自分のこどもが同性愛者であった場合、親としてこどもの側に立ち、力になる』と『エ 人の性的指向や性自認を第三者が勝手に話題にすることは許されない』では“そう思う”（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の計）が7割台と高く、『イ もし、自分のこどもが同性愛者であった場合、親としてこどもの側に立ち、力になる』が70.7%、『エ 人の性的指向や性自認を第三者が勝手に話題にすることは許されない』が73.2%となっている。（図表2-3）

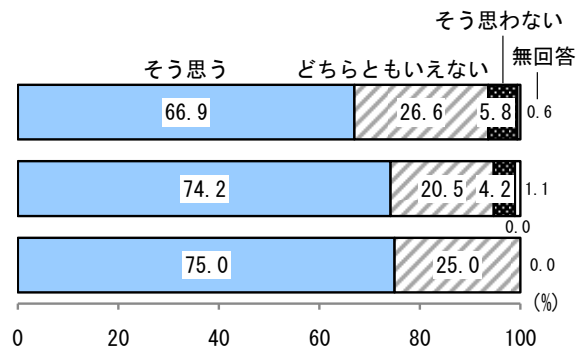
■クロス集計結果

【図表2-3-1 性別 性的少数者の人権侵害に対する考え方】

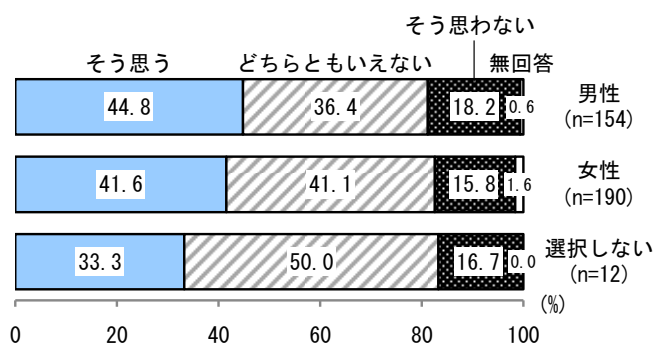
ア 同僚に同性愛者や性別違和のある人がいる職場では働きたくない



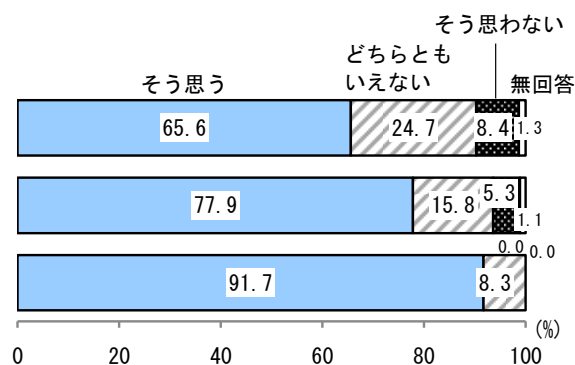
イ もし、自分のこどもが同性愛者であった場合、親としてこどもの側に立ち、力になる



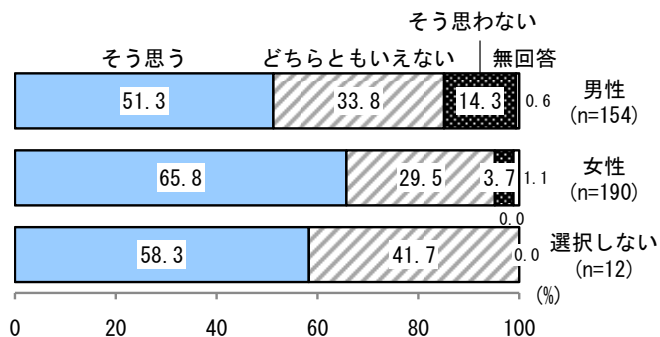
ウ 「トランスジェンダーの権利を認めると、男性が女性のふりをして女性トイレに入ってくる」などという意見は、トランスジェンダーの人びとを丸ごと排除の対象にする主張で問題だと思う



エ 人の性的指向や性自認を第三者が勝手に話題にすることは許されない



オ 同性同士の結婚も認められるべきだ

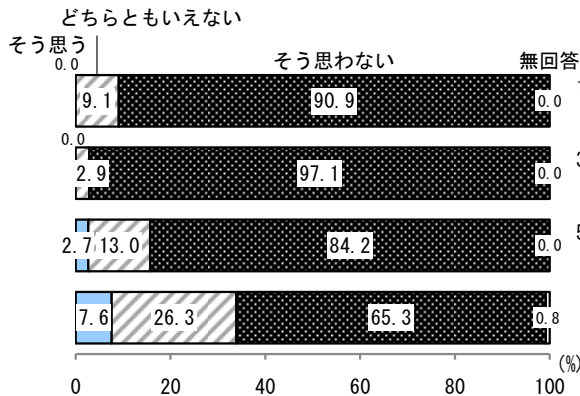


※“そう思う”は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の計、“そう思わない”は「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の計。(以下同様)

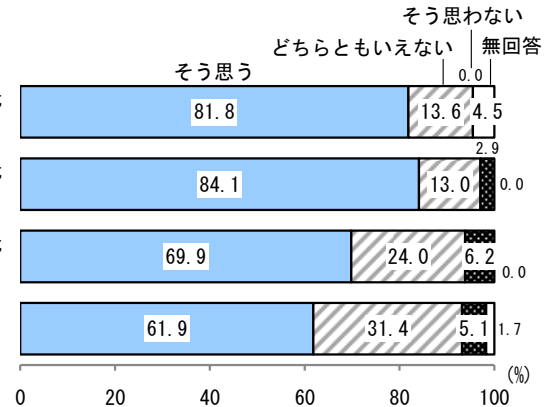
性別でみると、“そう思う”は『イ もし、自分のこどもが同性愛者であった場合、親としてこどもの側に立ち、力になる』と『エ 人の性的指向や性自認を第三者が勝手に話題にすることは許されない』、『オ 同性同士の結婚も認められるべきだ』では男性より女性のほうが高くなっている。(図表2-3-1)

【図表2-3-2 年齢別 性的少数者の人権侵害に対する考え方】

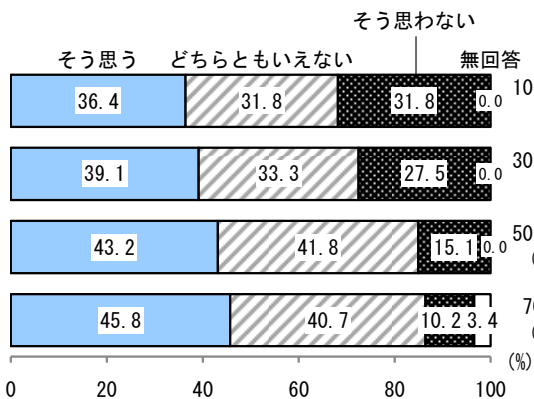
ア 同僚に同性愛者や性別違和のある人がいる職場では働きたくない



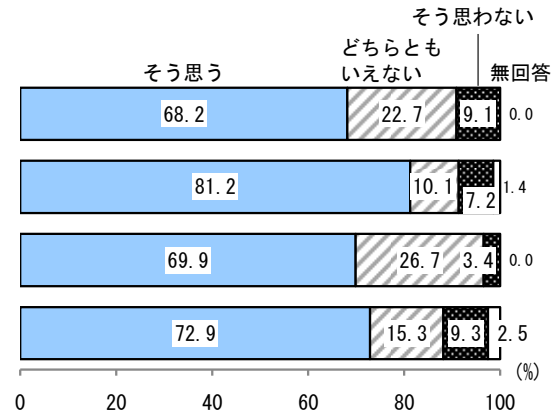
イ もし、自分のこどもが同性愛者であった場合、親としてこどもの側に立ち、力になる



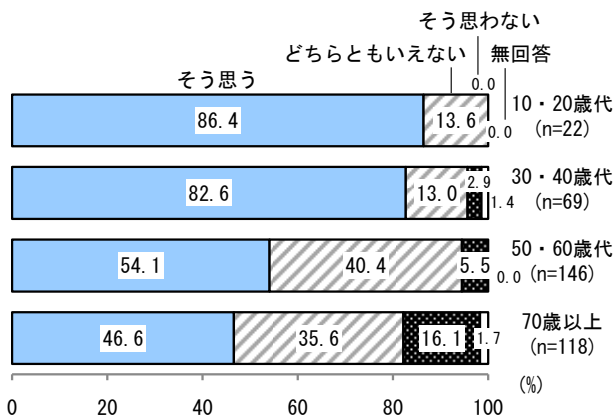
ウ 「トランスジェンダーの権利を認めると、男性が女性のふりをして女性トイレに入ってくる」などという意見は、トランスジェンダーの人びとを丸ごと排除の対象にする主張で問題だと思う



エ 人の性的指向や性自認を第三者が勝手に話題にすることは許されない



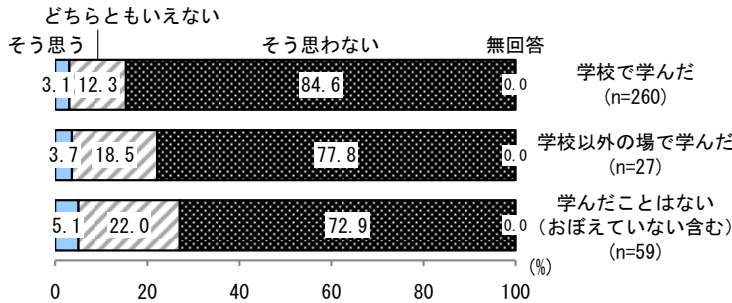
オ 同性同士の結婚も認められるべきだ



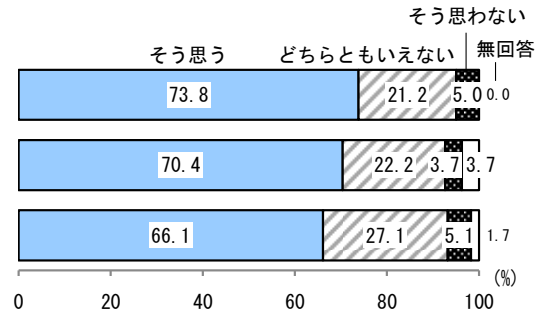
年齢別でみると、“そう思う”は『ア 同僚に同性愛者や性別違和のある人がいる職場では働きたくない』と『ウ 「トランスジェンダーの権利を認めると、男性が女性のふりをして女性トイレに入ってくる」などという意見は、トランスジェンダーの人びとを丸ごと排除の対象にする主張で問題だと思う』は高齢になるほど割合が高く、『オ 同性同士の結婚も認められるべきだ』は高齢になるほど割合が低くなっている。(図表2-3-2)

【図表2-3-3 人権問題について学んだ機会別 性的少数者の人権侵害に対する考え方】

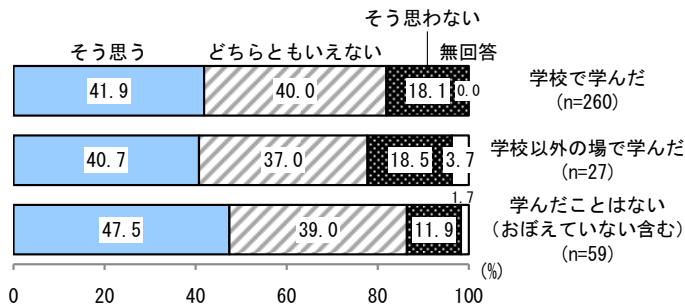
**ア 同僚に同性愛者や性別違和のある人が
いる職場では働きたくない**



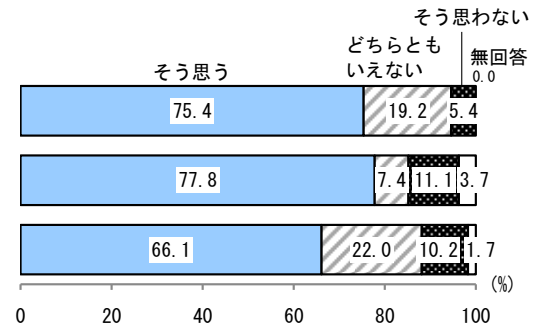
イ もし、自分のこどもが同性愛者であつた場合、親としてこどもの側に立ち、力になる



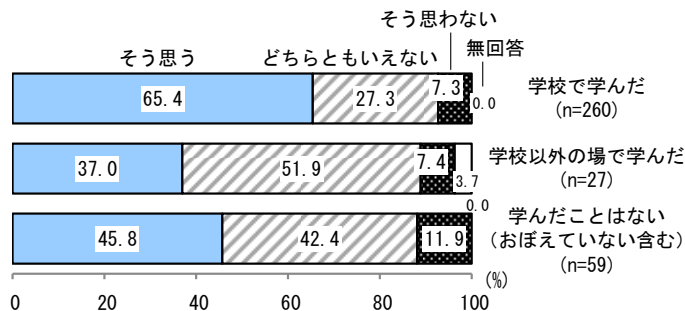
ウ 「トランスジェンダーの権利を認めると、男性が女性のふりをして女性トイレに入ってくる」などという意見は、トランスジェンダーの人びとを丸ごと排除の対象にする主張で問題だと思う



エ 人の性的指向や性自認を第三者が勝手に話題にすることは許されない



オ 同性同士の結婚も認められるべきだ



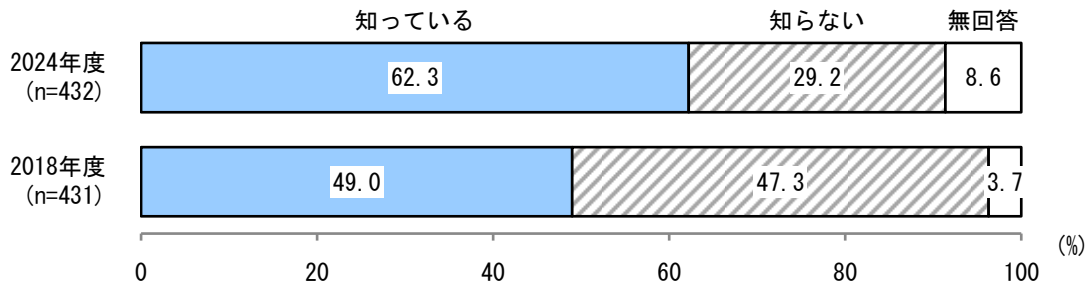
人権問題について学んだ機会別でみると、“そう思う”は『イ もし、自分のこどもが同性愛者であつた場合、親としてこどもの側に立ち、力になる』と『オ 同性同士の結婚も認められるべきだ』では学校で学んだが最も高く、『エ 人の性的指向や性自認を第三者が勝手に話題にすることは許されない』では学校以外で学んだが最も高くなっている。(図表2-3-3)

(4) ハイトスピーチの存在の認知度

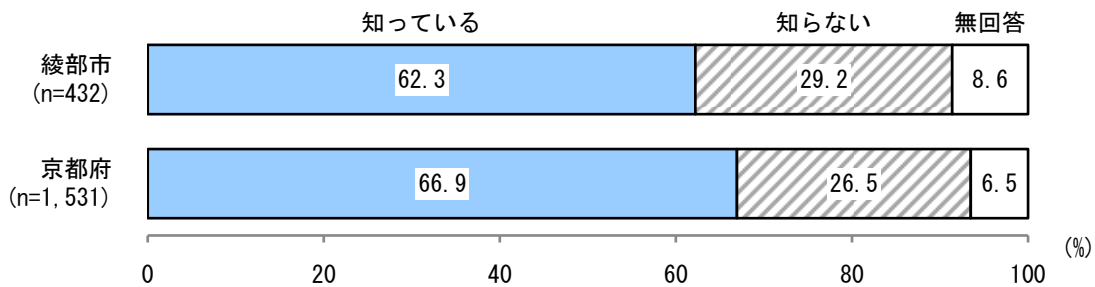
■単純集計結果

問7 あなたは、デモ、集会、街宣活動等やインターネット上で行われている特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動（ハイトスピーチ）の存在を知っていますか。あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

【図表2-4① ハイトスピーチの存在の認知度（経年比較）】



【図表2-4② ハイトスピーチの存在の認知度（京都府との比較）】



ハイトスピーチの存在の認知度については、「知っている」が62.3%、「知らない」が29.2%となっている。

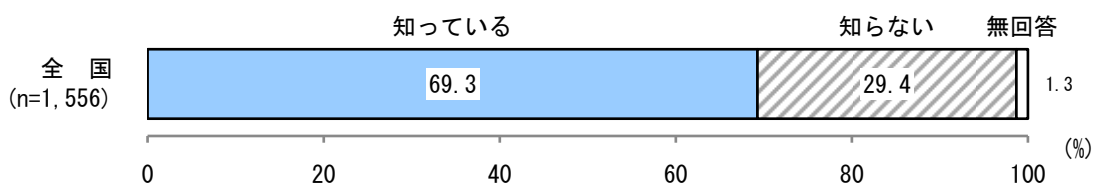
2018年度と比較すると、「知っている」は2018年度（49.0%）より13.3ポイント高くなっている。（図表2-4①）

京都府と比較すると、「知っている」は京都府（66.9%）より4.6ポイント低くなっている。（図表2-4②）

参考 全国調査

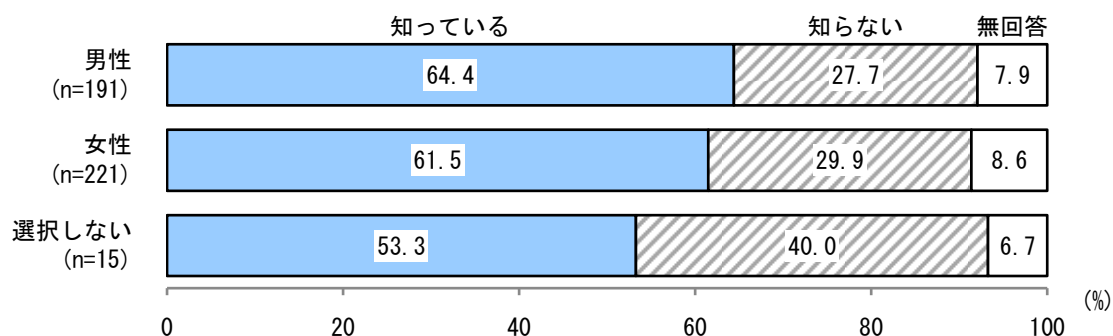
問 特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動が、一般に「ハイトスピーチ」と呼ばれています。あなたは、このようなハイトスピーチについて、見聞きしたことはありますか。

（見聞きしたことがある：「知っている」 見聞きしたことがない：「知らない」）



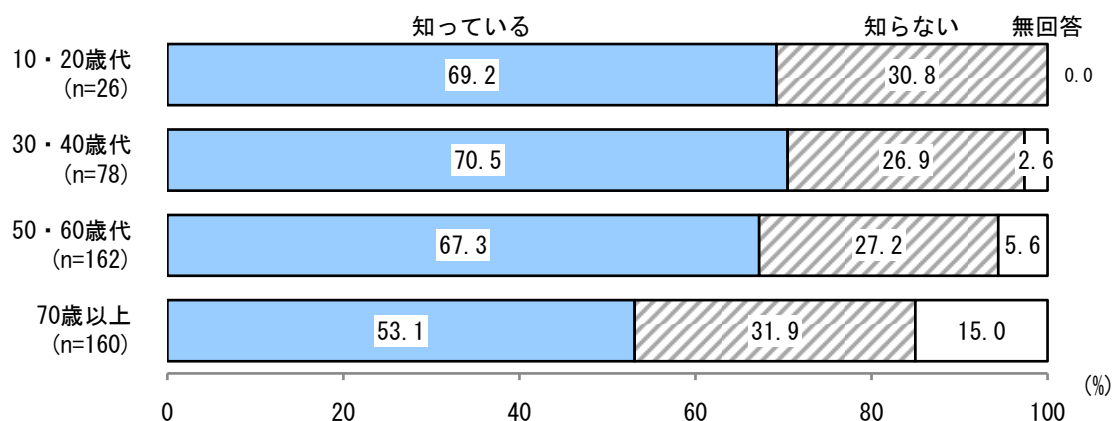
■クロス集計結果

【図表2-4-1 性別 ヘイトスピーチの存在の認知度】



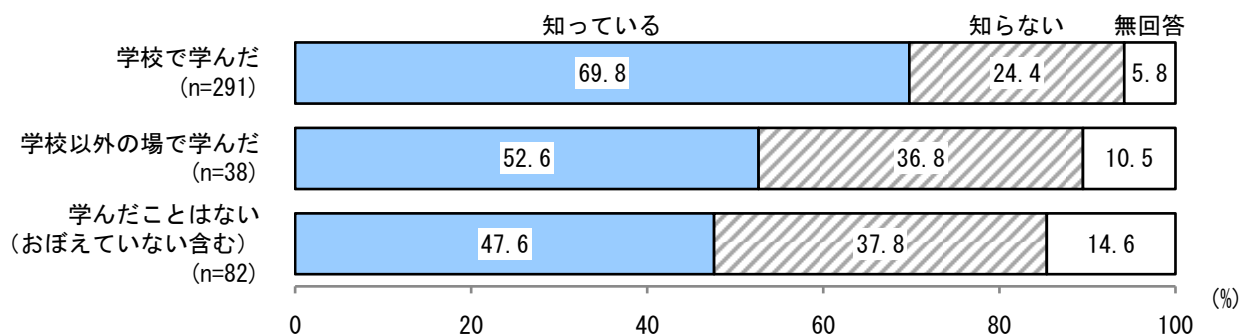
性別でみると、『知っている』は女性（61.5%）より男性（64.4%）のほうが高くなっている。（図表2-4-1）

【図表2-4-2 年齢別 ヘイトスピーチの存在の認知度】



年齢別でみると、「知っている」は30・40歳代（70.5%）が最も高く、「知らない」は70歳以上（31.9%）が最も高くなっている。（図表2-4-2）

【図表2-4-3 人権問題について学んだ機会別 ヘイトスピーチの存在の認知度】



人権問題について学んだ機会別でみると、「知っている」は学校で学んだ（69.8%）が最も高く、「知らない」は学んだことはない（37.8%）が最も高くなっている。（図表2-4-3）

(5) ヘイトスピーチの存在の知ったきっかけ

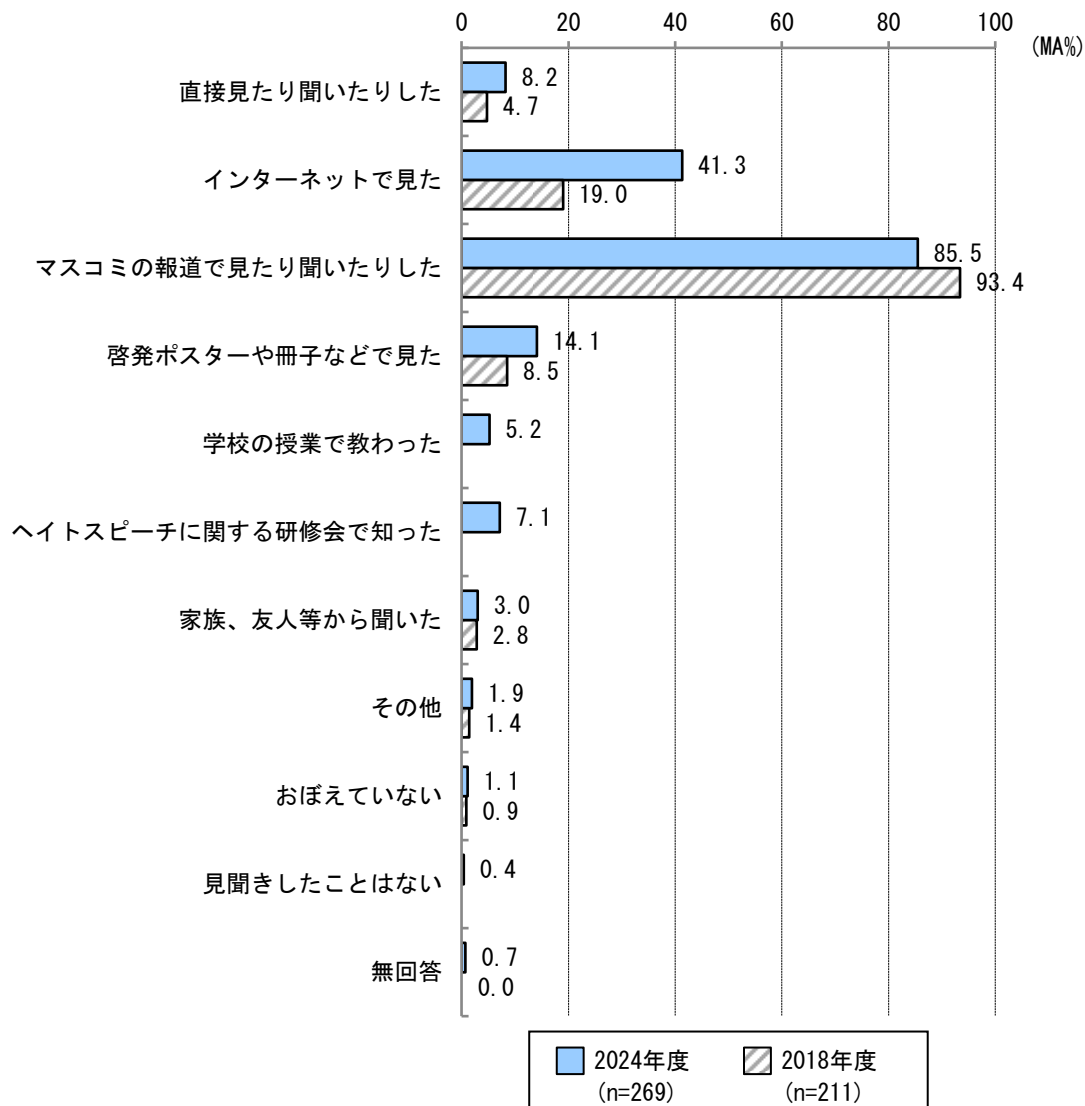
■単純集計結果

問7で「1 知っている」と回答した方に、問7-1、問7-2についてお聞きします。

問7-1 あなたは、ヘイトスピーチの存在をどこでどのようにして知りましたか。

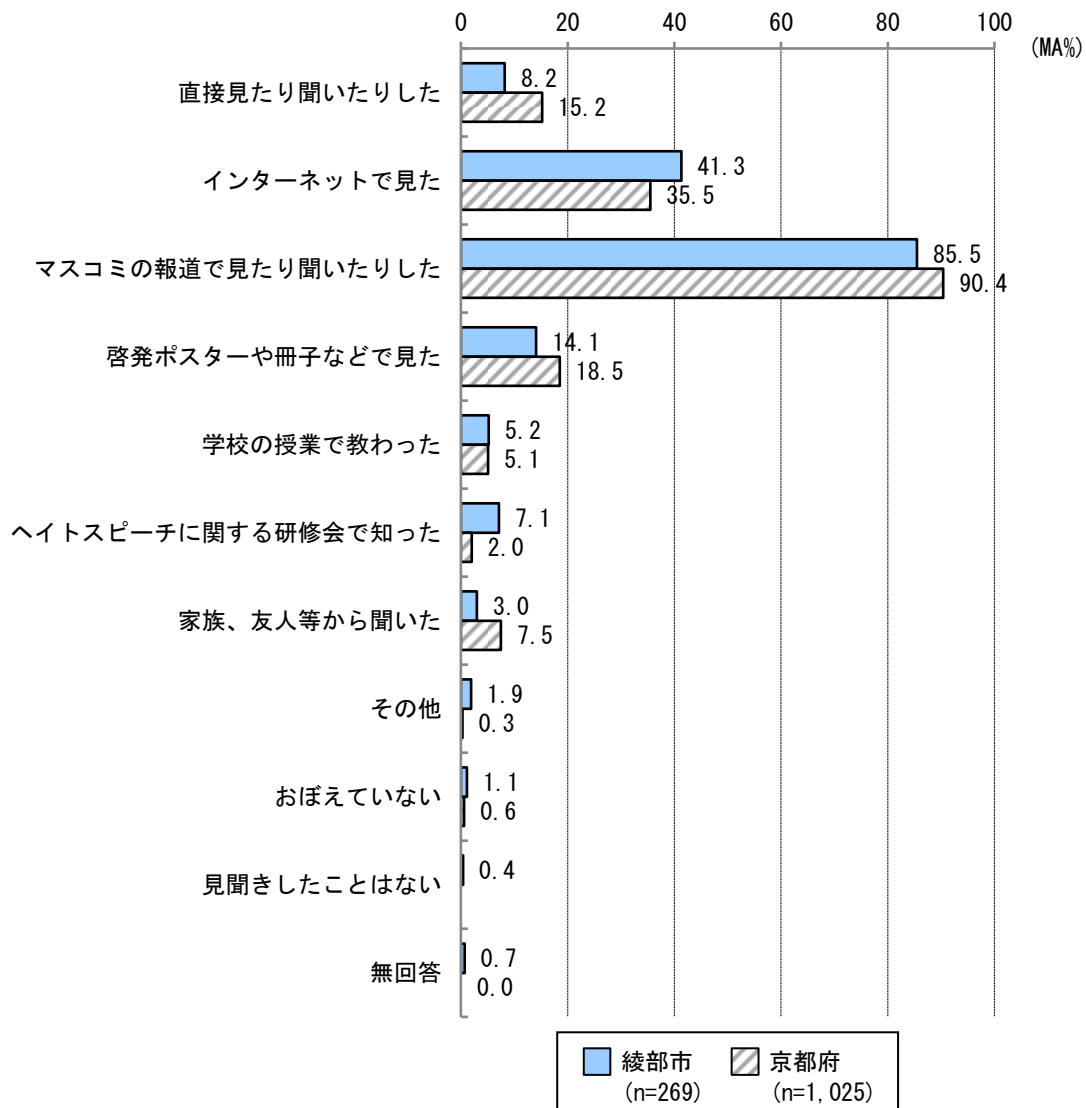
あてはまる番号をすべて選んで○をつけてください。

【図表2-5① ヘイトスピーチの存在の知ったきっかけ（経年比較）】



※2024年度の「学校の授業で教わった」、「ヘイトスピーチに関する研修会で知った」、「見聞きしたことはない」は新規項目。

【図表2-5② ヘイトスピーチの存在の知ったきっかけ（京都府との比較）】



※京都府調査は、選択肢に「見聞きしたことはない」がなかった。

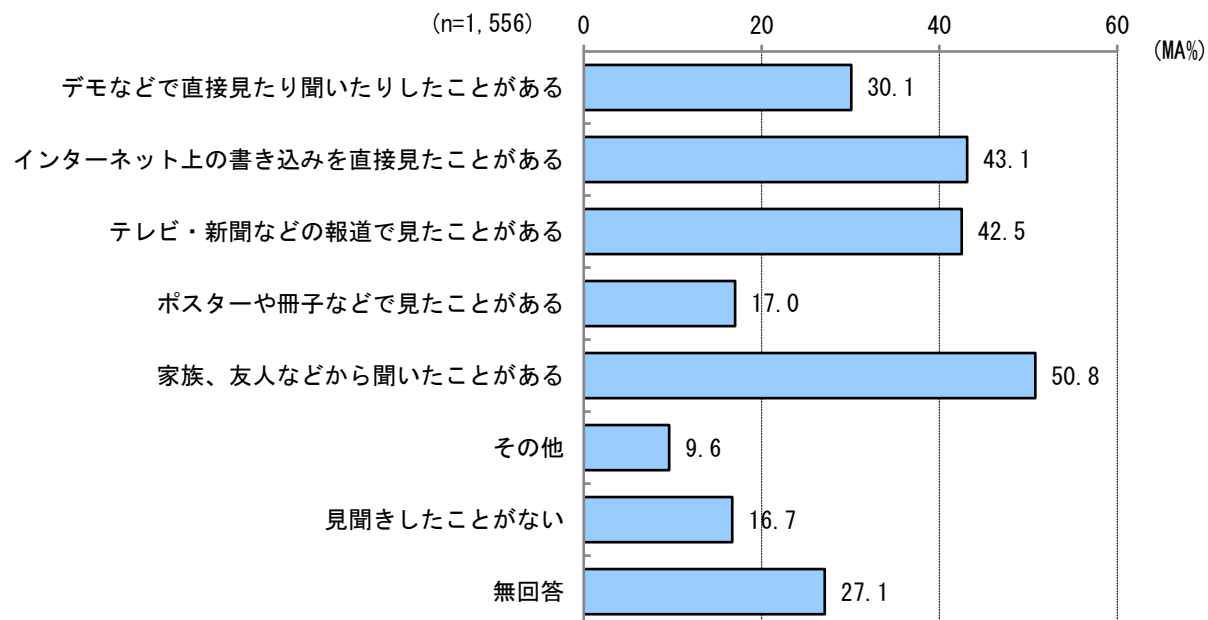
ヘイトスピーチの存在を知っていると回答した人に、知ったきっかけをたずねると、「マスコミの報道で見たり聞いたりした」が85.5%で最も多く、次いで「インターネットで見た」が41.3%、「啓発ポスターや冊子などで見た」が14.1%となっている。

2018年度と比較すると、「インターネットで見た」は2018年度（19.0%）より22.3ポイント高くなっている。（図表2-5①）

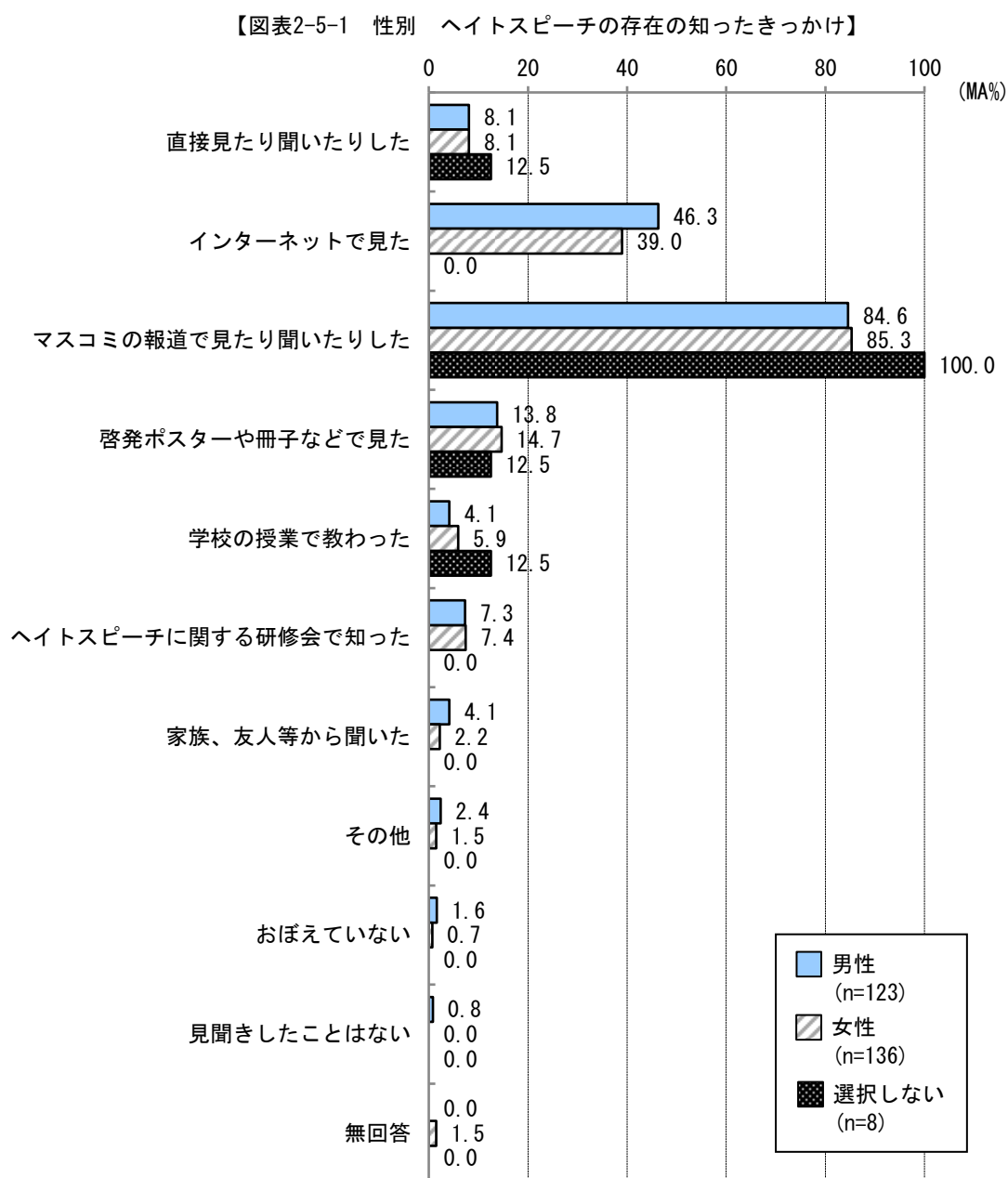
京都府と比較すると、「インターネットで見た」は京都府（35.5%）より5.8ポイント高くなっている。（図表2-5②）

参考 全国調査

問 特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動が、一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています。あなたは、このようなヘイトスピーチについて、見聞きしたことはありますか。

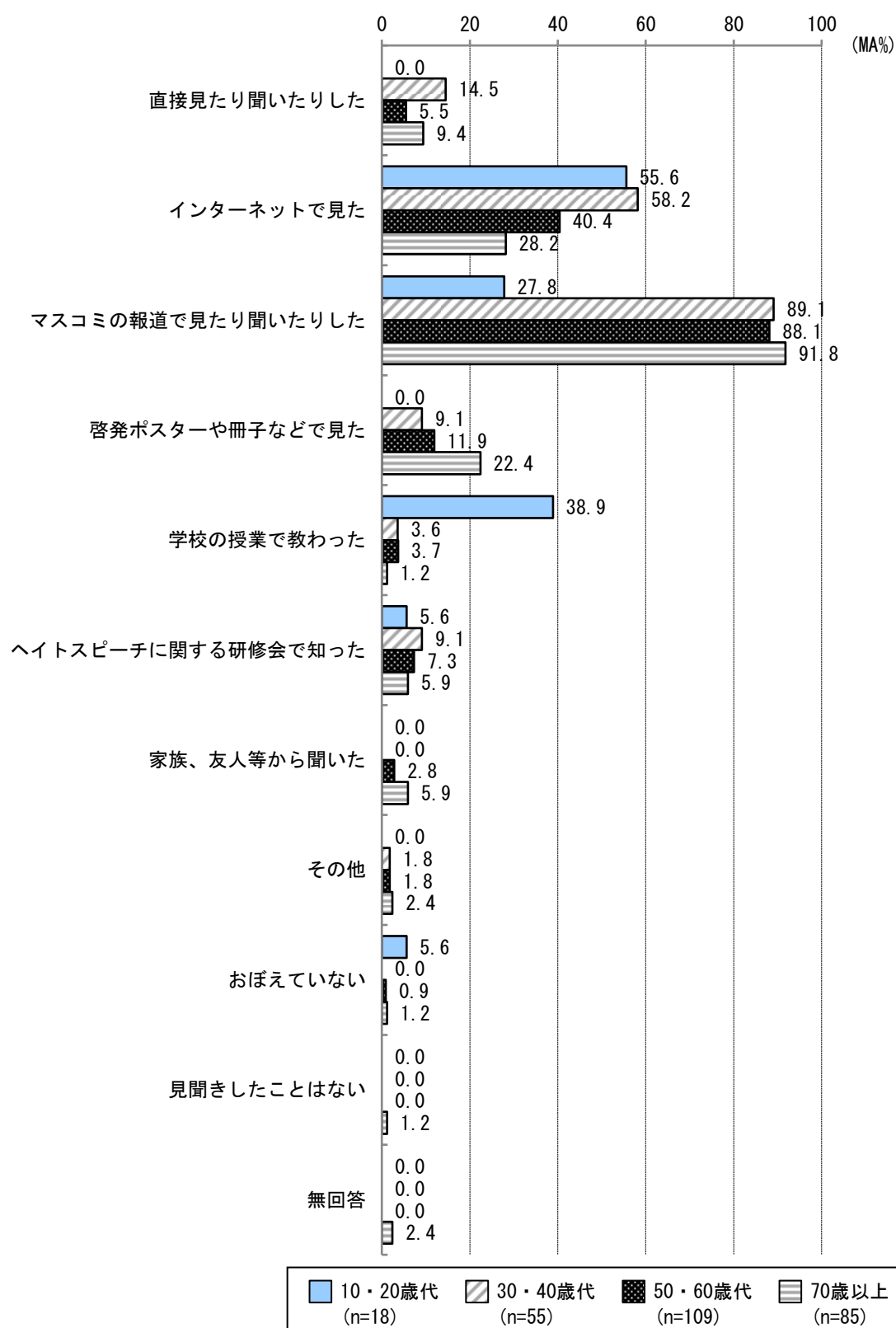


■クロス集計結果



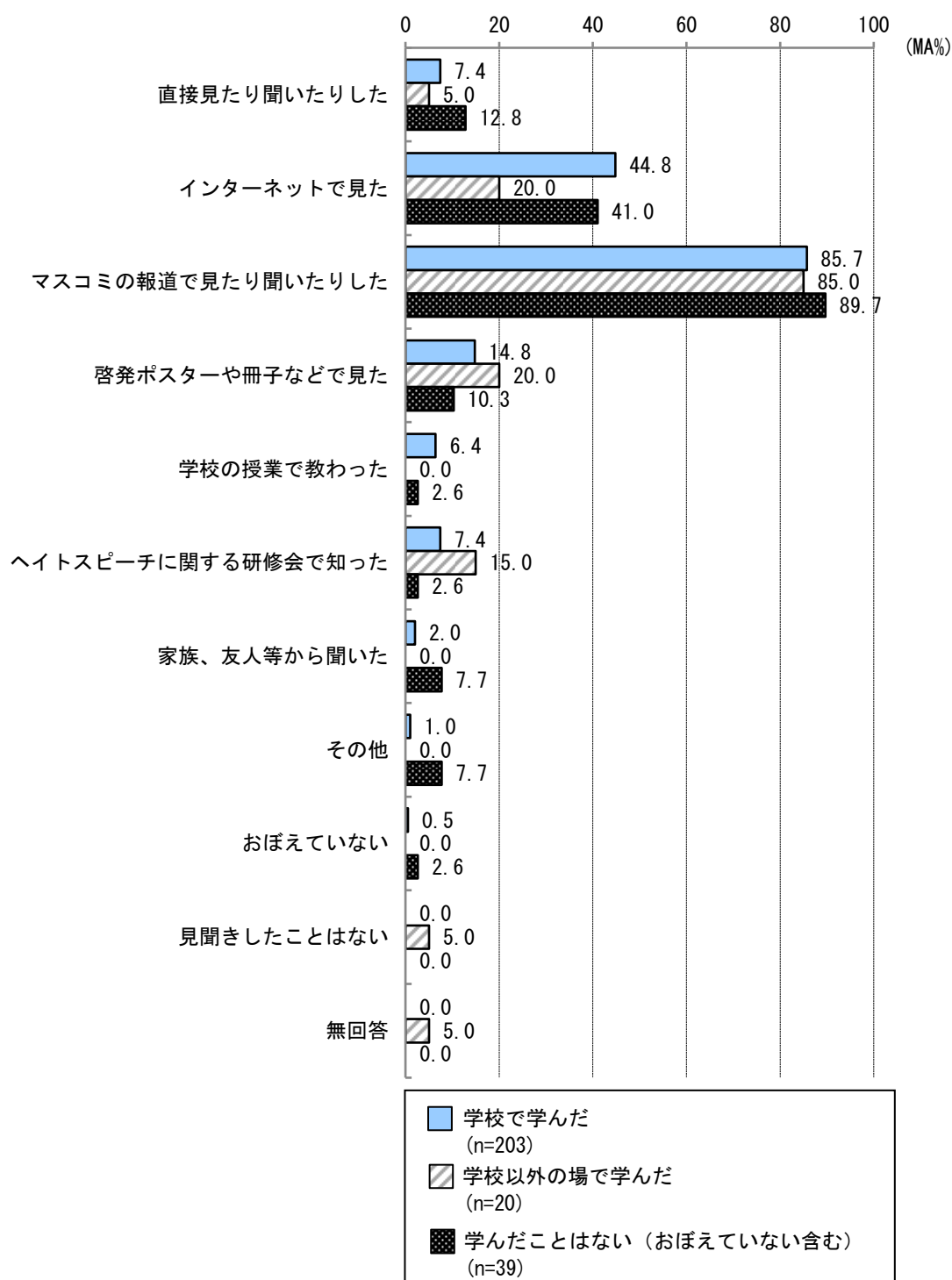
性別でみると、男女とも「マスコミの報道で見たり聞いたりした」が最も多くなっている。次いで男女とも「インターネットで見た」で、女性（39.0%）より男性（46.3%）のほうが高くなっている。（図表2-5-1）

【図表2-5-2 年齢別 ヘイトスピーチの存在の知ったきっかけ】



年齢別でみると、10・20歳代は「インターネットで見た」（55.6％）が最も多いが、30歳代以上の年代では「マスコミの報道で見たり聞いたりした」が最も多くなっている。（図表2-5-2）

【図表2-5-3 人権問題について学んだ機会別 ヘイトスピーチの存在の知ったきっかけ】



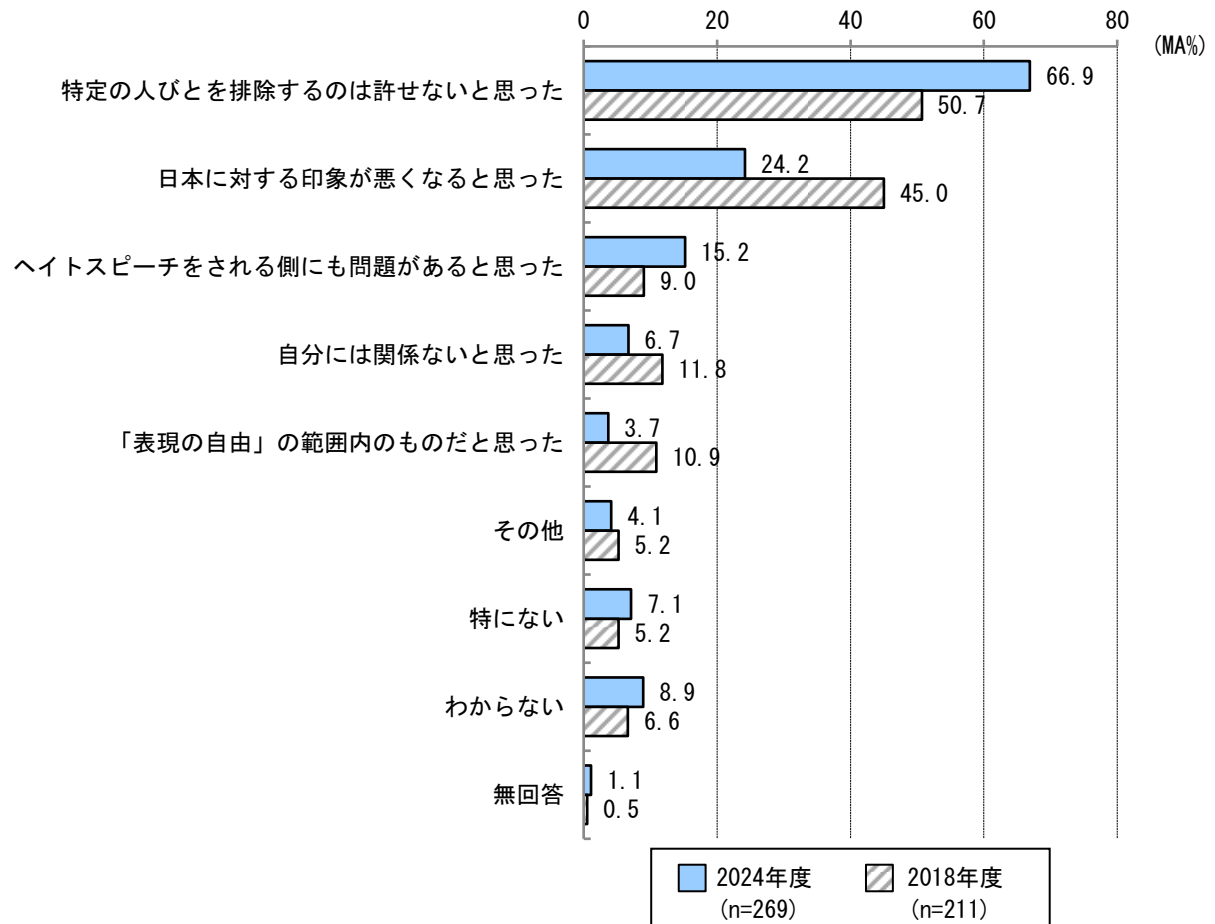
人権問題について学んだ機会別でみると、いずれも「マスコミの報道で見たり聞いたりした」が最も多く、8割台となっている。(図表2-5-3)

(6) ハイトスピーチの存在に関する考え方

■単純集計結果

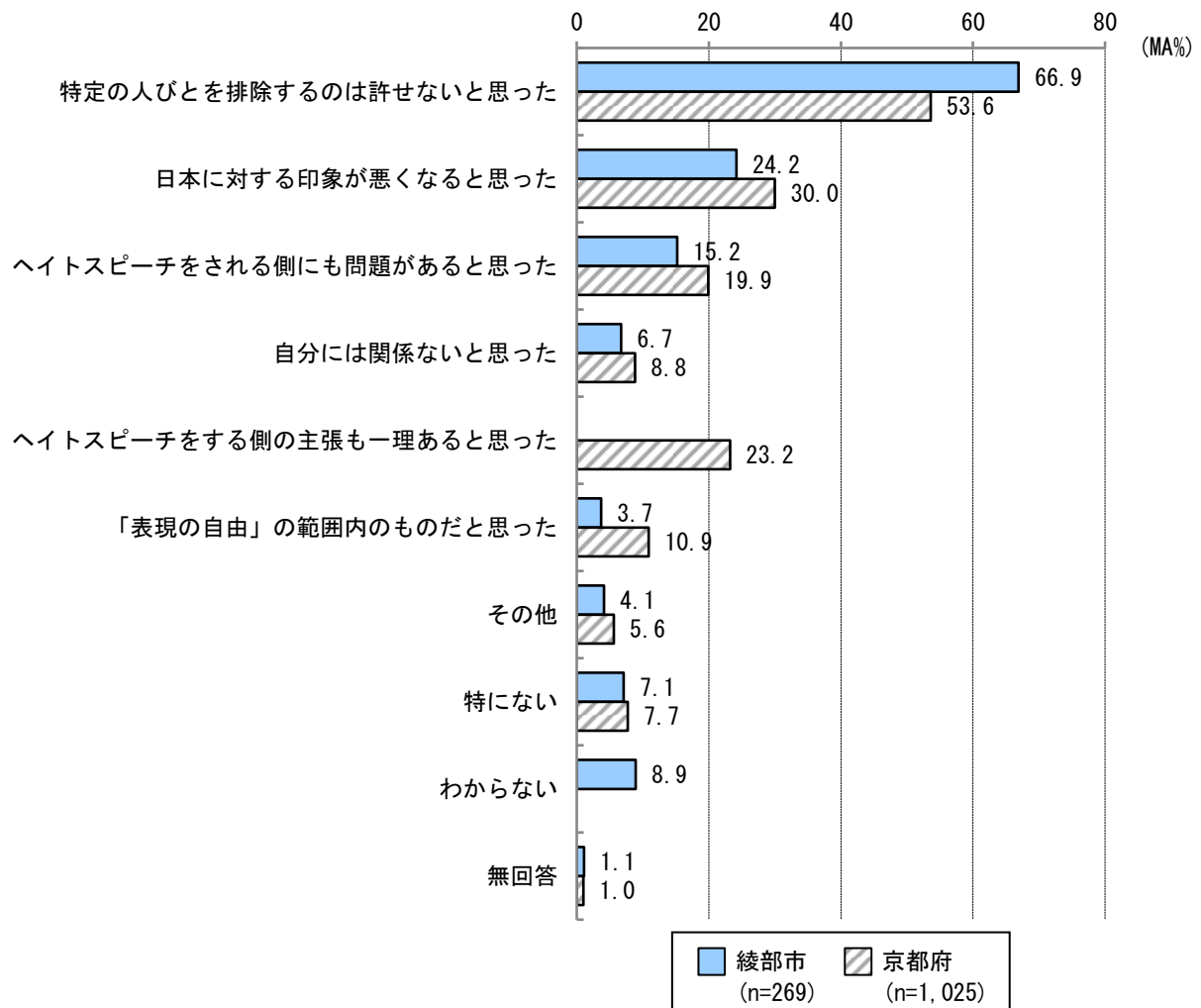
問7ー2 あなたは、そのようなハイトスピーチの存在を見聞きしてどのように思いましたか。あてはまる番号をすべて選んで○をつけてください。

【図表2-6① ハイトスピーチの存在に関する考え方（経年比較）】



※「特定の人びとを排除するのは許せないと思った」は、2018年度では「不愉快で許せないと思った」であった。

【図表2-6② ヘイトスピーチの存在に関する考え方（京都府との比較）】



※京都府調査は、選択肢に「わからない」がなく、「ヘイトスピーチをする側の主張も一理あると思った」は京都府のみの選択肢。

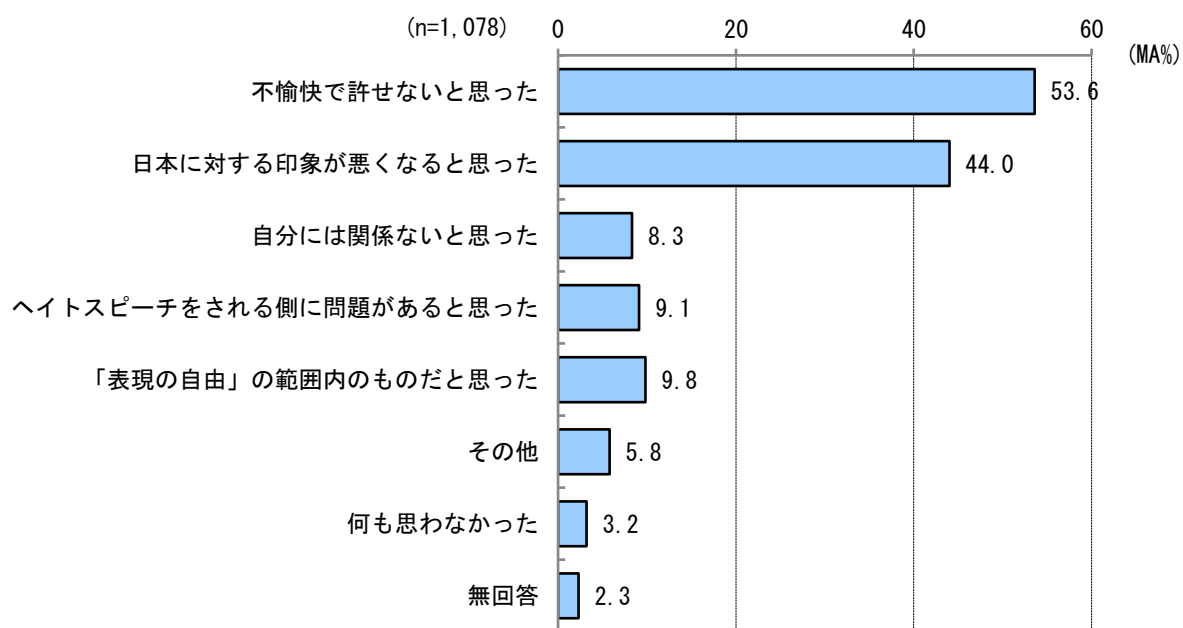
ヘイトスピーチの存在を知っていると回答した人に、ヘイトスピーチの存在に関する考え方をたずねると、「特定のひとを排除するのは許せないと思った」が66.9%で最も多く、次いで「日本に対する印象が悪くなるといった」が24.2%、「ヘイトスピーチをされる側にも問題があると思った」が15.2%となっている。

2018年度と比較すると、「日本に対する印象が悪くなるといった」は2018年度（45.0%）より20.8ポイント低くなっている。（図表2-6①）

京都府と比較すると、「特定のひとを排除するのは許せないと思った」は京都府（53.6%）より13.3ポイント高くなっている。（図表2-6②）

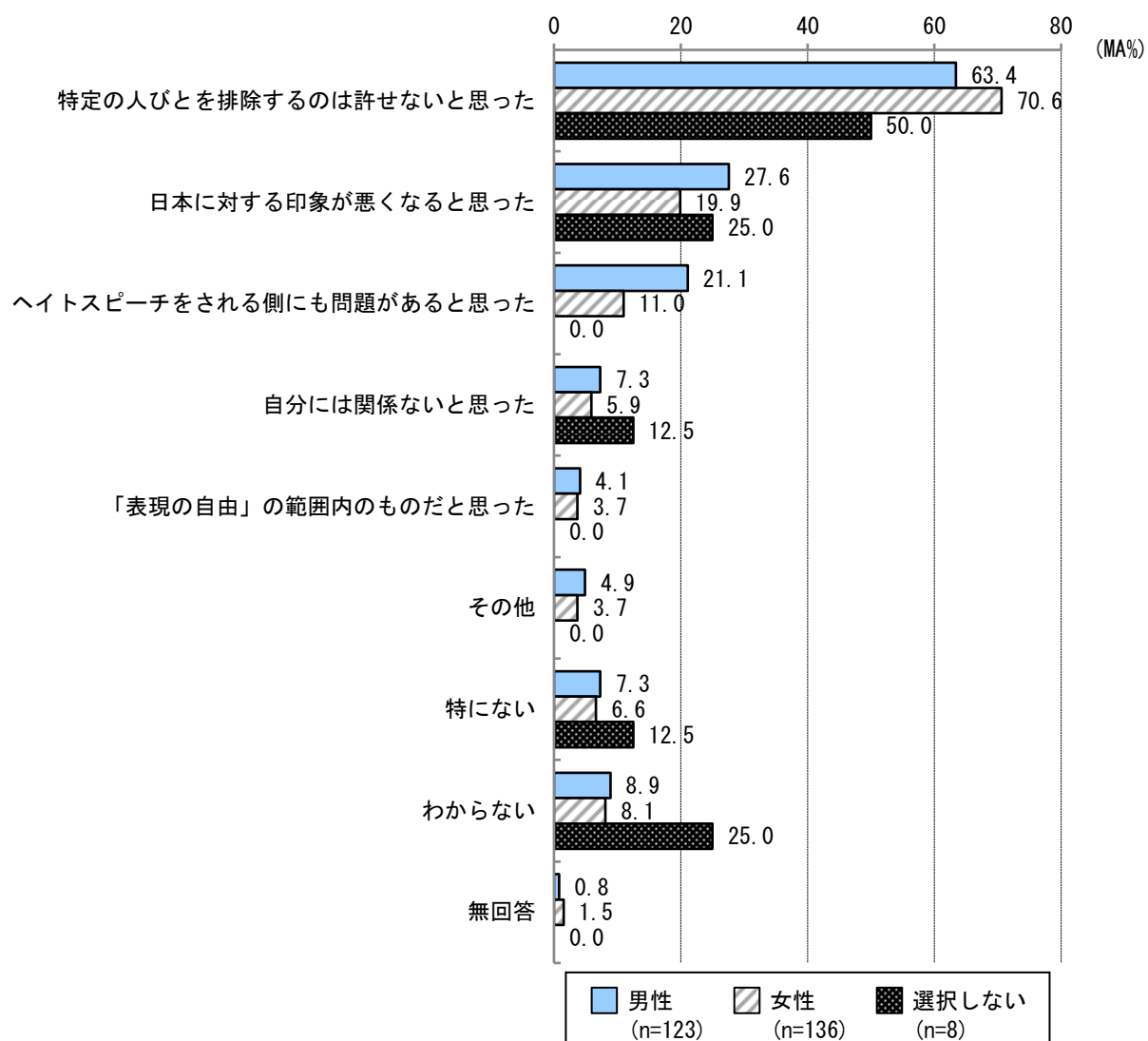
参考 全国調査

問 ヘイトスピーチについて、見聞きしてどのように思いましたか。



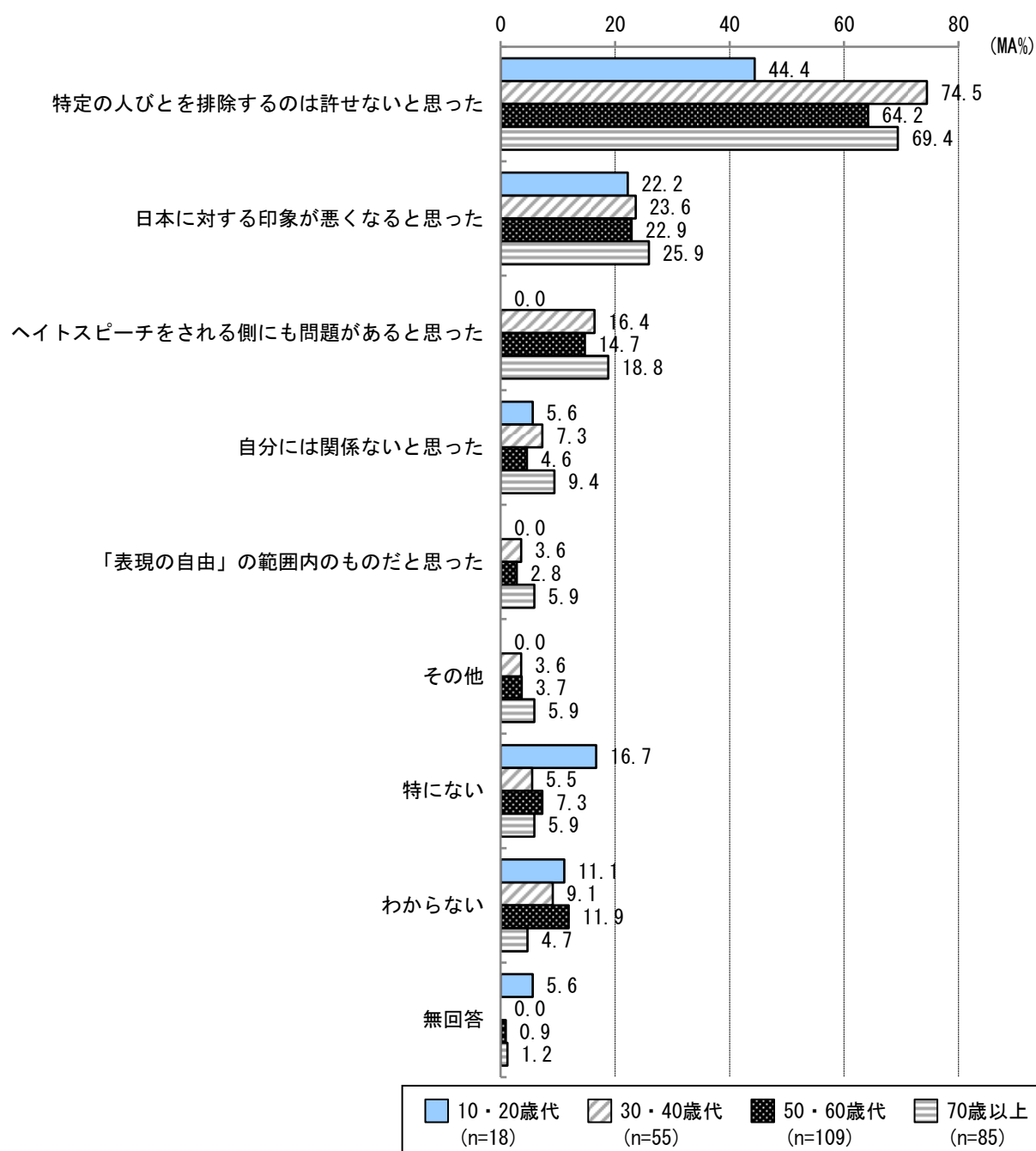
■クロス集計結果

【図表2-6-1 性別 ヘイトスピーチの存在に関する考え方】



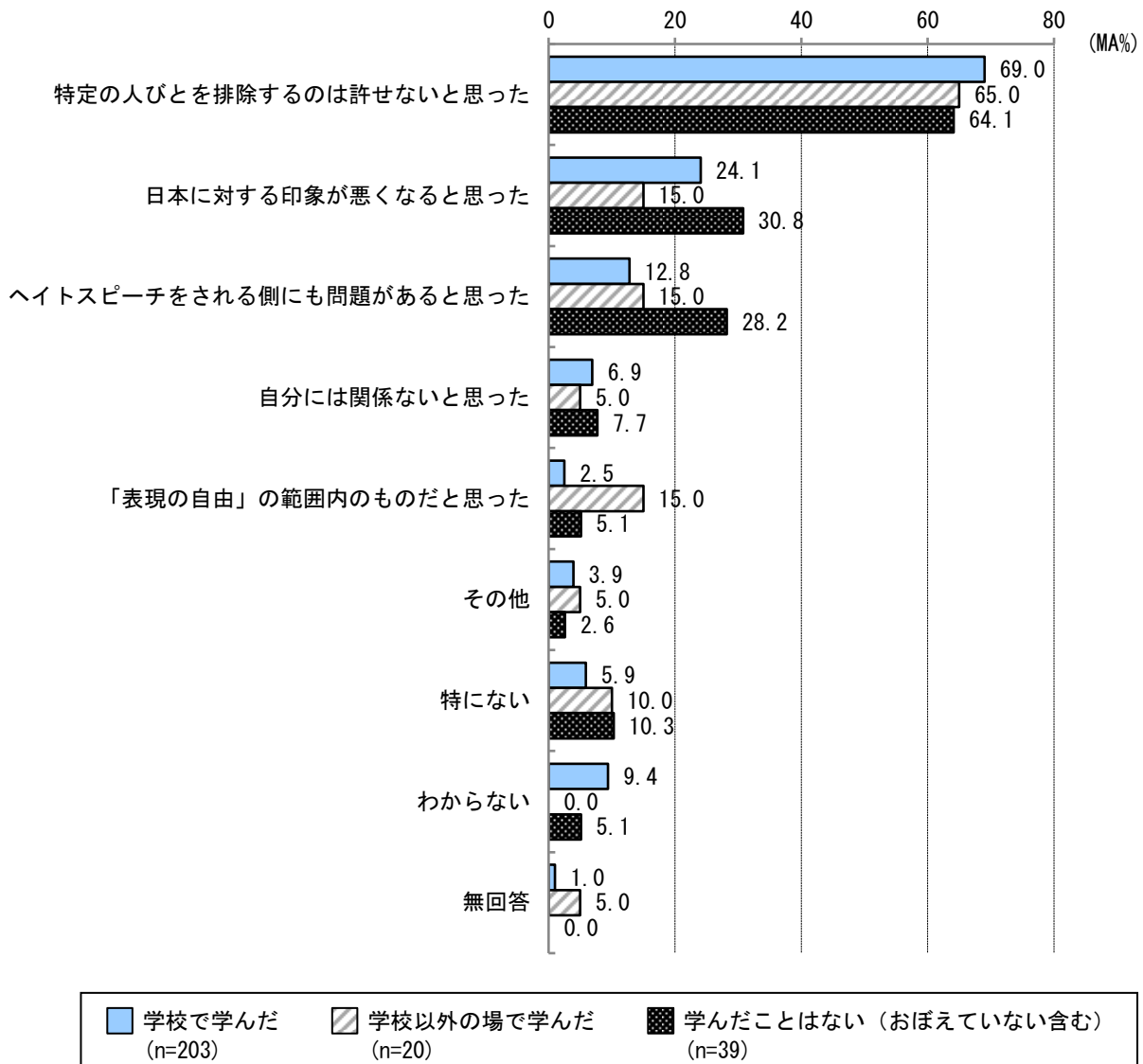
性別でみると、「特定の人びとを排除するのは許せないと思った」は男性（63.4%）より女性（70.6%）のほうが高いが、それ以外の項目は男性のほうが高くなっている。（図表2-6-1）

【図表2-6-2 年齢別 ヘイトスピーチの存在に関する考え方】



年齢別でみると、いずれも「特定の人びとを排除するのは許せないと思った」が最も多く、30歳代以上の年代では6割以上と高くなっている。(図表2-6-2)

【図表2-6-3 人権問題について学んだ機会別 ヘイトスピーチの存在に関する考え方】



人権問題について学んだ機会別でみると、いずれも「特定の人びとを排除するのは許せないと思った」が最も多く、学校で学んだ（69.0%）が最も高くなっている。（図表2-6-3）

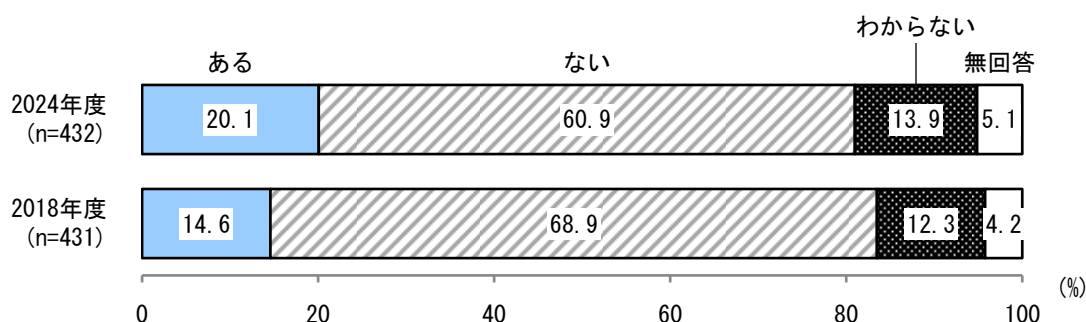
3. 人権侵害に関する行為を受けたり見聞きした経験について

(1) 人権侵害の経験の有無

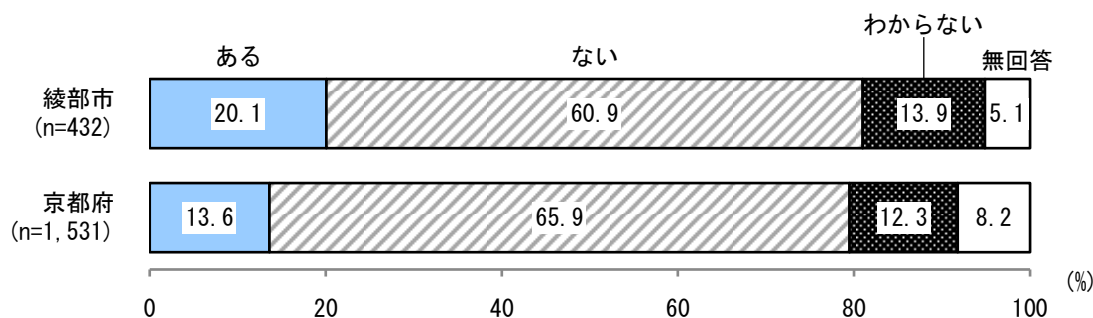
■単純集計結果

問8 あなたは、過去5年の間に、問8－1に挙げられているようなことで、自分の人権が侵害されたと感じたことがありますか。次のうちあてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

【図表3-1① 人権侵害の経験の有無（経年比較）】



【図表3-1② 人権侵害の経験の有無（京都府との比較）】



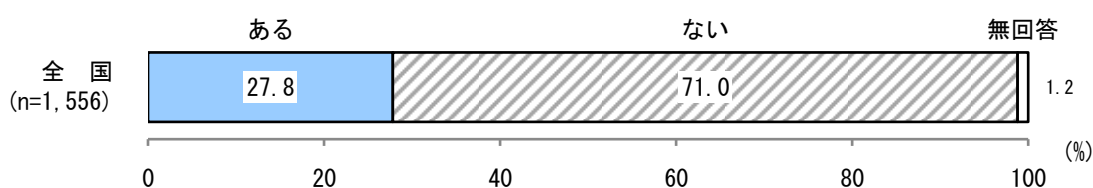
人権が侵害されたと感じたことは、「ある」が20.1%、「ない」が60.9%となっている。

2018年度と比較すると、「ある」は2018年度（14.6%）より5.5ポイント高くなっている。（図表3-1①）

京都府と比較すると、「ある」は京都府（13.6%）より6.5ポイント高くなっている。（図表3-1②）

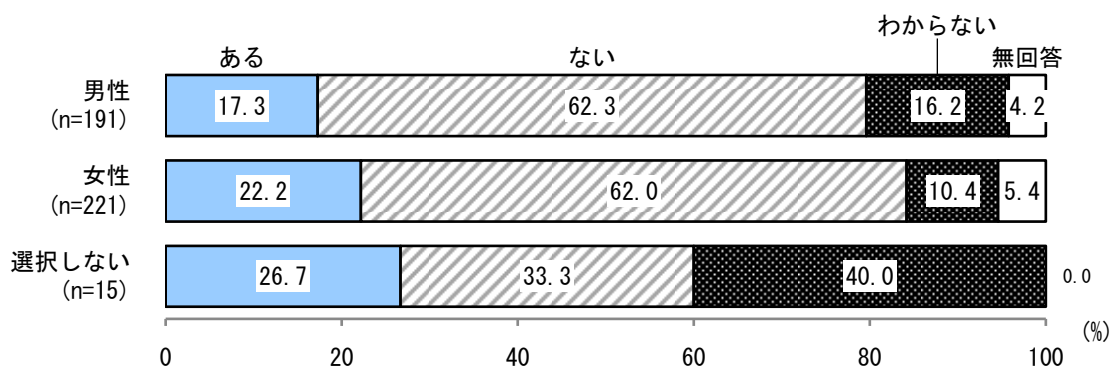
参考 全国調査

問 あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。



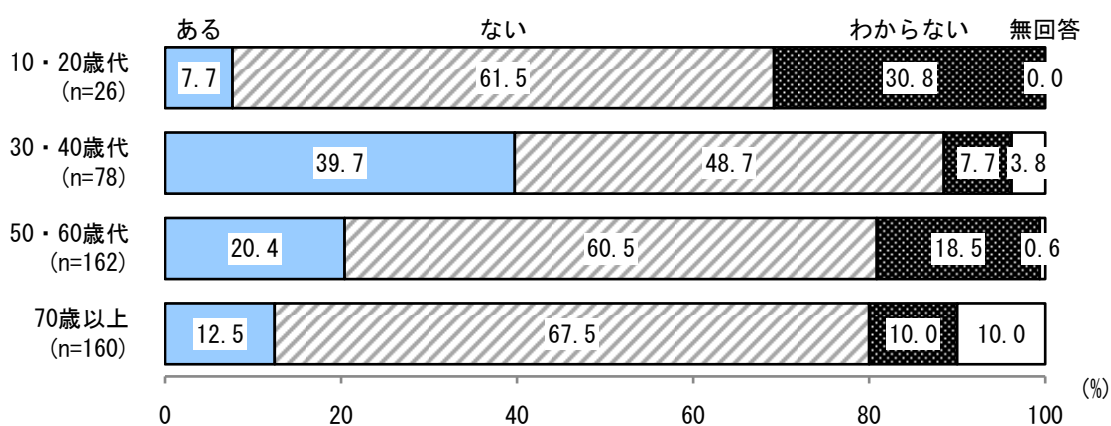
■クロス集計結果

【図表3-1-1 性別 人権侵害の経験の有無】



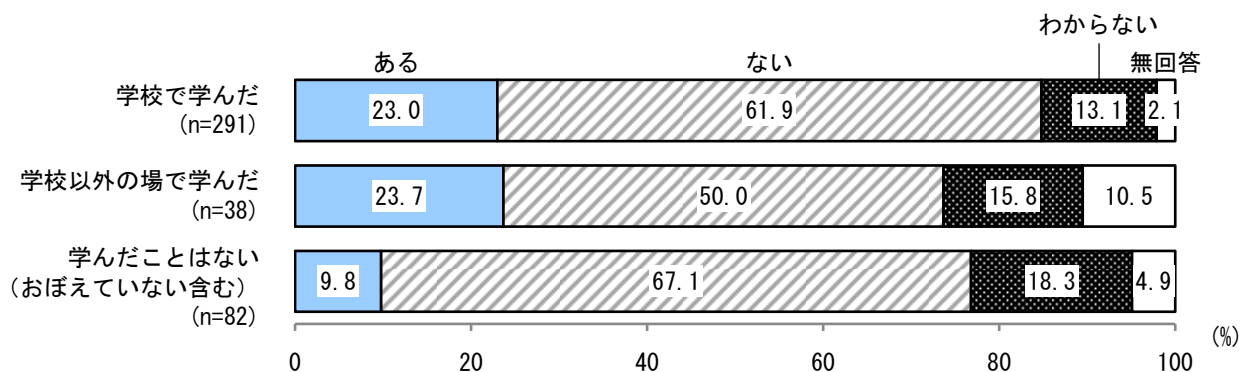
性別でみると、「ある」は男性（17.3%）より女性（22.2%）のほうが高くなっている。（図表3-1-1）

【図表3-1-2 年齢別 人権侵害の経験の有無】



年齢別でみると、「ある」は30・40歳代（39.7%）が最も高く、次いで50・60歳代（20.4%）となっている。（図表3-1-2）

【図表3-1-3 人権問題について学んだ機会別 人権侵害の経験の有無】



人権問題について学んだ機会別でみると、「ある」は学校以外で学んだ（23.7%）が最も高く、次いで学校で学んだ（23.0%）となっている。（図表3-1-3）

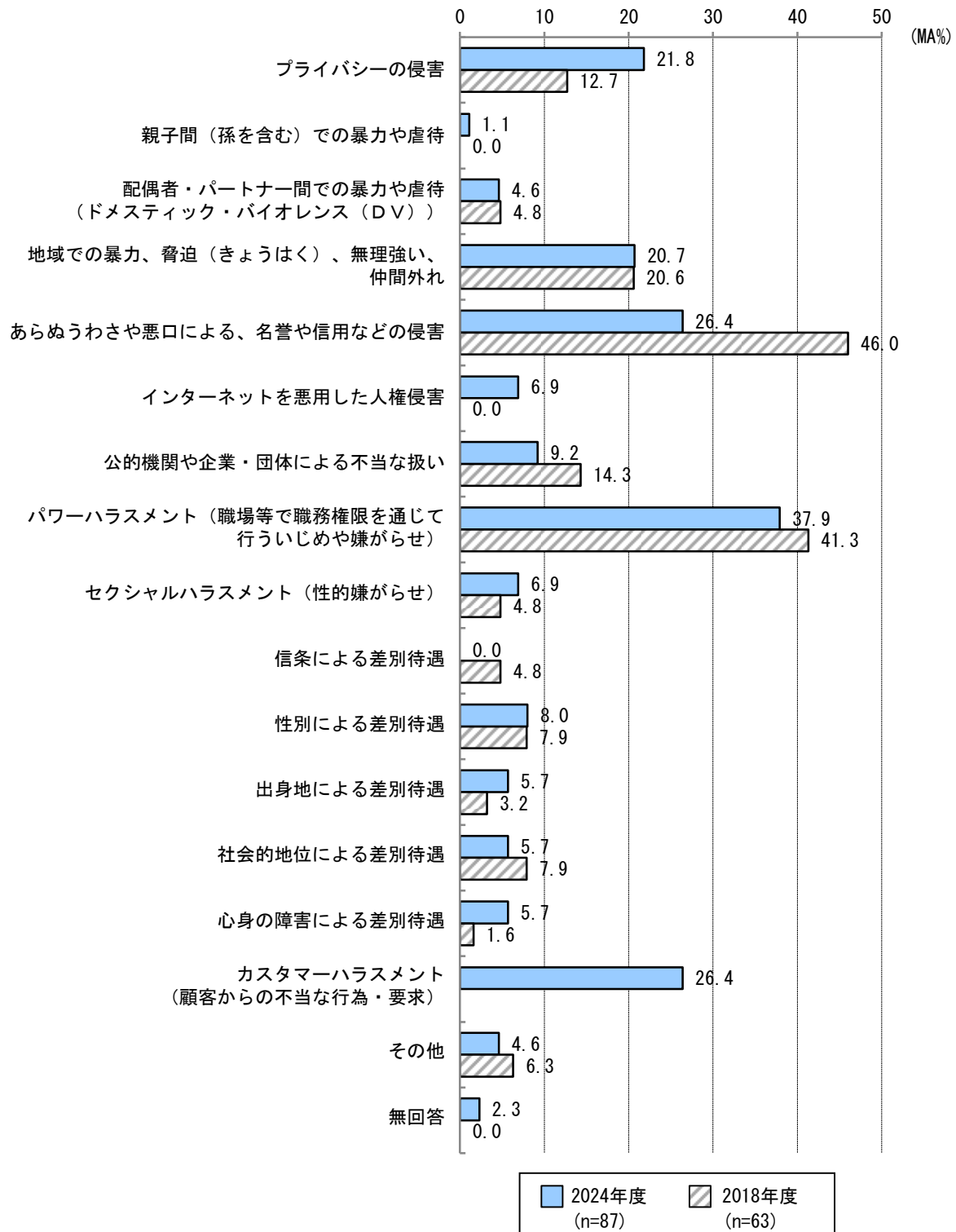
(2) 人権侵害された経験の内容

■単純集計結果

問8で「1 ある」と回答した方に、問8-1、問8-2についてお聞きします。

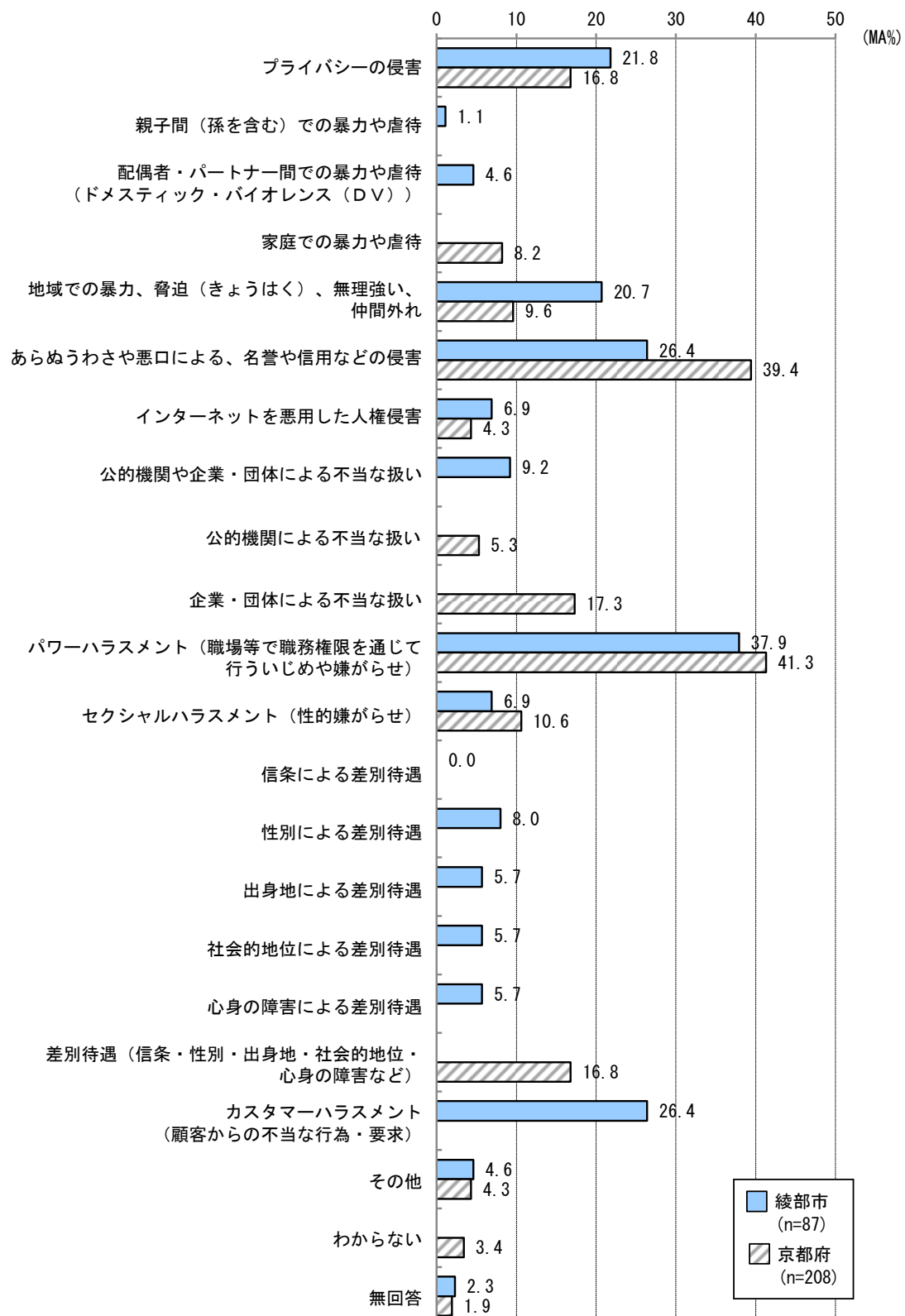
問8-1 それは、どのような人権侵害でしたか。あてはまる番号をすべて選んで○をつけてください。

【図表3-2① 人権侵害された経験の内容（経年比較）】



※2024年度の「カスタマーハラスメント（顧客からの不当な行為・要求）」は新規項目。

【図表3-2② 人権侵害された経験の内容（京都府との比較）】



※京都府調査は、選択肢に「親子間（孫を含む）での暴力や虐待」、「配偶者・パートナー間での暴力や虐待（ドメスティック・バイオレンス（DV）」、「公的機関や企業・団体による不当な扱い」、「信条による差別待遇」、「性別による差別待遇」、「出身地による差別待遇」、「社会的地位による差別待遇」、「心身の障害による差別待遇」、「カスタマーハラスメント（顧客からの不当な行為・要求）」がなく、「家庭での暴力や虐待」、「公的機関による不当な扱い」、「企業・団体による不当な扱い」、「差別待遇（信条・性別・出身地・社会的地位・心身の障害など）」、「わからない」は京都府のみの選択肢。

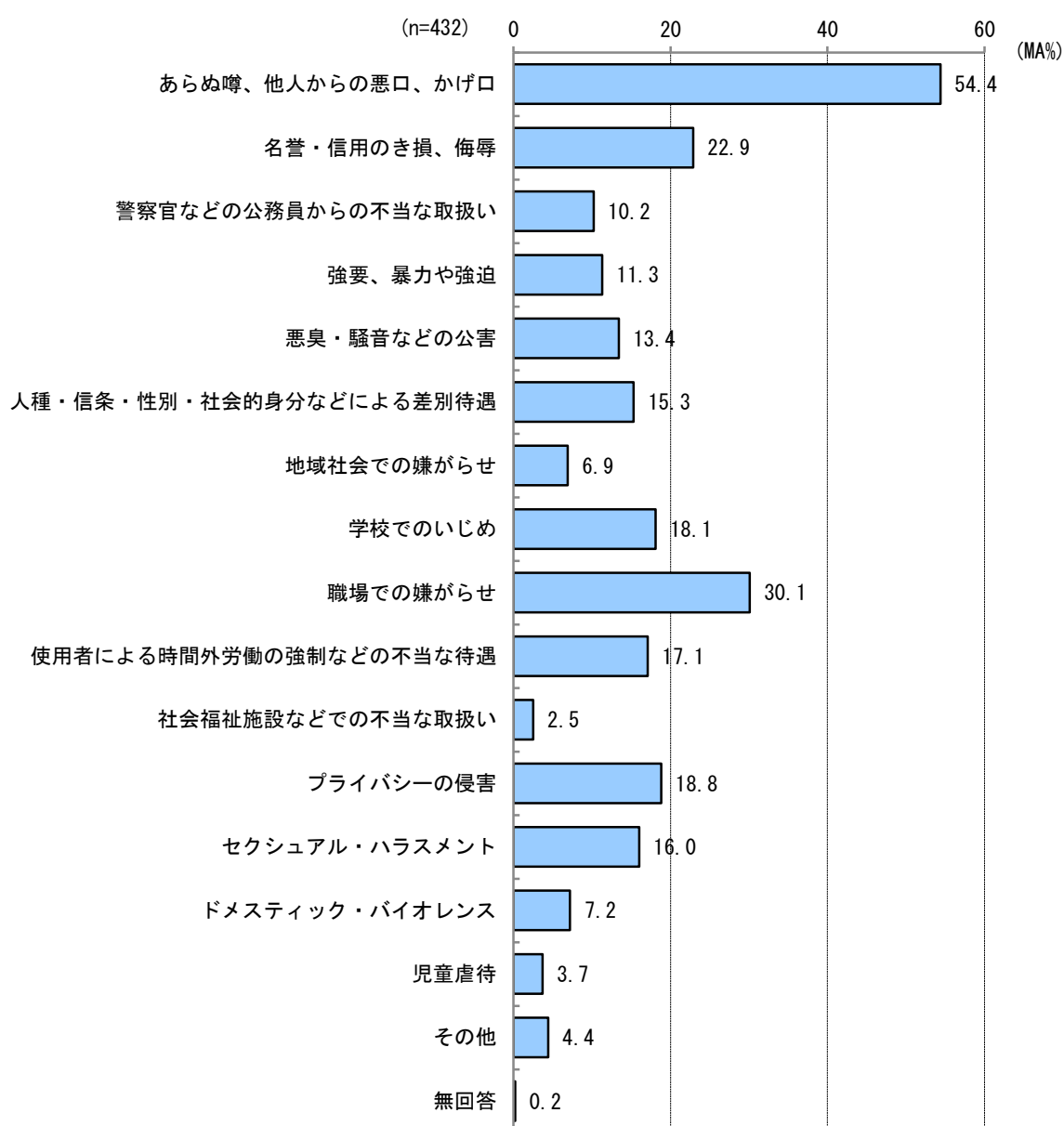
人権が侵害されたと感じたことがあると回答した人に、どのような人権侵害であったかをたずねると、「パワーハラスメント（職場等で職務権限を通じて行ういじめや嫌がらせ）」が37.9%で最も多く、次いで「あらぬうわさや悪口による、名誉や信用などの侵害」と「カスタマーハラスメント（顧客からの不当な行為・要求）」がそれぞれ26.4%、「プライバシーの侵害」が21.8%となっている。

2018年度と比較すると、「プライバシーの侵害」が2018年度（12.7%）より9.1ポイント高くなっている。（図表3-2①）

京都府と比較すると、「地域での暴力、脅迫（きょうはく）、無理強い、仲間外れ」が京都府（9.6%）より11.1ポイント高くなっている。（図表3-2②）

参考 全国調査

問 ご自分の人権が侵害されたとしたのは、どのような場合ですか。



■クロス集計結果

【図表3-2-1 性別 人権侵害された経験の内容（上位5項目）】

(単位：MA%)

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
男性 (n=33)	パワーハラスメント (職場等で職務権限 を通じて行ういじめ や嫌がらせ) 39.4	プライバシーの侵害／地域での暴力、脅迫（きょうはく）、無理強い、仲間外れ／あらぬうわさや悪口による、名誉や信用などの侵害 36.4			カスタマーハラスメント（顧客からの不当な行為・要求） 27.3
女性 (n=49)	パワーハラスメント (職場等で職務権限 を通じて行ういじめ や嫌がらせ) 32.7	カスタマーハラスメント（顧客からの不当な行為・要求） 26.5	あらぬうわさや悪口による、名誉や信用などの侵害 18.4	プライバシーの侵害 12.2	地域での暴力、脅迫（きょうはく）、無理強い、仲間外れ 10.2
選択しない (n=4)	パワーハラスメント (職場等で職務権限 を通じて行ういじめ や嫌がらせ) 75.0	あらぬうわさや悪口による、名誉や信用などの侵害／カスタマーハラスメント（顧客からの不当な行為・要求） 25.0			

性別でみると、いずれも「パワーハラスメント（職場等で職務権限を通じて行ういじめや嫌がらせ）」が最も多く、女性（32.7%）より男性（39.4%）のほうが高くなっている。（図表3-2-1）

【図表3-2-2 年齢別 人権侵害された経験の内容（上位5項目）】

(単位：MA%)

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
10・20歳代 (n=2)	性別による差別待遇 100.0	セクシャルハラスメント（性的嫌がらせ） 50.0			
30・40歳代 (n=31)	パワーハラスメント (職場等で職務権限 を通じて行ういじめ や嫌がらせ) 51.6	カスタマーハラスメント（顧客からの不当な行為・要求） 35.5	あらぬうわさや悪口による、名誉や信用などの侵害 25.8	プライバシーの侵害／地域での暴力、脅迫（きょうはく）、無理強い、仲間外れ 19.4	
50・60歳代 (n=33)	パワーハラスメント (職場等で職務権限 を通じて行ういじめ や嫌がらせ) 36.4	カスタマーハラスメント（顧客からの不当な行為・要求） 27.3	プライバシーの侵害／公的機関や企業・団体による不当な扱い 21.2	地域での暴力、脅迫（きょうはく）、無理強い、仲間外れ 18.2	
70歳以上 (n=20)	あらぬうわさや悪口による、名誉や信用などの侵害 45.0	プライバシーの侵害／地域での暴力、脅迫（きょうはく）、無理強い、仲間外れ 25.0		パワーハラスメント（職場等で職務権限を通じて行ういじめや嫌がらせ） 20.0	カスタマーハラスメント（顧客からの不当な行為・要求） 15.0

年齢別でみると、30・40歳代と50・60歳代では「パワーハラスメント（職場等で職務権限を通じて行ういじめや嫌がらせ）」が最も多く、30・40歳代（51.6%）で最も高い割合となっている。（図表3-2-2）

【図表3-2-3 人権問題について学んだ機会別 人権侵害された経験の内容（上位5項目）】

（単位：MA%）

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
学校で学んだ (n=67)	パワーハラスメント （職場等で職務権限 を通じて行ういじめ や嫌がらせ） 43.3	カスタマーハラスメン ト（顧客からの不 当な行為・要求） 29.9	あらぬうわさや悪口 による、名誉や信用 などの侵害 22.4	プライバシーの侵害／地域での暴力、脅迫 （きょうはく）、無理強い、仲間外れ 16.4	
学校以外で 学んだ (n=9)	あらぬうわさや悪口 による、名誉や信用 などの侵害 55.6	プライバシーの侵害／地域での暴力、脅迫 （きょうはく）、無理強い、仲間外れ 44.4	パワーハラスメント （職場等で職務権限 を通じて行ういじめ や嫌がらせ） 22.2	配偶者・パートナ ー間での暴力や虐待 （ドメスティック・ バイオレンス（D V））／出身地によ る差別待遇 11.1	
学んだことはない （おぼえていない 含む） (n=8)	プライバシーの侵害／地域での暴力、脅迫（きょうはく）、無理強い、仲間外れ／あらぬうわさや悪口による、名誉や信用などの侵害／カスタマーハラスメント（顧客からの不当な行為・要求） 37.5			公的機関や企業・団 体による不当な扱い ／パワーハラスメン ト（職場等で職務権 限を通じて行ういじ めや嫌がらせ） 25.0	

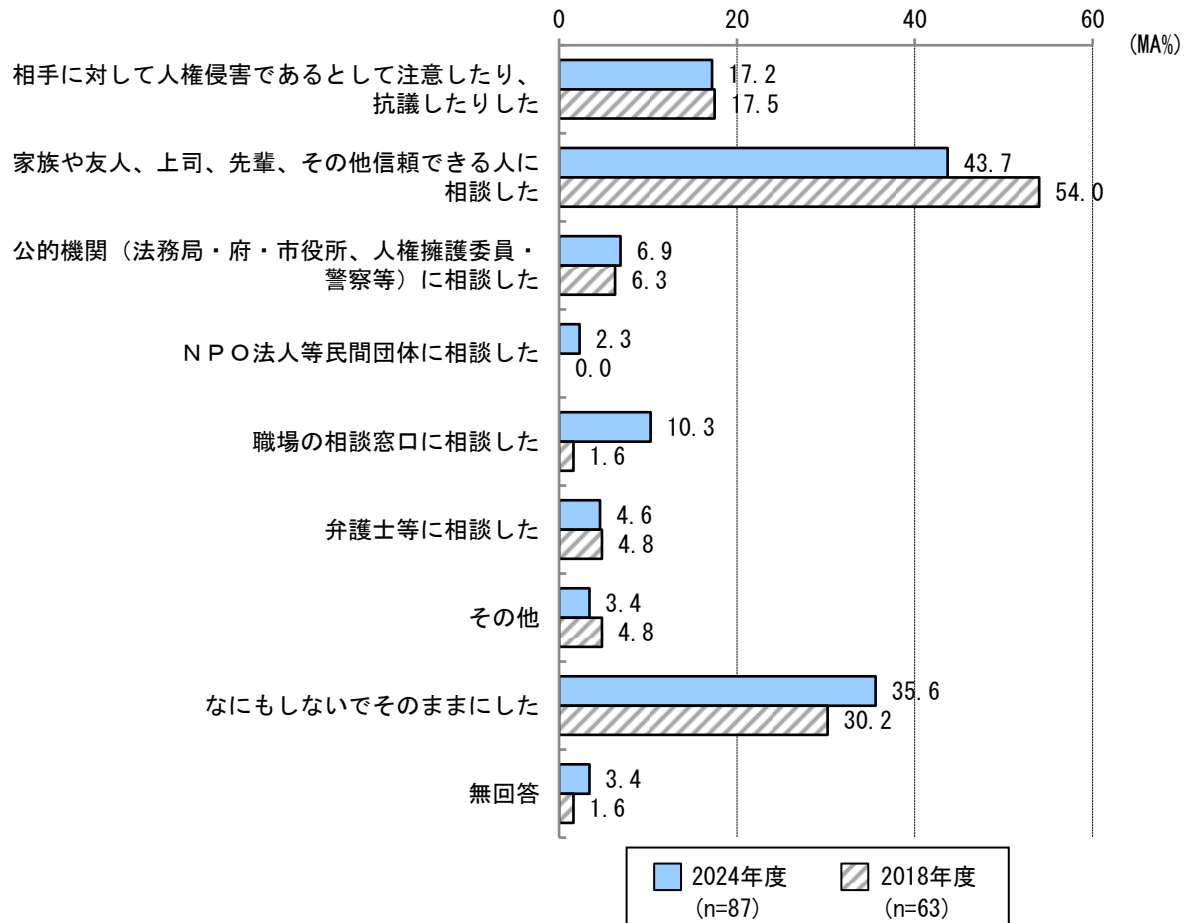
人権問題について学んだ機会別でみると、学校で学んだは「パワーハラスメント（職場等で職務権限を通じて行ういじめや嫌がらせ）」（43.3%）が最も多いが、学校以外で学んだでは「あらぬうわさや悪口による、名誉や信用などの侵害」が55.6%（回答者数では9人中5人）が最も多くなっている。（図表3-2-3）

(3) 人権侵害を受けたときの対応

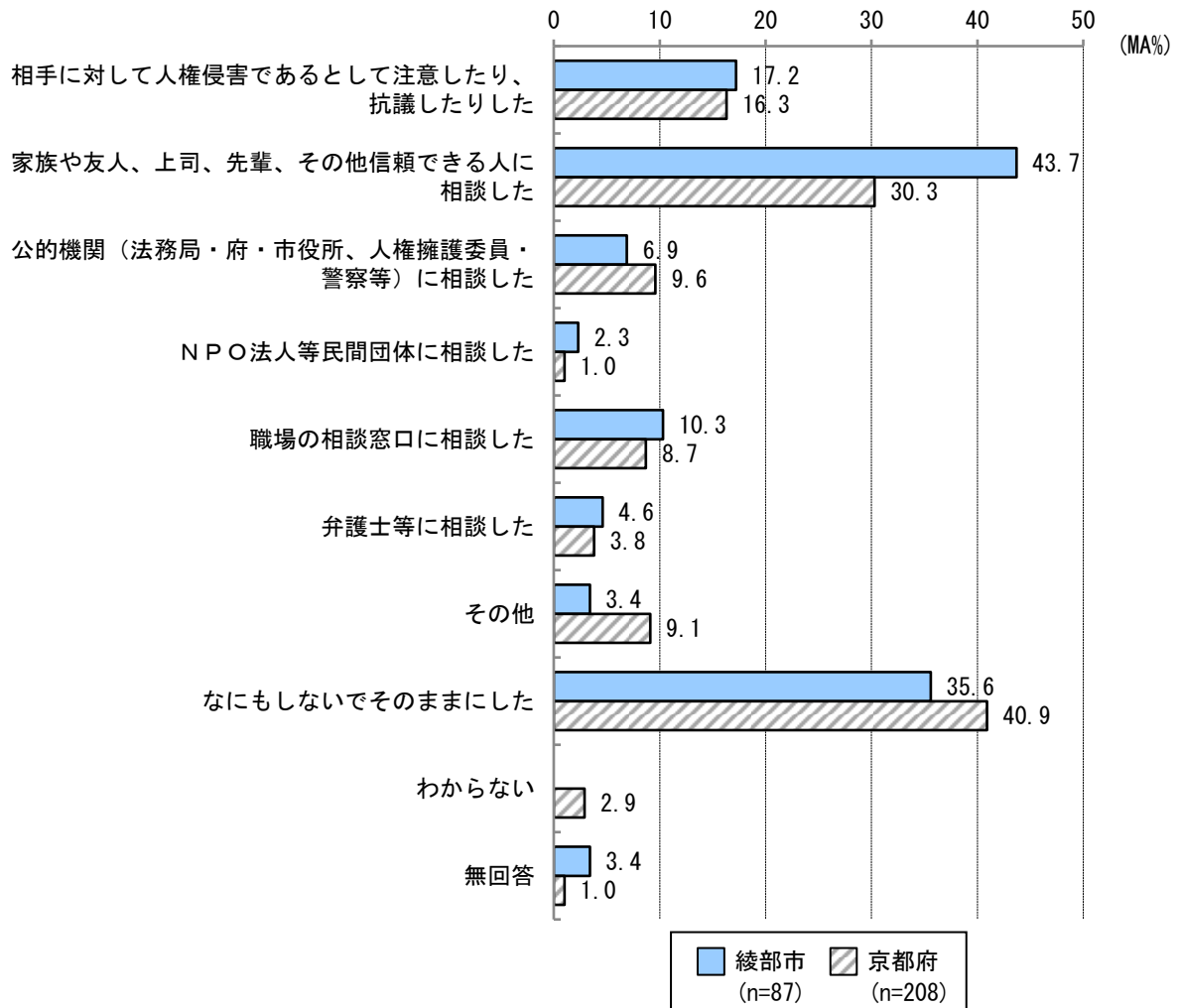
■単純集計結果

問 8－2 人権侵害を受けたと感じたとき、あなたはどのように対応されましたか。あてはまる番号をすべて選んで○をつけてください。

【図表3-3① 人権侵害を受けたときの対応（経年比較）】



【図表3-3② 人権侵害を受けたときの対応（京都府との比較）】



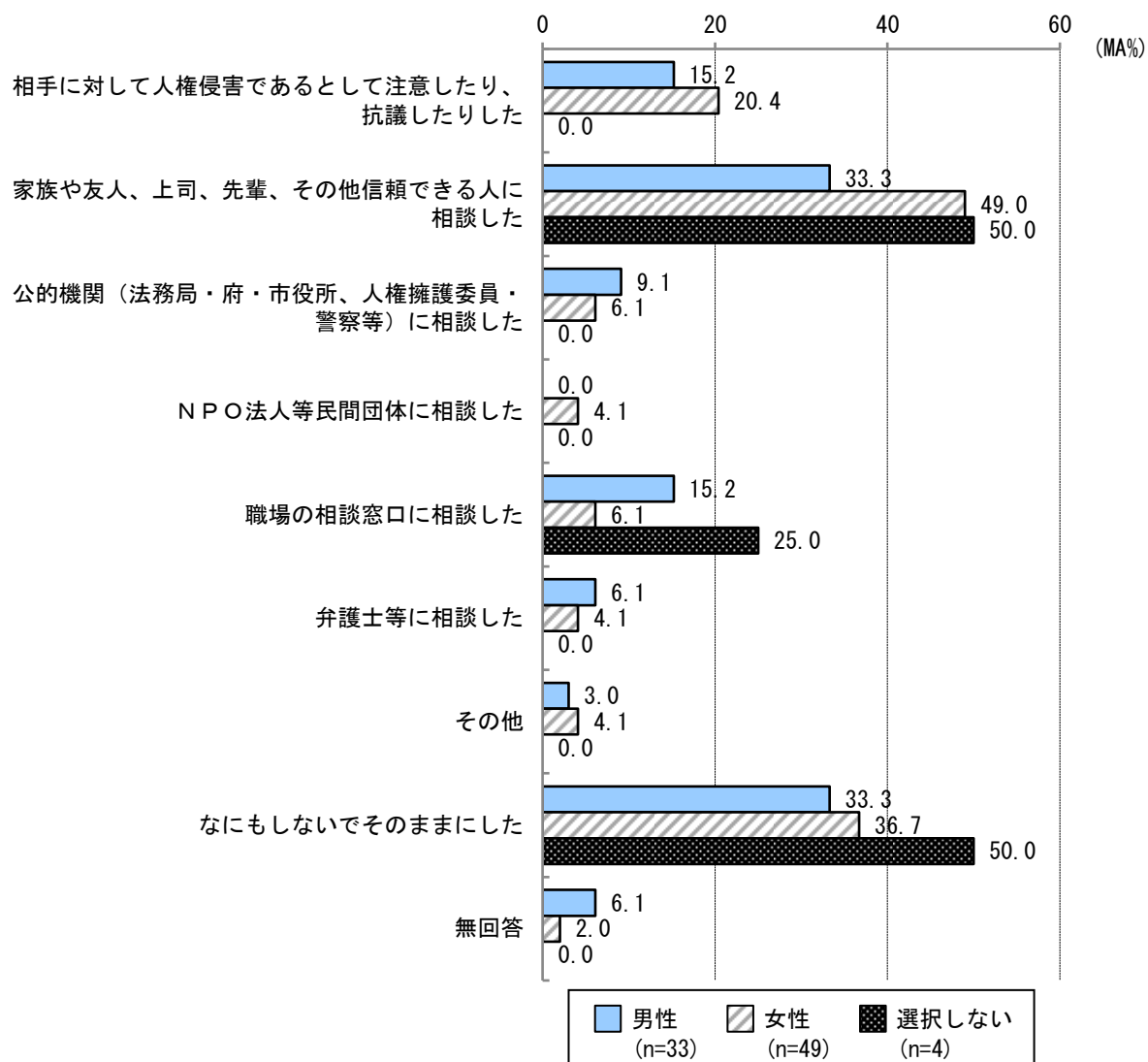
人権侵害を受けたときの対応については、「なにもしないでそのままにした」が35.6%となっている。何らかの対応をした人では、「家族や友人、上司、先輩、その他信頼できる人に相談した」が43.7%で最も多く、次いで「相手に対して人権侵害であるとして注意したり、抗議したりした」が17.2%となっている。

2018年度と比較すると、「職場の相談窓口相談した」が2018年度（1.6%）より8.7ポイント、「なにもしないでそのままにした」は2018年度（30.2%）より5.4ポイント、それぞれ高くなっている。（図表3-3①）

京都府と比較すると、「家族や友人、上司、先輩、その他信頼できる人に相談した」は京都府（30.3%）より13.4ポイント高くなっている。（図表3-3②）

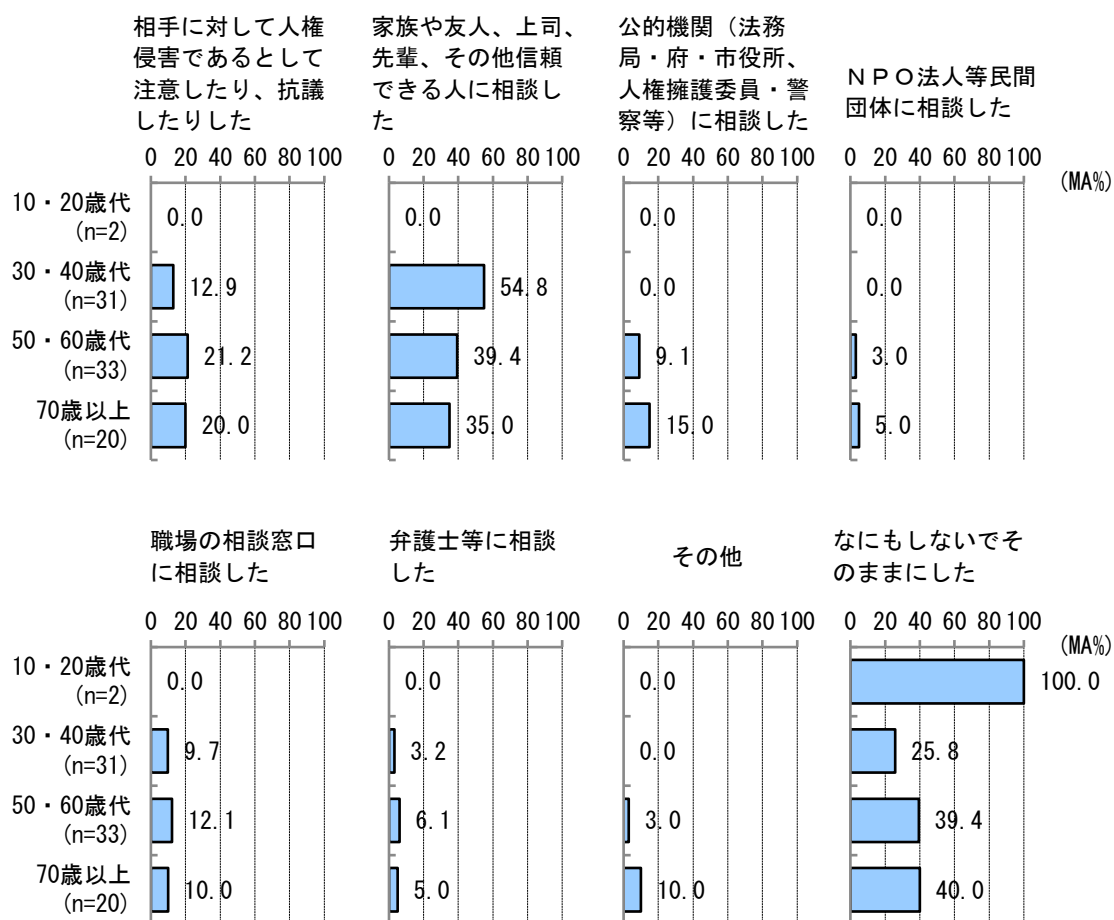
■クロス集計結果

【図表3-3-1 性別 人権侵害を受けたときの対応】



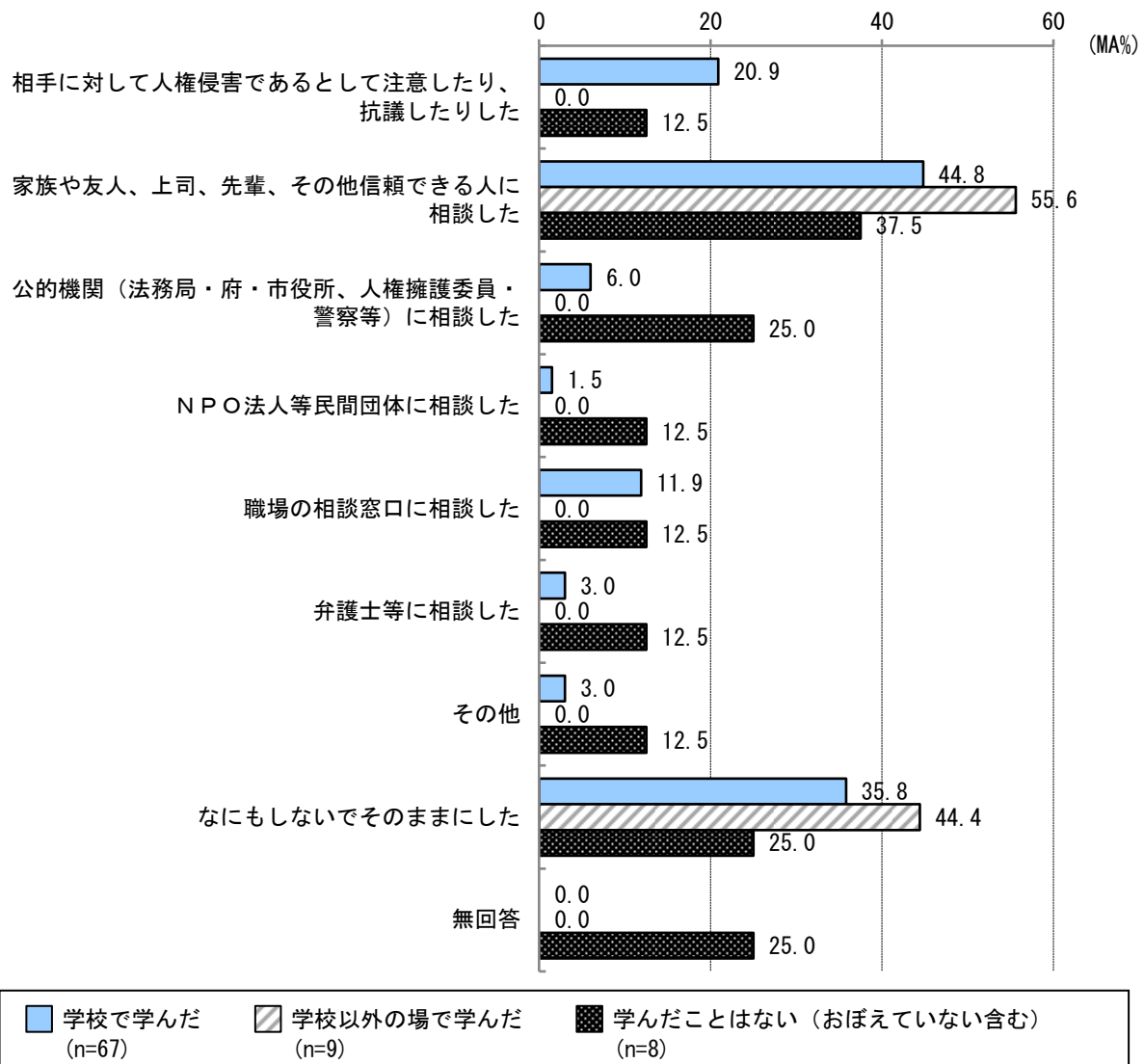
性別でみると、男性は「家族や友人、上司、先輩、その他信頼できる人に相談した」と「なにもしないでそのままにした」（ともに33.3%）が最も多く、女性は「家族や友人、上司、先輩、その他信頼できる人に相談した」（49.0%）が最も多くなっている。（図表3-3-1）

【図表3-3-2 年齢別 人権侵害を受けたときの対応】



年齢別でみると、「家族や友人、上司、先輩、その他信頼できる人に相談した」は30・40歳代（54.8%）が最も高く、「相手に対して人権侵害であるとして注意したり、抗議したりした」は50・60歳代（21.2%）が最も高くなっている。（図表3-3-2）

【図表3-3-3 人権問題について学んだ機会別 人権侵害を受けたときの対応】



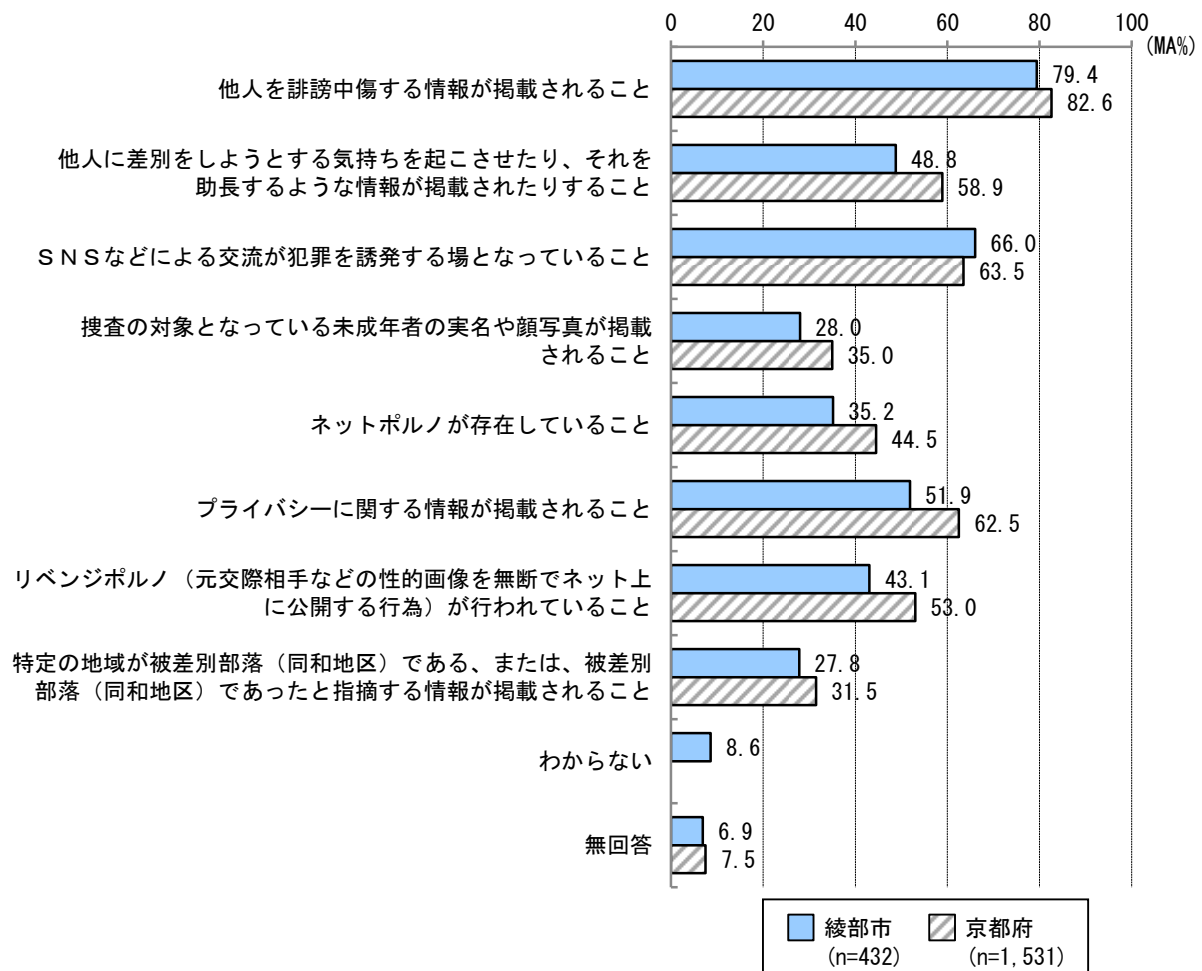
人権問題について学んだ機会別でみると、「家族や友人、上司、先輩、その他信頼できる人に相談した」は学校以外で学んだ（55.6％）が最も高く、「相手に対して人権侵害であるとして注意したり、抗議したりした」は学校で学んだ（20.9％）が最も高くなっている。（図表3-3-3）

(4) インターネットにおいて発生していると思う人権問題

■単純集計結果

問9 あなたは、インターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。あてはまる番号をすべて選んで○をつけてください。

【図表3-4 インターネットにおいて発生していると思う人権問題（京都府との比較）】

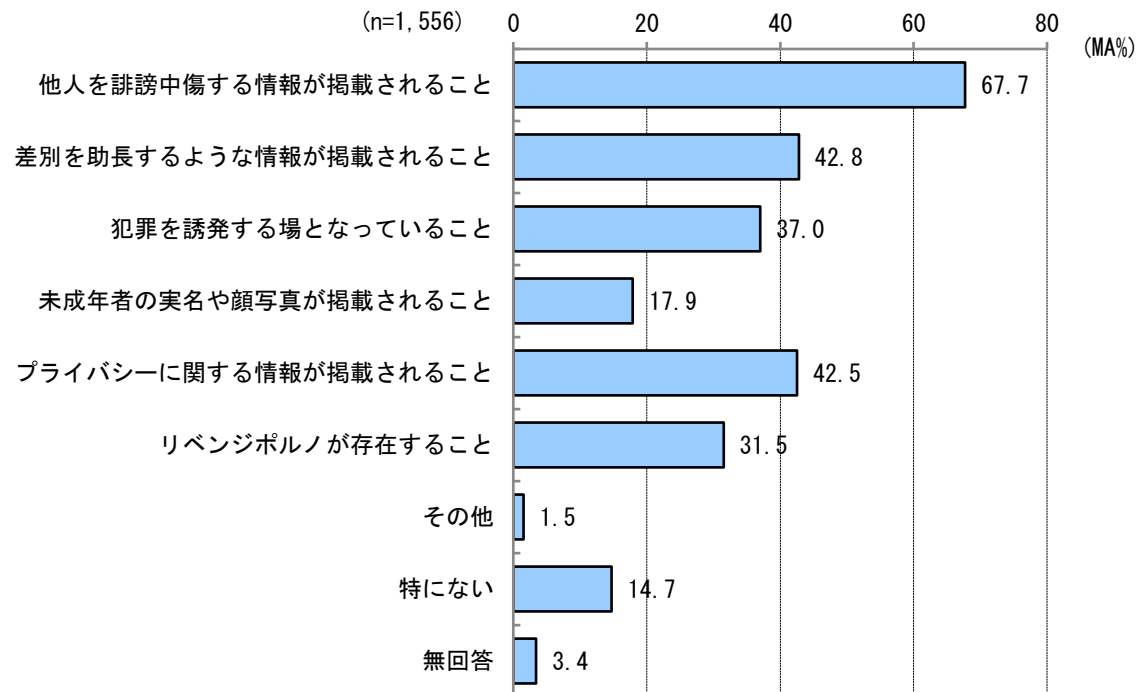


インターネットにおいて発生していると思う人権問題については、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」が79.4%で最も多く、次いで「SNSなどによる交流が犯罪を誘発する場となっていること」が66.0%、「プライバシーに関する情報が掲載されること」が51.9%となっている。

京都府と比較すると、「プライバシーに関する情報が掲載されること」は京都府（62.5%）より10.6ポイント、「他人に差別をしようとする気持ちを起こさせたり、それを助長するような情報が掲載されたりすること」は京都府（58.9%）より10.1ポイント、それぞれ低くなっている。（図表3-4）

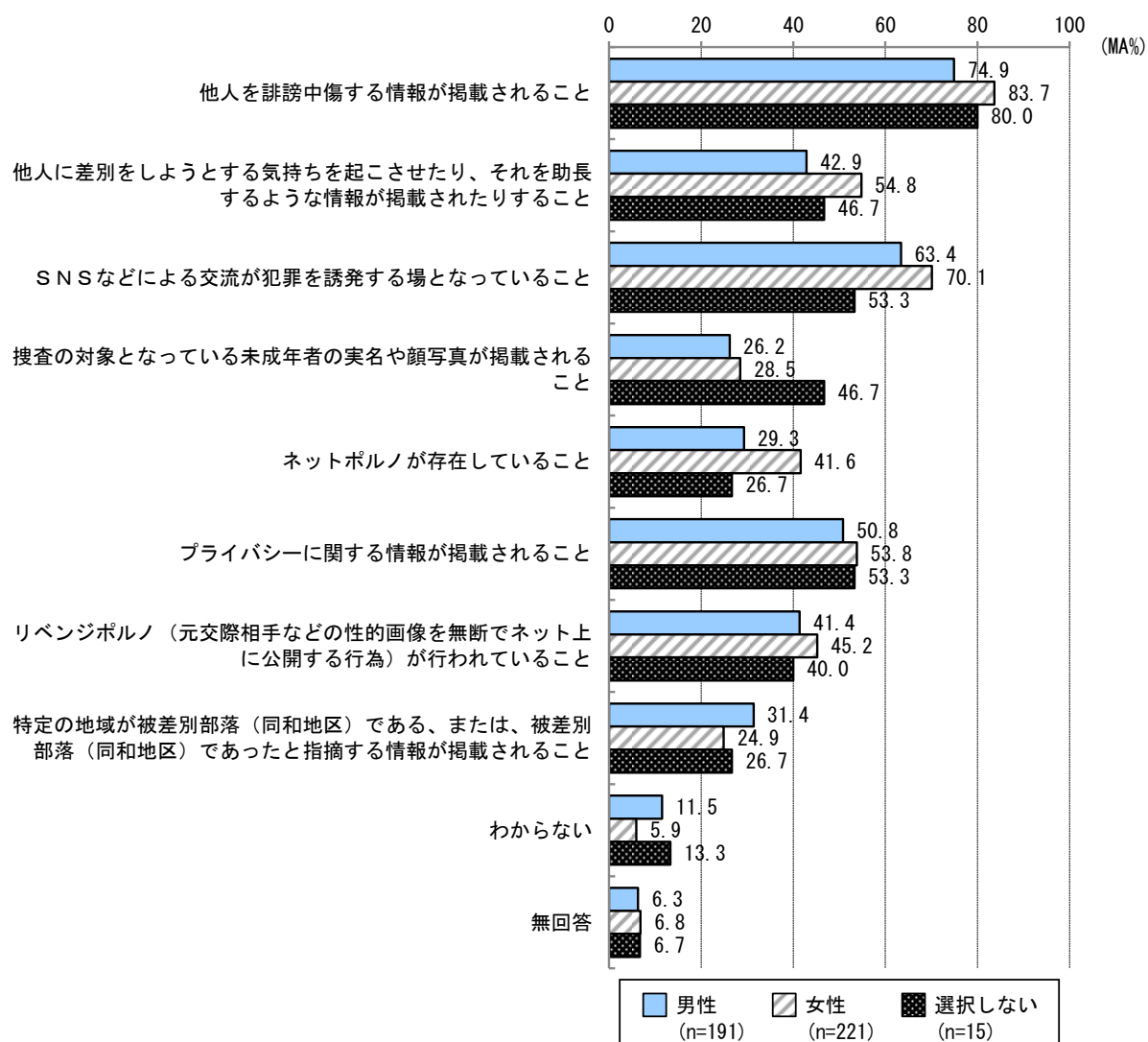
参考 全国調査

問 あなたが、インターネットに関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。



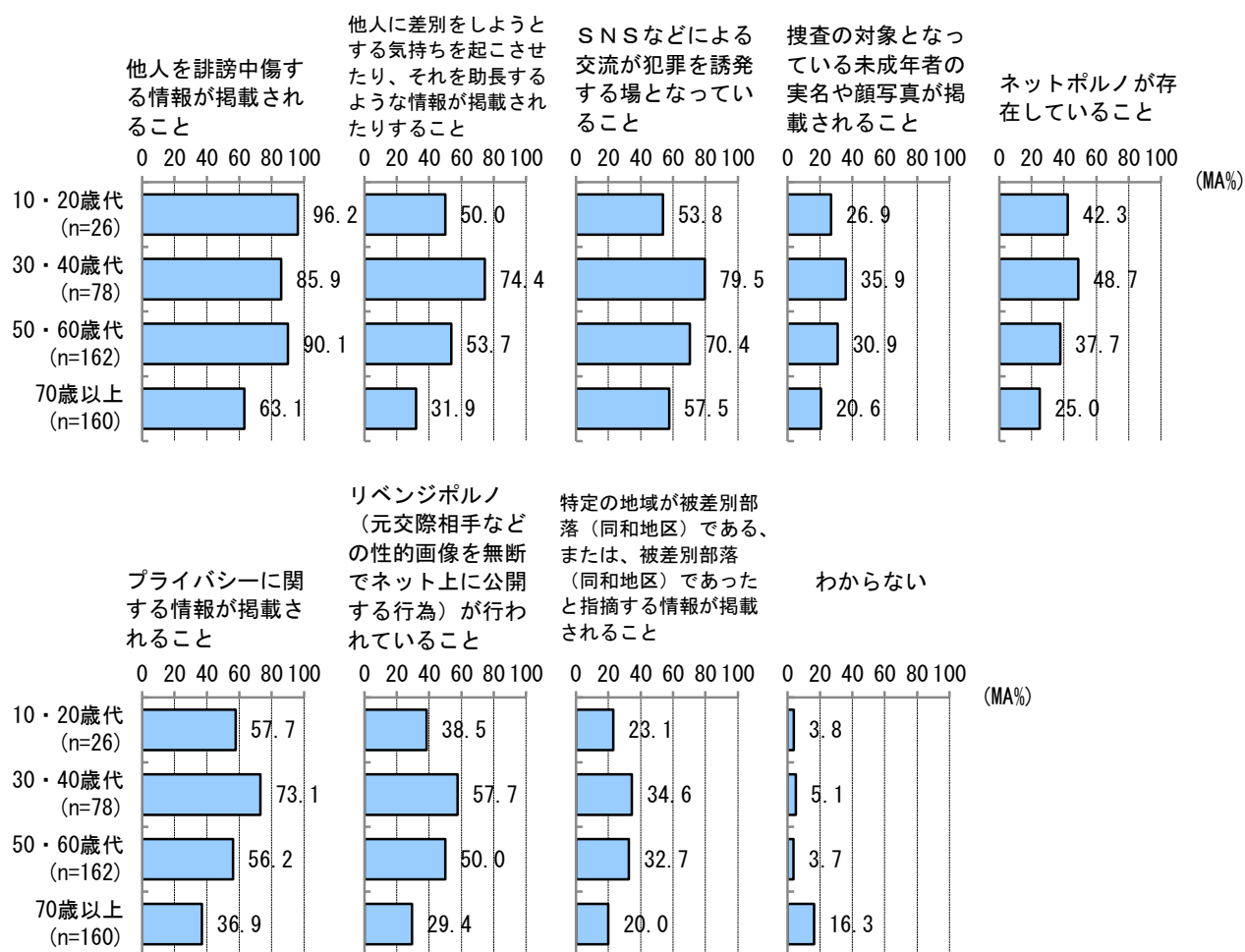
■クロス集計結果

【図表3-4-1 性別 インターネットにおいて発生していると思う人権問題】



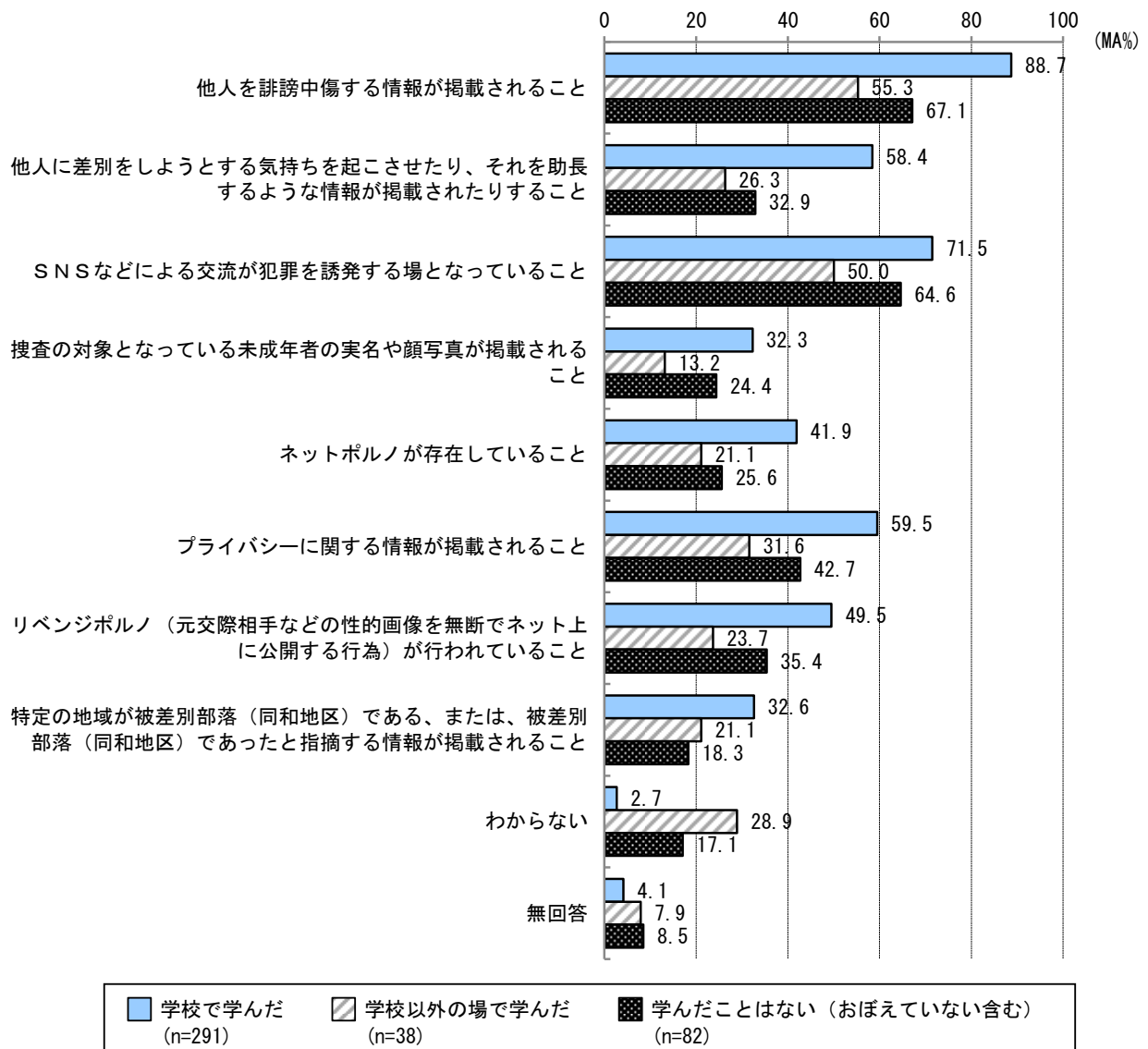
性別でみると、男女とも「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」が最も多く、「特定の地域が被差別部落（同和地区）である、または、被差別部落（同和地区）であったと指摘する情報が掲載されること」を除く項目では男性より女性のほうが高くなっている。（図表3-4-1）

【図表3-4-2 年齢別 インターネットにおいて発生していると思う人権問題】



年齢別でみると、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」を除く項目では30・40歳代が最も高くなっている。（図表3-4-2）

【図表3-4-3 人権問題について学んだ機会別 インターネットにおいて発生していると思う人権問題】



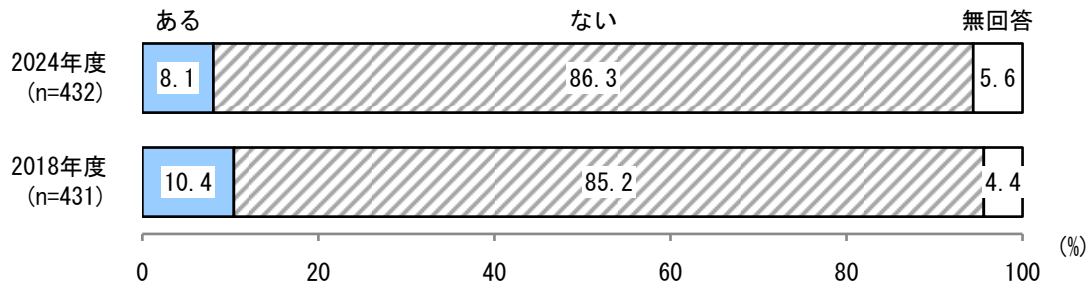
人権問題について学んだ機会別でみると、いずれの項目も学校で学んだが最も高くなっている。（図表3-4-3）

(5) 就職や結婚などで身元調査をする人がいると聞いた経験の有無

■単純集計結果

問10 あなたは、過去5年の間に就職や結婚などに際して、聞き合わせを受けたり、身元調査（本人の知らないところで個人にかかわる情報を調べること）をしたりしている人がいると聞いたことがありますか。あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

【図表3-5 就職や結婚の際の身元調査についての見聞き経験の有無（経年比較）】

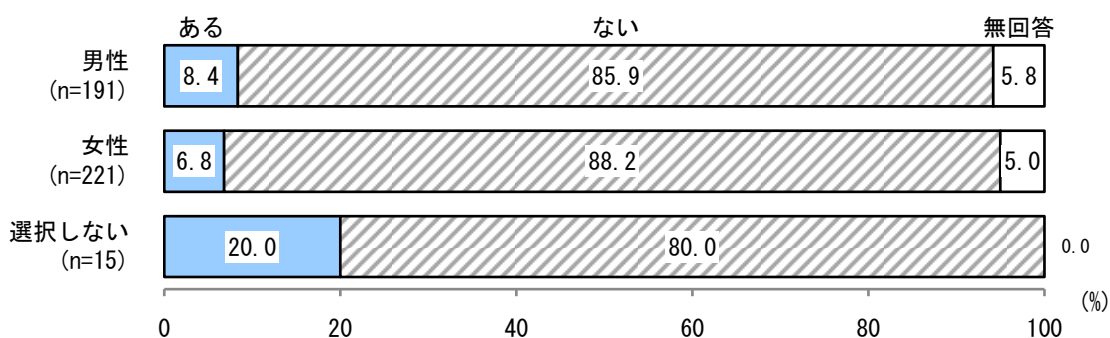


就職や結婚などで身元調査をする人がいると聞いた経験については、「ある」が8.1%、「ない」が86.3%となっている。

2018年度と比較すると、「ある」は2018年度（10.4%）より2.3ポイント低くなっている。（図表3-5）

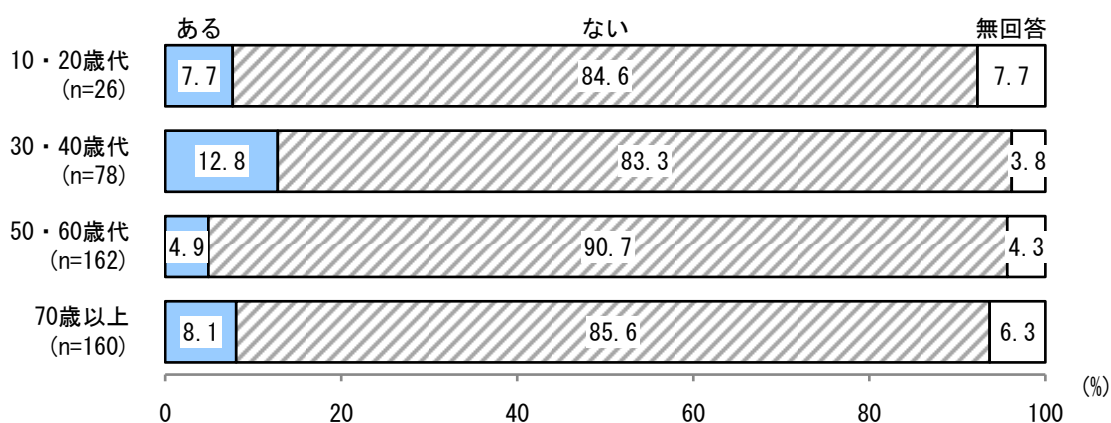
■クロス集計結果

【図表3-5-1 性別 就職や結婚の際の身元調査についての見聞き経験の有無】



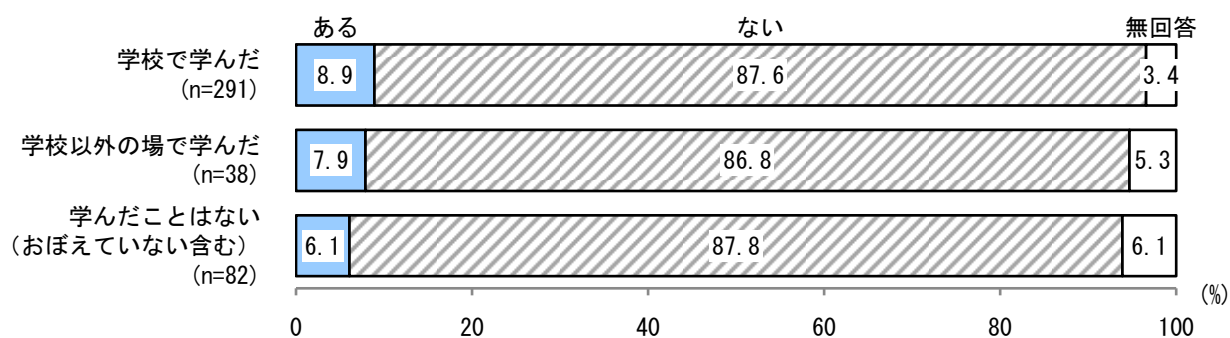
性別でみると、「ある」は女性（6.8%）より男性（8.4%）のほうが高くなっている。（図表3-5-1）

【図表3-5-2 年齢別 就職や結婚の際の身元調査についての見聞き経験の有無】



年齢別でみると、「ある」は30・40歳代（12.8%）が最も高く、次いで70歳以上（8.1%）となっている。（図表3-5-2）

【図表3-5-3 人権問題について学んだ機会別 就職や結婚の際の身元調査についての見聞き経験の有無】



人権問題について学んだ機会別でみると、「ある」は学校で学んだ（8.9%）が最も高く、次いで学校以外で学んだ（7.9%）となっている。（図表3-5-3）

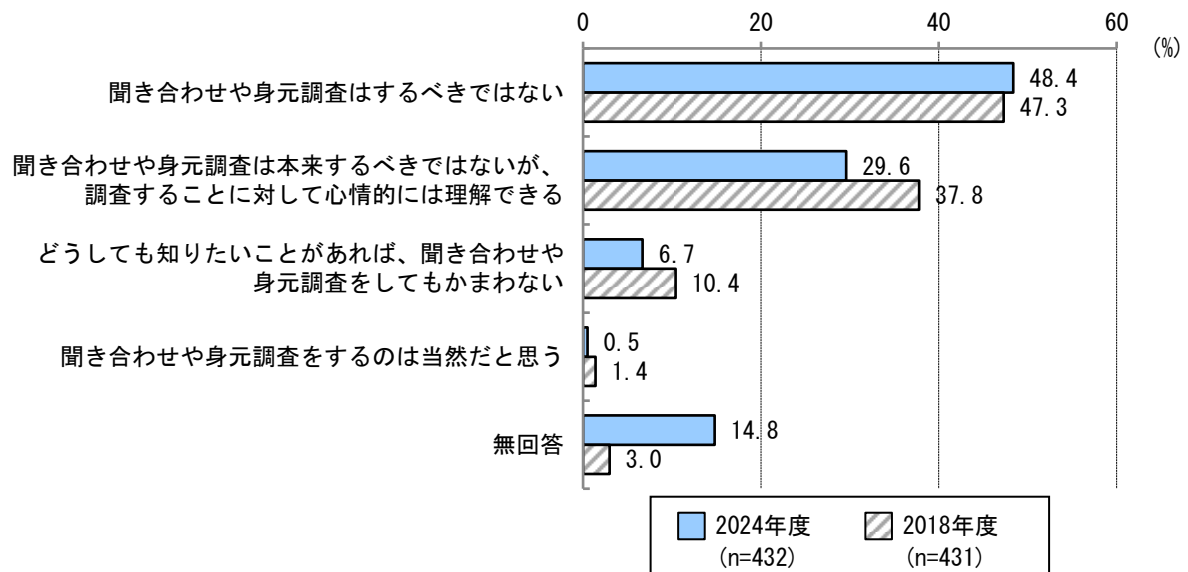
(6) 就職や結婚の際の聞き合わせや身元調査に対する意見

■単純集計結果

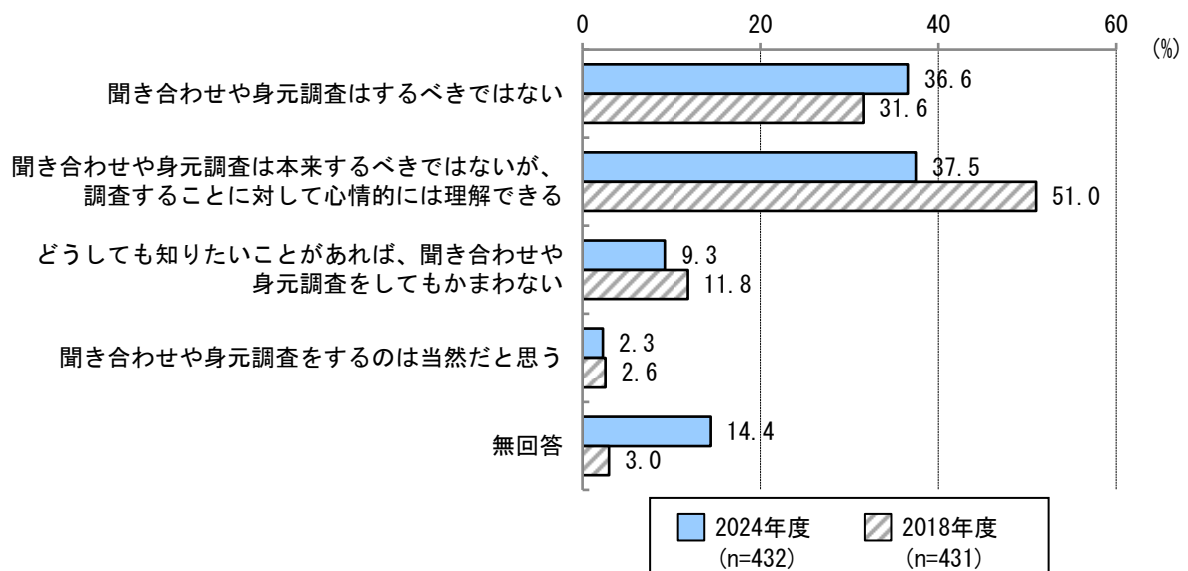
問11 あなたは、「聞き合わせ」や「身元調査」についてどう思いますか。次のア、イの事項それぞれについてあなたの考えにもっとも近い番号を1つずつ選んで○をつけてください。

【図表3-6 就職や結婚の際の聞き合わせや身元調査に対する意見（経年比較）】

ア 就職に際して



イ 結婚に際して



就職や結婚の際の聞き合わせや身元調査に対する意見についてたずねた。

『ア 就職に際して』は、「聞き合わせや身元調査はするべきではない」が48.4%で最も多く、次いで「聞き合わせや身元調査は本来するべきではないが、調査することに対して心情的には理解できる」が29.6%、「どうしても知りたいことがあれば、聞き合わせや身元調査をし

てもかまわない」が6.7%となっている。

2018年度と比較すると、「聞き合わせや身元調査は本来するべきではないが、調査することに対して心情的には理解できる」は2018年度（37.8%）より8.2ポイント低くなっている。

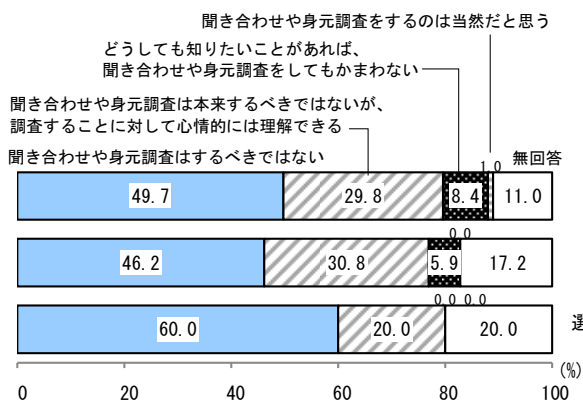
『イ 結婚に際して』は、「聞き合わせや身元調査は本来するべきではないが、調査することに対して心情的には理解できる」が37.5%で最も多く、次いで「聞き合わせや身元調査はするべきではない」が36.6%、「どうしても知りたいことがあれば、聞き合わせや身元調査をしてもかまわない」が9.3%となっている。

2018年度と比較すると、「聞き合わせや身元調査は本来するべきではないが、調査することに対して心情的には理解できる」は2018年度（51.0%）より13.5ポイント低くなっている。（図表3-6）

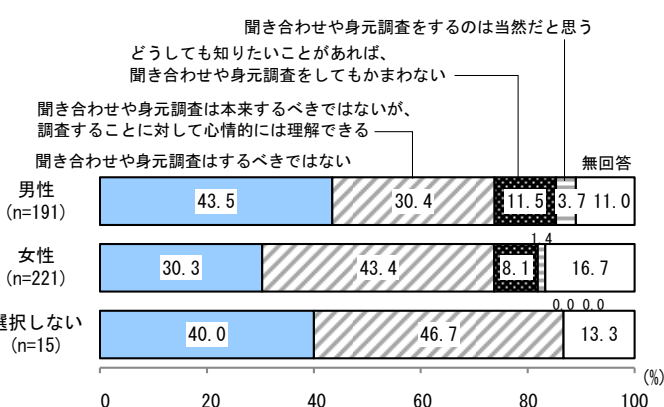
■クロス集計結果

【図表3-6-1 性別 就職や結婚の際の聞き合わせや身元調査に対する意見】

ア 就職に際して



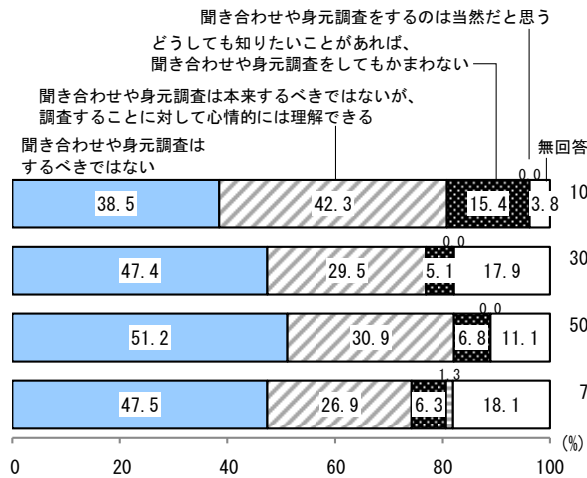
イ 結婚に際して



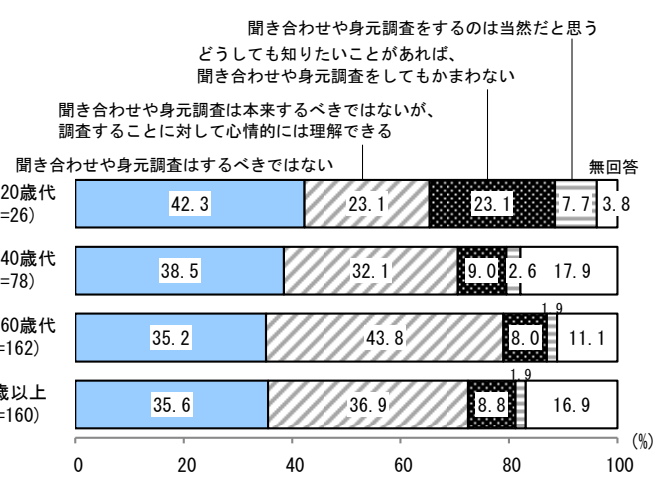
性別でみると、「聞き合わせや身元調査はするべきではない」は『ア 就職に際して』、『イ 結婚に際して』とも女性より男性のほうが高いが、「聞き合わせや身元調査は本来するべきではないが、調査することに対して心情的には理解できる」では男性より女性のほうが高くなっている。（図表3-6-1）

【図表3-6-2 年齢別 就職や結婚の際の聞き合わせや身元調査に対する意見】

ア 就職に際して



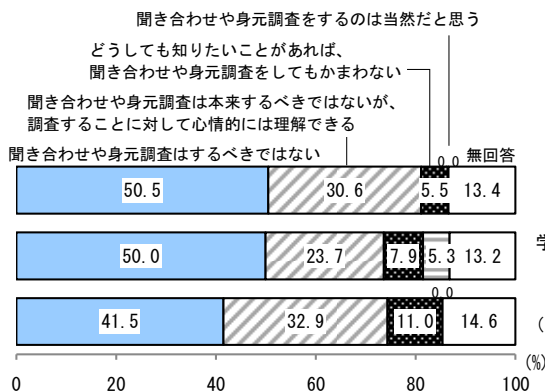
イ 結婚に際して



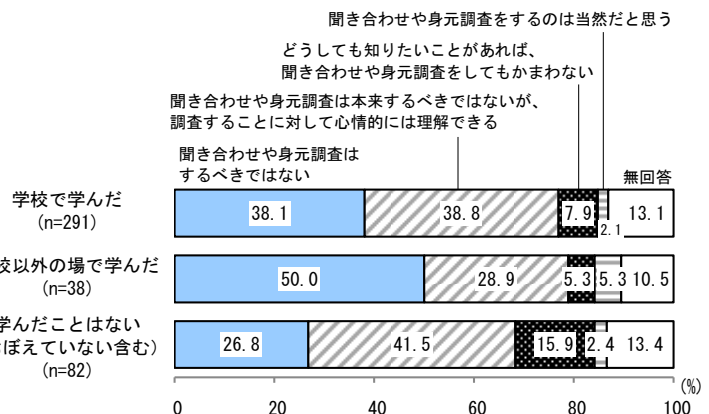
年齢別でみると、「聞き合わせや身元調査はすべきではない」は『ア 就職に際して』では50・60歳代（51.2%）が最も高く、『イ 結婚に際して』では10・20歳代（42.3%）が最も高くなっている。「聞き合わせや身元調査は本来すべきではないが、調査することに対して心情的には理解できる」は『ア 就職に際して』では10・20歳代（42.3%）が最も高く、『イ 結婚に際して』では50・60歳代（43.8%）が最も高くなっている。（図表3-6-2）

【図表3-6-3 人権問題について学んだ機会別 就職や結婚の際の聞き合わせや身元調査に対する意見】

ア 就職に際して



イ 結婚に際して



人権問題について学んだ機会別でみると、「聞き合わせや身元調査はすべきではない」は『ア 就職に際して』では学校で学んだ（50.5%）が最も高く、『イ 結婚に際して』では学校以外で学んだ（50.0%）が最も高くなっている。「聞き合わせや身元調査は本来すべきではないが、調査することに対して心情的には理解できる」は『ア 就職に際して』、『イ 結婚に際して』とも学んだことはない（ア 32.9%、イ 41.5%）が最も高くなっている。（図表3-6-3）

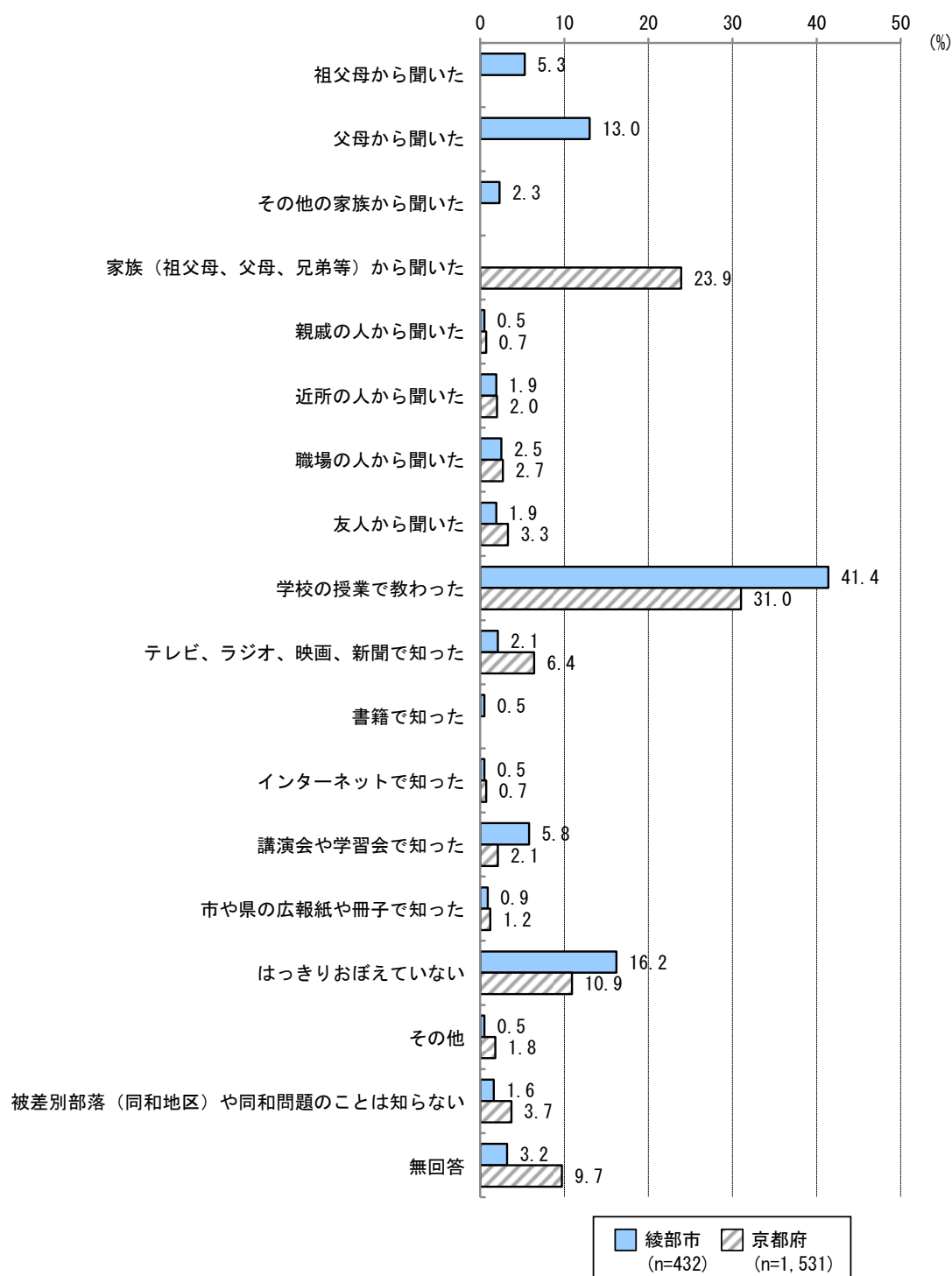
4. 被差別部落（同和地区）について

（１）被差別部落（同和地区）や同和問題を初めて知ったきっかけ

■単純集計結果

問12 あなたが、被差別部落（同和地区）や同和問題について、初めて知ったのは、どういうことからですか。あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

【図表4-1 被差別部落（同和地区）や同和問題を初めて知ったきっかけ（京都府との比較）】



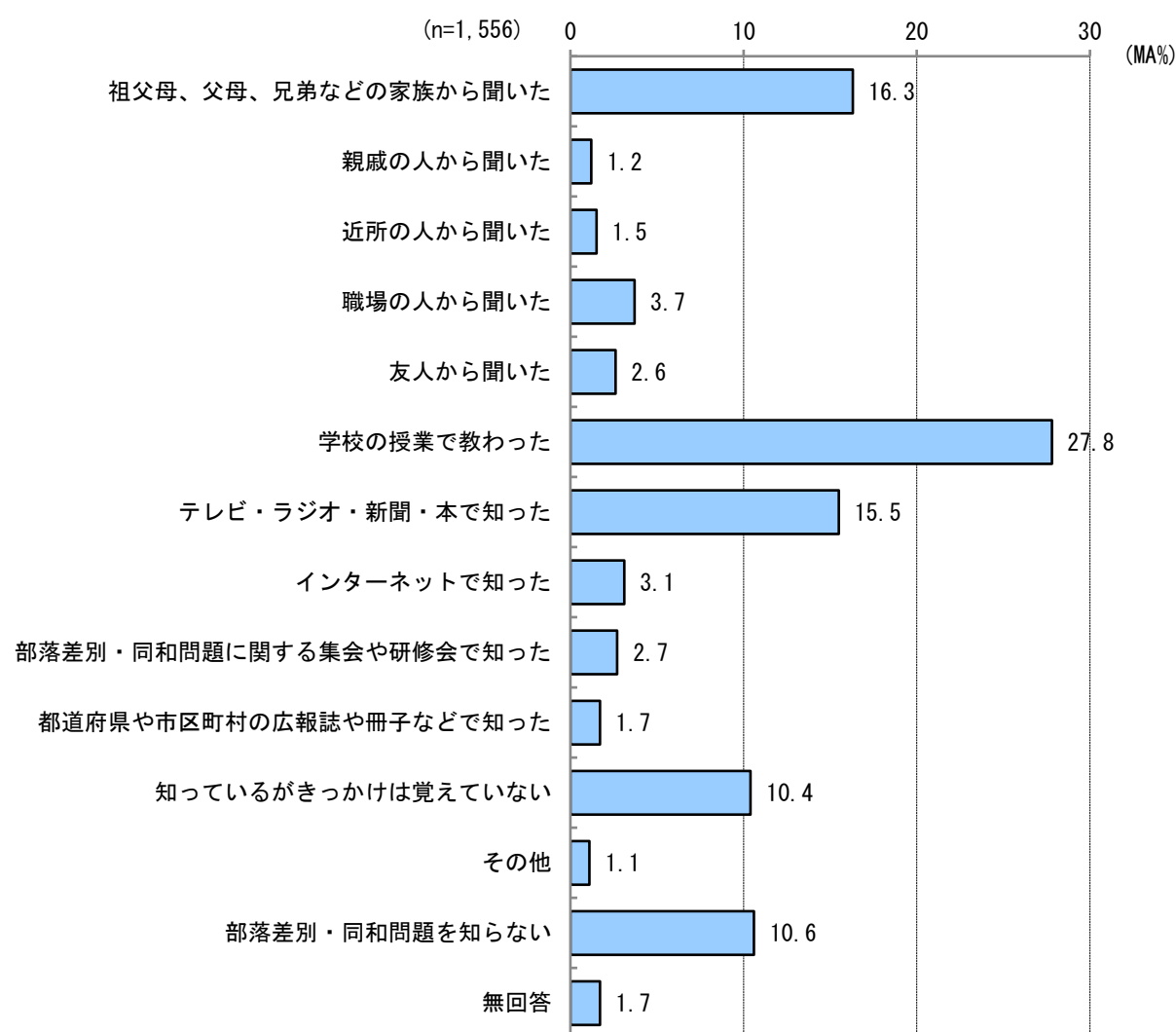
※京都府調査は、選択肢に「祖父母から聞いた」「父母から聞いた」「その他の家族から聞いた」「書籍で知った」がなく、「家族（祖父母、父母、兄弟等）から聞いた」は京都府のみの選択肢。

被差別部落（同和地区）や同和問題を初めて知ったきっかけについては、「学校の授業で教わった」が41.4%で最も多く、次いで「はっきりおぼえていない」が16.2%、「父母から聞いた」が13.0%となっている。

京都府と比較すると、「学校の授業で教わった」は京都府（31.0%）より10.4ポイント高くなっている。（図表4-1）

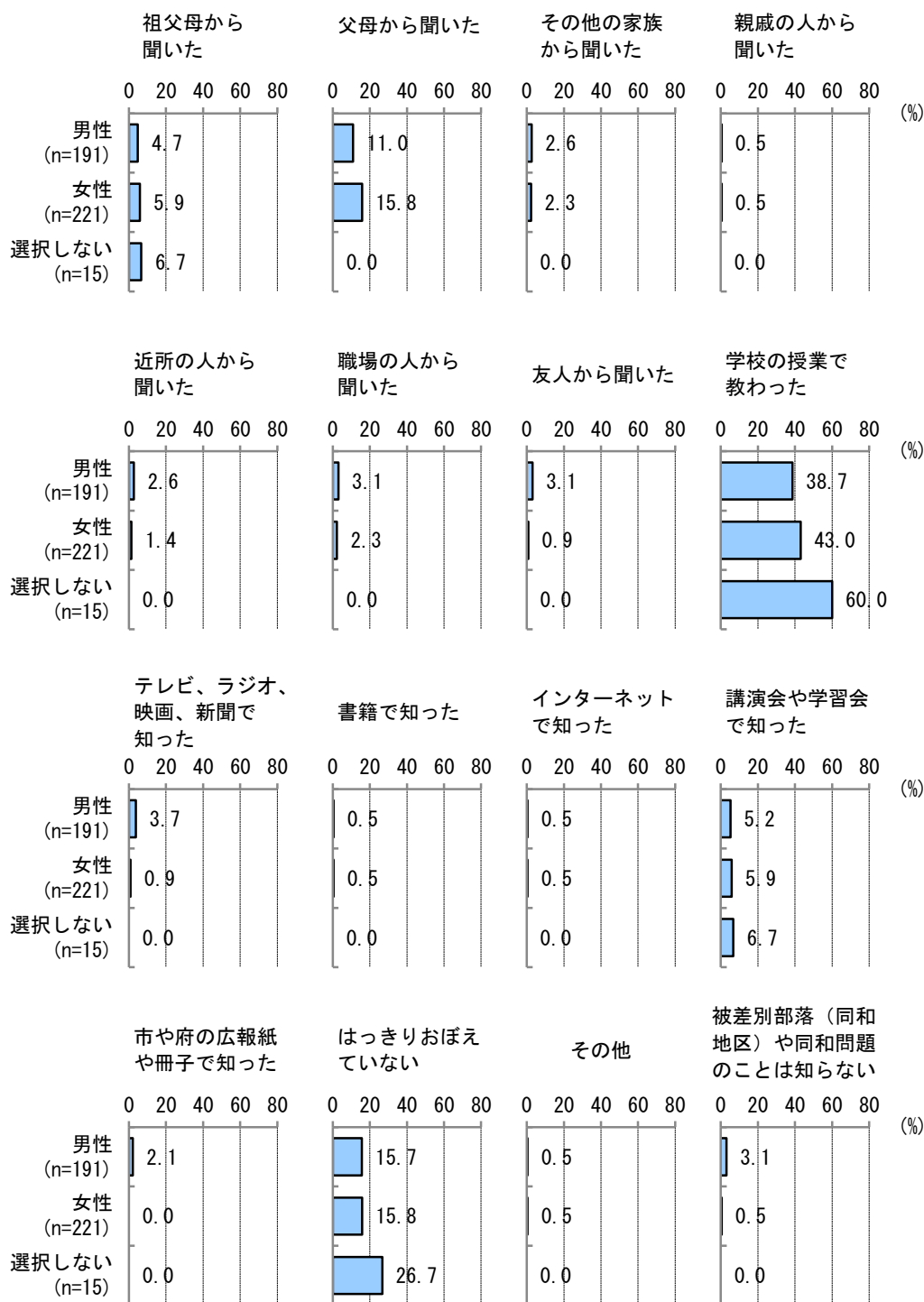
参考 全国調査

問 あなたが、部落差別・同和問題について、初めて知ったきっかけは何ですか。



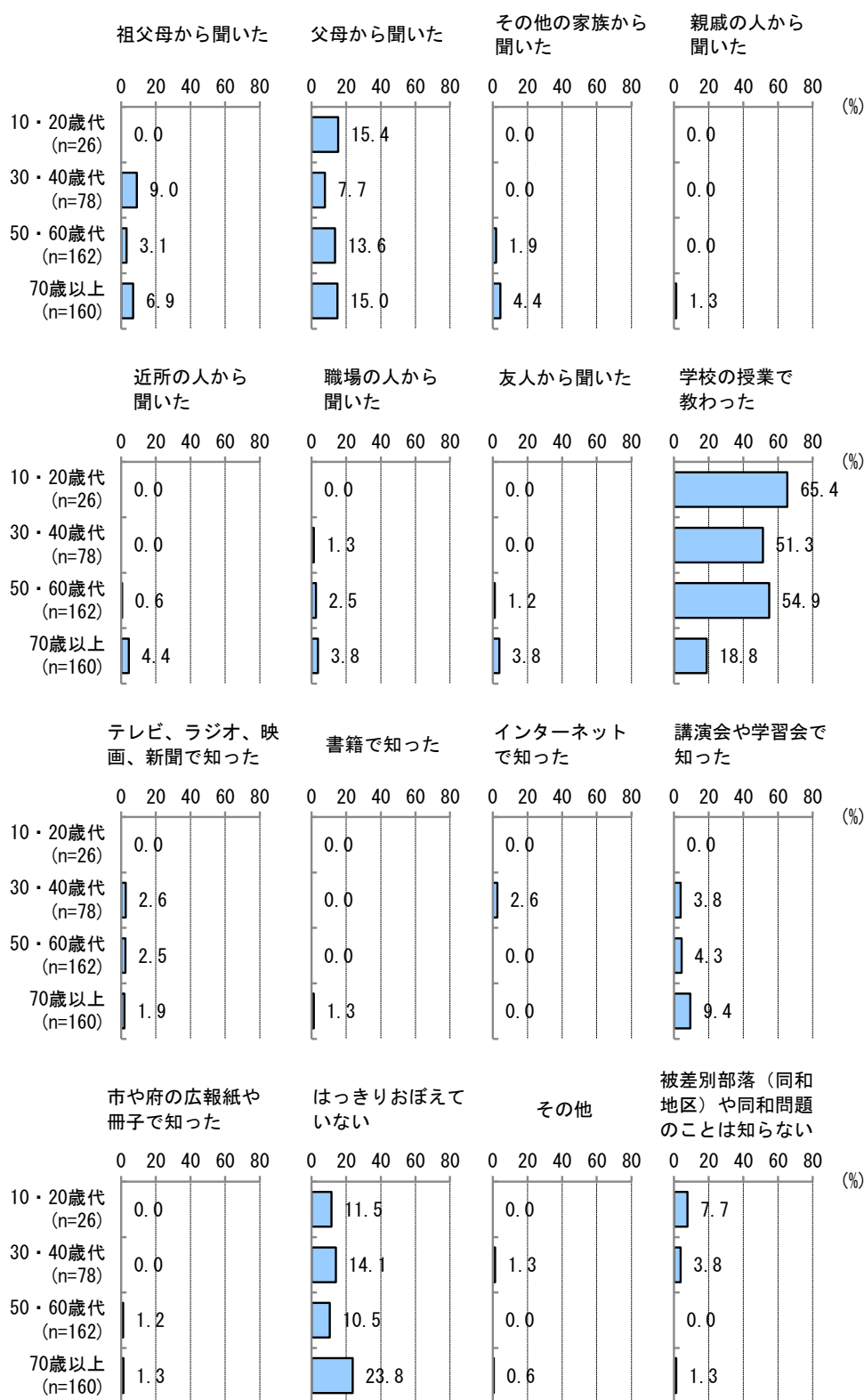
■クロス集計結果

【図表4-1-1 性別 被差別部落（同和地区）や同和問題を初めて知ったきっかけ】



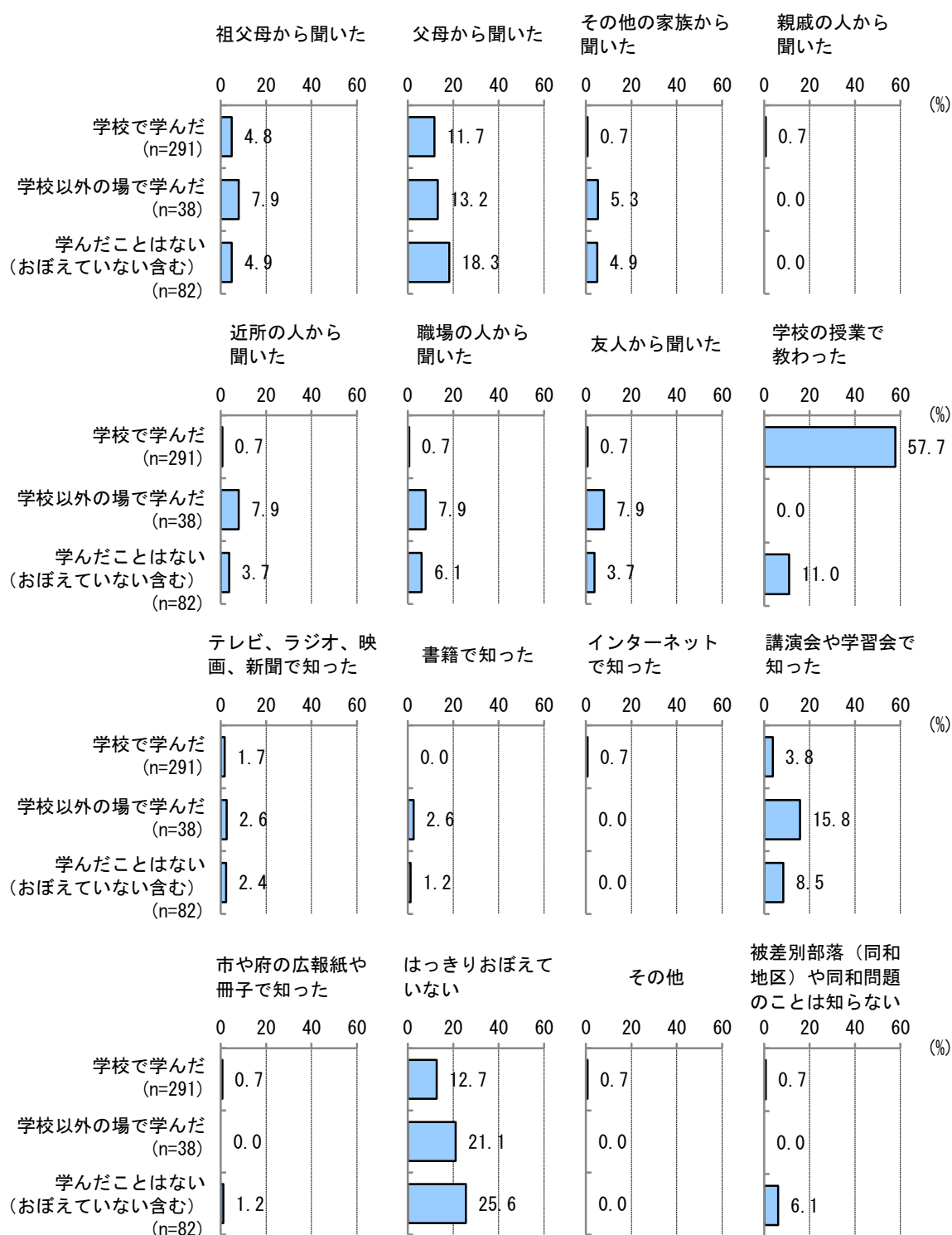
性別でみると、男女とも「学校の授業で教わった」が最も多く、男性（38.7%）より女性（43.0%）のほうが高くなっている。（図表4-1-1）

【図表4-1-2 年齢別 被差別部落（同和地区）や同和問題を初めて知ったきっかけ】



年齢別でみると、「学校の授業で教わった」は10・20歳代（65.4%）が最も高く、次いで50・60歳代（54.9%）、30・40歳代（51.3%）となっている。「父母から聞いた」は10・20歳代（15.4%）が最も高く、「祖父母から聞いた」は30・40歳代（9.0%）が最も高くなっている。（図表4-1-2）

【図表4-1-3 人権問題について学んだ機会別 被差別部落（同和地区）や同和問題を初めて知ったきっかけ】



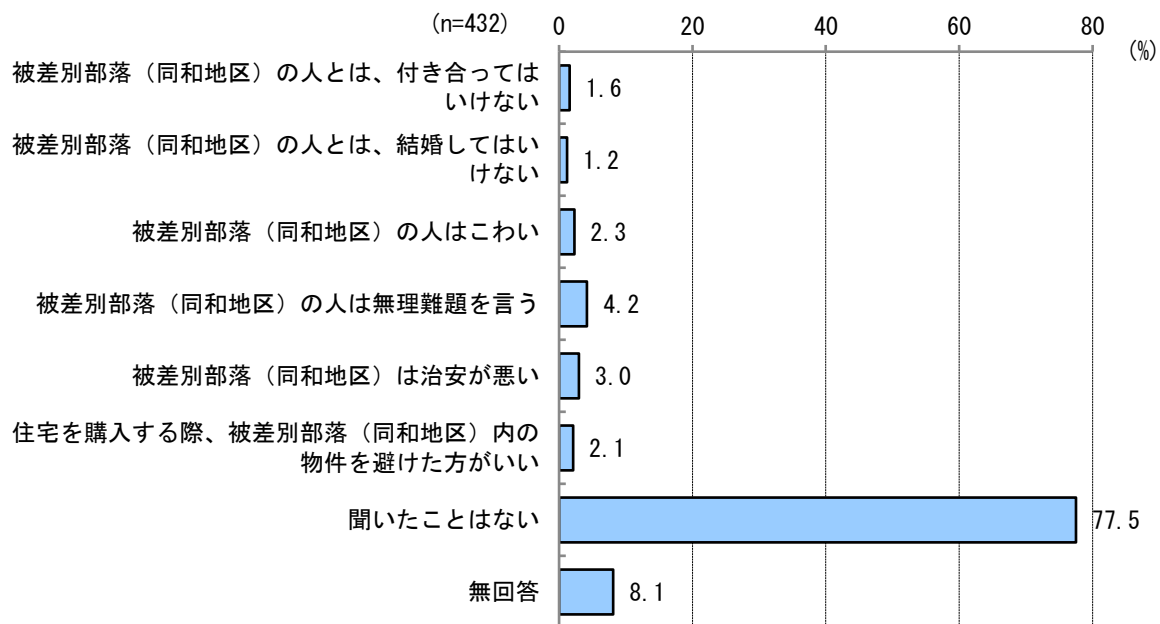
人権問題について学んだ機会別でみると、「学校の授業で教わった」は学校で学んだ（57.7%）で最も高く、「講演会や学習会で知った」は学校以外で学んだ（15.8%）が最も高くなっている。（図表4-1-3）

(2) 過去5年間で同和地区の人を忌避する発言を聞いた経験の有無

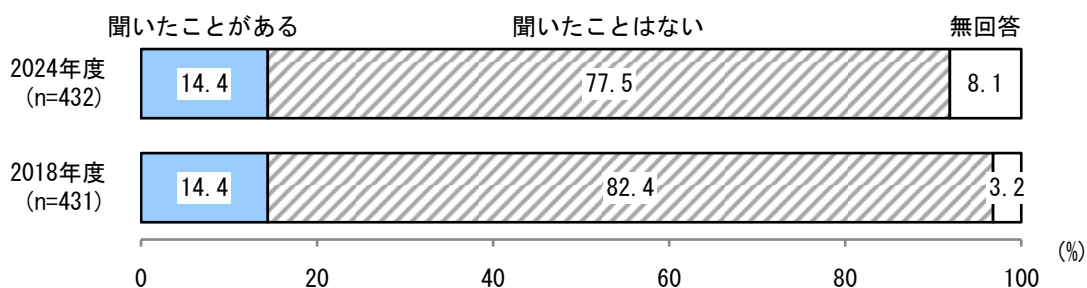
■単純集計結果

問13 あなたは、この5年間くらいの間に同和問題に関して次のような発言を直接聞いたことがありますか。複数ある場合は、強く印象に残っているものを1つ選んで○をつけてください。

【図表4-2① 過去5年間で同和地区の人を忌避する発言を聞いた経験の有無】



【図表4-2② 過去5年間で同和地区の人を忌避する発言を聞いた経験の有無
(聞いたことがある・聞いたことはない別) (経年比較)】



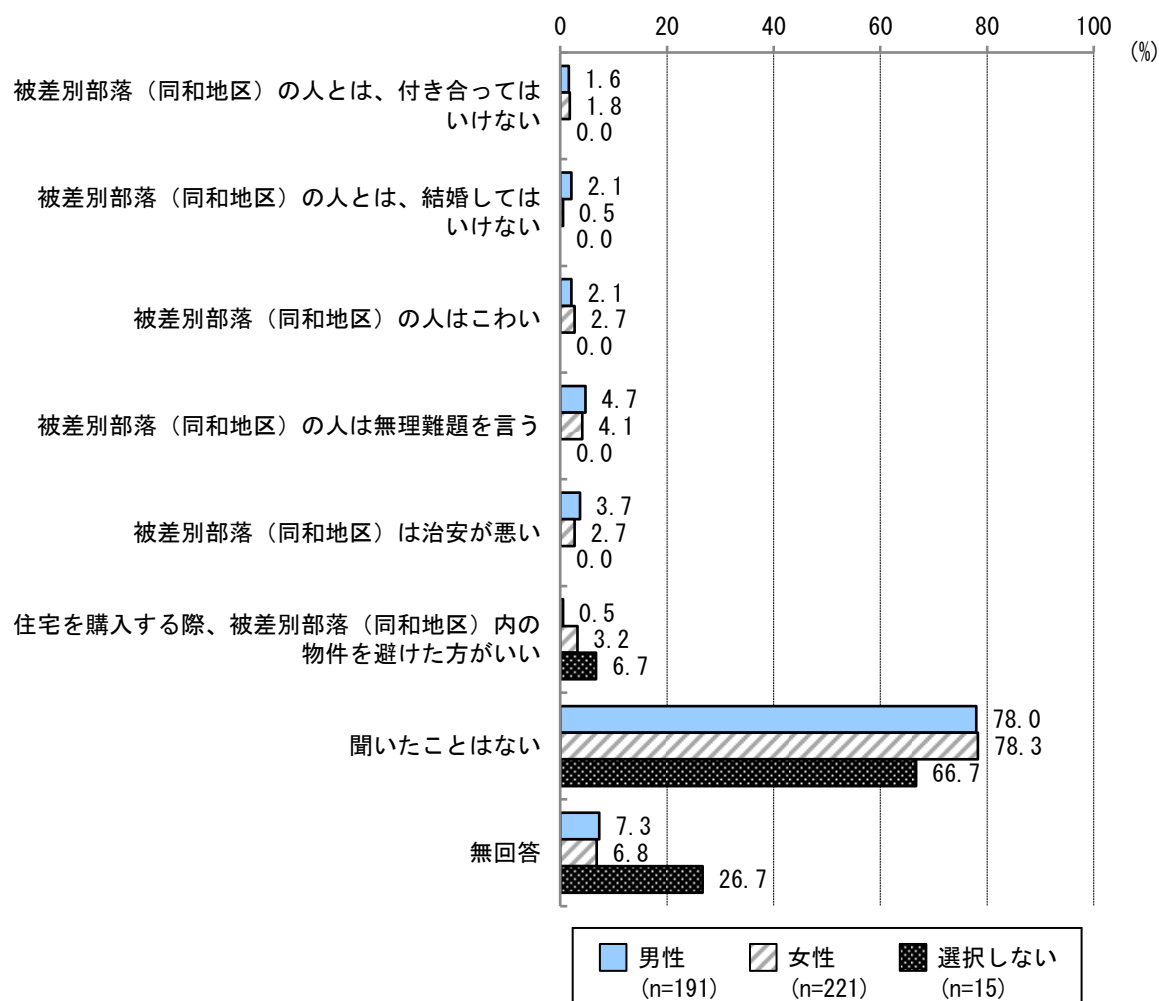
※2018年度は、「同和地区の人はこわい」という話を聞いた経験の有無。

過去5年間で同和地区の人を忌避する発言を聞いた経験の有無については、「聞いたことはない」が77.5%で最も多くなっている。聞いたことがある人では「被差別部落（同和地区）の人は無理難題を言う」が4.2%で最も多く、次いで「被差別部落（同和地区）は治安が悪い」が3.0%、「被差別部落（同和地区）の人はこわい」が2.3%となっている。「聞いたことがある」（「被差別部落（同和地区）の人とは、付き合いはいけない」～「住宅を購入する際、被差別部落（同和地区）内の物件を避けた方がいい」の計）は14.4%となっている。（図表4-2①）

2018年度と比較しても、大きな差はみられない。（図表4-2②）

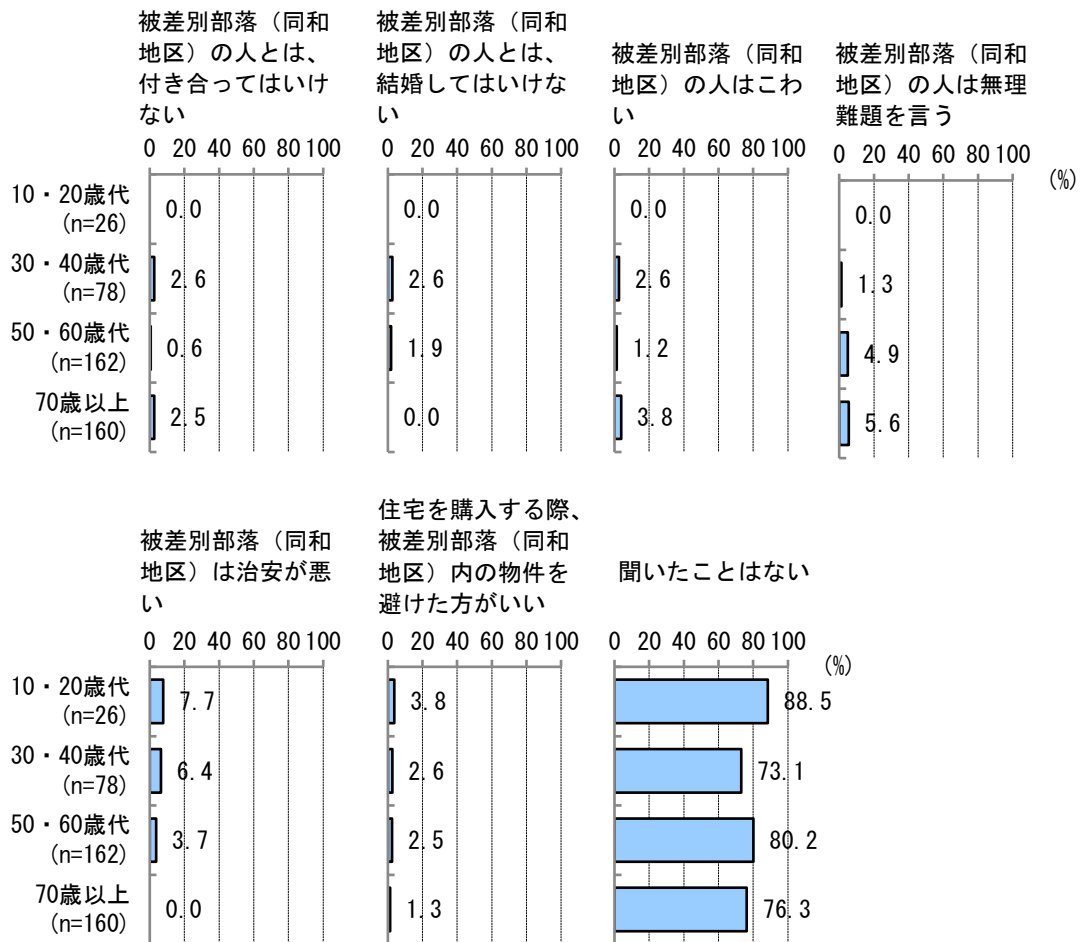
■クロス集計結果

【図表4-2-1 性別 過去5年間で同和地区の人を忌避する発言を聞いた経験の有無】



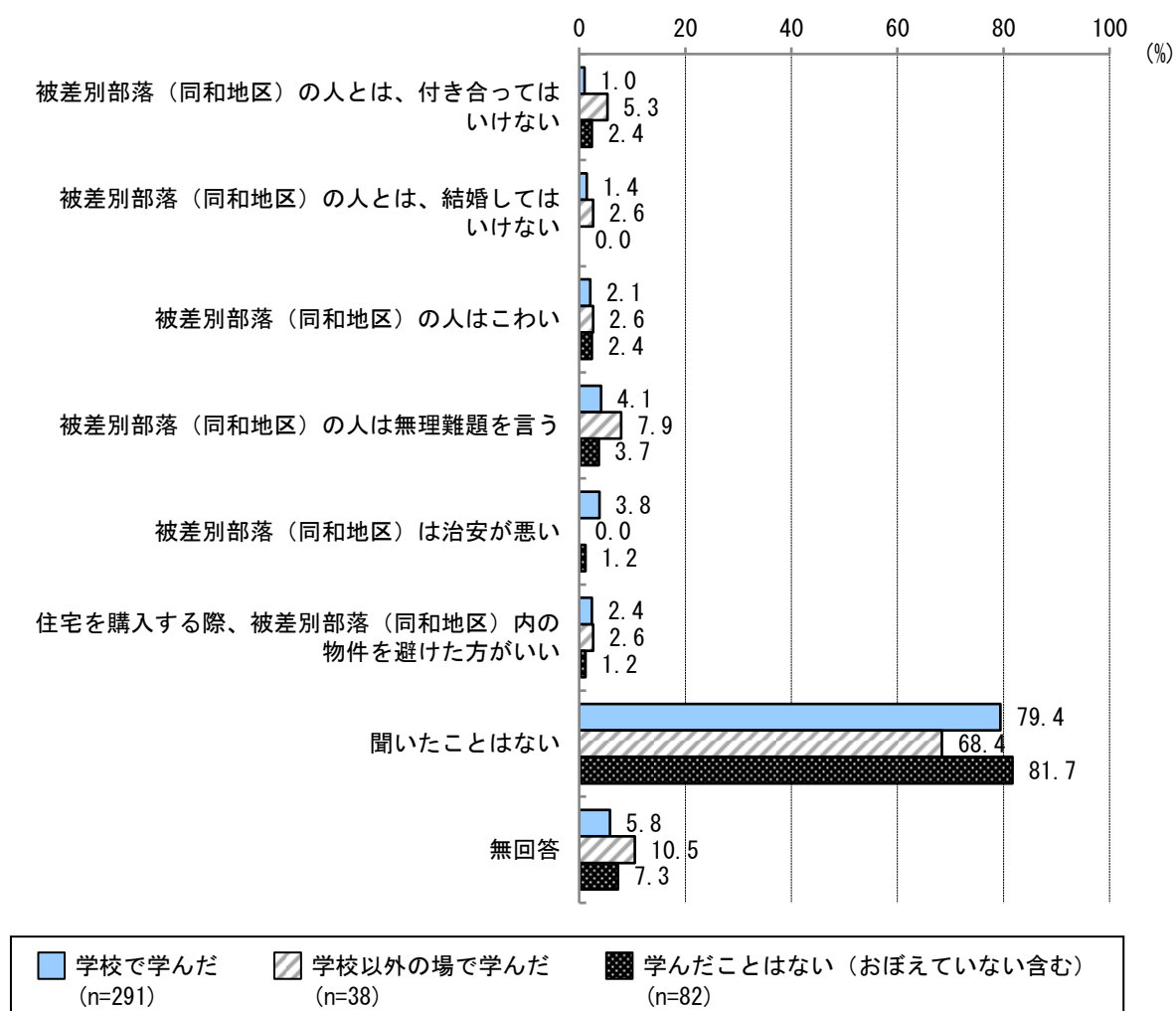
性別でみると、「被差別部落（同和地区）の人とは、付き合いはいけない」と「被差別部落（同和地区）の人はこわい」、「住宅を購入する際、被差別部落（同和地区）内の物件を避けた方がいい」は男性より女性のほうが高くなっている。（図表4-2-1）

【図表4-2-2 年齢別 過去5年間で同和地区の人を忌避する発言を聞いた経験の有無】



年齢別でみると、「被差別部落（同和地区）の人はこわい」と「被差別部落（同和地区）の人は無理難題を言う」は70歳以上が最も高く、「被差別部落（同和地区）は治安が悪い」と「住宅を購入する際、被差別部落（同和地区）内の物件を避けた方がいい」では10・20歳代が最も高くなっている。（図表4-2-2）

【図表4-2-3 人権問題について学んだ機会別 過去5年間で同和地区の人を忌避する発言を聞いた経験の有無】



人権問題について学んだ機会別でみると、「被差別部落（同和地区）は治安が悪い」以外の項目ではいずれも学校以外で学んだが最も高くなっている。（図表4-2-3）

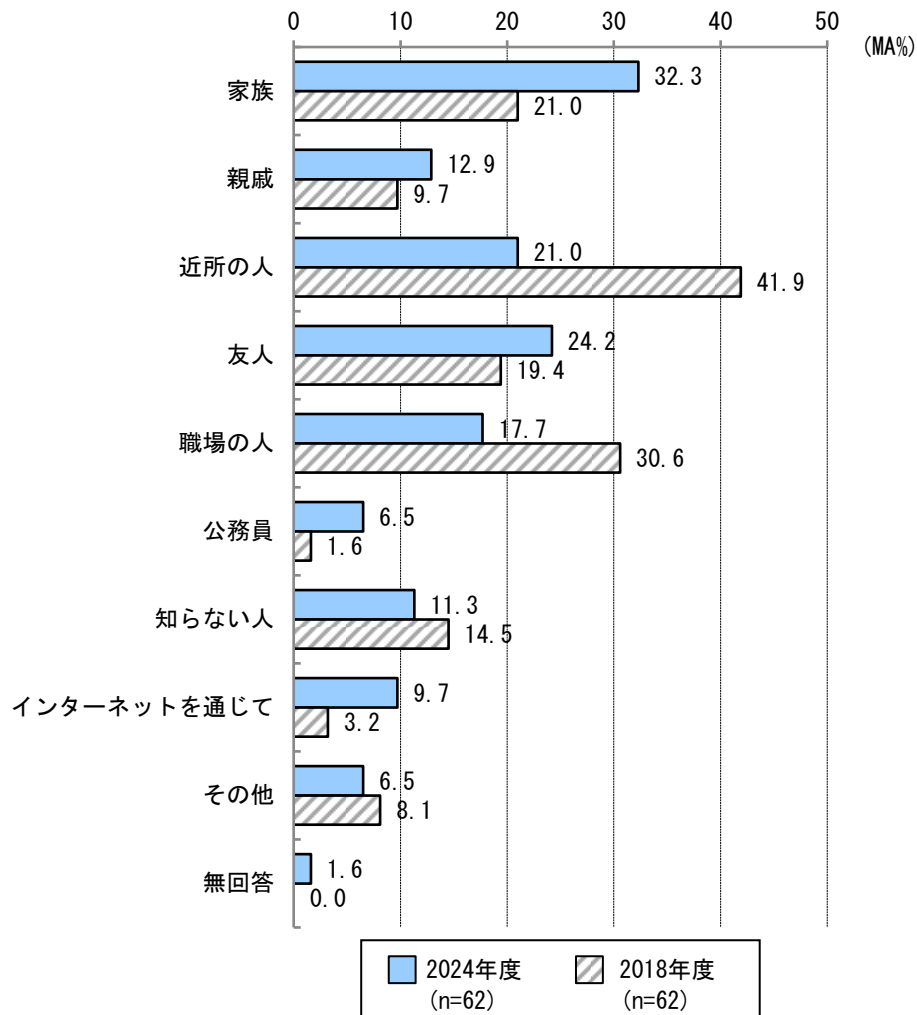
(3) 同和地区の人を忌避する発言した相手

■単純集計結果

問13で「1」～「6」と回答した方に、問13-1についてお聞きします。

問13-1 それは誰から聞きましたか。あてはまる番号をすべて選んで○をつけてください。

【図表4-3 同和地区の人を忌避する発言した相手（経年比較）】

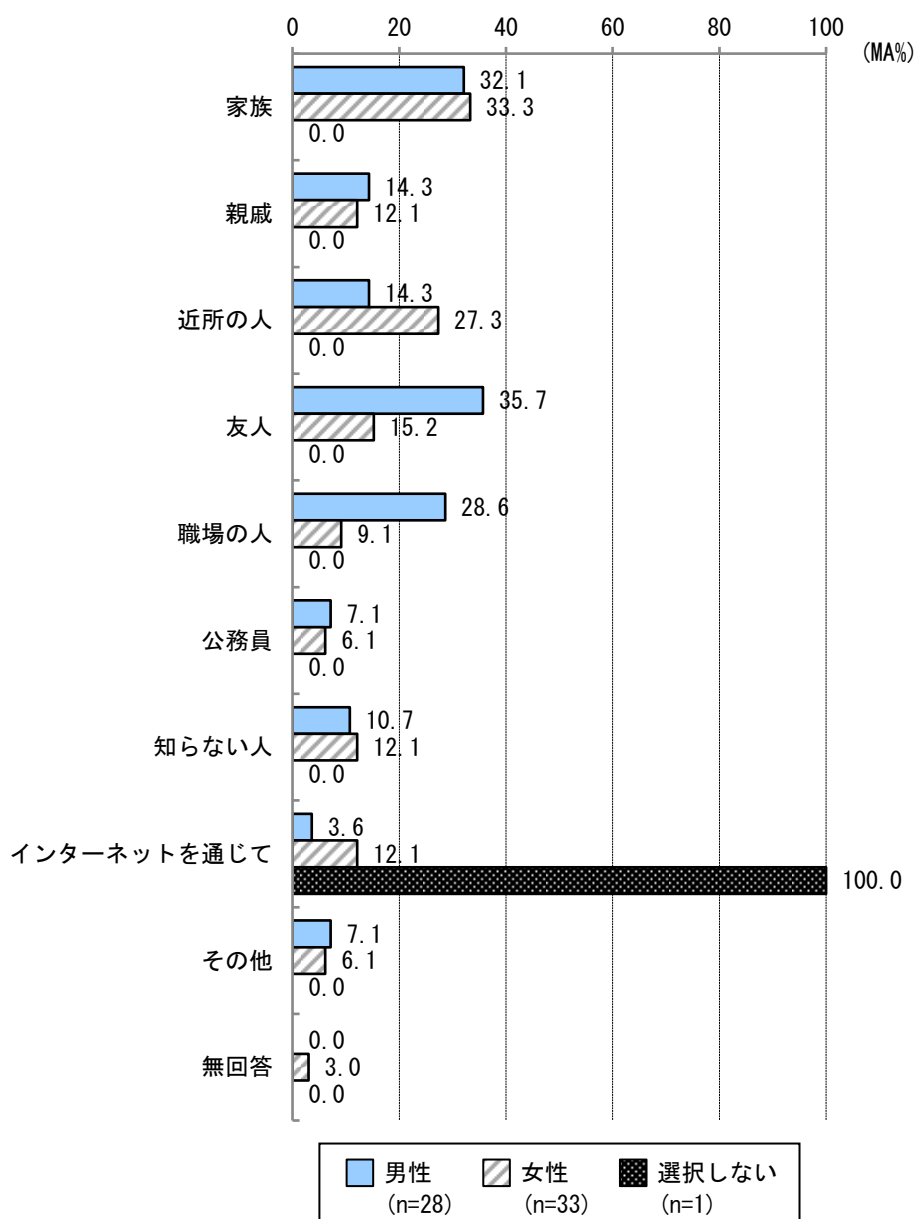


過去5年間で同和地区の人を忌避する発言を聞いたことがあると回答した人に、その発言をした相手をたずねると、「家族」が32.3%で最も多く、次いで「友人」が24.2%、「近所の人」が21.0%となっている。

2018年度と比較すると、「家族」が2018年度（21.0%）より11.3ポイント高いが、「近所の人」は2018年度（41.9%）より20.9ポイント、「職場の人」は2018年度（30.6%）より12.9ポイント、それぞれ低くなっている。（図表4-3）

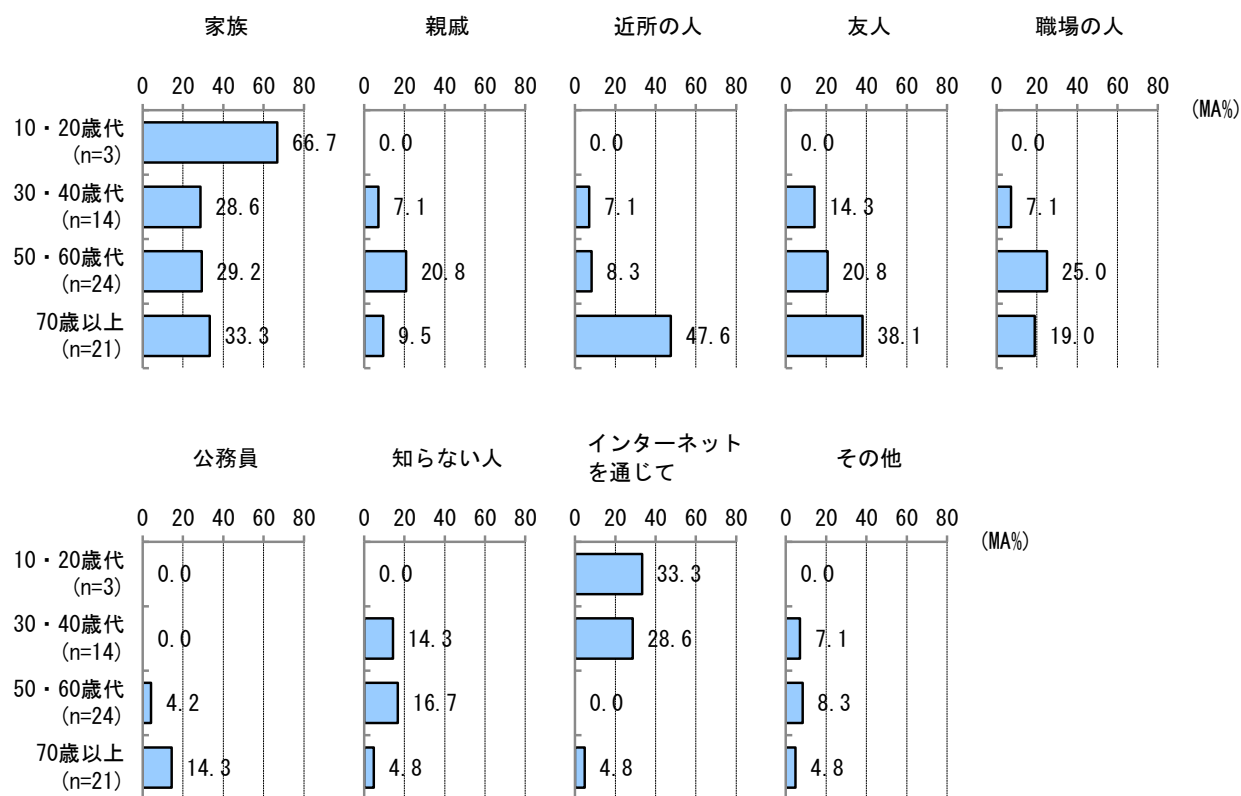
■クロス集計結果

【図表4-3-1 性別 同和地区の人を忌避する発言した相手】



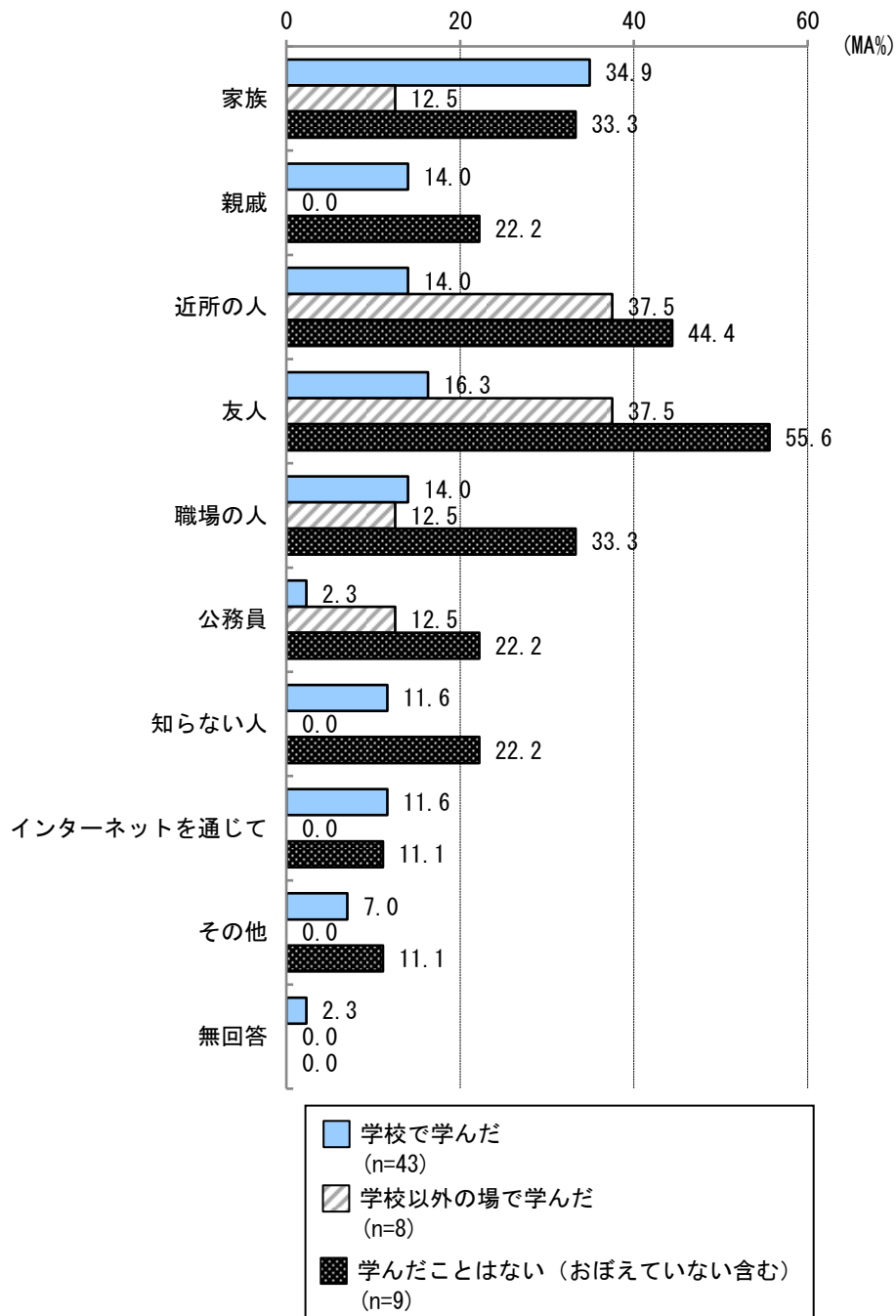
性別でみると、男性は「友人」(35.7%)が最も多く、次いで「家族」(32.1%)となっている。女性は「家族」(33.3%)が最も多く、次いで「近所の人」(27.3%)となっている。(図表4-3-1)

【図表4-3-2 年齢別 同和地区の人を忌避する発言した相手】



年齢別でみると、母数が少ないため一概にはいえないが、70歳以上では「近所の人」(47.6%・10人)が最も多く、50・60歳代では「家族」(29.2%・7人)が最も多くなっている。(図表4-3-2)

【図表4-3-3 人権問題について学んだ機会別 同和地区の人を忌避する発言した相手】



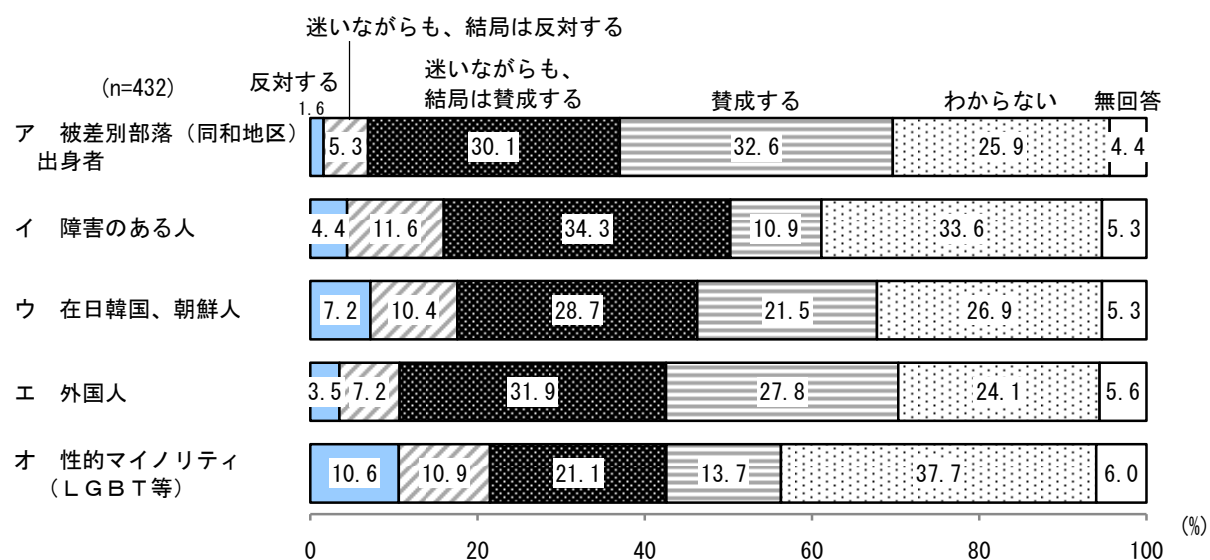
人権問題について学んだ機会別でみると、学校で学んだは「家族」(34.9%)が最も多く、次いで「友人」(16.3%)となっている。(図表4-3-3)

(4) 子どもの結婚問題について

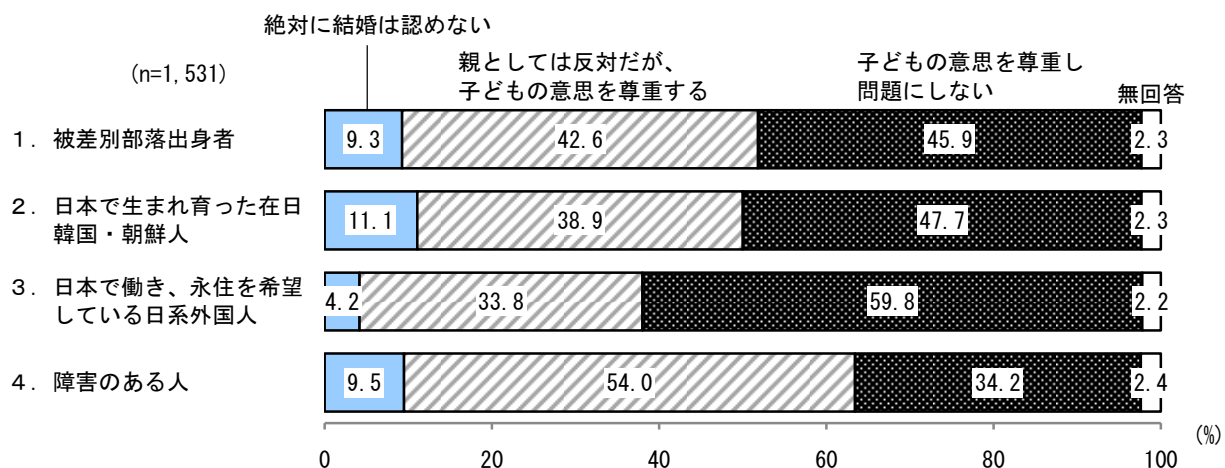
■単純集計結果

問14 仮にあなたにお子さんがいた場合、お子さんの結婚しようとする相手がア～オそれぞれの人と分かった場合、あなたはどのように思いますか。次の中からあてはまる番号を1つずつ選んで○をつけてください。

【図表4-4① 子どもの結婚問題について】



【図表4-4② 子どもの結婚問題について（京都府）】



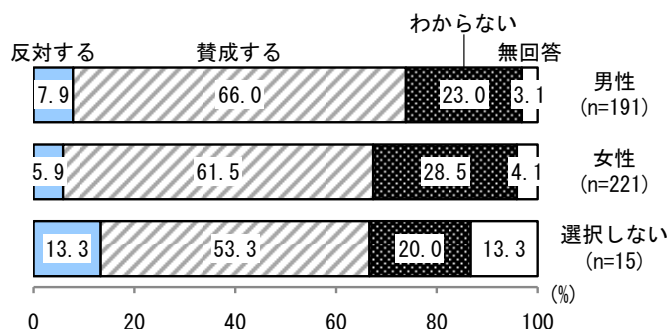
子どもの結婚問題については、“反対する”（「反対する」と「迷いながらも、結局は反対する」の計）は『オ 性的マイノリティ（LGBT等）』が21.5%で最も高く、次いで『ウ 在日韓国、朝鮮人』が17.6%となっている。一方で、“賛成する”（「迷いながらも、結局は賛成する」と「賛成する」の計）は『ア 被差別部落（同和地区）出身者』が62.7%で最も高く、次いで『エ 外国人』が59.7%となっている。（図表4-4①）

京都府と比較すると、選択肢が異なるので一概にはいえないが、京都府の「絶対に結婚は認めない」と“反対する”を比較すると、『イ 障害のある人』、『ウ 在日韓国、朝鮮人』、『エ 外国人』はいずれも京都府より6.5ポイント高くなっている。（図表4-4②）

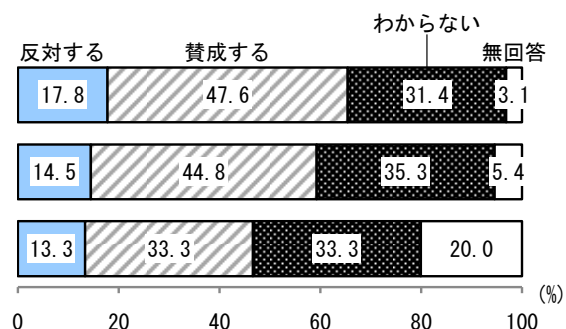
■クロス集計結果

【図表4-4-1 性別 子どもの結婚問題について】

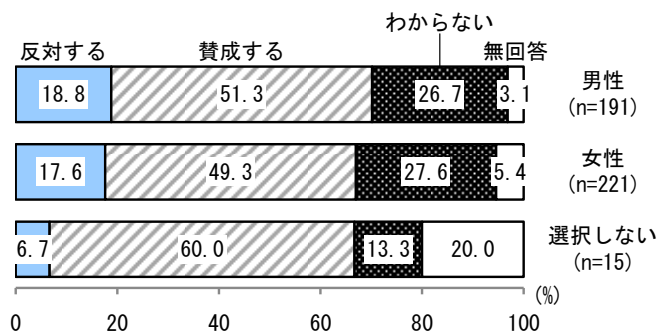
ア 被差別部落（同和地区）出身者



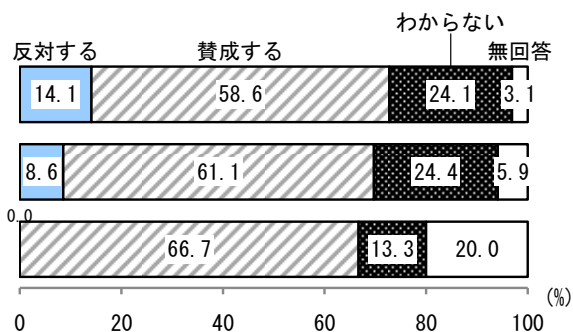
イ 障害のある人



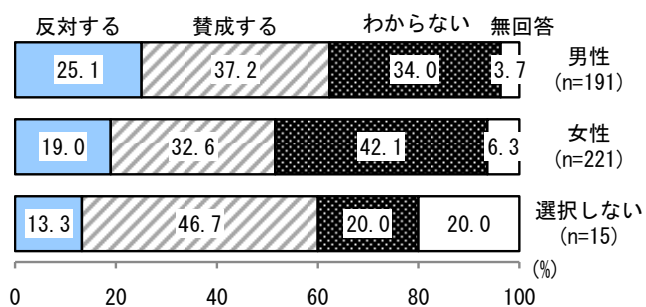
ウ 在日韓国、朝鮮人



エ 外国人



オ 性的マイノリティ（LGBT等）

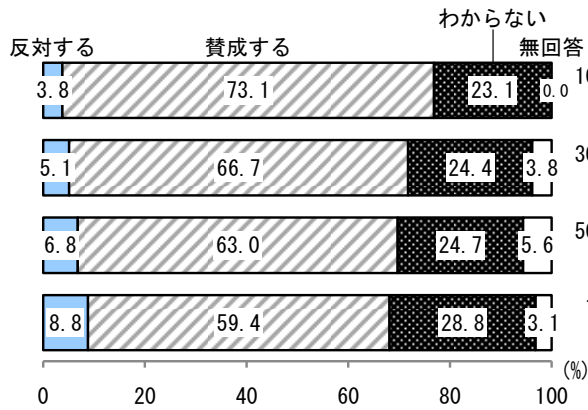


※“反対する”は「反対する」と「迷いながらも、結局は反対する」の計、“賛成する”は「迷いながらも、結局は賛成する」と「賛成する」の計。（以下同様）

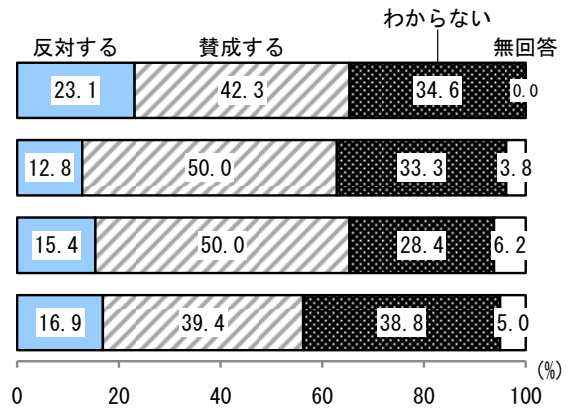
性別でみると、“反対する”はいずれも女性より男性のほうが高くなっている。（図表4-4-1）

【図表4-4-2 年齢別 子どもの結婚問題について】

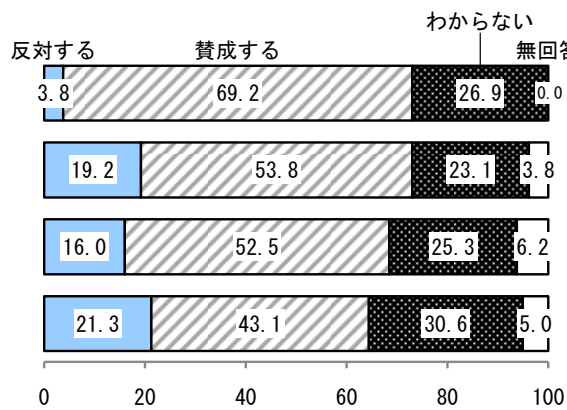
ア 被差別部落（同和地区）出身者



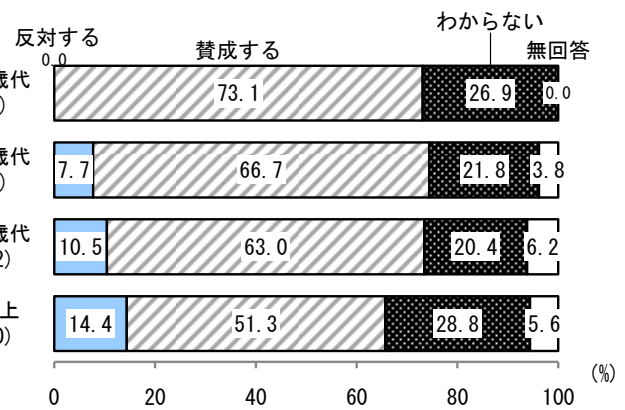
イ 障害のある人



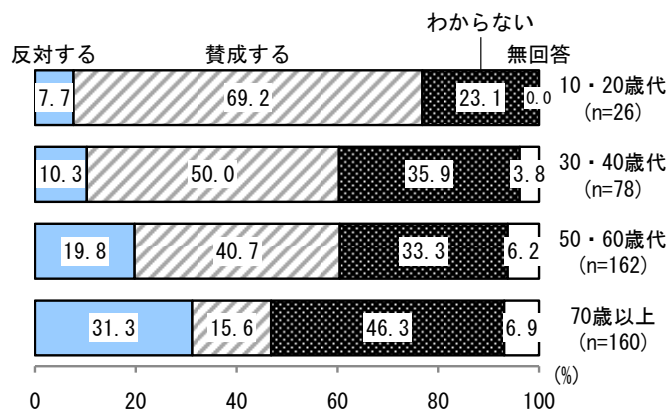
ウ 在日韓国、朝鮮人



エ 外国人



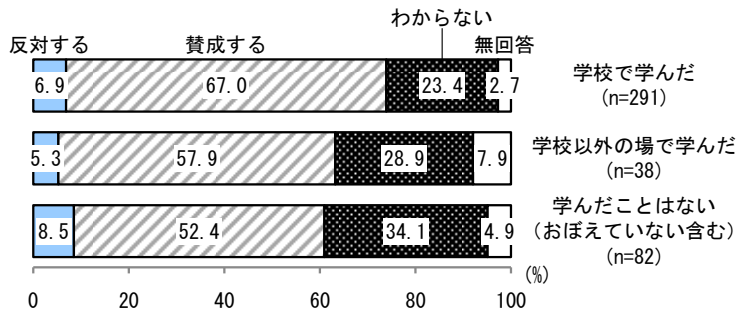
オ 性的マイノリティ（LGBT等）



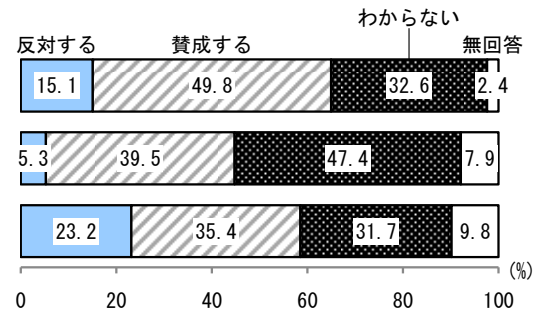
年齢別でみると、“反対する”は『ア 被差別部落（同和地区）出身者』、『エ 外国人』、『オ 性的マイノリティ（LGBT等）』で高齢になるほど割合が高くなっている。（図表4-4-2）

【図表4-4-3 人権問題について学んだ機会別 子どもの結婚問題について】

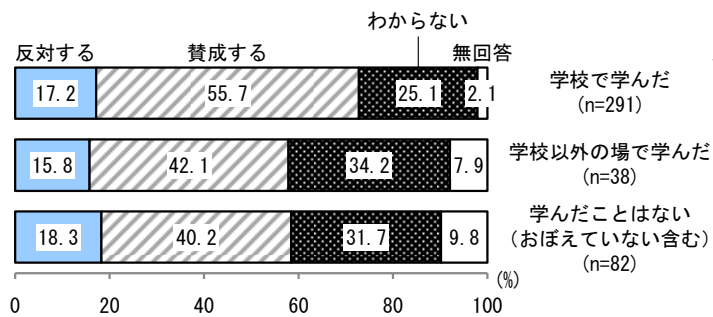
ア 被差別部落（同和地区）出身者



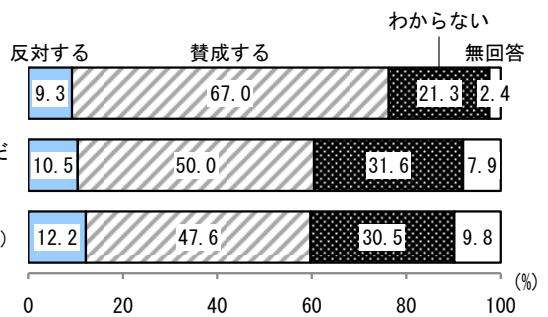
イ 障害のある人



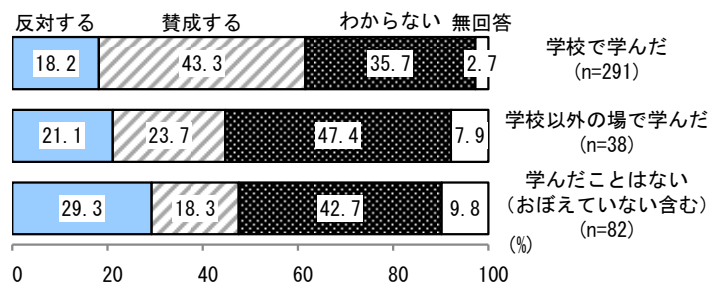
ウ 在日韓国、朝鮮人



エ 外国人



オ 性的マイノリティ（LGBT等）



人権問題について学んだ機会別でみると、“反対する”はいずれも学んだことはないで最も高くなっている。（図表4-4-3）

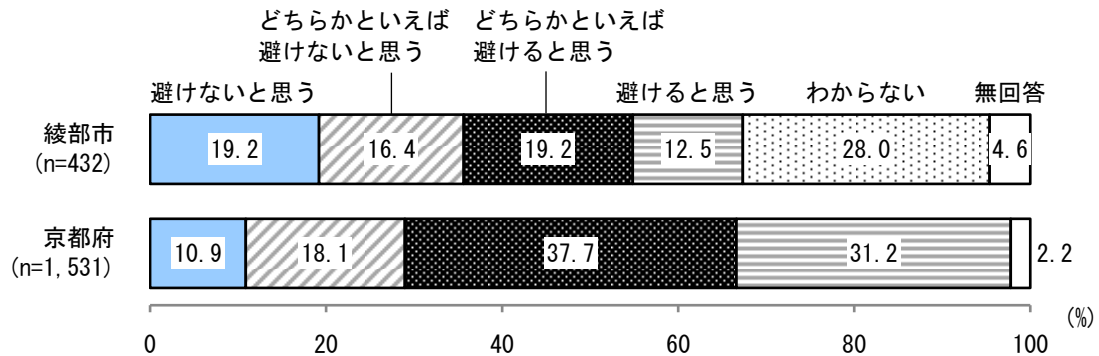
(5) 住宅を選ぶ際の特定地域への忌避意識

■単純集計結果

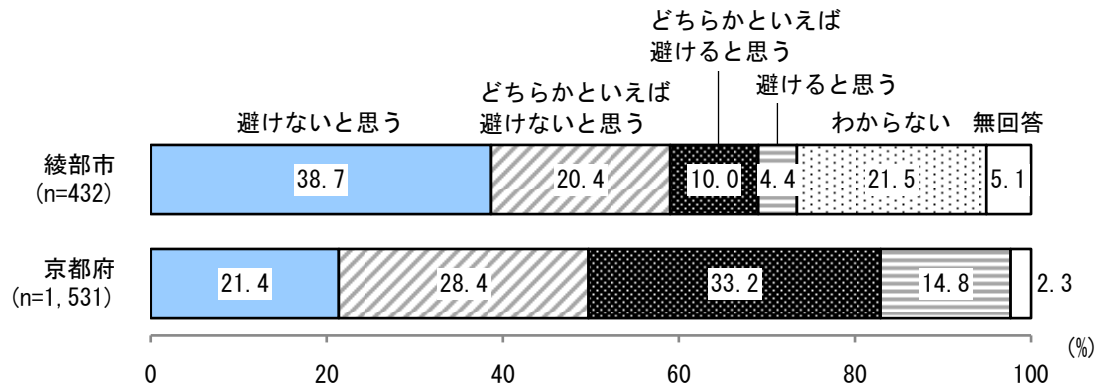
問15 あなたは住宅を選ぶ際に、価格等が希望にあっても、次のア～カのような条件の物件の場合、どうだと思いますか。次の中からあてはまる番号を1つずつ選んで○をつけてください。

【図表4-5 住宅を選ぶ際の特定地域への忌避意識（京都府との比較）】

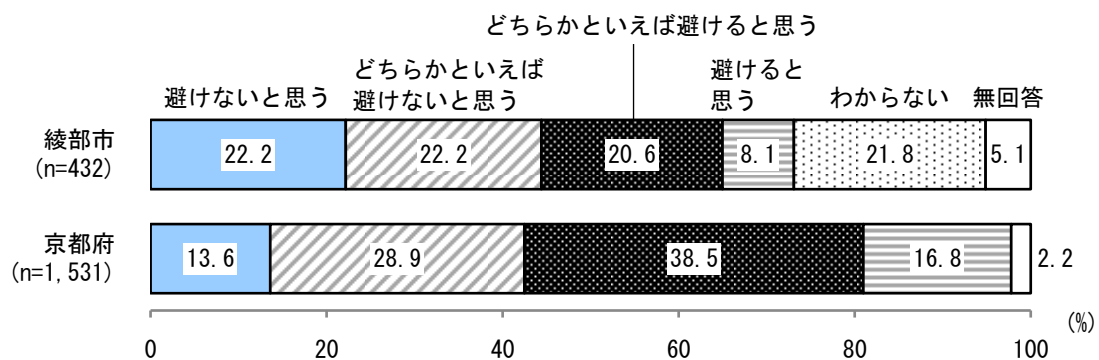
ア 被差別部落（同和地区）内に物件がある



イ 被差別部落（同和地区）外であるが、その地区と同じ小学校区に物件がある



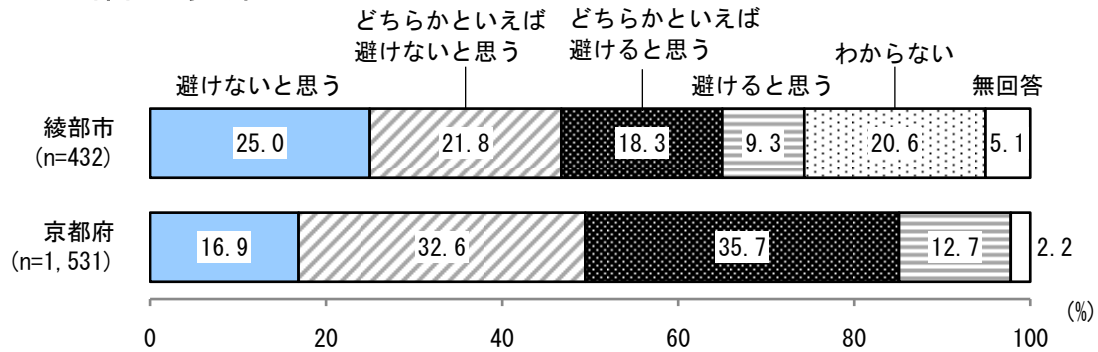
ウ 近くに低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる



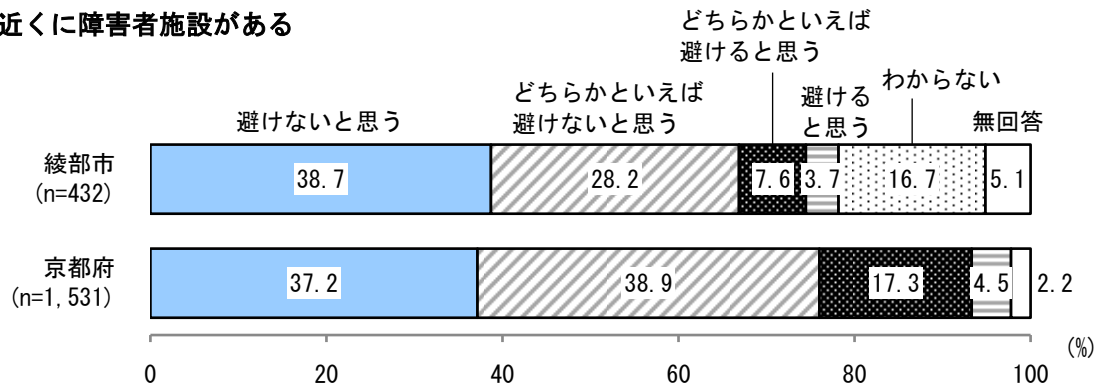
※京都府調査は、選択肢に「わからない」がなかった。

【図表4-5 住宅を選ぶ際の特定地域への忌避意識（京都府との比較）】

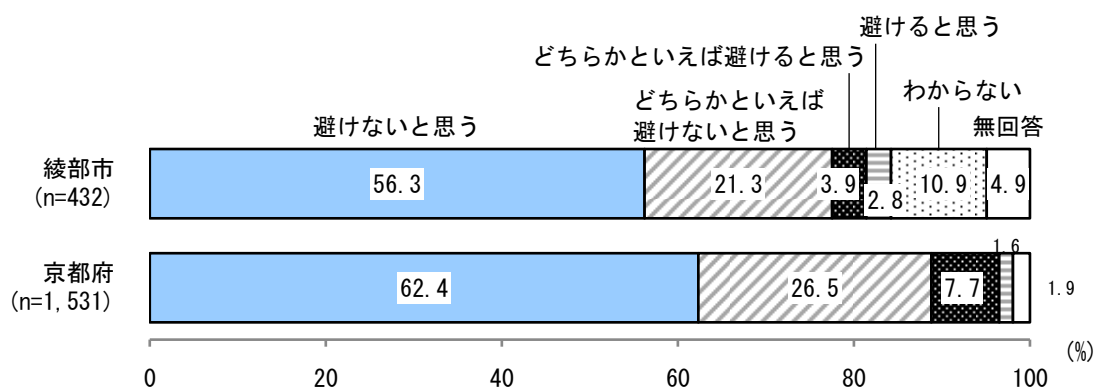
エ 近くに外国人が多く住んでいる



オ 近くに障害者施設がある



カ 近くに保育所・幼稚園がある



※京都府調査は、選択肢に「わからない」がなかった。

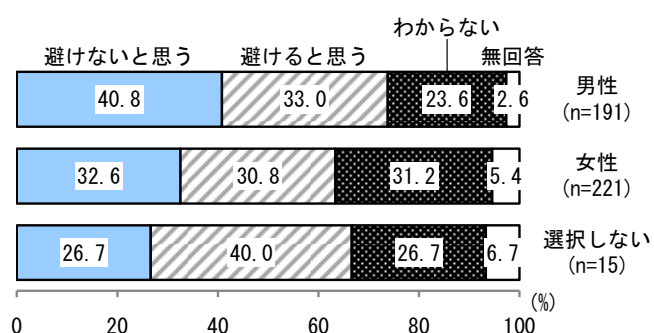
住宅を選ぶ際の特定地域への忌避意識については、「避けないと思う」（「避けないと思う」と「どちらかといえば避けないと思う」の計）は、『カ 近くに保育所・幼稚園がある』が77.6%で最も高く、次いで『オ 近くに障害者施設がある』が66.9%となっている。一方で、「避けると思う」（「どちらかといえば避けると思う」と「避けると思う」の計）は『ア 被差別部落（同和地区）内に物件がある』が31.7%で最も高く、次いで『ウ 近くに低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる』が28.7%となっている。

京都府と比較すると、選択肢が異なるため、一概にはいえないが、“避けると思う”は『ア 被差別部落（同和地区）内に物件がある』が京都府（68.9%）より37.2ポイント、『イ 被差別部落（同和地区）外であるが、その地区と同じ小学校区に物件がある』が京都府（48.0%）より33.6ポイント、それぞれ低くなっている。（図表4-5）

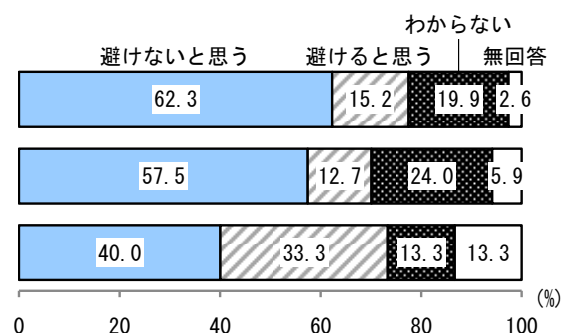
■クロス集計結果

【図表4-5-1 性別 住宅を選ぶ際の特定地域への忌避意識】

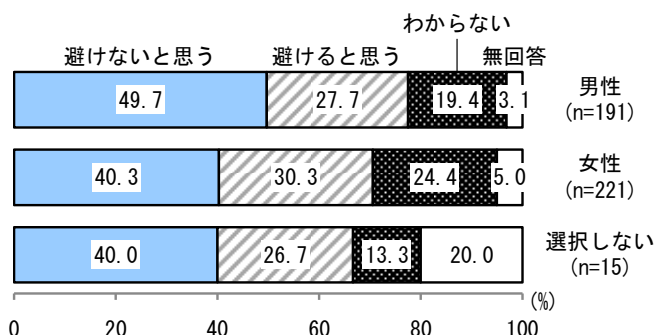
ア 被差別部落（同和地区）内に物件がある



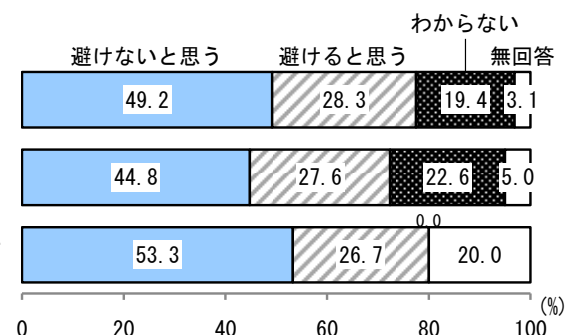
イ 被差別部落（同和地区）外であるが、その地区と同じ小学校区に物件がある



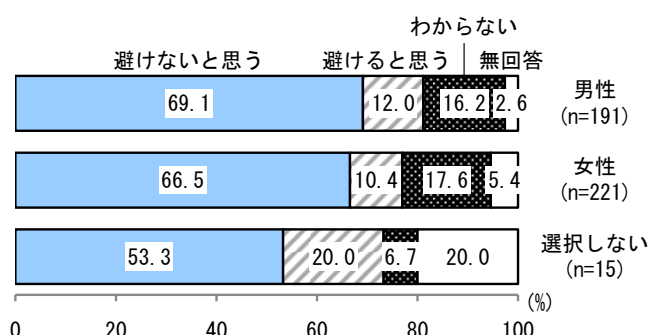
ウ 近くに低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる



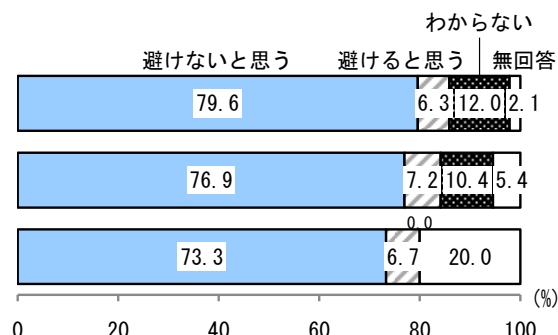
エ 近くに外国人が多く住んでいる



オ 近くに障害者施設がある



カ 近くに保育所・幼稚園がある

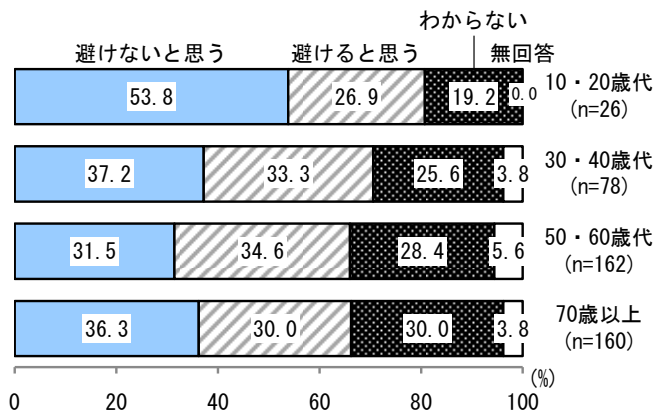


※ “避けないと思う”は「避けないと思う」と「どちらかといえば避けないと思う」の計、“避けると思う”は「どちらかといえば避けると思う」と「避けると思う」の計。（以下同様）

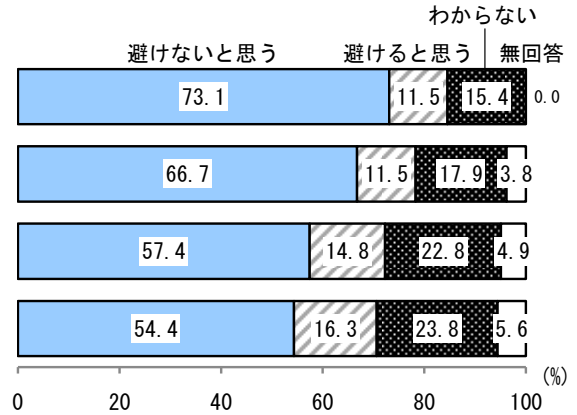
性別でみると、“避けると思う”は『ウ 近くに低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる』と『カ 近くに保育所・幼稚園がある』以外の項目では女性より男性のほうが高くなっている。（図表4-5-1）

【図表4-5-2 年齢別 住宅を選ぶ際の特定地域への忌避意識】

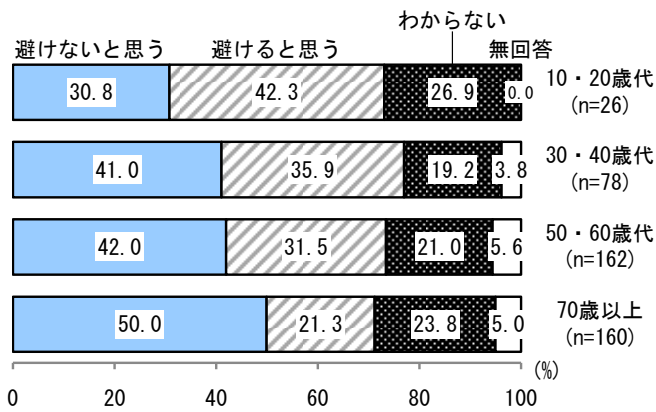
ア 被差別部落（同和地区）内に物件がある



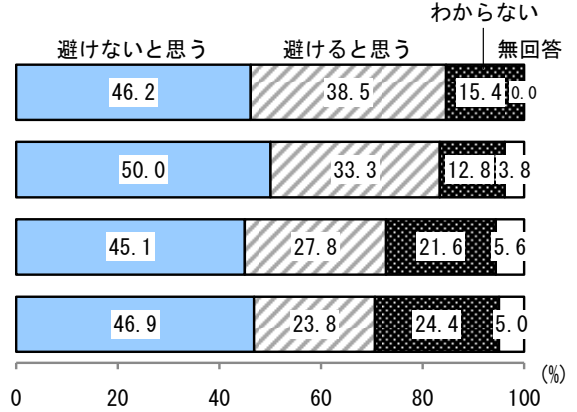
イ 被差別部落（同和地区）外であるが、その地区と同じ小学校区に物件がある



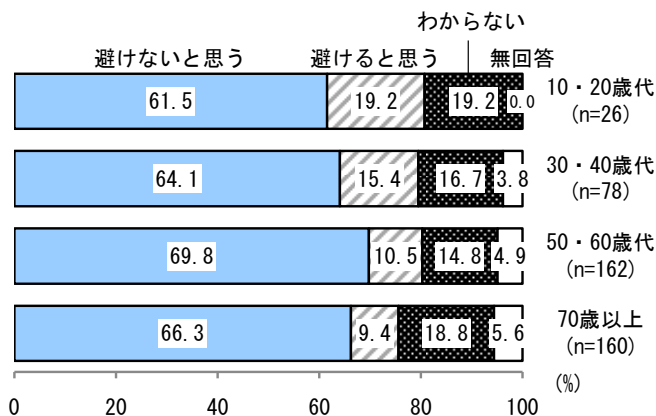
ウ 近くに低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる



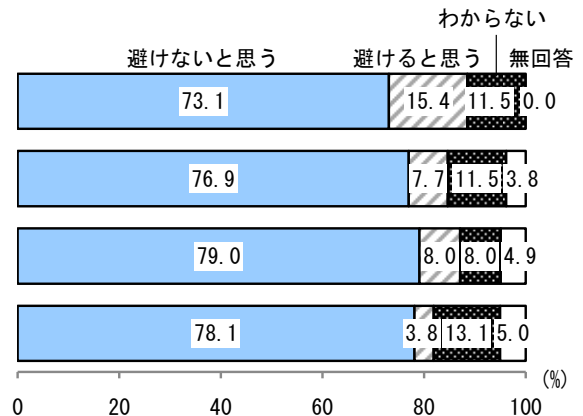
エ 近くに外国人が多く住んでいる



オ 近くに障害者施設がある



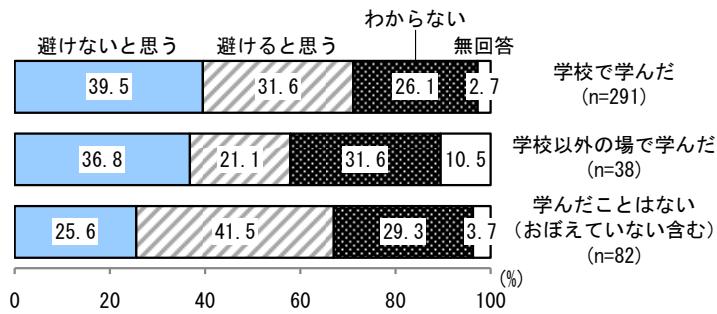
カ 近くに保育所・幼稚園がある



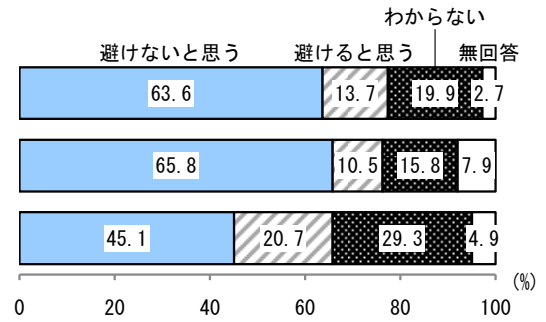
年齢別でみると、“避けると思う”は『イ 被差別部落（同和地区）外であるが、その地区と同じ小学校区に物件がある』では高齢になるほど高くなるが、『ウ 近くに低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる』、『エ 近くに外国人が多く住んでいる』、『オ 近くに障害者施設がある』は高齢になるほど割合が低くなっている。（図表4-5-2）

【図表4-5-3 人権問題について学んだ機会別 住宅を選ぶ際の特定地域への忌避意識】

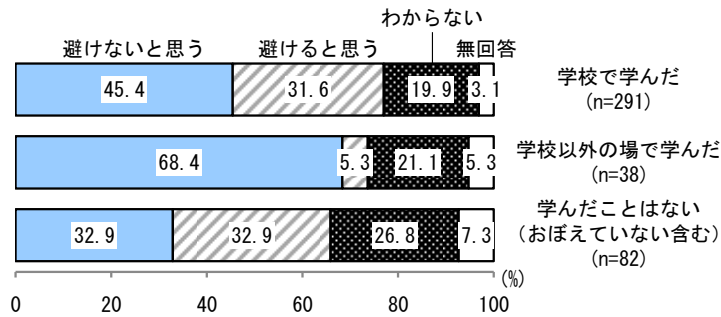
ア 被差別部落（同和地区）内に物件がある



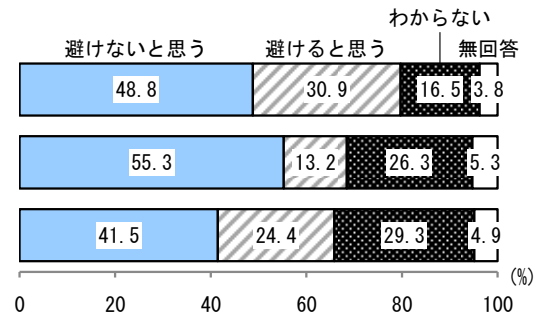
イ 被差別部落（同和地区）外であるが、その地区と同じ小学校区に物件がある



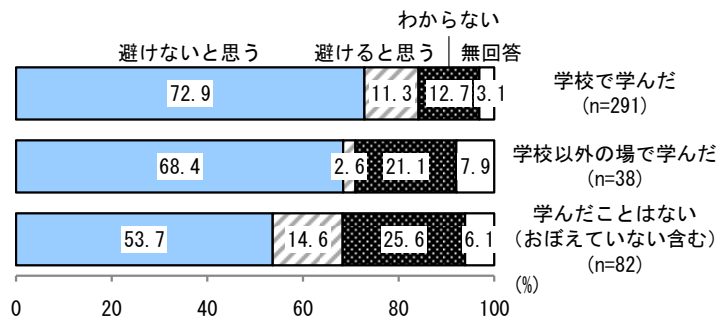
ウ 近くに低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる



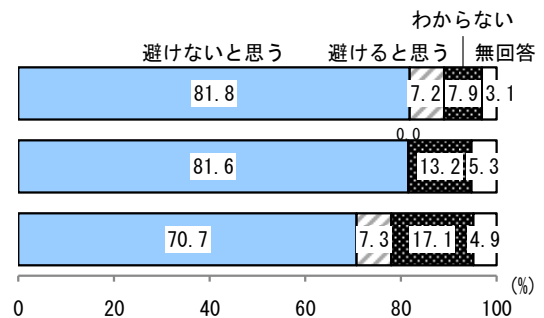
エ 近くに外国人が多く住んでいる



オ 近くに障害者施設がある



カ 近くに保育所・幼稚園がある



人権問題について学んだ機会別でみると、“避けると思う”は『エ 近くに外国人が多く住んでいる』以外の項目で学んだことはないが最も高くなっている。（図表4-5-3）

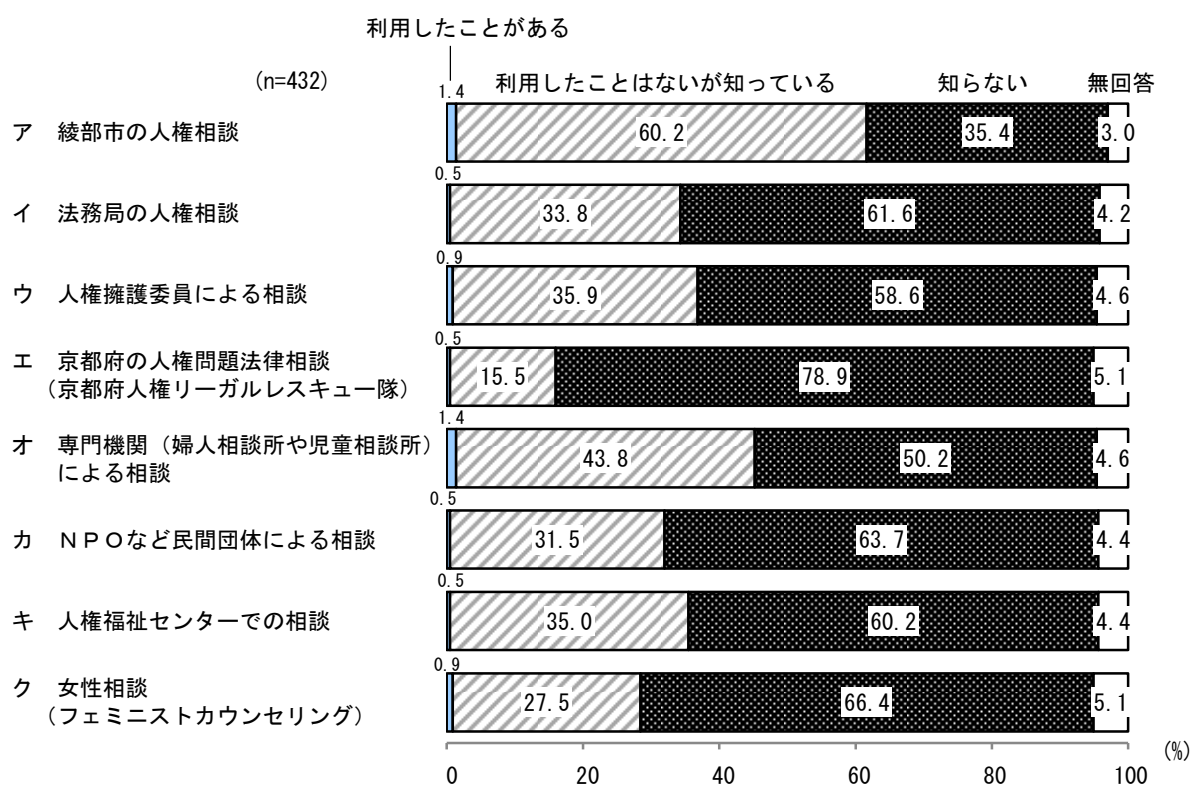
5. 人権に関する相談や学習などについて

(1) 綾部市の人権に関わる相談窓口の認知度

■単純集計結果

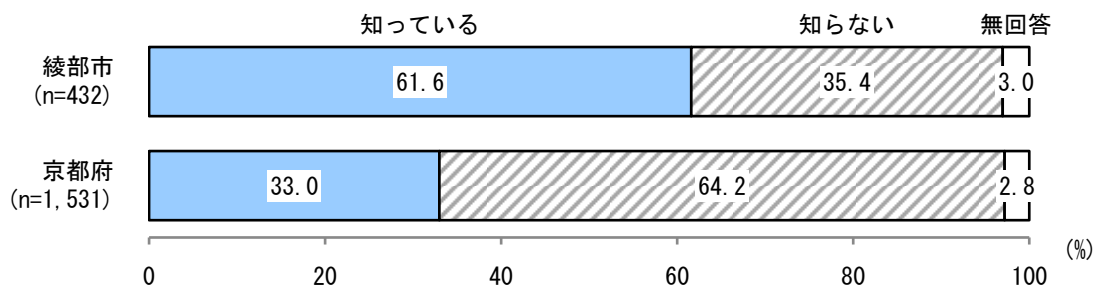
問16 あなたは、綾部市で人権に関わる相談ができる次のような窓口を知っていますか。次の相談窓口について、あてはまる番号を1つずつ選んで○をつけてください。

【図表5-1① 綾部市の人権に関わる相談窓口の認知度】



【図表5-1② 綾部市の人権に関わる相談窓口の認知度(知っている・知らない別)(京都府との比較)】

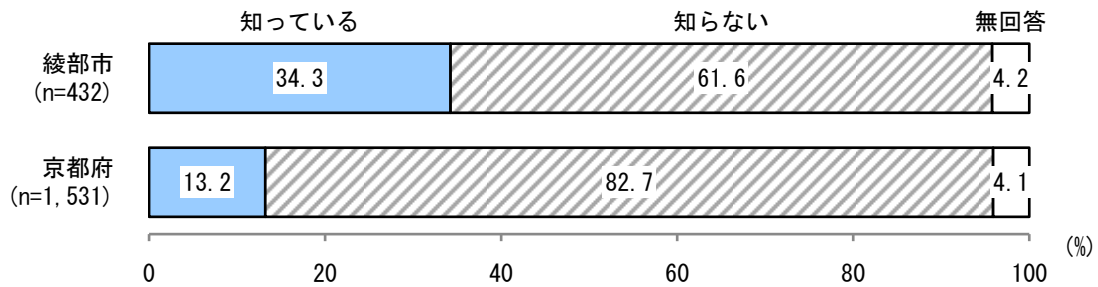
ア 綾部市の人権相談



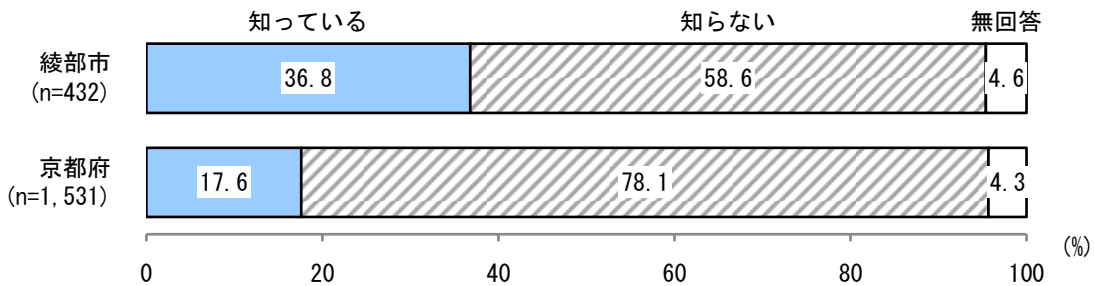
※京都府調査は、『市町村が実施する相談』

【図表5-1② 綾部市の人権に関わる相談窓口の認知度（知っている・知らない別）（京都府との比較）】

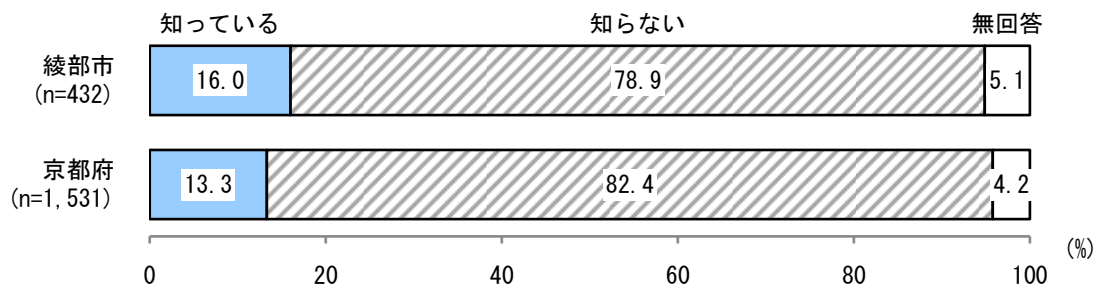
イ 法務局の人権相談



ウ 人権擁護委員による相談



エ 京都府の人権問題法律相談（京都府人権リーガルレスキュー隊）



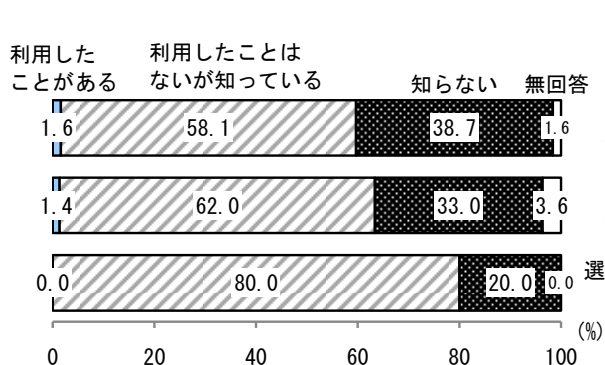
綾部市の人権に関わる相談窓口の認知度については、「利用したことがある」はいずれも2%未満と低く、「知っている」（「利用したことがある」と「利用したことはないが知っている」の計）は『ア 綾部市の人権相談』が61.6%で最も高く、次いで『オ 専門機関（婦人相談所や児童相談所）による相談』が45.2%となっている。一方で、「知らない」は『エ 京都府の人権問題法律相談（京都府人権リーガルレスキュー隊）』が78.9%で最も高くなっている。（図表5-1①）

京都府と比較すると、「知っている」は『ア 綾部市の人権相談』が京都府（33.0%）より28.6ポイント、『イ 法務局の人権相談』が京都府（13.2%）より21.1ポイント、『ウ 人権擁護委員による相談』が京都府（17.6%）より19.2ポイント、それぞれ高くなっている。（図表5-1②）

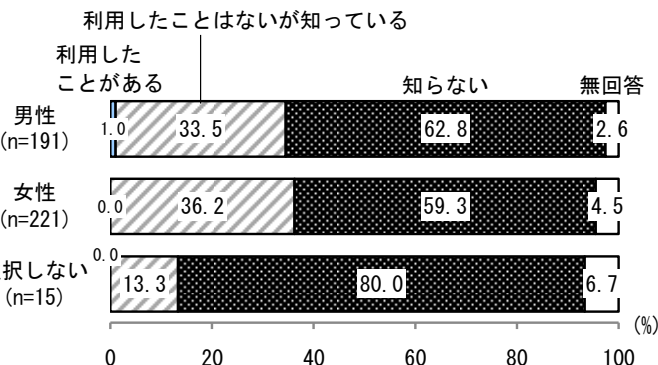
■クロス集計結果

【図表5-1-1 性別 綾部市の人権に関わる相談窓口の認知度】

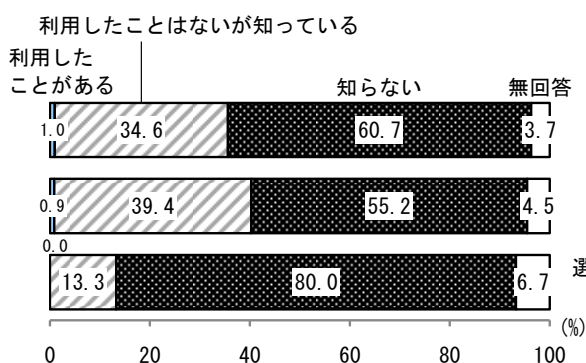
ア 綾部市の人権相談



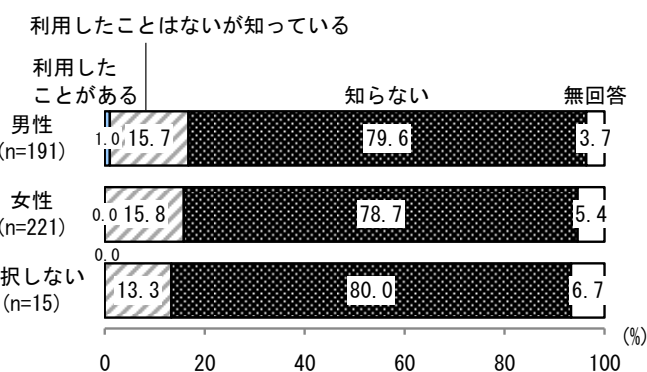
イ 法務局の人権相談



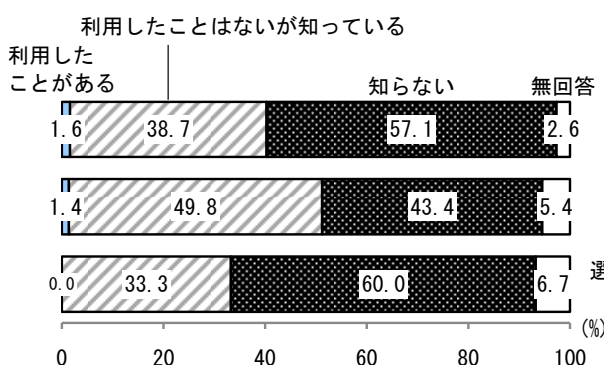
ウ 人権擁護委員による相談



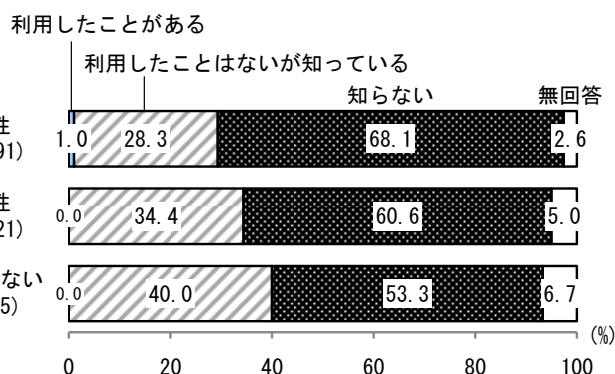
エ 京都府の人権問題法律相談（京都府人権リーガルレスキュー隊）



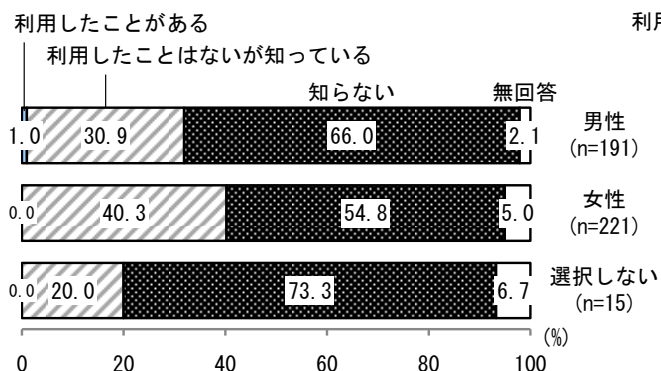
オ 専門機関（婦人相談所や児童相談所）による相談



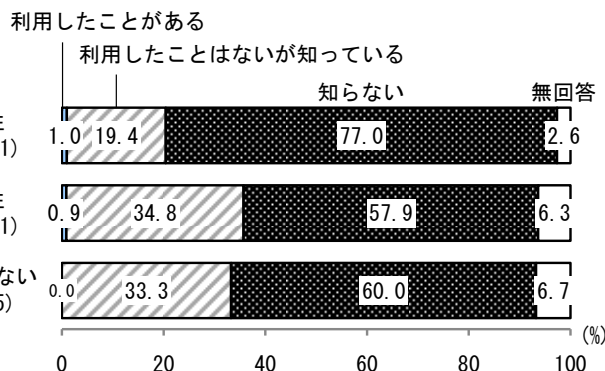
カ NPOなど民間団体による相談



キ 人権福祉センターでの相談



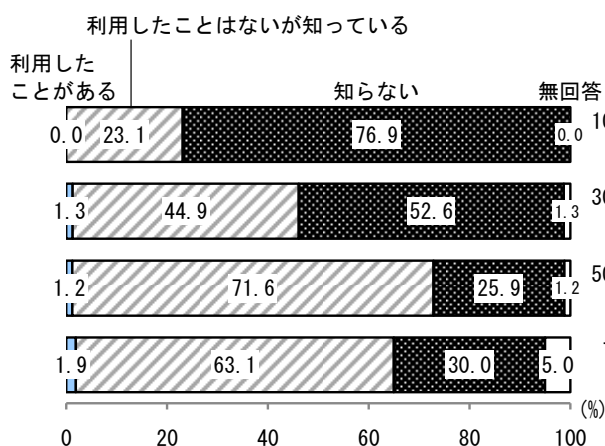
ク 女性相談（フェミニストカウンセリング）



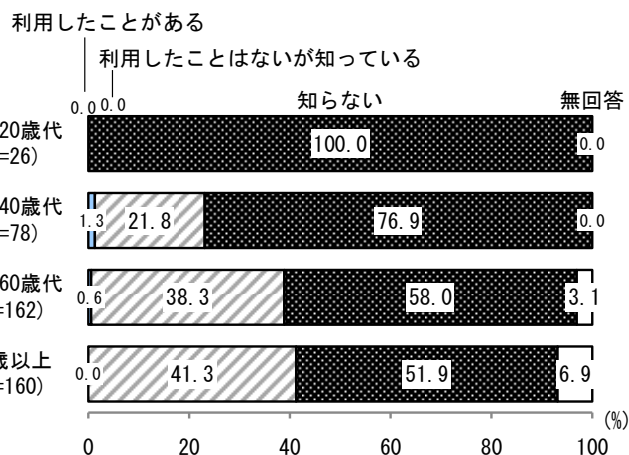
性別でみると、“知っている”は『エ 京都府の人権問題法律相談（京都府人権リーガルレスキュー隊）』以外の項目では、男性より女性のほうが高くなっている。（図表5-1-1）

【図表5-1-2 年齢別 綾部市の人権に関わる相談窓口の認知度】

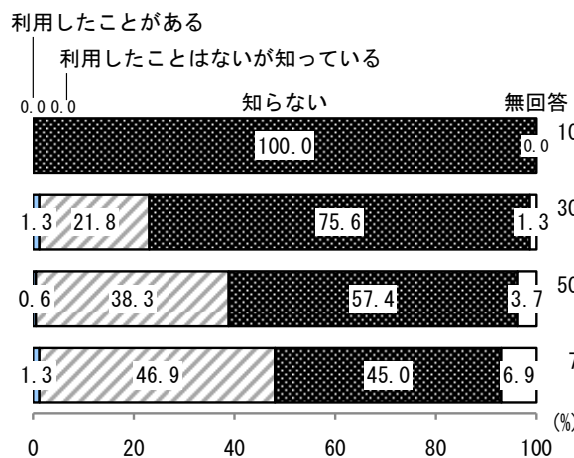
ア 綾部市の人権相談



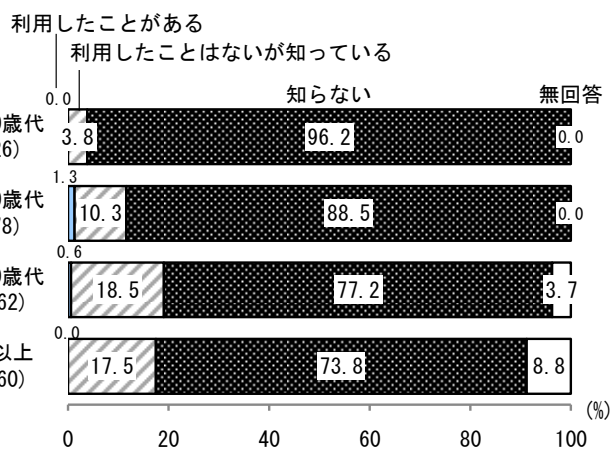
イ 法務局の人権相談



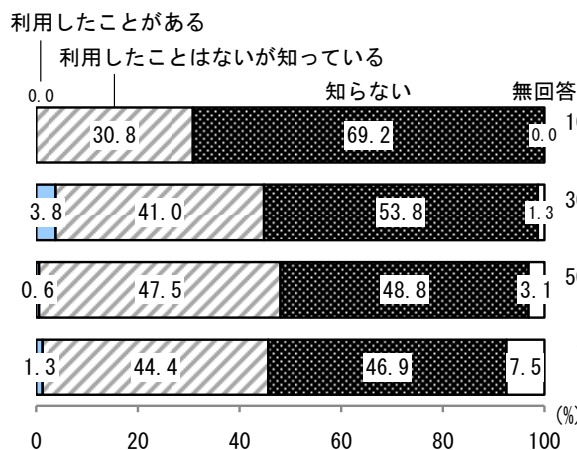
ウ 人権擁護委員による相談



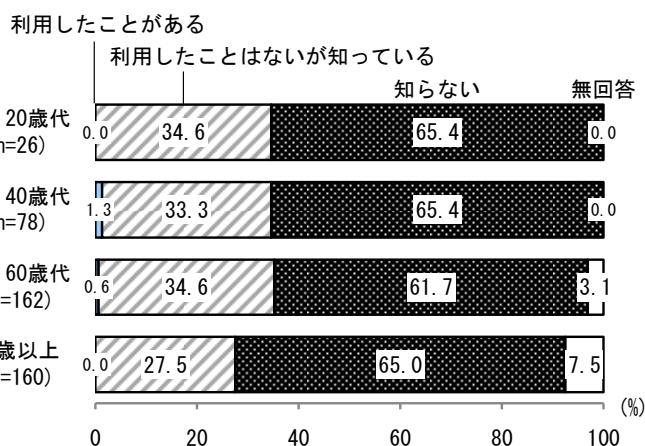
エ 京都府の人権問題法律相談（京都府人権リーガルレスキュー隊）



オ 専門機関（婦人相談所や児童相談所）による相談

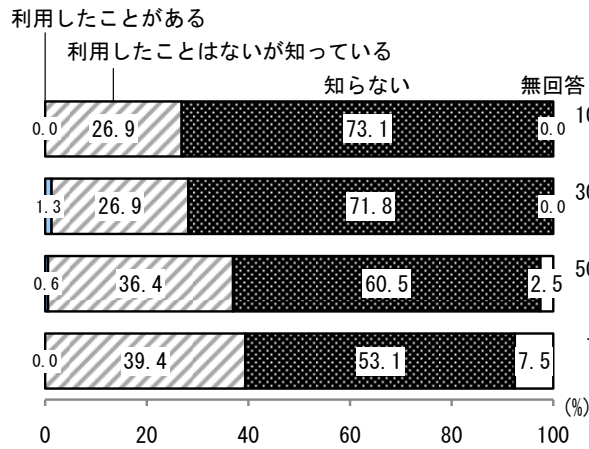


カ NPOなど民間団体による相談

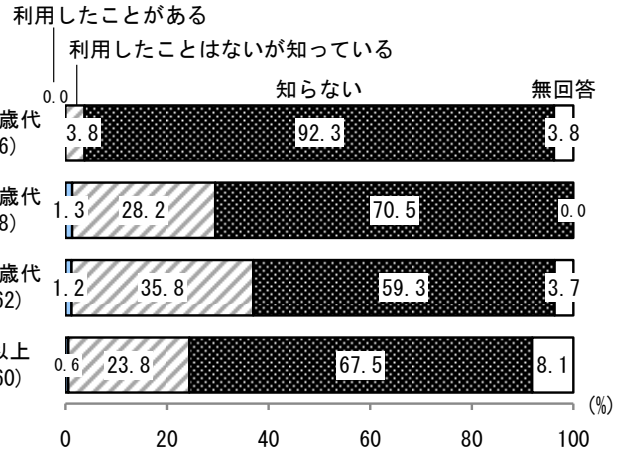


【図表5-1-2 年齢別 綾部市の人権に関わる相談窓口の認知度】

キ 人権福祉センターでの相談



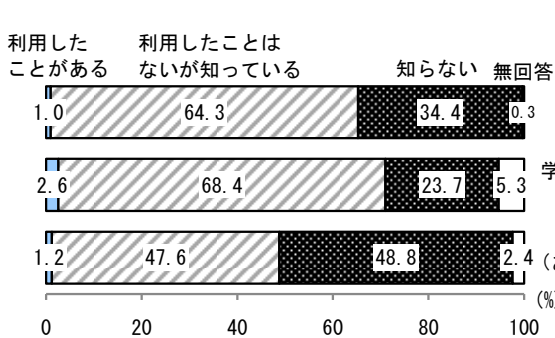
ク 女性相談（フェミニストカウンセリング）



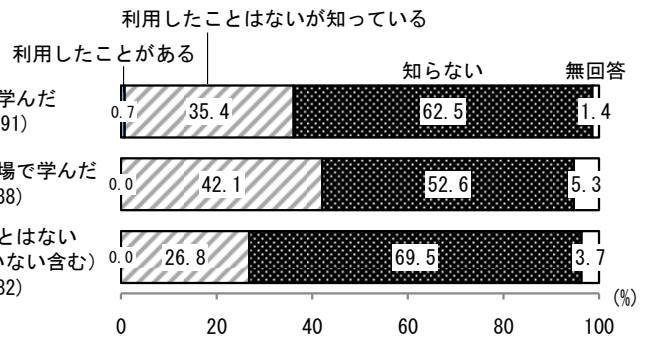
年齢別でみると、“知っている”は『イ 法務局の人権相談』、『ウ 人権擁護委員による相談』、『キ 人権福祉センターでの相談』では高齢になるほど割合が高くなっている。（図表5-1-2）

【図表5-1-3 人権問題について学んだ機会別 綾部市の人権に関わる相談窓口の認知度】

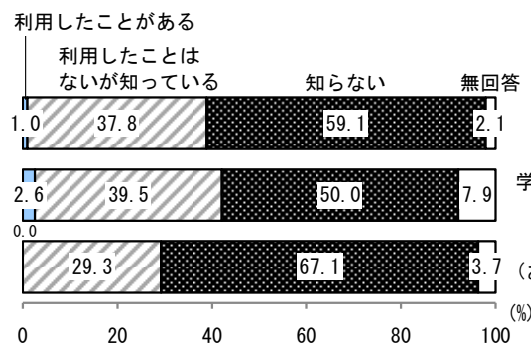
ア 綾部市の人権相談



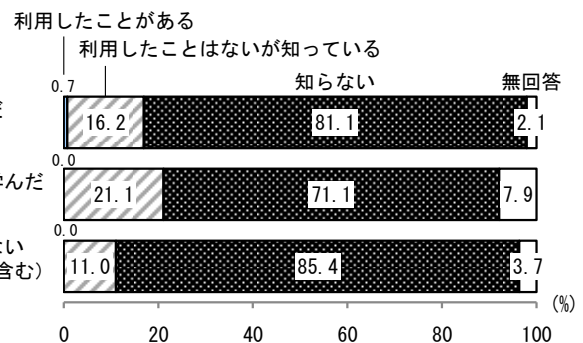
イ 法務局の人権相談



ウ 人権擁護委員による相談

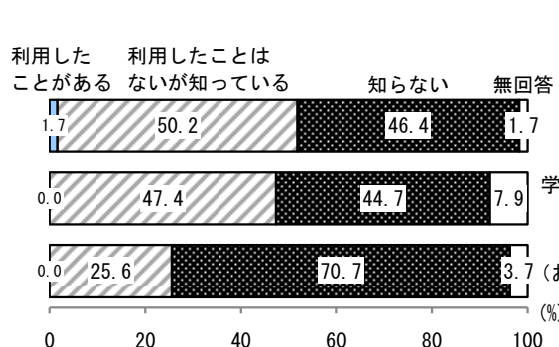


エ 京都府の人権問題法律相談（京都府人権リーガルレスキュー隊）

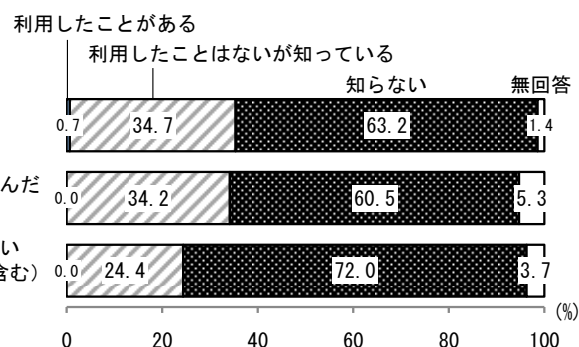


【図表5-1-3 人権問題について学んだ機会別 綾部市の人権に関わる相談窓口の認知度】

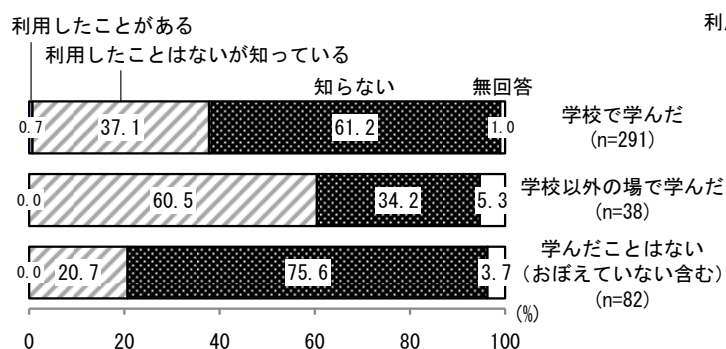
オ 専門機関（婦人相談所や児童相談所）による相談



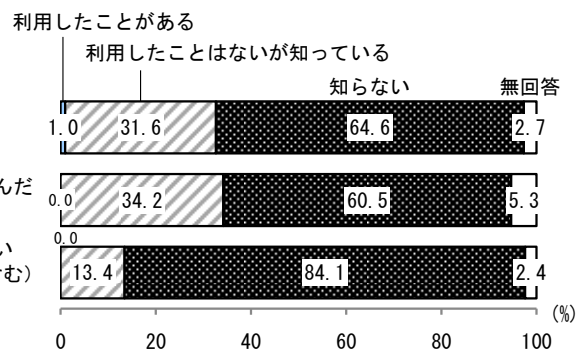
カ NPOなど民間団体による相談



キ 人権福祉センターでの相談



ク 女性相談（フェミニストカウンセリング）



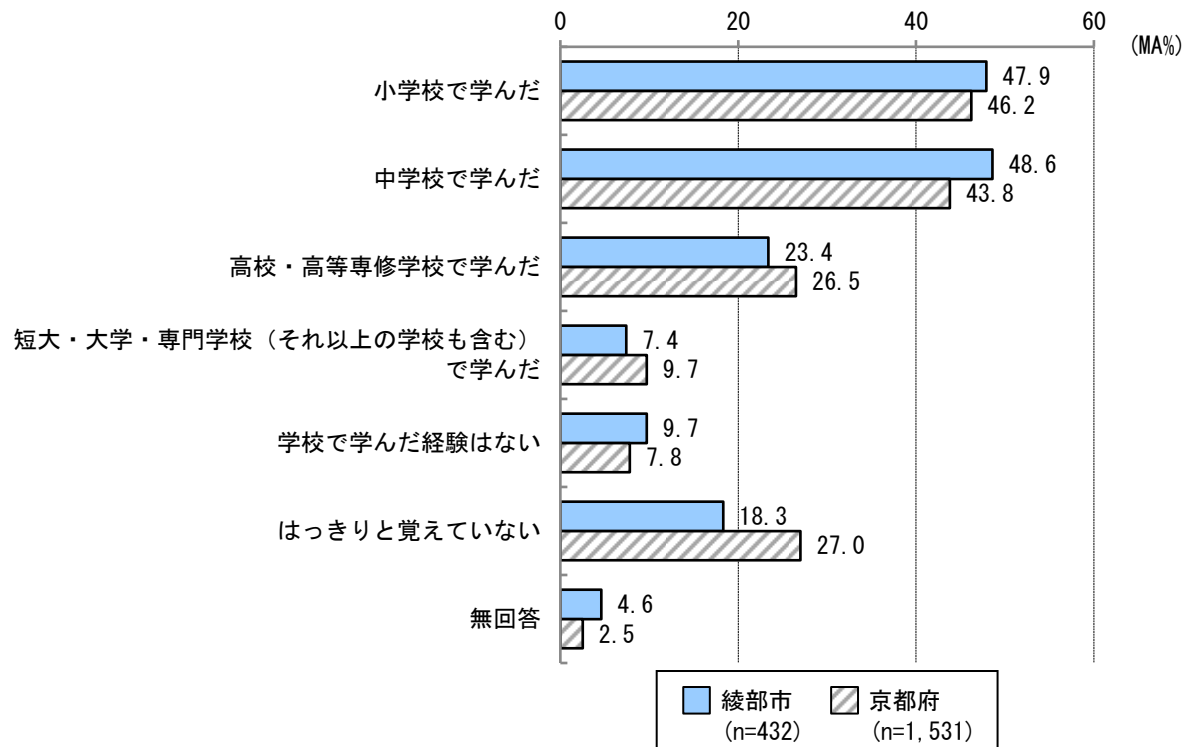
人権問題について学んだ機会別でみると、“知っている”は『オ 専門機関（婦人相談所や児童相談所）による相談』と『カ NPOなど民間団体による相談』では学校で学んだが最も高いが、それ以外の項目では学校以外で学んだが最も高くなっている。（図表5-1-3）

(2) 人権問題について学校の授業等で学んだ経験

■単純集計結果

問17 あなたは、人権問題について、学校の授業等で学んだことがありますか。あてはまる番号をすべて選んで○をつけてください。

【図表5-2 人権問題について学校の授業等で学んだ経験（京都府との比較）】

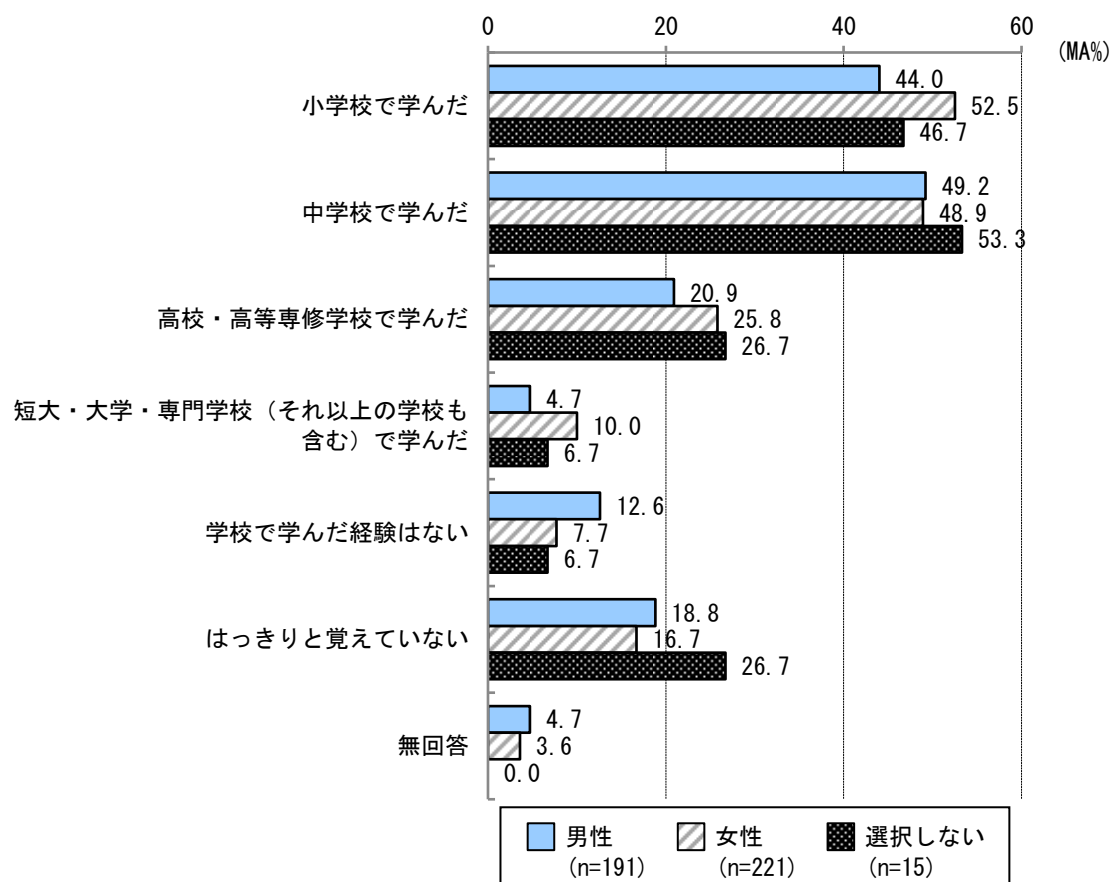


人権問題について学校の授業等で学んだ経験については、「中学校で学んだ」が48.6%で最も多く、次いで「小学校で学んだ」が47.9%、「高校・高等専修学校で学んだ」が23.4%となっている。

京都府と比較すると、「中学校で学んだ」が京都府（43.8%）より4.8ポイント高くなっている。（図表5-2）

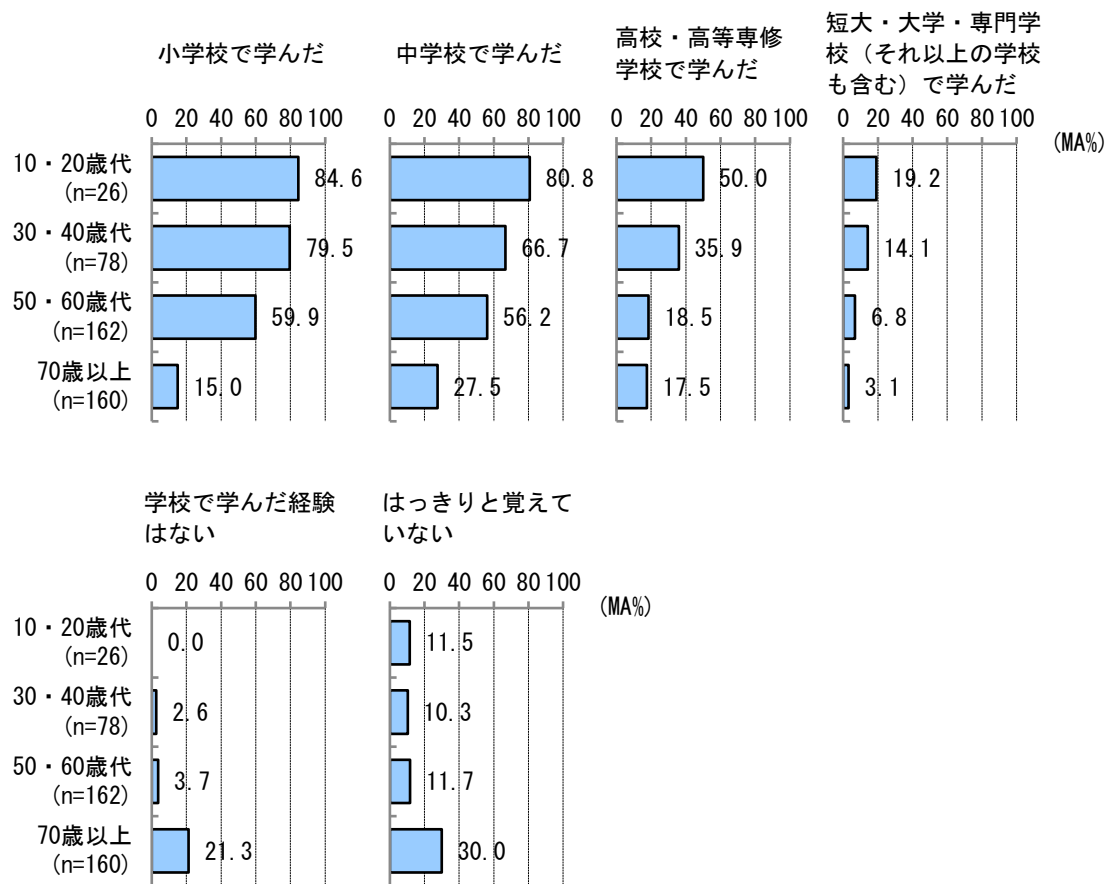
■クロス集計結果

【図表5-2-1 性別 人権問題について学校の授業等で学んだ経験】



性別でみると、「中学校で学んだ」と「学校で学んだ経験はない」、「はっきりと覚えていない」は女性より男性のほうが高くなっている。（図表5-2-1）

【図表5-2-2 年齢別 人権問題について学校の授業等で学んだ経験】



年齢別でみると、学んだことがある人ではいずれも高齢になるほど割合が低くなっている。
(図表5-2-2)

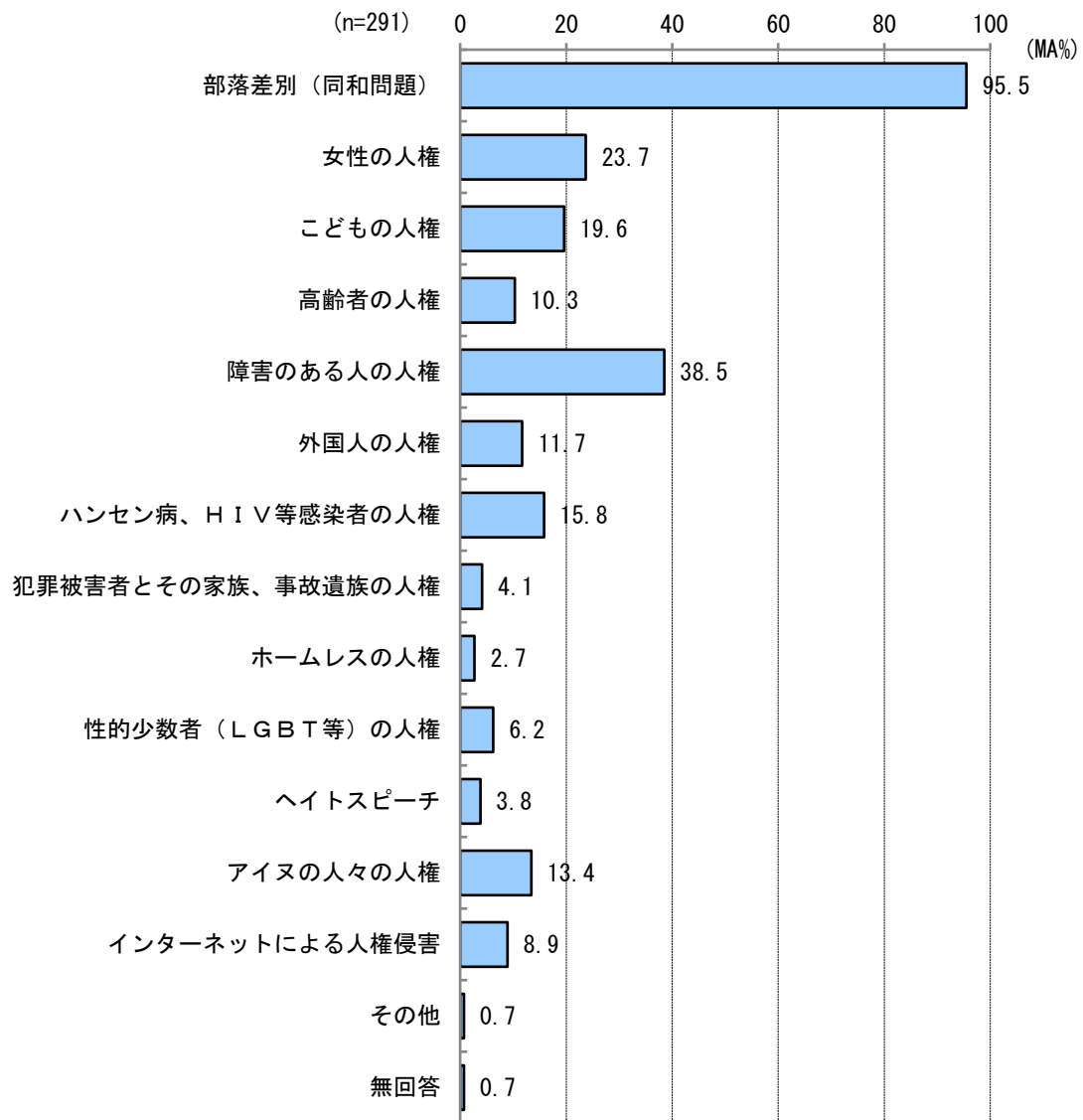
(3) 学校の授業等で学んだことがある人権問題

■単純集計結果

問17で「1」～「4」と回答した方にお聞きします。

問17-1 それはどのような人権問題でしたか。あてはまる番号をすべて選んで○をつけてください。

【図表5-3 学校の授業等で学んだことがある人権問題】



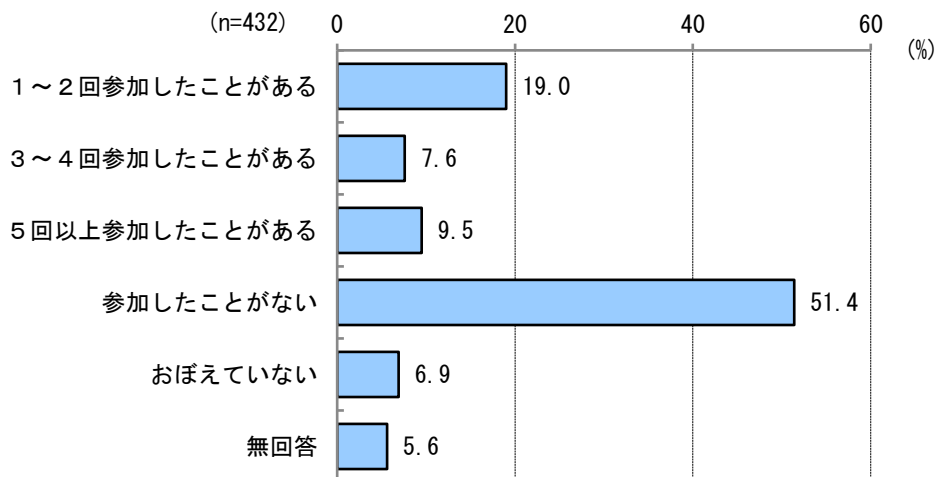
学校の授業等で学んだ経験があると回答した人に、学んだ人権問題の内容をたずねると、「部落差別（同和問題）」が95.5%で最も多く、次いで「障害のある人の人権」が38.5%、「女性の人権」が23.7%となっている。（図表5-3）

(4) 人権問題に関する研修会等の参加経験

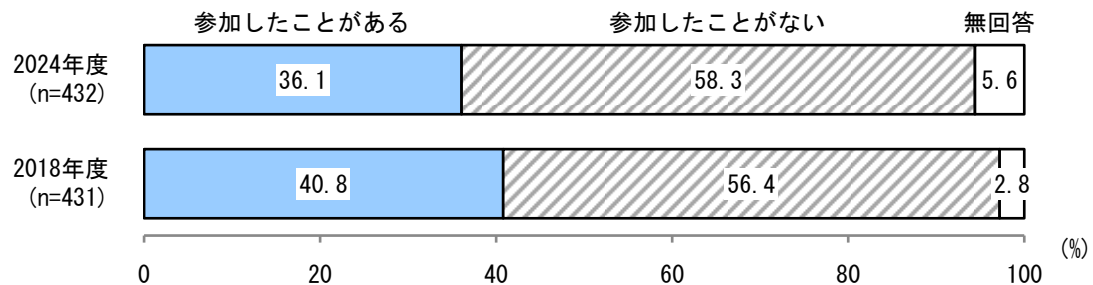
■単純集計結果

問18 学校以外で、過去5年の間に、あなたは、人権問題に関する研修会や講演会、啓発映画・DVD上映会や人権フェスティバルなど人権啓発に関するイベント等に参加されたことがありますか。あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

【図表5-4① 人権問題に関する研修会等の参加経験】

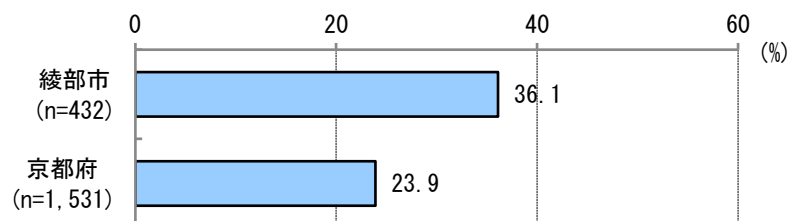


【図表5-4② 人権問題に関する研修会等の参加経験（参加したことがある・ない別）（経年比較）】



※2024年度の「参加したことがない」には「おぼえていない」を含む。

【図表5-4③ 人権問題に関する研修会等の参加経験（参加したことがある割合）（京都府との比較）】



※京都府調査は、人権研修等に1つでも参加したことがある割合

過去5年間に、学校以外で人権啓発に関する研修等に参加した回数については、「参加したことがない」が51.4%で最も多く、次いで「1～2回参加したことがある」が19.0%、「5

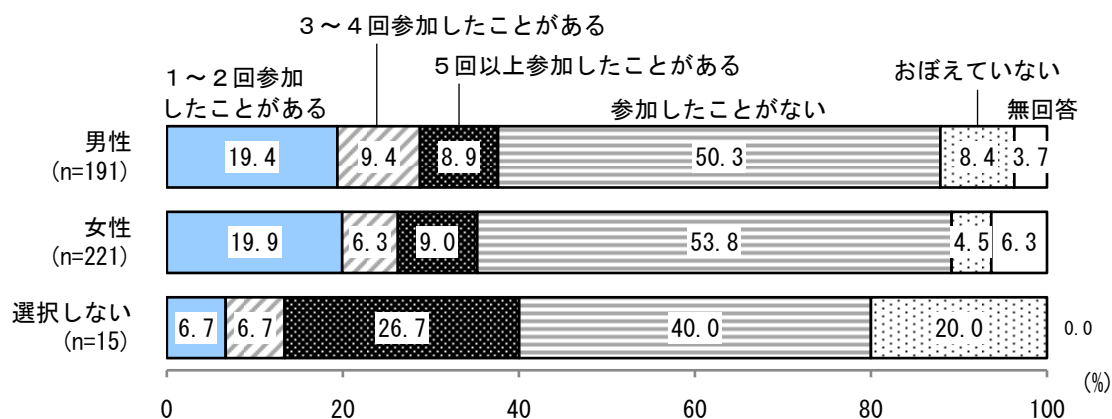
回以上参加したことがある」が9.5%となっており、「参加したことがある」（「1～2回参加したことがある」と「3～4回参加したことがある」、「5回以上参加したことがある」の計）は36.1%となっている。（図表5-4①）

2018年度と比較すると、「参加したことがある」は2018年度（40.8%）より4.7ポイント低くなっている。（図表5-4②）

京都府と比較すると、「参加したことがある」は京都府（23.9%）より12.2ポイント高くなっている。（図表5-4③）

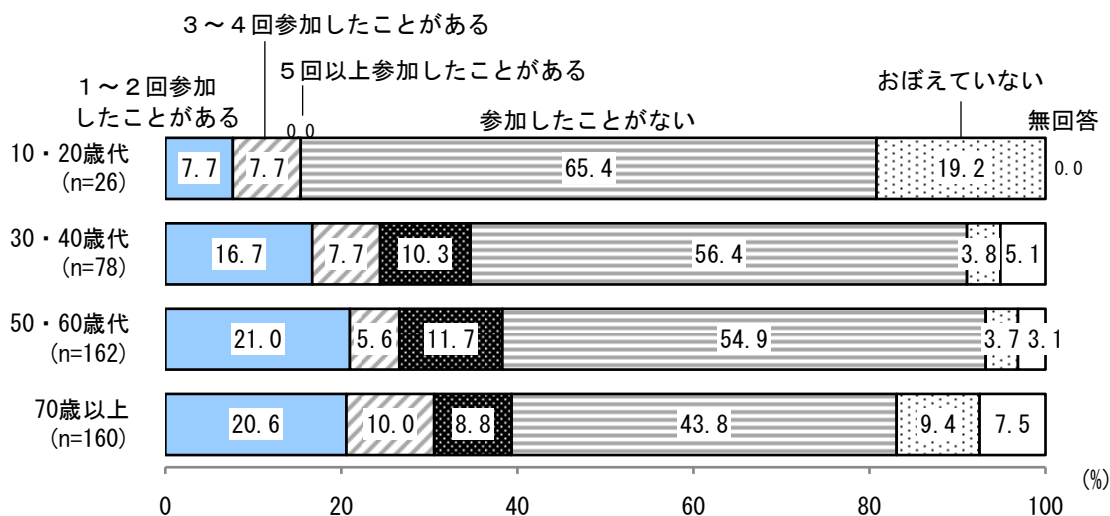
■クロス集計結果

【図表5-4-1 性別 人権問題に関する研修会等の参加経験】



性別でみると、「参加したことがある」は女性（35.2%）より男性（37.7%）のほうが高くなっている。（図表5-4-1）

【図表5-4-2 年齢別 人権問題に関する研修会等の参加経験】



年齢別でみると、「参加したことがある」は高齢になるほど割合が高くなっている。（図表5-4-2）

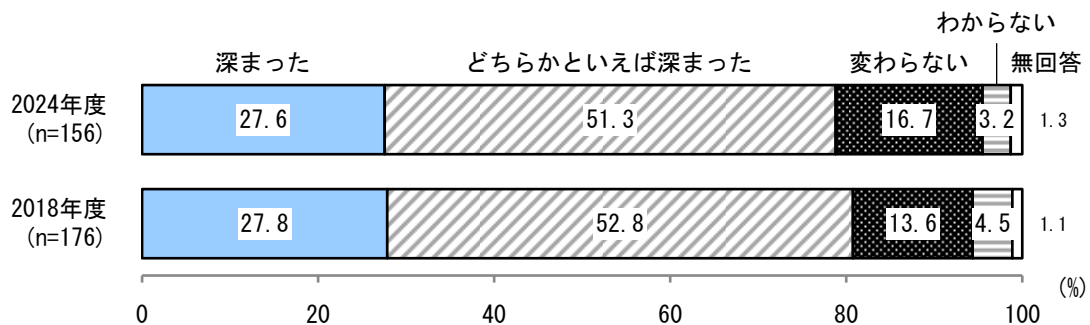
(5) 研修等への参加による人権や人権問題に対する理解・認識

■単純集計結果

問18で「参加したことがある」と回答した方にお聞きします。

問18-1 あなたは、人権啓発に関する研修等に参加して、人権や人権問題に対する理解・認識は深まりましたか。次の中からあてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

【図表5-5 研修等への参加による人権や人権問題に対する理解・認識（経年比較）】

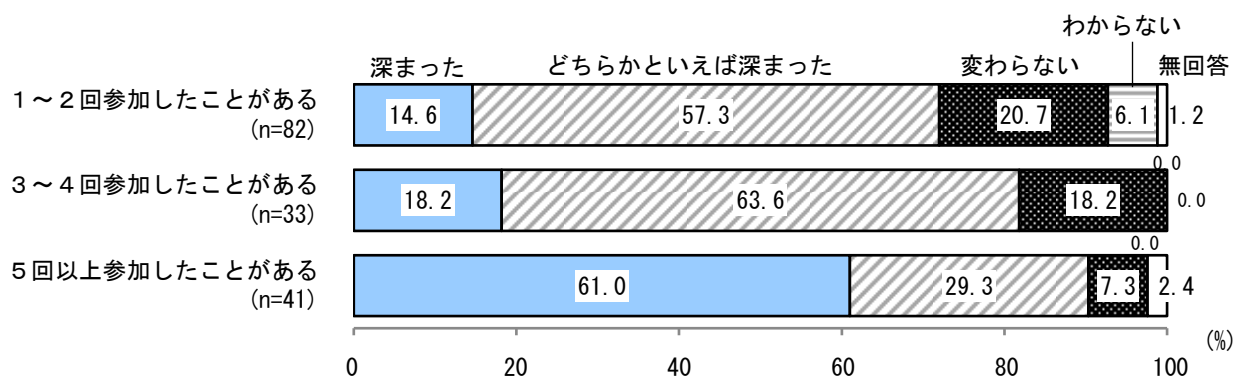


学校以外で人権啓発に関する研修等に参加したことがあると回答した人に、人権や人権問題に対する理解・認識が深まったかをたずねると、「どちらかといえば深まった」が51.3%で最も多く、次いで「深まった」が27.6%、「変わらない」が16.7%となっている。

2018年度と比較しても、大きな差はみられない。（図表5-5）

■クロス集計結果

【図表5-5-1 人権問題に関する研修会等の参加経験別 研修等への参加による人権や人権問題に対する理解・認識】



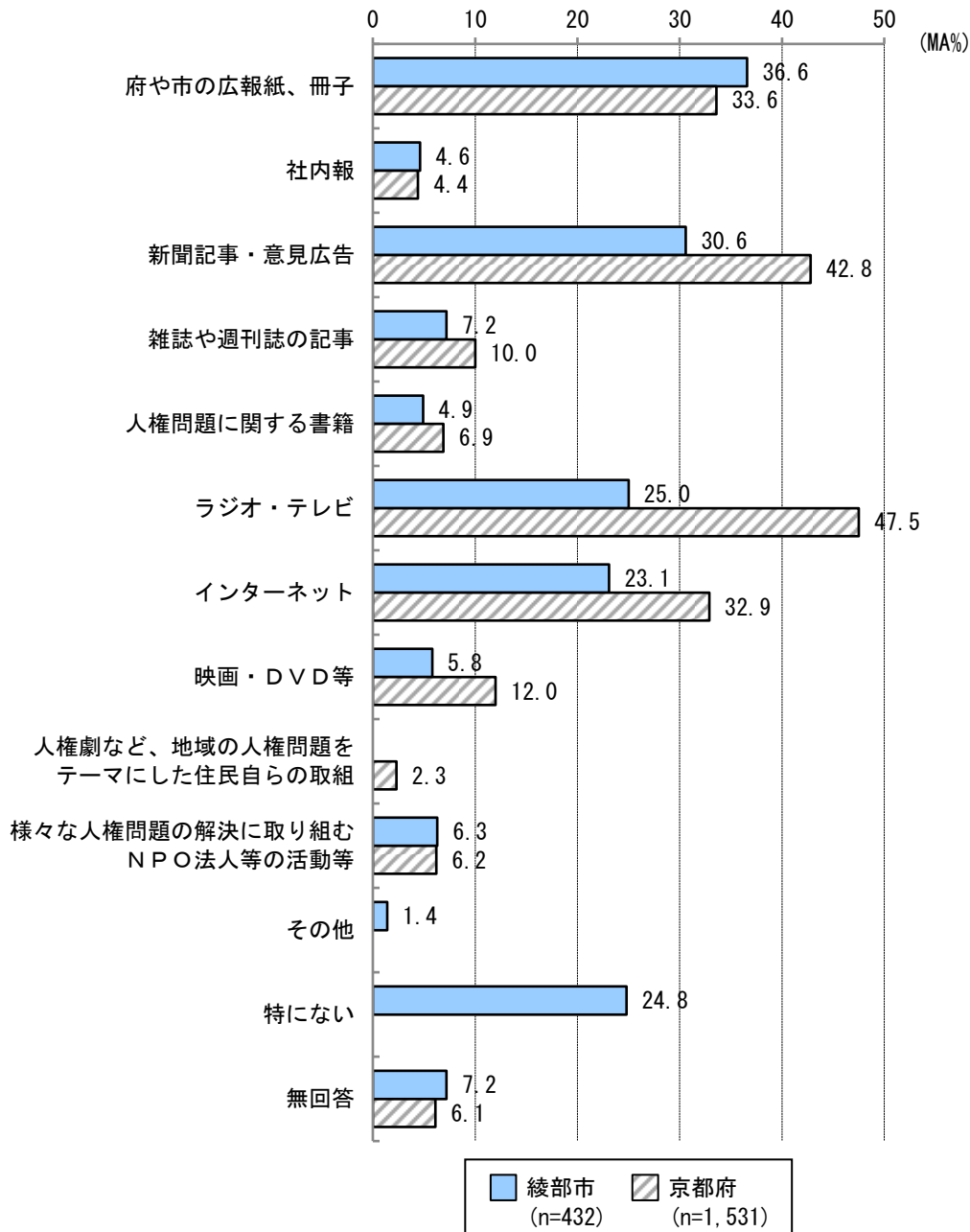
人権問題に関する研修会等の参加経験別でみると、「深まった」は5回以上参加したことがある（61.0%）で最も高く、「深まった」（「深まった」と「どちらかといえば深まった」の計）は参加回数が多いほど割合が高くなり、5回以上参加したことがある（90.3%）が最も高くなっている。（図表5-5-1）

(6) 人権問題に関する情報入手方法や学習で利用するもの

■単純集計結果

問19 あなたは、問17と問18以外の方法で人権問題について情報を得たり、学習をするためによく利用するものは何ですか。あてはまる番号をすべて選んで○をつけてください。

【図表5-6 人権問題に関する情報入手方法や学習で利用するもの（京都府との比較）】



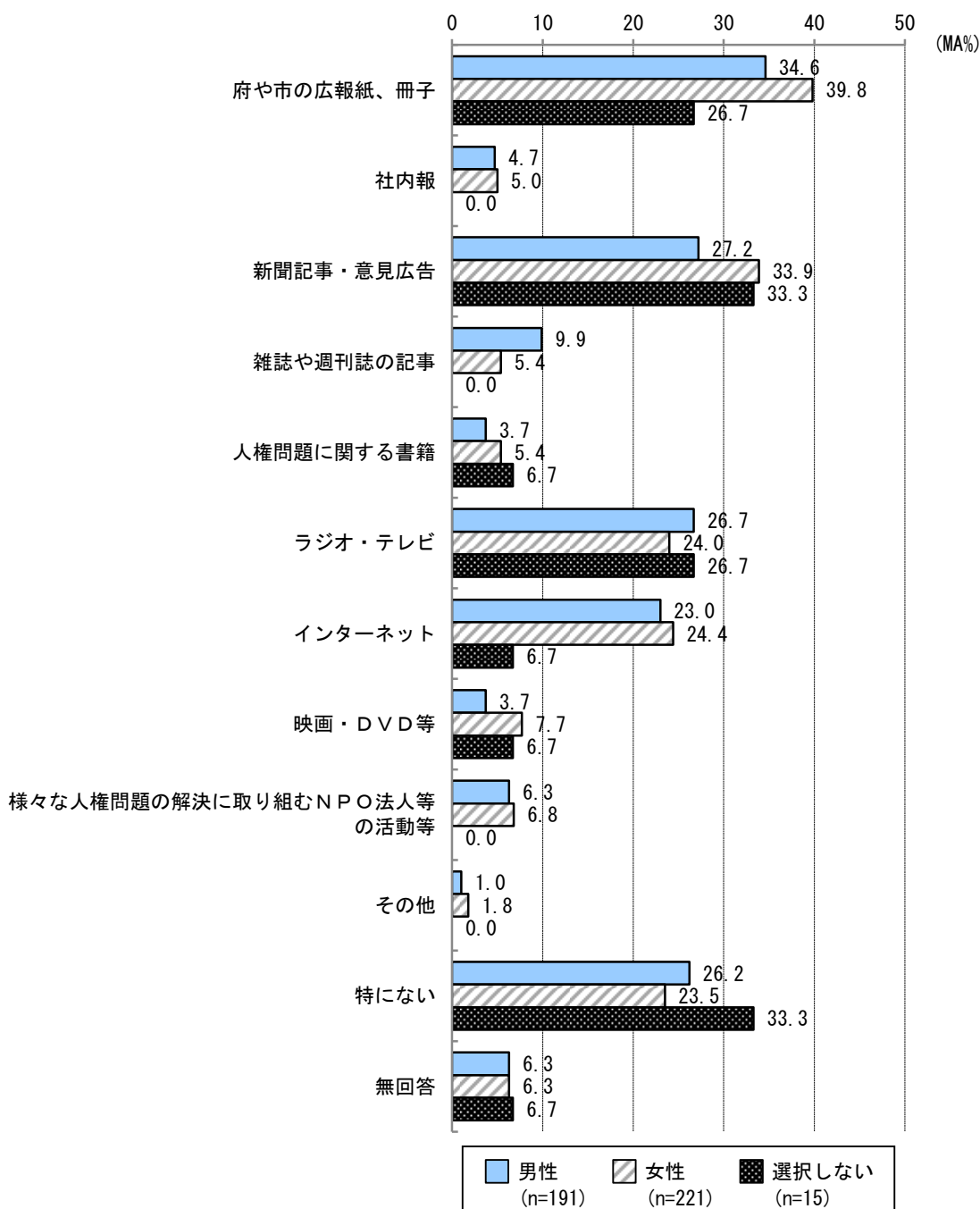
※京都府調査は、選択肢に「その他」「特にない」がなく、「人権劇など、地域の人権問題をテーマにした住民自らの取組」は京都府のみの選択肢。

人権問題に関する情報入手方法や学習で利用するものについては、「府や市の広報紙、冊子」が36.6%で最も多く、次いで「新聞記事・意見広告」が30.6%、「ラジオ・テレビ」が25.0%となっている。

京都府と比較すると、「ラジオ・テレビ」は京都府（47.5%）より22.5ポイント、「新聞記事・意見広告」は京都府（42.8%）より12.2ポイント、「インターネット」は京都府（32.9%）より9.8ポイント、それぞれ低くなっている。（図表5-6）

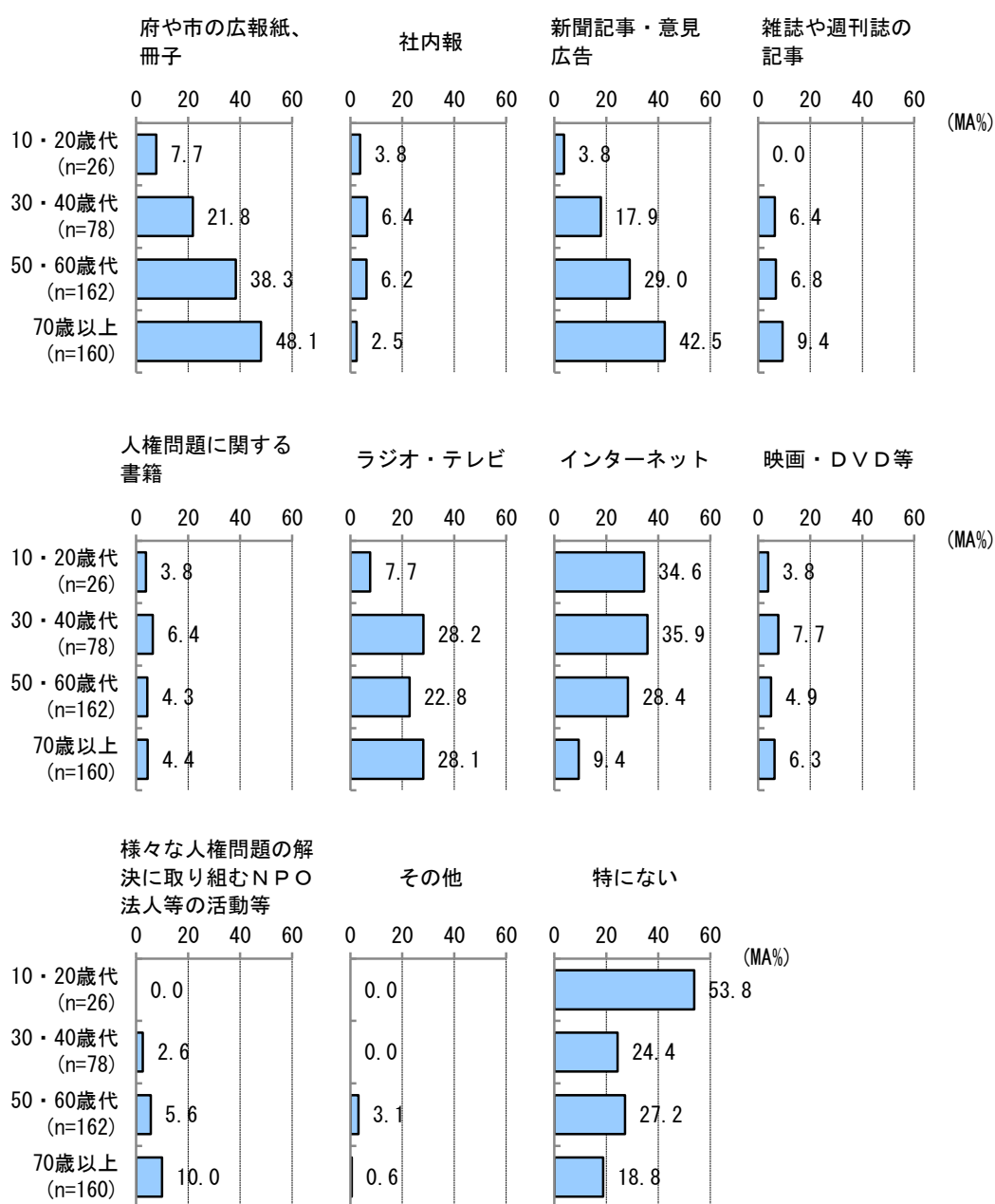
■クロス集計結果

【図表5-6-1 性別 人権問題に関する情報入手方法や学習で利用するもの】



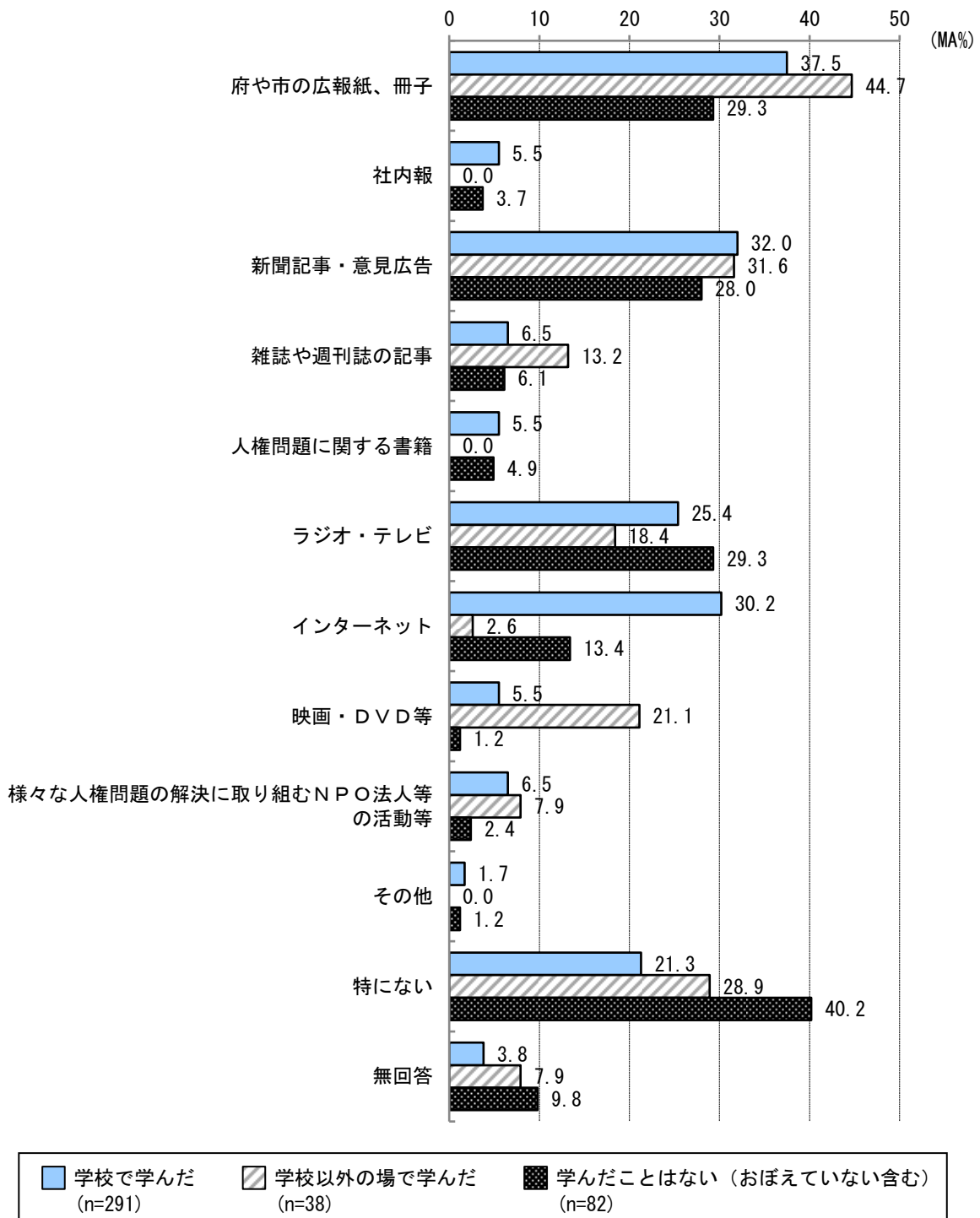
性別でみると、「雑誌や週刊誌の記事」と「ラジオ・テレビ」は女性より男性のほうが高いが、それ以外は女性のほうが高くなっている。（図表5-6-1）

【図表5-6-2 年齢別 人権問題に関する情報入手方法や学習で利用するもの】



年齢別でみると、「府や市の広報紙、冊子」、「新聞記事・意見広告」、「雑誌や週刊誌の記事」、「様々な人権問題の解決に取り組むNPO法人等の活動等」は高齢になるほど割合が高くなっている。(図表5-6-2)

【図表5-6-3 人権問題について学んだ機会別 人権問題に関する情報入手方法や学習で利用するもの】



人権問題について学んだ機会別でみると、学校で学んだ、学校以外で学んだともに「府や市の広報紙、冊子」が最も多く、「府や市の広報紙、冊子」、「雑誌や週刊誌の記事」、「映画・DVD等」、「様々な人権問題の解決に取り組むNPO法人等の活動等」では学校以外で学んだが最も高くなっている。(図表5-6-3)

6. 自由意見

自由記述については、回答者のうち、70人から延べ79件の要望や意見が寄せられた。意見分類ごとの件数は以下のとおりである。

内 容	件数
人権全般について	18
人権教育について	14
アンケート調査について	7
情報提供について	6
同和問題について	6
障害のある人について	4
外国人について	3
高齢者について	3
人との付き合いについて	2
性的少数者について	1
その他	15
計	79

資料編

綾部市民の人権に関する意識調査票

ご多忙のところ、誠に恐縮ですが、回答にご協力いただきますようお願い申し上げます。

■本調査について

本調査は、市民の皆様の人権に関する日頃の意識や行動をはじめ、人権教育・啓発事業に対するご意見や考えなどを把握するために実施しているものです。

■回答にあたってのお願い

① この調査票は、市内にお住まいの18歳以上の方1,000人を無作為に抽出しお送りしています。あて名のご本人様が回答いただくか、記入が困難な場合は、代筆していただいても結構ですが、回答はご本人にお願いします。

② **令和6年8月13日(火)までに投函ください。**

調査票に直接ご記入いただき返信用封筒（切手不要）に入れ、ポストに投函ください。パソコンやスマートフォン・タブレットをご使用いただき、専用の回答ページからも回答いただけます。その場合は本調査票による回答（投函）は不要です。

回答専用サイトはコチラから

<https://src.webcas.net/form/pub/src2/262030jk>



※回答専用サイトへのログインの際には、次のID・パスワードを入力してください。

◇ID

◇パスワード

※ID・パスワードは、調査専用画面に入るための認証キーです。また、紙の調査票とインターネットで同じ方による二重回答を防ぐために付けています。どの方にもどのID・パスワードを送付したのかは一切記録していませんので、回答者個人を特定することはできません。

③ この調査への回答は任意です。

④ 15～20分程度のお時間のご協力をお願いします。

■個人情報の取扱いについて

① 調査票および返信用封筒には、氏名、住所の記入は不要です。

② 調査票の送付に使用した氏名、住所は、本調査票の送付のためにのみ使用し、それ以外の目的には一切使用いたしません。

③ 郵送返送先の株式会社サーベイリサーチセンターは、綾部市が本調査の実施、集計・分析等を委託した事業者です。当事業者は、プライバシーマークの認証を受けており、個人情報は適正に取り扱われます。

ホームページ：<https://www.surece.co.jp/>



■人権に関する一般的な考え方や認識についてお聞きします。

問1 人権を取り巻く社会の状況について、あなたはどのように思いますか。次の事項ごとにあてはまる番号を1つずつ選んで○をつけてください。

事 項	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらとも いえない	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない
ア 市民一人ひとりの人権意識は、5年前と比べて高くなっている	1	2	3	4	5	6
イ 綾部市は、人権が尊重された豊かなまちになっている	1	2	3	4	5	6

問2 あなたは、次にあげた人権課題について、どの程度関心がありますか。
ア～スの事項ごとにあてはまる番号を1つずつ選んで○をつけてください。

事 項	関心がある	少し 関心がある	関心がない
ア 被差別部落（同和地区）出身者の人権	1	2	3
イ 女性の人権	1	2	3
ウ こどもの人権	1	2	3
エ 高齢者の人権	1	2	3
オ 障害のある人の人権	1	2	3
カ 外国人の人権	1	2	3
キ ハンセン病、H I V等感染者の人権	1	2	3
ク 犯罪被害者とその家族、事故遺族の人権	1	2	3
ケ ホームレスの人権	1	2	3
コ 性的少数者（L G B T等）の人権	1	2	3
サ 刑を終えて出所した人の人権	1	2	3
シ アイヌの人々の人権	1	2	3
ス インターネットによる人権侵害	1	2	3

問3 あなたは、最近施行された人権に関する法律、条例、制度等をどの程度知っていますか。
ア～ハの事項ごとにあてはまる番号を1つずつ選んで○をつけてください。

事 項	内 容 も 知 っ て い る	内 容 は 知 ら な い が 名 前 は 知 っ て い る	知 ら な い
ア 綾部市パートナーシップ制度 (2023年施行)	1	2	3
イ 綾部市人権尊重のまちづくり条例 (2022年施行)	1	2	3
ウ 綾部市手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例 (2018年施行)	1	2	3
エ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 (2024年施行)	1	2	3
オ 認知症基本法 (2024年施行)	1	2	3
カ こども基本法 (2023年施行)	1	2	3
キ L G B T理解増進法 (2023年施行)	1	2	3
ク A V出演被害防止・救済法 (2022年施行)	1	2	3
ケ アイヌ民族支援法 (2019年施行)	1	2	3
コ 部落差別解消推進法 (2016年施行)	1	2	3
サ ヘイトスピーチ解消法 (2016年施行)	1	2	3
シ 障害者差別解消法 (2016年施行)	1	2	3
ス 子どもの貧困対策法(こどもの貧困解消法) (2013年施行)	1	2	3
セ いじめ防止対策推進法 (2013年施行)	1	2	3
ソ 事前登録型本人通知制度 (2013年施行)	1	2	3
タ 障害者虐待防止法 (2012年施行)	1	2	3
チ ハンセン病問題基本法 (2008年施行)	1	2	3
ツ 高齢者虐待防止法 (2006年施行)	1	2	3
テ DV (ドメスティック・バイオレンス) 防止法 (2001年施行)	1	2	3
ト 児童虐待防止法 (2000年施行)	1	2	3
ナ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 (2000年施行)	1	2	3
ニ 男女共同参画社会基本法 (1999年施行)	1	2	3
ヌ 国際人権規約 (1976年発効)	1	2	3
ネ 同和对策審議会答申 (1965年)	1	2	3
ノ 世界人権宣言 (1948年採択)	1	2	3
ハ 水平社宣言 (1922年)	1	2	3

問４ 人権について、いろいろな考え方がありますが、あなたはどのように思われますか。次のア～シの事項ごとに、あなたの考えにもっとも近い番号を１つずつ選んで○をつけてください。

事 項	そう思う	どちらかといえば そう思う	あまりそう思わない	そう思わない
ア 権利ばかり主張してがまんすることのできない人が増えている	1	2	3	4
イ 人権問題とは、差別を受けている人の問題であって、自分とは関係がない	1	2	3	4
ウ 思いやりや優しさをみんなが持てば人権問題は解決する	1	2	3	4
エ 学校では、権利より、義務を果たすことを教えるべきだ	1	2	3	4
オ 競争社会だから、能力による差別が生じるのは仕方がない	1	2	3	4
カ 個人の権利より、地域みんなの利益が優先されるべきだ	1	2	3	4
キ 差別する人だけでなく、差別される人にも問題がある	1	2	3	4
ク 人権問題を解決する責任は、まず行政にある	1	2	3	4
ケ 差別をなくすには、差別を禁止する法律が必要だ	1	2	3	4
コ 介護や介助を受ける高齢者や障害者が、あまりあれこれ自己主張するのはよくない	1	2	3	4
サ 社会福祉に頼るより、個人がもっと努力する必要がある	1	2	3	4
シ 今の社会では社会的弱者が優遇され、一般の人の頑張りが認められていないと感じる	1	2	3	4

■人権侵害などに関する考え方や認識についてお聞きします。

問5 人権の尊重や侵害について、人によっていろいろと考え方の違いがあります。次にあげる事項ごとにあなたの考えにもっとも近い番号を1つずつ選んで○をつけてください。

事 項	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらともいえない	どちらかといえば そう思わない	そう思わない
【同和問題（部落差別）について】					
ア 同和問題（部落差別）は、口に出さずそっとしておけば自然になくなると思うので、学校や職場で積極的に学習や研修を行わなくてもよい	1	2	3	4	5
イ 被差別部落（同和地区）や被差別部落（同和地区）の人のことを気にしたことはないし、部落差別は私には関係がない	1	2	3	4	5
ウ 本人同士が決めたことだから、身内が被差別部落（同和地区）の人と結婚することには反対しない	1	2	3	4	5
【女性の人権について】					
エ 親の介護は、女性の役割だと決めつけるのはよくない	1	2	3	4	5
オ 女性の社会参加を進めるため、自治体の管理職などの一定数を女性に割り当てる方法を取り入れるべきだ	1	2	3	4	5
カ 男性は外で働き、女性は家庭を中心に家事・育児を担うのがよい	1	2	3	4	5

事 項	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらともいえない	どちらかといえば そう思わない	そう思わない
【こどもの人権について】					
キ こどもが参加する地域行事を決める際に、大人だけで決めて、こどもの意見表明の場がなくてもよい	1	2	3	4	5
ク 病気や障がいなど、ケアを要する家族がいる場合、こどもでも家事や家族の世話、介護などを日常的に担わなければならないのは、しかたのないことだ	1	2	3	4	5
ケ 子育てに問題がある親でも、そのもとで育つことが、こどもの最善の利益になる	1	2	3	4	5
【高齢者の人権について】					
コ 認知症の高齢者は迷惑をかけるから、介護者が側にいない場合、家に鍵をかけておくことはやむを得ない	1	2	3	4	5
サ 高齢者はあまり自己主張せず、家族やまわりの人の言うことを聞いたほうがよい	1	2	3	4	5
シ 自宅近くに建設される施設が高齢者のグループホームであると聞いた場合、その建設には反対する	1	2	3	4	5
【障害のある人の人権について】					
ス 雇用者には職場のバリアを取り除く義務があるが、障害のある人多数に共通するバリアを取り除けばよいのであって、一人ひとりの申し出に対応するのはやりすぎだ	1	2	3	4	5
セ 多動のこどもは、じっとしていることができないようにしつけないといけない	1	2	3	4	5
ソ 精神に障害のある人は、なんとなく怖いというイメージがあり不安を感じる	1	2	3	4	5

事 項	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらともいえない	どちらかといえば そう思わない	そう思わない
【外国人の人権について】					
タ 日本に住む外国人は、できるだけ日本の文化や慣習に合わせる努力をすべきである	1	2	3	4	5
チ 働いている外国人に、雇用者が職場で通称名（日本名）の使用を求めるのは問題だ	1	2	3	4	5
ツ 外国人に対するヘイトスピーチは、表現の自由の範囲内のことであり許されることだ	1	2	3	4	5
【感染症患者等の人権について】					
テ 感染症患者については、感染拡大防止のため、プライバシーの保護などが制限される場合があってもやむを得ない	1	2	3	4	5
ト 感染症に一度かかった人やその家族とは、たとえ回復していても付き合いたくない	1	2	3	4	5
ナ 就職試験の成績や面接結果が他の人よりも良かったにもかかわらず、感染症患者またはその回復者ということを理由に不採用とされても仕方がない	1	2	3	4	5
【インターネット上での人権について】					
ニ 差別をあおるような書き込みをした人に対し、処罰する法整備が必要だ	1	2	3	4	5
ヌ インターネット上の差別的書き込みを行政が把握し、プロバイダーへの情報停止・削除を求める取り組みが大切だ	1	2	3	4	5
ネ インターネット上に被差別部落（同和地区）の所在地を載せることは部落差別を助長する深刻な問題行為だ	1	2	3	4	5

問6 あなたは、性的少数者（LGBT等）という言葉を知っていますか。あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

1 知っている	2 知らない	→ 問7へ
---------	--------	-------

問6で「1 知っている」と回答した方にお聞きします。

問6ー1 性的少数者（LGBT等）の人権に関して次のような考え方がありますが、あなたはど
う思われますか。次の事項ごとにあなたの考えにもっとも近い番号を1つずつ選ん
で○をつけてください。

事 項	そう 思う	ど ち ら か と い え ば そ う 思 う	ど ち ら と も い え な い	ど ち ら か と い え ば そ う 思 わ な い	そ う 思 わ な い
ア 同僚に同性愛者や性別違和のある人がいる 職場では働きたくない	1	2	3	4	5
イ もし、自分のこどもが同性愛者であった場 合、親としてこどもの側に立ち、力になる	1	2	3	4	5
ウ 「トランスジェンダーの権利を認めると、 男性が女性のふりをして女性トイレに入っ てくる」などという意見は、トランスジェ ンダーの人びとを丸ごと排除の対象にする 主張で問題だと思う	1	2	3	4	5
エ 人の性的指向や性自認を第三者が勝手に話 題にすることは許されない	1	2	3	4	5
オ 同性同士の結婚も認められるべきだ	1	2	3	4	5

問7 あなたは、デモ、集会、街宣活動等やインターネット上で行われている特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）の存在を知っていますか。
あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

1 知っている	2 知らない	→ 問8へ
---------	--------	-------

問7で「1 知っている」と回答した方に、問7-1、問7-2についてお聞きします。

問7-1 あなたは、ヘイトスピーチの存在をどこでどのようにして知りましたか。
あてはまる番号をすべて選んで○をつけてください。

1 直接見たり聞いたりした	
2 インターネットで見たり	
3 マスコミの報道で見たり聞いたりした	
4 啓発ポスターや冊子などで見た	
5 学校の授業で教わった	
6 ヘイトスピーチに関する研修会で知った	
7 家族、友人等から聞いた	
8 その他（具体的に：	）
9 おぼえていない	
10 見聞きしたことはない	

問7-2 あなたは、そのようなヘイトスピーチの存在を見聞きしてどのように思いましたか。
あてはまる番号をすべて選んで○をつけてください。

1 特定の人びとを排除するのは許せないと思った	
2 日本に対する印象が悪くなったと思った	
3 ヘイトスピーチをされる側にも問題があると思った	
4 自分には関係ないと思った	
5 「表現の自由」の範囲内のものだと思った	
6 その他（具体的に：	）
7 特にない	
8 わからない	

■人権侵害に関する行為を受けたり見聞きした経験についてお聞きします。

問 8 あなたは、過去5年の間に、問8-1に挙げられているようなことで、自分の人権が侵害されたと感じたことがありますか。次のうちあてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

1 ある	2 ない	3 わからない	-----> 問9へ
------	------	---------	------------

問8で「1 ある」と回答した方に、問8-1、問8-2についてお聞きします。

問8-1 それは、どのような人権侵害でしたか。あてはまる番号をすべて選んで○をつけてください。

- 1 プライバシーの侵害
- 2 親子間（孫を含む）での暴力や虐待
- 3 配偶者・パートナー間での暴力や虐待（ドメスティック・バイオレンス（DV））
- 4 地域での暴力、脅迫（きょうはく）、無理強い、仲間外れ
- 5 あらぬうわさや悪口による、名誉や信用などの侵害
- 6 インターネットを悪用した人権侵害
- 7 公的機関や企業・団体による不当な扱い
- 8 パワーハラスメント（職場等で職務権限を通じて行ういじめや嫌がらせ）
- 9 セクシャルハラスメント（性的嫌がらせ）
- 10 信条による差別待遇
- 11 性別による差別待遇
- 12 出身地による差別待遇
- 13 社会的地位による差別待遇
- 14 心身の障害による差別待遇
- 15 カスタマーハラスメント（顧客からの不当な行為・要求）
- 16 その他（具体的に： _____）

問8-2 人権侵害を受けたと感じたとき、あなたはどうか対応されましたか。あてはまる番号をすべて選んで○をつけてください。

- 1 相手に対して人権侵害であるとして注意したり、抗議したりした
- 2 家族や友人、上司、先輩、その他信頼できる人に相談した
- 3 公的機関（法務局・府・市役所、人権擁護委員・警察等）に相談した
- 4 NPO法人等民間団体に相談した
- 5 職場の相談窓口に相談した
- 6 弁護士等に相談した
- 7 その他（具体的に： _____）
- 8 なにもしないでそのままにした

問9 あなたは、インターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。あてはまる番号をすべて選んで○をつけてください。

1	他人を誹謗中傷する情報が掲載されること
2	他人に差別をしようとする気持ちを起こさせたり、それを助長するような情報が掲載されたりすること
3	SNSなどによる交流が犯罪を誘発する場となっていること
4	捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真が掲載されること
5	ネットポルノが存在していること
6	プライバシーに関する情報が掲載されること
7	リベンジポルノ（元交際相手などの性的画像を無断でネット上に公開する行為）が行われていること
8	特定の地域が被差別部落（同和地区）である、または、被差別部落（同和地区）であったと指摘する情報が掲載されること
9	わからない

問10 あなたは、過去5年の間に就職や結婚などに際して、聞き合わせを受けたり、身元調査（本人の知らないところで個人にかかわる情報を調べること）をしたりしている人がいると聞いたことがありますか。あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

1	ある	2	ない
---	----	---	----

問11 あなたは、「聞き合わせ」や「身元調査」についてどう思いますか。次のア、イの事項それぞれについてあなたの考えにもっとも近い番号を1つずつ選んで○をつけてください。

事 項	聞き合わせや身元調査はするべきではない	聞き合わせや身元調査は本来するべきではないが、調査することに対して心情的には理解できる	どうしても知りたいことがあれば、聞き合わせや身元調査をしてもかまわない	聞き合わせや身元調査をするのは当然だと思う
ア 就職に際して	1	2	3	4
イ 結婚に際して	1	2	3	4

■被差別部落（同和地区）についてお聞きします。

問12 あなたが、被差別部落（同和地区）や同和問題について、初めて知ったのは、どういうことからですか。あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

- | | |
|-----------------------------|----------------|
| 1 祖父母から聞いた | 2 父母から聞いた |
| 3 その他の家族から聞いた | 4 親戚の人から聞いた |
| 5 近所の人から聞いた | 6 職場の人から聞いた |
| 7 友人から聞いた | 8 学校の授業で教わった |
| 9 テレビ、ラジオ、映画、新聞で知った | 10 書籍で知った |
| 11 インターネットで知った | 12 講演会や学習会で知った |
| 13 市や県の広報紙や冊子で知った | 14 はっきりおぼえていない |
| 15 その他（具体的に： _____） | |
| 16 被差別部落（同和地区）や同和問題のことは知らない | |

問13 あなたは、この5年間くらいの間に同和問題に関して次のような発言を直接聞いたことがありますか。複数ある場合は、強く印象に残っているものを1つ選んで○をつけてください。

- | | |
|------------------------------------|----------|
| 1 被差別部落（同和地区）の人とは、付き合いはいけない | → 問13-1へ |
| 2 被差別部落（同和地区）の人とは、結婚してはいけない | |
| 3 被差別部落（同和地区）の人はこわい | |
| 4 被差別部落（同和地区）の人は無理難題を言う | |
| 5 被差別部落（同和地区）は治安が悪い | |
| 6 住宅を購入する際、被差別部落（同和地区）内の物件を避けた方がいい | |
| 7 聞いたことはない | → 問14へ |

問13で「1」～「6」と回答した方に、問13-1についてお聞きします。

問13-1 それは誰から聞きましたか。あてはまる番号をすべて選んで○をつけてください。

- | | |
|--------------------|---------------|
| 1 家族 | 2 親戚 |
| 3 近所の人 | 4 友人 |
| 5 職場の人 | 6 公務員 |
| 7 知らない人 | 8 インターネットを通じて |
| 9 その他（具体的に： _____） | |

問14 仮にあなたにお子さんがいた場合、お子さんの結婚しようとする相手がア～オそれぞれの人と分かった場合、あなたは どう する と思いますか。次の中からあてはまる番号を 1 つずつ選んで○をつけてください。

事 項	反 対 す る	迷 い な が ら も、 反 対 す る	迷 い な が ら も、 賛 成 す る	賛 成 す る	わ か ら な い
ア 被差別部落（同和地区）出身者	1	2	3	4	5
イ 障害のある人	1	2	3	4	5
ウ 在日韓国、朝鮮人	1	2	3	4	5
エ 外国人	1	2	3	4	5
オ 性的マイノリティ（LGBT等）	1	2	3	4	5

問15 あなたは住宅を選ぶ際に、価格等が希望にあっても、次のア～カのような条件の物件の場合、どう する と思いますか。次の中からあてはまる番号を 1 つずつ選んで○をつけてください。

事 項	避 け な い と 思 う	ど ち ら か と い え ば 避 け な い 思 う	ど ち ら か と い え ば 避 け る と 思 う	避 け る と 思 う	わ か ら な い
ア 被差別部落（同和地区）内に物件がある	1	2	3	4	5
イ 被差別部落（同和地区）外であるが、その地区と同じ小学校区に物件がある	1	2	3	4	5
ウ 近くに低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる	1	2	3	4	5
エ 近くに外国人が多く住んでいる	1	2	3	4	5
オ 近くに障害者施設がある	1	2	3	4	5
カ 近くに保育所・幼稚園がある	1	2	3	4	5

■人権に関する相談や学習などについてお聞きします。

問16 あなたは、綾部市で人権に関わる相談ができる次のような窓口を知っていますか。次の相談窓口について、あてはまる番号を1つずつ選んで○をつけてください。

事 項	利用したことがある	利用したことはないが知っている	知らない
ア 綾部市の人権相談	1	2	3
イ 法務局の人権相談	1	2	3
ウ 人権擁護委員による相談	1	2	3
エ 京都府の人権問題法律相談（京都府人権リーガルレスキュー隊）	1	2	3
オ 専門機関（婦人相談所や児童相談所）による相談	1	2	3
カ NPOなど民間団体による相談	1	2	3
キ 人権福祉センターでの相談	1	2	3
ク 女性相談（フェミニストカウンセリング）	1	2	3
ケ その他（具体的に： _____）			

問17 あなたは、人権問題について、学校の授業等で学んだことがありますか。あてはまる番号をすべて選んで○をつけてください。

1 小学校で学んだ 2 中学校で学んだ 3 高校・高等専修学校で学んだ 4 短大・大学・専門学校（それ以上の学校も含む）で学んだ	→ 問17-1へ
5 学校で学んだ経験はない 6 はっきりと覚えていない	→ 問18へ

問17で「1」～「4」と回答した方にお聞きします。

問17-1 それはどのような人権問題でしたか。あてはまる番号をすべて選んで○をつけてください。

1 部落差別（同和問題）	2 女性の人権
3 こどもの人権	4 高齢者の人権
5 障害のある人の人権	6 外国人の人権
7 ハンセン病、HIV等感染者の人権	8 犯罪被害者とその家族、事故遺族の人権
9 ホームレスの人権	10 性的少数者（LGBT等）の人権
11 ヘイトスピーチ	12 アイヌの人々の人権
13 インターネットによる人権侵害	
14 その他（具体的に： _____）	

問18 学校以外で、過去5年の間に、あなたは、人権問題に関する研修会や講演会、啓発映画・DVD上映会や人権フェスティバルなど人権啓発に関するイベント等に参加されたことがありますか。あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

1 1～2回参加したことがある	4 参加したことがない
2 3～4回参加したことがある	5 おぼえていない
3 5回以上参加したことがある	

→ 問19へ

問18で「参加したことがある」と回答した方にお聞きします。

問18-1 あなたは、人権啓発に関する研修等に参加して、人権や人権問題に対する理解・認識は深まりましたか。次の中からあてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

1 深まった	2 どちらかといえば深まった	3 変わらない	4 わからない
--------	----------------	---------	---------

問19 あなたは、問17と問18以外の方法で人権問題について情報を得たり、学習をするためによく利用するものは何ですか。あてはまる番号をすべて選んで○をつけてください。

1 府や市の広報紙、冊子	2 社内報
3 新聞記事・意見広告	4 雑誌や週刊誌の記事
5 人権問題に関する書籍	6 ラジオ・テレビ
7 インターネット	8 映画・DVD等
9 様々な人権問題の解決に取り組むNPO法人等の活動等	
10 その他（具体的に： _____）	
11 特にない	

■最後に、あなた自身のことについてお聞きします。

※ 年齢などご本人に関する事項は、この調査票の記入日現在でご記入ください。

問20 あなたの性別について、次の中からあてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

1 男性	2 女性	3 選択しない
------	------	---------

問21 あなたの年齢について、次の中からあてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

1 10歳代	2 20歳代	3 30歳代	4 40歳代	5 50歳代
6 60歳代	7 70歳代	8 80歳以上		

問22 あなたのお住まいの地域について、次の中からあてはまる番号に○をつけてください。

1 奥上林地区	2 中上林地区	3 口上林地区
4 山家地区	5 東八田地区	6 西八田地区
7 吉美地区	8 綾部地区	9 中筋地区
10 豊里地区	11 物部地区	12 志賀郷地区
13 お住まいの地区がわからない方は右の欄に町名をご記入ください（ _____ ）		

**「綾部市人権教育・啓発推進計画」に関する市民調査
報告書**

令和 6 年（2024 年）10 月

編集・発行 綾部市 市民環境部 人権啓発推進室 人権推進課

〒623-8501 京都府綾部市若竹町 8－1

TEL 0773-42-3280 ／ FAX 0773-42-4406

E-mail jinkensuisin@city.ayabe.lg.jp